明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十一年六月二十四日

○第百七十一回国会 参議院会議録第三十二号（その一）

平成二十一年六月二十四日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第三十二号
平成二十一年六月二十四日
午前十時開議
第一　経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第二　日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第三　航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）
第四　平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）
第五　平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）
第六　平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）
第七　平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）
第八　平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）
第九　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一〇　公文書等の管理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、元議員植木光教君逝去につき哀悼の件
以下　議事日程のとおり

○議長（江田五月君）　これより会議を開きます。
さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員植木光教君は、去る六日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。
つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をささげることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江田五月君）　御異議ないと認めます。
弔詞を朗読いたします。
〔総員起立〕
参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられ　さきに予算委員長　議院運営委員長等の要職に就かれ　また国務大臣としての重任にあたられました　元議員正三位勲一等植木光教君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

○議長（江田五月君）　**日程第一　経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**
日程第二　日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件
（いずれも衆議院送付）
日程第三　航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）
以上三件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長榛葉賀津也君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔榛葉賀津也君登壇、拍手〕

○榛葉賀津也君　ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、ベトナムとの経済連携協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等について定めるものであります。
次に、サウジアラビアとの航空協定は、両国間の定期航空路を開設するため、定期航空業務を運営する権利を相互に許与し、業務の開始及び運営の手続及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めるものであります。
委員会におきましては、三件を一括して議題とし、両経済連携協定締結の意義と我が国農業に与える影響、ベトナム人看護師・介護福祉士の今後の受入れ交渉の方針、スイスとの間で導入される認定輸出者による原産地申告制度の信頼性確保、サウジアラビアとの間で就航見込みがない中で航空協定を締結する意味等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終え、順次採決の結果、ベトナム及びスイスとの経済連携協定はいずれも多数をもって、サウジアラビアとの航空協定は全会一致をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

元議員植木光教君逝去につき哀悼の件
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件外二件

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

まず、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十一
賛成　二百十四
反対　七

よって、両件は承認することに決しました。

（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　次に、航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十二
賛成　二百二十二
反対　〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第四　平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
日程第五　平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
日程第六　平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
日程第七　平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
日程第八　平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）
（いずれも第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）

以上五件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長家西悟君。

〔審査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔家西悟君登壇、拍手〕

○家西悟君　ただいま議題となりました平成十九年度予備費関係五件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成十九年度予備費関係五件は、憲法及び財政法の規定に基づき、予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

これらの主な費目について政府の提出理由を申し上げますと、まず、一般会計の予備費使用は、特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に要する経費、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費、地方道路公社有料道路災害復旧事業に必要な経費、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費などであります。

次いで、特別会計の予備費使用は、食料安定供給特別会計における麦の買入れに必要な経費、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費であります。

次いで、特別会計予算総則の規定による経費の増額は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額、治水特別会計における河川事業の調整等に必要な経費の増額などであります。

委員会におきましては、これら五件を一括して議題とし、まず財務大臣から説明を聴取しました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市委員より、平成十九年度一般会計予備費（その1）及び平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額（その1）については反対、その他三件については賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、平成十九年度予備費関係五件のうち、平成十九年度一般会計予備費（その1）及び平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額（その1）については承諾を与えるべきものでないと議決され、その他三件については承諾を与えるべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

まず、日程第四及び第六の予備費使用総調書等二件を一括して採決いたします。

両件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十一
賛成　九十一
反対　百三十

よって、両件は承諾しないことに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　次に、日程第五、第七及び第八の予備費使用総調書等三件を一括して採決いたします。

三件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十二
賛成　百六
反対　百十六

よって、三件は承諾しないことに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第九　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長辻泰弘君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔辻泰弘君登壇、拍手〕

○辻泰弘君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における急速な少子高齢化の進行を踏まえ、仕事と子育て、仕事と介護それぞれの両立を支援し、労働者が男女共に、子供の養育又は家族の介護を行いながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業制度の見直し等を行おうとするものであります。

その主な内容は、第一に、三歳までの子供を養育する労働者について、事業主に対し短時間勤務制度を設けることを義務付けるとともに、労働者からの請求に応じた所定外労働時間の免除を制度化するものであります。

第二に、父母が共に育児休業を取得する場合、その子供が一歳二か月に達するまでの間に、一年間育児休業が取得できるようにするものであります。

これらのほか、育児休業制度の見直しに伴う育児休業給付の給付対象期間の延長、子供の看護休暇制度の拡充、介護のための短期休暇制度の創設、都道府県労働局長による紛争解決の援助や調停の仕組みの創設、厚生労働大臣の勧告に従わない場合の公表制度の創設等を行うものであります。

なお、衆議院において、紛争の解決、公表等に係る規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日、調停に係る規定は平成二十二年四月一日から施行する旨の修正が行われるとともに、労働者からの育児休業の申出に対して、事業主が休業の開始予定日、終了予定日を明記した書面を労働者に交付し、休業期間を明確にしておくための厚生労働省令の改正を行うことが合意されております。

委員会におきましては、女性の継続就業率が改善しない理由、男性の育児休業取得率向上に向けた取組、育児休業中の所得保障の在り方、いわゆる育休切りなどの不利益取扱事案に厳正に対処する必要性、育児休業期間等を明記した書面交付に関する省令違反の是正策、期間の定めのある雇用者の育児休業取得要件を緩和する必要性、介護休業期間の拡充の必要性、子育て支援の地域格差に対応する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十九
賛成　二百十九
反対　○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　日程第一〇　公文書等の管理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長愛知治郎君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔愛知治郎君登壇、拍手〕

○愛知治郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成、保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講ずることを主な内容としております。

なお、衆議院におきまして、目的規定に公文書等が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として主権者である国民が主体的に利用し得るものであることを明記すること、行政機関の職員が作成すべき文書の範囲を具体化、明確化すること、行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等の廃棄について内閣総理大臣の同意を得なければならないものとすることを主な内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、公文書管理の法制化の意義、作成すべき文書の範囲、国及び地方における公文書管理体制の充実強化、国立公文書館の組織の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し二十一項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十二

賛成　二百二十二

反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

――――――――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

――――――――――

○議長（江田五月君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十三分散会

――――◆――――

出席者は左のとおり。

議長　江田　五月君

副議長　山東　昭子君

議員

山下　芳生君　風間　直樹君
舟山　康江君　植松恵美子君
紙　智子君　川崎　稔君
大島九州男君　水戸　将史君
仁比　聡平君　松野　信夫君
青木　愛君　藤谷　光信君
加賀谷　健君　井上　哲士君
大門実紀史君　津田弥太郎君
犬塚　直史君　藤本　祐司君
足立　信也君　那谷屋正義君
市田　忠義君　小池　晃君
岩本　司君　榛葉賀津也君
藤田　幸久君　ツルネン　マルティ君
佐藤　公治君　中村　哲治君
内藤　正光君　浅尾慶一郎君
木俣　佳丈君　一川　保夫君
増子　輝彦君　羽田雄一郎君
谷　博之君　石井　一君
田名部匡省君　大石　正光君
前田　武志君　千葉　景子君
岡崎トミ子君　佐藤　泰介君
柳田　稔君　北澤　俊美君
峰崎　直樹君　中谷　智司君
松浦　大悟君　平山　幸司君
梅村　聡君　友近　聡朗君
徳永　久志君　川合　孝典君
米長　晴信君　牧山ひろえ君
金子　恵美君　行田　邦子君
相原久美子君　藤原　良信君
大河原雅子君　谷岡　郁子君
田中　康夫君　武内　則男君
白　眞勲君　大久保　勉君
前川　清成君　島田智哉子君
尾立　源幸君　藤末　健三君
富岡由紀夫君　蓮　舫君
大石　尚子君　下田　敦子君
今野　東君　水岡　俊一君
芝　博一君　小林　正夫君
柳澤　光美君　喜納　昌吉君
神本美恵子君　藤原　正司君
山根　隆治君　小川　勝也君
池口　修次君　福山　哲郎君
平野　達男君　辻　泰弘君
円　より子君　直嶋　正行君
長浜　博行君　家西　悟君
西岡　武夫君　簗瀬　進君
奥石　東君　平田　健二君
吉川　沙織君　外山　斎君
川田　龍平君　松下　新平君
大江　康弘君　大久保潔重君
森田　高君　田中　直紀君
糸数　慶子君　渡辺　秀央君
荒井　広幸君　姫井由美子君
轟木　利治君　横峯　良郎君
亀井亜紀子君　中山　恭子君
林　久美子君　広田　一君
室井　邦彦君　川上　義博君
長谷川憲正君　丸山　和也君
長谷川大紋君　島尻安伊子君
鈴木　陽悦君　加藤　敏幸君
主濱　了君　松岡　徹君
自見庄三郎君　中川　義雄君
岸　宏一君　森　ゆうこ君
大塚　耕平君　松井　孝治君
鈴木　寛君　亀井　郁夫君
木村　仁君　山本　一太君
工藤堅太郎君　高嶋　良充君
小川　敏夫君　郡司　彰君
櫻井　充君　藤井　孝男君
若林　正俊君　松田　岩夫君
松村　祥史君　野村　哲郎君
末松　信介君　中村　博彦君
岡田　直樹君　岸　信夫君
義家　弘介君　塚田　一郎君
丸川　珠代君　佐藤　信秋君
礒崎　陽輔君　石井みどり君
石井　準一君　西田　昌司君
関口　昌一君　山本　順三君
小池　正勝君　神取　忍君
荻原　健司君　中川　雅治君
小泉　昭男君　山谷えり子君
西島　英利君　椎名　一保君
秋元　司君　北川イッセイ君
松山　政司君　岩城　光英君
衛藤　晟一君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　松村　龍二君
吉田　博美君　青木　幹雄君
泉　信也君　山崎　正昭君
吉村剛太郎君　尾辻　秀久君
佐藤　昭郎君　矢野　哲朗君
溝手　顕正君　南野知惠子君
谷合　正明君　山内　徳信君
森　まさこ君　西田　実仁君
山本　博司君　近藤　正道君
佐藤　正久君　古川　俊治君
鰐淵　洋子君　浜田　昌良君
又市　征治君　二之湯　智君
河合　常則君　山本　香苗君
澤　雄二君　渕上　貞雄君
福島みずほ君　愛知　治郎君
岡田　広君　田村耕太郎君
有村　治子君　魚住裕一郎君
渡辺　孝男君　加藤　修一君
松　あきら君　岩永　浩美君
市川　一朗君　浅野　勝人君
風間　昶君　荒木　清寛君
山下　栄一君　弘友　和夫君
中曽根弘文君　舛添　要一君
山内　俊夫君　木庭健太郎君
白浜　一良君　草川　昭三君
山口那津男君　浜四津敏子君

国務大臣

外務大臣　中曽根弘文君
財務大臣　与謝野　馨君
厚生労働大臣　舛添　要一君
国務大臣　小渕　優子君

議長の報告事項

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　山下八洲夫君
補欠　芝　博一君

総務委員
辞任　大久保潔重君　芝　博一君　尾辻　秀久君　白浜　一良君
補欠　外山　斎君　山下八洲夫君　礒崎　陽輔君　魚住裕一郎君

法務委員
辞任　牧山ひろえ君
補欠　松浦　大悟君

財政金融委員
辞任　松浦　大悟君　礒崎　陽輔君　西田　昌司君　魚住裕一郎君
補欠　牧山ひろえ君　尾辻　秀久君　林　芳正君　白浜　一良君

文教科学委員
辞任　林　芳正君
補欠　西田　昌司君

厚生労働委員
辞任　島尻安伊子君　塚田　一郎君　風間　昶君
補欠　野村　哲郎君　丸川　珠代君　渡辺　孝男君

農林水産委員
辞任　野村　哲郎君　渡辺　孝男君
補欠　島尻安伊子君　風間　昶君

経済産業委員
辞任　丸川　珠代君
補欠　塚田　一郎君

環境委員
辞任　外山　斎君
補欠　大久保潔重君

国家基本政策委員
辞任　西田　実仁君
補欠　松　あきら君

決算委員
辞任　森田　高君　衛藤　晟一君　松　あきら君
補欠　亀井亜紀子君　森　まさこ君　西田　実仁君

行政監視委員
辞任　森　まさこ君
補欠　衛藤　晟一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任　加藤　敏幸君　藤原　正司君　丸川　珠代君　水落　敏栄君
補欠

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

青少年総合対策推進法案（閣法第四八号）

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（閣法第五一号）

同日議長は、次の議員提出案を厚生労働委員会に付託した。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案（島田智哉子君外八名発議）（参第二四号）

生活保護法の一部を改正する法律案（中村哲治君外八名発議）（参第二五号）

同日次の内閣提出案を衆議院に返付した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

株式会社地域力再生機構法案

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を否決した旨衆議院に通知した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院において否決した次の内閣提出案は、同院において憲法第五十九条第二項によりさきに同院において議決のとおり出席議員の三分の二以上の多数で再びこれを可決した旨の通知書を受領した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員前田武志君提出土地改良事業における公共工事の品質確保に関する質問に対する答弁書（第二〇一号）

参議院議員前田武志君提出土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する質問に対する答弁書（第二〇二号）

参議院議員糸数慶子君提出合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する質問に対する答弁書（第二〇三号）

参議院議員山内徳信君提出朝鮮民主主義人民共和国による飛翔体発射に係る内閣情報調査室・防衛省・警察庁・公安調査庁等の臨戦態勢に関する質問に対する答弁書（第二〇四号）

参議院議員松野信夫君提出酪農経営の健全化等に関する質問に対する答弁書（第二〇五号）

参議院議員今野東君提出ＪＲ姫新線の高速化に関する質問に対する答弁書（第二〇六号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

株式会社企業再生支援機構法

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任　加賀谷　健君　武内　則男君　外山　斎君
補欠　小林　正夫君　広田　一君　喜納　昌吉君

外交防衛委員
辞任　広中和歌子君
補欠　相原久美子君

財政金融委員
辞任　喜納　昌吉君
補欠　外山　斎君

厚生労働委員
辞任　小林　正夫君
谷　博之君
野村　哲郎君
（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）
補欠　加賀谷　健君
金子　恵美君
神取　忍君
（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

農林水産委員
辞任　金子　恵美君
補欠　谷　博之君

国土交通委員
辞任　平山　幸司君
広田　一君
補欠　大久保潔重君
武内　則男君

環境委員
辞任　相原久美子君
大久保潔重君
補欠　広中和歌子君
平山　幸司君

国家基本政策委員
辞任　松　あきら君
補欠　西田　実仁君

決算委員
辞任　亀井亜紀子君
柳澤　光美君
西島　英利君
牧野たかお君
松山　政司君
補欠　川合　孝典君
轟木　利治君
椎名　一保君
中山　恭子君
礒崎　陽輔君
丸山　和也君
森　まさこ君
石井　準一君
衛藤　晟一君
西田　実仁君
松　あきら君

行政監視委員
辞任　石井　準一君
補欠　丸山　和也君
衛藤　晟一君
森　まさこ君
中山　恭子君
牧野たかお君

議院運営委員
辞任　川合　孝典君
礒崎　陽輔君
補欠　森田　高君
松山　政司君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。
港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

同日委員長から次の報告書が提出された。
平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）審査報告書
平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）審査報告書
平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）審査報告書
平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）審査報告書
平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。
障がい者団体向け郵便割引制度悪用にからむ第三種郵便物制度に関する質問主意書（谷博之君提出）（第二一一号）
八ッ場ダムの発電用導水路等に関する質問主意書（大河原雅子君提出）（第二一二号）

臓器移植関連施策に関する質問主意書（川上義博君提出）（第二一三号）
合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する再質問主意書（糸数慶子君提出）（第二一四号）
日系人離職者に対する帰国支援金等に関する再質問主意書（松野信夫君提出）（第二一五号）
水俣病研究に関する質問主意書（松野信夫君提出）（第二一六号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
チッソに対する抜本的金融支援措置に関する再質問主意書（松野信夫君提出）（第二〇八号）
ハウジングプア対策に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第二〇九号）
「個別事件」に関する国会答弁についての質問主意書（前川清成君提出）（第二一〇号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員紙智子君提出サンルダム建設に係るサクラマス保全に関する質問に対する答弁書（第二〇七号）
同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくスーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。
同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくスーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。
同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十年度第四・四半期（出納整理期間を含まず。）における予算使用の状況の報告を受領した。
同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　鈴木　政二君
山本　香苗君
補欠　古川　俊治君
山下　栄一君

総務委員
辞任　喜納　昌吉君
小林　正夫君
広田　一君
補欠　外山　斎君
加賀谷　健君
武内　則男君

法務委員
辞任　秋元　司君
補欠　小泉　昭男君

外交防衛委員
辞任　相原久美子君
藤田　幸久君
橋本　聖子君
山口那津男君
補欠　広中和歌子君
岩本　司君
長谷川大紋君
風間　昶君

財政金融委員
辞任　外山　斎君
小泉　昭男君
補欠　喜納　昌吉君
秋元　司君

文教科学委員
辞任　山下　栄一君
補欠　山本　香苗君

厚生労働委員
辞任　加賀谷　健君
金子　恵美君
神取　忍君
補欠　小林　正夫君
谷　博之君
長谷川大紋君
（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

西島　英利君
古川　俊治君

農林水産委員
辞任
岩本　司君
谷　博之君
風間　昶君

国土交通委員
辞任
大久保潔重君
武内　則男君
佐藤　信秋君
長谷川大紋君

環境委員
辞任
平山　幸司君
広中和歌子君

決算委員
辞任
川合　孝典君
轟木　利治君
石井　準一君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
椎名　一保君
中山　恭子君

行政監視委員
辞任
主濱　了君
牧野たかお君
丸山　和也君

議院運営委員
辞任
森田　高君
伊達　忠一君

佐藤　信秋君
鈴木　政二君

補欠
藤田　幸久君
金子　恵美君
山口那津男君

補欠
平山　幸司君
広田　一君
西島　英利君
橋本　聖子君

補欠
大久保潔重君
相原久美子君

補欠
森田　高君
柳澤　光美君
丸山　和也君
伊達　忠一君
松山　政司君
西島　英利君
牧野たかお君

補欠
青木　愛君
中山　恭子君
石井　準一君

補欠
川合　孝典君
石井みどり君

長谷川大紋君　神取　忍君
松山　政司君　礒崎　陽輔君

同日議員から次の議案が提出された。

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（千葉景子君外八名発議）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

ＰＴＡ・青少年教育団体共済法案（江崎洋一郎君外七名提出）（衆第三九号）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（千葉景子君外八名発議）

同日委員長から次の報告書が提出された。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第六四号）審査報告書
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）審査報告書
日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一三号）審査報告書
航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十回国会閣条第三号）審査報告書
公文書等の管理に関する法律案（閣法第四一号）審査報告書

投票者氏名

日程第一　経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
日程第二　日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　二一四名

足立　信也君
青木　愛君
家西　悟君
石井　一君
犬塚　直史君
植松恵美子君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大石　正光君
大久保　勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
亀井亜紀子君
川合　孝典君
川崎　稔君
喜納　昌吉君
郡司　彰君
行田　邦子君
今野　東君
佐藤　泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
相原久美子君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
一川　保夫君
岩本　司君
梅村　聡君
小川　敏夫君
大石　尚子君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
加賀谷　健君
風間　直樹君
神本美恵子君
亀井　郁夫君
川上　義博君
木俣　佳丈君
工藤堅太郎君
小林　正夫君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
芝　博一君
下田　敦子君
榛葉賀津也君
鈴木　陽悦君
田中　康夫君
高嶋　良充君
谷　博之君
千葉　景子君
津田弥太郎君
外山　斎君
轟木　利治君
友近　聡朗君
内藤　正光君
中谷　智司君
長浜　博行君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
姫井由美子君
平野　達男君
広田　一君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
松野　信夫君
水戸　将史君
峰崎　直樹君
森　ゆうこ君
簗瀬　進君
柳田　稔君
横峯　良郎君
米長　晴信君
愛知　治郎君
秋元　司君
有村　治子君
田名部匡省君
武内　則男君
谷岡　郁子君
ツルネン　マルテイ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平田　健二君
平山　幸司君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松岡　徹君
円　より子君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
森田　高君
柳澤　光美君
山根　隆治君
吉川　沙織君
蓮　舫君
青木　幹雄君
浅野　勝人君
石井　準一君

石井みどり君　泉　信也君　西田　実仁君　浜田　昌良君
礒崎　陽輔君　市川　一朗君　浜四津敏子君　弘友　和夫君
岩城　光英君　岩永　浩美君　松　あきら君　山口那津男君
衛藤　晟一君　尾辻　秀久君　山下　栄一君　山本　香苗君
岡田　直樹君　岡田　広君　山本　博司君　渡辺　孝男君
荻原　健司君　神取　忍君　鰐淵　洋子君　近藤　正道君
河合　常則君　木村　仁君　福島みずほ君　渕上　貞雄君
岸　宏一君　岸　信夫君　又市　征治君　山内　徳信君
北川イッセイ君　小池　正勝君　荒井　広幸君　大江　康弘君
小泉　昭男君　佐藤　昭郎君　松下　新平君　渡辺　秀央君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君　糸数　慶子君　川田　龍平君
椎名　一保君　島尻安伊子君　山東　昭子君　田中　直紀君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
田村耕太郎君　塚田　一郎君
中川　雅治君　中川　義雄君
中村　博彦君　中山　恭子君
二之湯　智君　西島　英利君
西田　昌司君　野村　哲郎君
南野知恵子君　長谷川大紋君
藤井　孝男君　古川　俊治君
舛添　要一君　松田　岩夫君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　溝手　顕正君
森　まさこ君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　正昭君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　義家　弘介君
若林　正俊君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
風間　昶君　草川　昭三君
木庭健太郎君　澤　雄二君
白浜　一良君　谷合　正明君

日程第三　航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百七十回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）

反対者氏名　七名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　小池　晃君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山下　芳生君

賛成者氏名　二二二名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　神本美恵子君
亀井亜紀子君　亀井　郁夫君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　稔君　木俣　佳丈君
喜納　昌吉君　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　郡司　彰君
小林　正夫君　行田　邦子君
輿石　東君　今野　東君
佐藤　公治君　佐藤　泰介君
櫻井　充君　自見庄三郎君
芝　博一君　島田智哉子君
下田　敦子君　主濱　了君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
鈴木　陽悦君　田中　康夫君
田名部匡省君　高嶋　良充君
武内　則男君　谷　博之君
谷岡　郁子君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　久志君　轟木　利治君
富岡由紀夫君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
長谷川憲正君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　広田　一君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　正司君
藤原　良信君　舟山　康江君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松岡　徹君　松野　信夫君
円　より子君　水戸　将史君
水岡　俊一君　峰崎　直樹君
室井　邦彦君　森　ゆうこ君
森田　高君　簗瀬　進君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　幹雄君　秋元　司君
有村　治子君　石井みどり君
浅野　勝人君　礒崎　陽輔君
石井　準一君　岩城　光英君
泉　信也君　岩永　浩美君
市川　一朗君　衛藤　晟一君
岩城　光英君　岡田　直樹君
岩永　浩美君　荻原　健司君
尾辻　秀久君　河合　常則君
岡田　広君　岸　宏一君
神取　忍君　北川イッセイ君
木村　仁君　小泉　昭男君
岸　信夫君　佐藤　昭郎君
小池　正勝君　佐藤　信秋君
佐藤　昭郎君　佐藤　正久君
佐藤　正久君　島尻安伊子君
鈴木　政二君　末松　信介君
関口　昌一君　世耕　弘成君
塚田　一郎君　田村耕太郎君
中川　義雄君　中川　雅治君
中山　恭子君　中村　博彦君
西島　英利君　二之湯　智君
西田　昌司君　野村　哲郎君
長谷川大紋君　南野知恵子君
古川　俊治君　藤井　孝男君
松田　岩夫君　舛添　要一君
松村　龍二君　松村　祥史君
丸川　珠代君　松山　政司君
溝手　顕正君　丸山　和也君
矢野　哲朗君　森　まさこ君
山崎　正昭君　山内　俊夫君
山本　一太君　山谷えり子君
吉田　博美君　山本　順三君
義家　弘介君　吉村剛太郎君
荒木　清寛君　若林　正俊君
加藤　修一君　魚住裕一郎君
草川　昭三君　風間　昶君
澤　雄二君　木庭健太郎君
谷合　正明君　白浜　一良君

野村　哲郎君
長谷川大紋君
古川　俊治君
松田　岩夫君
松村　龍二君
丸川　珠代君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山本　一太君
吉田　博美君
義家　弘介君
荒木　清寛君
加藤　修一君
草川　昭三君
澤　雄二君
谷合　正明君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
山下　芳生君
福島みずほ君
又市　征治君
荒井　広幸君
松下　新平君
糸数　慶子君
山東　昭子君

反対者氏名

○名

南野知惠子君
藤井　孝男君
舛添　要一君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山谷えり子君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
魚住裕一郎君
風間　昶君
木庭健太郎君
白浜　一良君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
山本　博司君
鰐淵　洋子君
市田　忠義君
小池　晃君
仁比　聡平君
近藤　正道君
渕上　貞雄君
山内　徳信君
大江　康弘君
渡辺　秀央君
川田　龍平君
田中　直紀君

日程第四　平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）
日程第六　平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）

賛成者氏名

九一名

愛知　治郎君
秋元　司君
有村　治子君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩城　光英君
衛藤　晟一君
岡田　直樹君
荻原　健司君
河合　常則君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
佐藤　信秋君
椎名　一保君
末松　信介君
世耕　弘成君
田村耕太郎君
中川　雅治君
中村　博彦君
二之湯　智君
西田　昌司君
南野知惠子君
藤井　孝男君
舛添　要一君
松村　祥史君
青木　幹雄君
浅野　勝人君
石井　準一君
泉　信也君
市川　一朗君
岩永　浩美君
尾辻　秀久君
岡田　広君
神取　忍君
木村　仁君
岸　信夫君
小池　正勝君
佐藤　昭郎君
佐藤　正久君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
塚田　一郎君
中川　義雄君
中山　恭子君
西島　英利君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
古川　俊治君
松田　岩夫君
松村　龍二君
松山　政司君
丸山　和也君
森　まさこ君
山内　俊夫君
山谷えり子君
山本　一太君
山本　香苗君
山本　順三君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
魚住裕一郎君
風間　昶君
木庭健太郎君
白浜　一良君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
山下　栄一君
山本　博司君
鰐淵　洋子君
大江　康弘君
渡辺　秀央君
荒井　広幸君
松下　新平君
山東　昭子君
丸川　珠代君
溝手　顕正君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山内　俊夫君
山本　一太君
吉村剛太郎君
若林　正俊君
魚住裕一郎君
風間　昶君
木庭健太郎君
白浜　一良君
西田　実仁君
浜四津敏子君
松　あきら君
草川　昭三君
澤　雄二君
谷合　正明君
浜田　昌良君
弘友　和夫君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
荒井　広幸君
松下　新平君
山東　昭子君

反対者氏名

一三〇名

足立　信也君
青木　愛君
家西　悟君
石井　一君
犬塚　直史君
植松恵美子君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大石　正光君
大久保　勉君
大島九州男君
岡崎トミ子君
相原久美子君
浅尾慶一郎君
池口　修次君
一川　保夫君
岩本　司君
梅村　聡君
小川　敏夫君
大石　尚子君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
加賀谷　健君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
亀井亜紀子君
川合　孝典君
川崎　稔君
喜納　昌吉君
工藤堅太郎君
小林　正夫君
輿石　東君
佐藤　公治君
櫻井　充君
芝　博一君
下田　敦子君
榛葉賀津也君
鈴木　陽悦君
田名部匡省君
武内　則男君
谷岡　郁子君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
直嶋　正行君
中村　哲治君
西岡　武夫君
長谷川憲正君
林　久美子君
平田　健二君
平山　幸司君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
藤原　良信君
風間　直樹君
神本美恵子君
亀井　郁夫君
川上　義博君
木俣　佳丈君
北澤　俊美君
郡司　彰君
行田　邦子君
今野　東君
佐藤　泰介君
自見庄三郎君
島田智哉子君
主濱　了君
鈴木　寛君
田中　康夫君
高嶋　良充君
谷　博之君
千葉　景子君
津田弥太郎君
外山　斎君
轟木　利治君
友近　聡朗君
内藤　正光君
中谷　智司君
長浜　博行君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
姫井由美子君
平野　達男君
広田　一君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
舟山　康江君

日程第五　平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）

前川　清成君	前田　武志君	秋元　　司君	浅野　勝人君	風間　　昶君	草川　昭三君	亀井亜紀子君	亀井　郁夫君
牧山ひろえ君	増子　輝彦君	有村　治子君	石井　準一君	木庭健太郎君	澤　　雄二君	川合　孝典君	川上　義博君
松井　孝治君	松浦　大悟君	石井みどり君	泉　　信也君	白浜　一良君	谷合　正明君	川崎　　稔君	木俣　佳丈君
松岡　　徹君	松野　信夫君	礒崎　陽輔君	市川　一朗君	西田　実仁君	浜田　昌良君	喜納　昌吉君	北澤　俊美君
円　より子君	水戸　将史君	岩城　光英君	岩永　浩美君	浜四津敏子君	弘友　和夫君	工藤堅太郎君	郡司　　彰君
水岡　俊一君	峰崎　直樹君	衛藤　晟一君	尾辻　秀久君	松　あきら君	山口那津男君	小林　正夫君	行田　邦子君
室井　邦彦君	森　ゆうこ君	岡田　直樹君	岡田　　広君	山下　栄一君	山本　香苗君	輿石　　東君	今野　　東君
森田　　高君	簗瀬　　進君	荻原　健司君	神取　　忍君	山本　博司君	渡辺　孝男君	佐藤　公治君	佐藤　泰介君
柳澤　光美君	柳田　　稔君	河合　常則君	木村　　仁君	鰐淵　洋子君	井上　哲士君	櫻井　　充君	自見庄三郎君
山根　隆治君	横峯　良郎君	岸　　宏一君	岸　　信夫君	市田　忠義君	紙　　智子君	芝　　博一君	島田智哉子君
吉川　沙織君	米長　晴信君	北川イッセイ君	小池　正勝君	小池　　晃君	大門実紀史君	下田　敦子君	主濱　　了君
蓮　　舫君	井上　哲士君	小泉　昭男君	佐藤　昭郎君	仁比　聡平君	山下　芳生君	榛葉賀津也君	鈴木　　寛君
市田　忠義君	紙　　智子君	佐藤　信秋君	佐藤　正久君	近藤　正道君	福島みずほ君	鈴木　陽悦君	田中　康夫君
小池　　晃君	大門実紀史君	椎名　一保君	島尻安伊子君	渕上　貞雄君	又市　征治君	田名部匡省君	高嶋　良充君
仁比　聡平君	山下　芳生君	末松　信介君	鈴木　政二君	山内　徳信君	荒井　広幸君	武内　則男君	谷　　博之君
近藤　正道君	福島みずほ君	世耕　弘成君	関口　昌一君	大江　康弘君	松下　新平君	谷岡　郁子君	千葉　景子君
渕上　貞雄君	又市　征治君	田村耕太郎君	塚田　一郎君	渡辺　秀央君	糸数　慶子君	ツルネン・マルティ君	津田弥太郎君
山内　徳信君	糸数　慶子君	中川　雅治君	中川　義雄君	川田　龍平君	山東　昭子君	辻　　泰弘君	外山　　斎君
川田　龍平君	田中　直紀君	中村　博彦君	中山　恭子君			徳永　久志君	轟木　利治君
		二之湯　智君	西島　英利君			富岡由紀夫君	友近　聡朗君
		西田　昌司君	野村　哲郎君			那谷屋正義君	内藤　正光君
		南野知惠子君	長谷川大紋君			直嶋　正行君	中谷　智司君
		藤井　孝男君	古川　俊治君			中村　哲治君	長浜　博行君
		舛添　要一君	松田　岩夫君			西岡　武夫君	羽田雄一郎君
		松村　祥史君	松村　龍二君			長谷川憲正君	白　　眞勲君
		松山　政司君	丸川　珠代君			林　久美子君	姫井由美子君
		丸山　和也君	溝手　顕正君			平田　健二君	平野　達男君
		森　まさこ君	矢野　哲朗君			平山　幸司君	広田　　一君
		山内　俊夫君	山崎　正昭君			福山　哲郎君	藤末　健三君
		山谷えり子君	山本　一太君			藤田　幸久君	藤谷　光信君
		山本　順三君	吉田　博美君			藤本　祐司君	藤原　正司君
		吉村剛太郎君	義家　弘介君			藤原　良信君	舟山　康江君
		若林　正俊君	荒木　清寛君			前川　清成君	前田　武志君
		魚住裕一郎君	加藤　修一君			牧山ひろえ君	増子　輝彦君

日程第五　平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付）

賛成者氏名　一〇六名

愛知　治郎君　　青木　幹雄君

反対者氏名　一一六名

足立　信也君　　相原久美子君
青木　　愛君　　浅尾慶一郎君
家西　　悟君　　池口　修次君
石井　　一君　　一川　保夫君
犬塚　直史君　　岩本　　司君
植松恵美子君　　梅村　　聡君
小川　勝也君　　小川　敏夫君
尾立　源幸君　　大石　尚子君
大石　正光君　　大河原雅子君
大久保　勉君　　大久保潔重君
大島九州男君　　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　　風間　直樹君
金子　恵美君　　神本美恵子君

松井　孝治君　松浦　大悟君
松岡　徹君　松野　信夫君
円　より子君　水戸　将史君
水岡　俊一君　峰崎　直樹君
室井　邦彦君　森　ゆうこ君
森田　高君　簗瀬　進君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　田中　直紀君

日程第九　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一九名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君
加藤　敏幸君　風間　直樹君
金子　恵美君　神本美恵子君
亀井亜紀子君　亀井　郁夫君
川合　孝典君　川上　義博君
川崎　稔君　木俣　佳丈君
喜納　昌吉君　北澤　俊美君
工藤堅太郎君　小林　正夫君
輿石　東君　佐藤　公治君
櫻井　充君　芝　博一君
下田　敦子君　榛葉賀津也君
鈴木　陽悦君　田名部匡省君
谷　博之君　千葉　景子君
津田弥太郎君　外山　斎君
轟木　利治君　友近　聡朗君
内藤　正光君　中谷　智司君
長浜　博行君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　姫井由美子君
平野　達男君　広田　一君
藤末　健三君　藤谷　光信君
藤原　正司君　舟山　康江君
前田　武志君　増子　輝彦君
松浦　大悟君　松野　信夫君
水戸　将史君　峰崎　直樹君
森　ゆうこ君　簗瀬　進君
柳田　稔君　横峯　良郎君
米長　晴信君　愛知　治郎君
秋元　司君　浅野　勝人君
有村　治子君　石井　準一君
石井みどり君　泉　信也君
礒崎　陽輔君　市川　一朗君
岩城　光英君　岩永　浩美君
衛藤　晟一君　尾辻　秀久君
岡田　広君　神取　忍君
木村　仁君　岸　信夫君
小池　正勝君　佐藤　昭郎君
佐藤　正久君　島尻安伊子君
末松　信介君　鈴木　政二君
関口　昌一君　塚田　一郎君
中川　義雄君　中山　恭子君
西島　英利君　野村　哲郎君
長谷川大紋君　古川　俊治君
松村　祥史君　松山　政司君
丸山　和也君　森　まさこ君
山内　俊夫君　山崎　正昭君
山本　一太君　吉田　博美君
義家　弘介君　若林　正俊君
荒木　清寛君　加藤　修一君
草川　昭三君　澤　雄二君
谷合　正明君　浜田　昌良君
弘友　和夫君　山口那津男君
山本　香苗君　渡辺　孝男君
井上　哲士君　紙　智子君
小池　晃君　仁比　聡平君
福島みずほ君　又市　征治君
荒井　広幸君　松下　新平君
糸数　慶子君　渡辺　秀央君
川田　龍平君　山東　昭子君
田中　直紀君

反対者氏名　〇名

日程第一〇　公文書等の管理に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一二名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
山谷えり子君　山本　順三君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
魚住裕一郎君　風間　直君
木庭健太郎君　白浜　一良君
西田　実仁君　浜四津敏子君
松　あきら君　山下　栄一君
山口那津男君　山本　博司君
鰐淵　洋子君　市田　忠義君
小池　晃君　仁比　聡平君
又市　征治君　荒井　広幸君
松下　新平君　糸数　慶子君
渡辺　秀央君　山東　昭子君

犬塚　直史君　　岩本　司君　　長谷川憲正君　　白　眞勲君　　島尻安伊子君　　末松　信介君　　山内　徳信君
植松恵美子君　　梅村　聡君　　林　久美子君　　姫井由美子君　　鈴木　政二君　　世耕　弘成君　　荒井　広幸君
小川　勝也君　　小川　敏夫君　　平田　健二君　　平野　達男君　　関口　昌一君　　田村耕太郎君　　松下　新平君
尾立　源幸君　　大石　尚子君　　平山　幸司君　　広田　一君　　塚田　一郎君　　中川　雅治君　　糸数　慶子君
大石　正光君　　大河原雅子君　　福山　哲郎君　　藤末　健三君　　中川　義雄君　　中村　博彦君　　川田　龍平君
大久保　勉君　　大久保潔重君　　藤田　幸久君　　藤谷　光信君　　中山　恭子君　　二之湯　智君　　田中　直紀君
大島九州男君　　大塚　耕平君　　藤本　祐司君　　藤原　正司君　　西島　英利君　　西田　昌司君
岡崎トミ子君　　加賀谷　健君　　藤原　良信君　　舟山　康江君　　野村　哲郎君　　南野知惠子君
加藤　敏幸君　　風間　直樹君　　前川　清成君　　前田　武志君　　中山　恭子君　　藤井　孝男君
金子　恵美君　　神本美恵子君　　牧山ひろえ君　　増子　輝彦君　　長谷川大紋君　　舛添　要一君
亀井亜紀子君　　亀井　郁夫君　　松井　孝治君　　松浦　大悟君　　古川　俊治君　　松村　祥史君
川合　孝典君　　川上　義博君　　松岡　徹君　　松野　信夫君　　松田　岩夫君　　松山　政司君
川崎　稔君　　木俣　佳丈君　　円　より子君　　水戸　将史君　　松村　龍二君　　丸山　和也君
喜納　昌吉君　　北澤　俊美君　　水岡　俊一君　　峰崎　直樹君　　丸川　珠代君　　森　まさこ君
工藤堅太郎君　　郡司　彰君　　室井　邦彦君　　森　ゆうこ君　　矢野　哲朗君　　山内　俊夫君
小林　正夫君　　行田　邦子君　　森田　高君　　簗瀬　進君　　山崎　正昭君　　山谷えり子君
榛葉賀津也君　　鈴木　寛君　　行田　邦子君　　今野　東君　　柳澤　光美君　　柳田　稔君　　山本　一太君　　山本　順三君
櫻井　充君　　自見庄三郎君　　今野　東君　　佐藤　泰介君　　山根　隆治君　　横峯　良郎君　　吉田　博美君　　吉村剛太郎君
芝　博一君　　島田智哉子君　　佐藤　公治君　　吉川　沙織君　　米長　晴信君　　義家　弘介君　　若林　正俊君
下田　敦子君　　主濱　了君　　佐藤　泰介君　　蓮　舫君　　愛知　治郎君　　荒木　清寛君　　魚住裕一郎君
末松　信介君　　鈴木　寛君　　自見庄三郎君　　青木　幹雄君　　秋元　司君　　加藤　修一君　　風間　昶君
世耕　弘成君　　高嶋　良充君　　島田智哉子君　　浅野　勝人君　　有村　治子君　　草川　昭三君　　木庭健太郎君
関口　昌一君　　武内　則男君　　主濱　了君　　石井　準一君　　石井みどり君　　澤　雄二君　　白浜　一良君
田村耕太郎君　　谷　博之君　　鈴木　寛君　　泉　信也君　　礒崎　陽輔君　　谷合　正明君　　西田　実仁君
中川　雅治君　　千葉　景子君　　榛葉賀津也君　　市川　一朗君　　岩城　光英君　　浜田　昌良君　　浜四津敏子君
中村　博彦君　　津田弥太郎君　　櫻井　充君　　岩永　浩美君　　衛藤　晟一君　　弘友　和夫君　　松　あきら君
二之湯　智君　　辻　泰弘君　　芝　博一君　　尾辻　秀久君　　岡田　直樹君　　山口那津男君　　山下　栄一君
西田　昌司君　　徳永　久志君　　下田　敦子君　　岡田　広君　　荻原　健司君　　山本　香苗君　　山本　博司君
野村　哲郎君　　富岡由紀夫君　　榛葉賀津也君　　神取　忍君　　河合　常則君　　渡辺　孝男君　　鰐淵　洋子君
藤井　孝男君　　那谷屋正義君　　櫻井　充君　　木村　仁君　　岸　宏一君　　井上　哲士君　　市田　忠義君
舛添　要一君　　内藤　正光君　　芝　博一君　　岸　信夫君　　北川イッセイ君　　紙　智子君　　小池　晃君
松村　祥史君　　中谷　智司君　　下田　敦子君　　小池　正勝君　　小泉　昭男君　　大門実紀史君　　仁比　聡平君
松山　政司君　　直嶋　正行君　　主濱　了君　　佐藤　昭郎君　　佐藤　信秋君　　山下　芳生君　　近藤　正道君
丸山　和也君　　中村　哲治君　　鈴木　寛君　　佐藤　正久君　　椎名　一保君　　福島みずほ君　　渕上　貞雄君
森　まさこ君　　西岡　武夫君　　榛葉賀津也君

参議院議長　江田　五月殿

平成二十一年六月九日

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

前田　武志

土地改良事業における公共工事の品質確保に関する質問主意書

反対者氏名　○名

土地改良事業における公共工事の品質確保に関する質問主意書

現在、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）により、公共工事の品質を確保するための手続が定められている。この品確法第十五条では、発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者（以下「発注関係事務者」という。）を活用できるとされている。外部の専門的な知識又は技術の活用が求められる場合があることは理解でき、一概に否定すべきものではない。

ここで、発注関係事務者の要件設定が重要となる。要件設定が厳格に過ぎても、また逆に要件設定が寛容に過ぎても、適切な発注関係事務者を選定することができないからである。また、要件設定を操作することで特定の組織に有利な状況を作り出すことがあれば、いわゆる「なれあい」となり、品確法の目的を達成することができない。そ

こで発注関係事務者の要件設定が適切に行われるよう、監視する必要がある。

右記の理由により、以下の質問をする。

一　発注関係事務者は公益法人に限られるかどうか、政府の見解を明らかにされたい。

二　発注関係事務者が、価格その他の発注に関する条件を漏えいした場合、法令上どのような処罰が科されるか、明らかにされたい。

三　農林水産省の「農業農村整備事業工事等の今後の取組方針について」においては、品確法の発注関係事務者について、公益法人のなかでも都道府県土地改良事業団体連合会のみを特に例示し、さらに同連合会以外の選定が困難であるかのごとき表現があるが、これが適切かどうか政府の見解を明らかにされたい。

四　農業農村整備事業における「農業農村整備事業発注者支援機関」とは、品確法の発注関係事務者と同義ととらえてよいか、政府の見解を明らかにされたい。なお、同義である場合、農業農村整備事業発注者支援機関のうち、都道府県土地改良事業団体連合会以外の機関をすべて明らかにされたい。

五　品確法に基づいた、農林水産省の農業農村整備事業工事の品質確保技術者制度について、農林水産省はホームページに実施要領の模範例を掲載し、これに基づいて各農政局は募集要項等を定めている。農業農村整備事業工事の品質確保技術者の役割と現在の人数を明らかにされたい。また、この模範例を見ると、農業農村整備事業工事の品質確保技術者の要件が四つ挙げられ、すべて該当することが求められている。このうち、二の「農業農村整備事業工事品質確保技術者申請書審査及び試験」及び三の「農業農村整備品質確保技術者研修」について、事務を行っている組織の名称とその主たる事務所の所在地を、すべて明らかにされたい。なお、事務を行っている組織が一つの組織のみである場合は、一つの組織のみである理由を明らかにされたい。さらに、四の「農業農村整備に関する学会、継続教育機構」について、その学会名及び機構名とその主たる事務所の所在地を、すべて明らかにされたい。なお、学会及び機構が一つの学会及び機構のみである場合は、一つの学会及び機構のみである理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員前田武志君提出土地改良事業における公共工事の品質確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前田武志君提出土地改良事業における公共工事の品質確保に関する質問に対する答弁書

一について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号。以下「品確法」という。）第十五条第一項及び第二項の「発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者」は、公益法人に限られない。

二について

お尋ねの「発注関係事務者が、価格その他の発注に関する条件を漏えいした場合」に、いかなる処罰が科されるかは、個別の事案ごとに判断されるべきであり、一概にお答えすることはできない。

三について

御指摘の表現は、「農業農村整備事業工事等の今後の取組方針について」（平成十七年十二月七日付け十七農振第千四百十三号農林水産省農村振興局整備部長通知。以下「部長通知」という。）Ⅱの8の(2)に記載しているものを指しているものと思われるが、この記載は、品確法第八条第一項に基づき策定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成十七年八月二十六日閣議決定）第2の8の(2)において、「発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定に当たっては、当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等をその対象として活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める」と記載されていることを受けて定めたものであり、また、部長通知Ⅱの8の(2)の中で都道府県土地改良事業団体連合会を例示しているのは、同連合会が、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十一条の二の規定に基づき土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的に設立され、同法第百十一条の九第一号の規定に基づき土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助を行うことをその事業の一つとしている法人であるため、適切な例示であると考えたためである。発注関係事務について同法人以外の公益法人等の活用も可能であることから、このような例示については、特段の問題はないものと認識している。

四について

御指摘の「農業農村整備事業発注者支援機関」は、各地方農政局に設置された「農業農村整備事業に係る公共工事の品質確保に関する協議会」が「発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者として認定した者」であり、御指摘の「発注関係事務者」と必ずしも同義ではない。

五について

御指摘の「農業農村整備事業工事の品質確保技術者制度」は、品確法第十五条第三項の趣旨を踏まえ、各地方農政局（農林水産省関東農政局を除く。以下同じ。）においてそれぞれ実施しているものであり、農業農村整備事業工事の品質確保技術者（以下「技術者」という。）は、各地方農政局が発注する農業農村整備事業工事の品質確保の促進を図るため、総合評価落札方式に関する技術提案の審査及び支援を行うほか、農業農村整備事業工事品質確保技術者研修等の講師を務めているところである。また、平成二十一年六月十五日現在の技術者の人数は百七十一名である。

さらに、「農業農村整備事業工事品質確保技術者申請書審査及び試験」及び「農業農村整備事業工事品質確保技術者研修」の事務を行っている組織の名称とその主たる事務所の所在地は、それぞれ次のとおりである。

農林水産省東北農政局整備部設計課　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号

農林水産省東北農政局土地改良技術事務所　宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目十四番一号

農林水産省北陸農政局整備部設計課　石川県金沢市広坂二丁目二番六十号

農林水産省北陸農政局土地改良技術事務所　石川県金沢市新神田四丁目三番十号

農林水産省東海農政局整備部設計課　愛知県名古屋市中区三の丸一丁目二番二号

農林水産省東海農政局土地改良技術事務所
愛知県名古屋市中区三の丸一丁目二番二号
農林水産省近畿農政局整備部設計課　京都府
京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
農林水産省近畿農政局土地改良技術事務所
京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地
農林水産省中国四国農政局整備部設計課　岡
山県岡山市北区下石井一丁目四番一号
農林水産省中国四国農政局土地改良技術事務
所　岡山県岡山市北区桑田町一番三十六号
農林水産省九州農政局整備部設計課　熊本県
熊本市二の丸一番二号
農林水産省九州農政局土地改良技術事務所
熊本県熊本市東町四丁目五番七号

御指摘の「農業農村整備に関する学会、継続教育機構」については、特定の団体を想定しているものではない。なお、平成二十一年六月十五日時点においては、すべての技術者は、社団法人農業農村工学会又は同学会の技術者継続教育機構に加入しており、社団法人農業農村工学会の所在地は東京都港区新橋五丁目三十四番四号であり、同学会の技術者継続教育機構の所在地は東京都港区新橋五丁目三十四番四号である。すべての技術者が社団法人農業農村工学会又は同学会の技術者継続教育機構に属している理由については承知していないが、農業農村整備事業工事の品質確保技術者制度は、社団法人農業農村工学会及び同学会の技術者継続教育機構以外の学会や技術者の継続的な教育のための機関等の加入者が技術者となることを排除しているものではない。

土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月九日

前田　武志

参議院議長　江田　五月殿

土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する質問主意書

農林水産省の所管する土地改良事業については、その事業を担う全国土地改良事業団連合会及び各都道府県土地改良事業団体連合会の政治的中立性に関し、これまで国会等でたびたび疑問が呈されてきた。とくに、形式上は別組織となっている全国土地改良政治連盟及び各都道府県土地改良政治連盟と事実上表裏一体であり、公共事業である土地改良事業が特定の政党の組織の拡大及び支持の拡大に利用されているのではないかとの疑問については、幾度か政府から回答がなされるものの、現在でも払しょくされていない。また、土地改良事業に関係する公益法人等が、農林水産省からの再就職者を受け入れ、また政治団体への政治献金等を行うことで、土地改良事業の発注等に影響を及ぼしているのではないかとの疑問についても同様である。仮にこれらが事実であるとすれば、いわゆる「政官業の癒着」の象徴ということもでき、看過できない。

右記の理由により、以下の質問をする。

一　過去五年間において、全国土地改良事業団体連合会の支出のうち、各都道府県土地改良事業団体連合会の収入となっているものについて、支出区分とその支出額を、各都道府県土地改良事業団体連合会別に、年度別に明らかにされたい。

二　土地改良法第百三十二条に基づく全国土地改良事業団体連合会及び各都道府県土地改良事業団体連合会への会計に関する検査における、過去五年間の検査部署、責任者の職制、人数及び検査対象となった団体数を、年度別に明らかにされたい。さらに検査で会計について改善を求めた事例が存在する場合は、その指摘件数を年度別に明らかにするとともに、会計に関する現行の検査体制が十分かどうか、政府の見解を明らかにされたい。

三　土地改良法第百三十二条に基づく全国土地改良事業団体連合会及び各都道府県土地改良事業団体連合会への検査に、政治的中立性が検査項目に含まれているかどうか、明らかにされたい。また、仮に政治的中立性が検査項目に含まれる場合は、過去五年間の検査部署、責任者の職制、検査に従事した人数及び検査対象となった団体数を、年度別に明らかにされたい。さらに、検査で政治的中立性について改善を求めた事例が存在する場合は、その指摘件数を年度別に明らかにするとともに、政治的中立性に関する現行の検査体制が十分かどうか、政府の見解を明らかにされたい。なお、仮に政治的中立性が検査項目に含まれない場合は、その理由を明らかにされたい。

四　各都道府県土地改良事業団体連合会の主たる事務所の所在地を明らかにされたい。また、役員（顧問を含む。）に、農林水産省に在籍履歴のある者が含まれている場合は、その者の最終官職及び現在の役員報酬の額も明らかにされたい。さらに、役員（顧問を含む。）に国会議員もしくは都道府県会議員が含まれている場合は、その者の氏名及び現在の役員報酬の額を明らかにするとともに、政治的中立性の観点から問題はないか、政府の見解を明らかにされたい。加えて、過去五年間において、政党、政党の支部及び政治資金団体への政治献金の履歴ならびに全国土地改良政治連盟その他の政治団体が主催する政治資金パーティー券購入の履歴がある場合は、その献金先と献金額及び政治資金パーティー券購入先と購入額を、年度別に明らかにされたい。

五　各都道府県土地改良政治連盟の主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び会計責任者の氏名を明らかにされたい。なお、代表者が各都道府県土地改良事業団体連合会の役員（顧問を含む。）である場合は、その旨を注記するとともに、各都道府県土地改良事業団体連合会の役員が各都道府県土地改良政治連盟の役員を兼任することについて、政治的中立性の観点から問題はないか、政府の見解を明らかにされたい。

六　全国の土地改良区の主たる事務所又はその支部の所在地のうち、土地改良政治連盟の主たる事務所又はその支部と同一の住所に存在するものを、すべて明らかにされたい。また、土地改良区と土地改良政治連盟の事務所が同一の住所に存在する場合、政治的中立性の観点から問題はないか、政府の見解を明らかにされたい。

七　土地改良法第百三十二条に基づく全国の土地改良区への検査に、政治的中立性が検査項目に含まれているかどうか、明らかにされたい。加えて、仮に政治的中立性が検査項目に含まれる場合は、過去五年間の検査部署、責任者の職制、検査に従事した人数及び検査対象となった団体数を年度別に明らかにされたい。さらに、検査で政治的中立性について改善を求めた事例が存在する場合は、その指摘件数を年度別に明

らかにするとともに、政治的中立性に関する現行の検査体制が十分かどうか、政府の見解を明らかにされたい。なお、仮に政治的中立性が検査項目に含まれない場合は、その理由を明らかにされたい。

八　全国土地改良政治連盟の主たる事務所の所在地を明らかにするとともに、その所在地に公益法人が多数存在する場合、政治的中立性の観点から問題はないか、政府の見解を明らかにされたい。

九　社団法人土地改良建設協会の主たる事務所の所在地を明らかにされたい。また、役員（顧問を含む。）に、農林水産省に在籍履歴のある者が含まれている場合は、その者の氏名、最終官職及び現在の役員報酬の額も明らかにされたい。さらに、役員（顧問を含む。）に国会議員もしくは都道府県会議員が含まれている場合は、その者の氏名及び役員報酬の額を明らかにするとともに、政治的中立性の観点から問題はないか、政府の見解を明らかにされたい。加えて、過去五年間において、政党、政党の支部及び政治資金団体への政治献金の履歴ならびに全国土地改良政治連盟その他の政治団体が主催する政治資金パーティー券購入の履歴がある場合は、その献金先と献金額及び政治資金パーティー券購入先と購入額を、年度別に明らかにされたい。

十　社団法人土地改良測量設計技術協会の主たる事務所の所在地を明らかにされたい。また、役員（顧問を含む。）に、農林水産省に在籍履歴のある者が含まれている場合は、その者の氏名、最終官職及び現在の役員報酬の額も明らかにされたい。さらに、役員（顧問を含む。）に国会議員もしくは都道府県会議員が含まれている場合は、その者の氏名及び役員報酬の額も明らかにするとともに、政治的中立性の観点から問題はないか、政府の見解を明らかにされたい。加えて、過去五年間において、政党、政党の支部及び政治資金団体への政治献金の履歴ならびに全国土地改良政治連盟その他の政治団体が主催する政治資金パーティー券購入の履歴がある場合は、その献金先と献金額及び政治資金パーティー券購入先と購入額を、年度別に明らかにされたい。

十一　社団法人農業土木事業協会の主たる事務所の所在地を明らかにされたい。また、役員（顧問を含む。）に、農林水産省に在籍履歴のある者が含まれている場合は、その者の氏名、最終官職及び現在の役員報酬の額も明らかにされたい。さらに、役員（顧問を含む。）に国会議員もしくは都道府県会議員が含まれている場合は、その者の氏名及び現在の役員報酬の額も明らかにされたい。加えて、過去五年間において、政党、政党の支部及び政治資金団体への政治献金の履歴ならびに全国土地改良政治連盟その他の政治団体が主催する政治資金パーティー券購入の履歴がある場合は、その献金先と献金額及び政治資金パーティー券購入先と購入額を、年度別に明らかにされたい。

十二　社団法人農業農村工学会の主たる事務所の所在地を明らかにされたい。また、役員（顧問を含む。）に、農林水産省に在籍履歴のある者が含まれている場合は、その者の氏名、最終官職及び現在の役員報酬の額も明らかにされたい。さらに、役員（顧問を含む。）に国会議員もしくは都道府県会議員が含まれている場合は、その者の氏名及び役員報酬の額を明らかにするとともに、政治的中立性の観点から問題はないか、政府の見解を明らかにされたい。加えて、過去五年間において、政党、政党の支部及び政治資金団体への政治献金の履歴ならびに全国土地改良政治連盟その他の政治団体が主催する政治資金パーティー券購入の履歴がある場合は、その献金先と献金額及び政治資金パーティー券購入先と購入額を、年度別に明らかにされたい。

十三　社団法人農業土木機械化協会の主たる事務所の所在地を明らかにされたい。また、役員（顧問を含む。）に、農林水産省に在籍履歴のある者が含まれている場合は、その者の氏名、最終官職及び現在の役員報酬の額も明らかにされたい。さらに、役員（顧問を含む。）に国会議員もしくは都道府県会議員が含まれている場合は、その者の氏名及び役員報酬の額を明らかにするとともに、政治的中立性の観点から問題はないか、政府の見解を明らかにされたい。加えて、過去五年間において、政党、政党の支部及び政治資金団体への政治献金の履歴ならびに全国土地改良政治連盟その他の政治団体が主催する政治資金パーティー券購入の履歴がある場合は、その献金先と献金額及び政治資金パーティー券購入先と購入額を、年度別に明らかにされたい。

十四　社団法人海外農業開発コンサルタンツ協会の主たる事務所の所在地を明らかにされたい。また、役員（顧問を含む。）に、農林水産省に在籍履歴のある者が含まれている場合は、その者の氏名、最終官職及び現在の役員報酬の額も明らかにされたい。さらに、役員（顧問を含む。）に国会議員もしくは都道府県会議員が含まれている場合は、その者の氏名及び現在の役員報酬の額を明らかにするとともに、政治的中立性の観点から問題はないか、政府の見解を明らかにされたい。加えて、過去五年間において、政党、政党の支部及び政治資金団体への政治献金の履歴ならびに全国土地改良政治連盟その他の政治団体が主催する政治資金パーティー券購入の履歴がある場合は、その献金先と献金額及び政治資金パーティー券購入先と購入額を、年度別に明らかにされたい。

十五　社団法人土地改良建設協会、社団法人土地改良測量設計技術協会、社団法人農業土木事業協会、社団法人農業農村工学会、社団法人農業土木機械化協会及び社団法人海外農業開発コンサルタンツ協会への、過去五年間の国からの補助金投入額を、それぞれの団体について年度別に明らかにされたい。また、右記六団体の補助金取扱いにつき、政府はどのような検査を行っているかについて、過去五年間の検査部署、責任者の職制、人数及び検査対象となった団体数を年度別に明らかにされたい。さらに、検査で右記六団体の補助金取扱いについて改善を求めた事例が存在する場合は、その指摘件数を年度別に明らかにするとともに、右記六団体の補助金取扱いに関する現行の検査体制が十分かどうか、政府の見解も明らかにされたい。

十六　社団法人土地改良建設協会の加盟各社について、同協会との取引における過去五年間の売上高上位五社の社名と売上高を、年度別に明らかにされたい。

十七　社団法人農業土木事業協会の加盟各社について、同協会との取引における過去五年間の売上高上位五社の社名と売上高を、年度別に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員前田武志君提出土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前田武志君提出土地改良事業を担う組織の政治的中立性に関する質問に対する答弁書

一について

平成十五年度から平成十九年度までにおける全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）の収入となっているものについて、各県土連別の支出区分とその支出額は、それぞれ次のとおりである。なお、支出額は、千円未満を四捨五入した概数である。

(1)　北海道土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　百五十三万五千円　受託事業　十三万五千円　維持管理適正化事業　六億四千五十六万千円

平成十六年度　補助事業　百五十三万八千円　受託事業　十三万五千円　維持管理適正化事業　六億四千九百二万六千円　新技術研究調査　五万円

平成十七年度　補助事業　百四十四万七千円　維持管理適正化事業　六億四千九百二万千円　新技術研究調査　六万円

平成十八年度　補助事業　四百四十二万六千円　維持管理適正化事業　六億四千九百四万三千円

平成十九年度　補助事業　六百二十四万五千円　維持管理適正化事業　六億千八百三十六万四千円

(2)　青森県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　十三万円　維持管理適正化事業　二億三千七百五十六万七千円

平成十六年度　補助事業　十三万五千円　維持管理適正化事業　二億千四百五十四万七千円　新技術研究調査　四万円

平成十七年度　補助事業　九十六万八千円　維持管理適正化事業　二億七百十八万千円　新技術研究調査　六万円

平成十八年度　補助事業　百六十四万千円　維持管理適正化事業　二億三百四十九万八千円

平成十九年度　補助事業　五百十五万六千円　維持管理適正化事業　一億六千二百六万二千円

(3)　岩手県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　七十三万円　維持管理適正化事業　二億三千八百六十一万八千円

平成十六年度　補助事業　十三万五千円　維持管理適正化事業　二億三千八百五十七万千円　新技術研究調査　四万円

平成十七年度　補助事業　九十二万七千円　受託事業　二万円　維持管理適正化事業　二億三千八百五十七万千円　新技術研究調査　六万円

平成十八年度　補助事業　二十八万円　維持管理適正化事業　二億三千八百五十七万千円

平成十九年度　補助事業　二十五万九千円　維持管理適正化事業　二億二千七百六十六万円

(4)　宮城県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　三十四万円　受託事業　十万円　維持管理適正化事業　三億四千百九十七万円

平成十六年度　補助事業　百二十四万四千円　受託事業　十万円　維持管理適正化事業　三億四千五百六十九万四千円　新技術研究調査　百万八千円

(5)　秋田県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　十五万円　維持管理適正化事業　三億四千百二十四万八千円

平成十六年度　補助事業　十五万六千円　維持管理適正化事業　三億二千三百九十一万三千円　新技術研究調査　五万円

平成十七年度　補助事業　二十一万六千円　受託事業　三万円　維持管理適正化事業　二億九千三百五十七万六千円　新技術研究調査　六万円

平成十八年度　補助事業　百九万千円　維持管理適正化事業　二億千三百四十六万四千円

平成十九年度　補助事業　三十八万七千円　維持管理適正化事業　一億七千七十九万八千円

(6)　山形県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　百十六万三千円　維持管理適正化事業　三億四千三百六万六千円

平成十六年度　補助事業　百七十四万三千円　受託事業　三十六万円　維持管理適正化事業　三億二千二百五十五万五千円　新技術研究調査　四万円

平成十七年度　補助事業　百七万四千円　受託事業　八万円　維持管理適正化事業　三億千二百七十五万五千円　新技術研究調査　六万円

平成十八年度　補助事業　三百一万千円　維持管理適正化事業　二億八千二百二十三万円

平成十九年度　補助事業　三百六十七万四千円　維持管理適正化事業　二億三千九百八十九万九千円

(7)　福島県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　維持管理適正化事業　一億六千九百六十一万二千円

平成十六年度　維持管理適正化事業　一億六千七百四十万二千円　新技術研究調査　三万五千円

平成十七年度　補助事業　百五十四万四千円　受託事業　二万五千円　維持管理適正化事業　一億五千九百三十九万千円　新技術研究調査　六万円

平成十八年度　補助事業　三百五十万三千円　維持管理適正化事業　一億四千三百三十七万八千円

(8)　茨城県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　四十四万四千円　維持管理適正化事業　五億五千四百七十六万七千円

平成十六年度　補助事業　七十五万六千円　維持管理適正化事業　五億四千九百十八万六千円　新技術研究調査　四万円

平成十七年度　補助事業　百七万四千円　受託事業　二万五千円　維持管理適正化事業　五億四千百三万七千円

平成十八年度　補助事業　二百六十七万千円　維持管理適正化事業　五億四千九万八千円
平成十九年度　補助事業　二十八万二千円
維持管理適正化事業　五億二千六百八十三万九千円

(9)　栃木県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　七十五万円　維持管理適正化事業　一億九千二百四十四万八千円
平成十六年度　補助事業　十五万六千円　維持管理適正化事業　一億九千二百四十四万八千円　新技術研究調査　四万円
平成十七年度　補助事業　二十一万九千円
維持管理適正化事業　一億八千九百六十八万六千円
平成十八年度　補助事業　十六万四千円　維持管理適正化事業　一億八千二百万六千円
平成十九年度　補助事業　五十六万三千円
維持管理適正化事業　一億九千六十万七千円

(10)　群馬県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　維持管理適正化事業　一億七千四百三万二千円
平成十六年度　維持管理適正化事業　一億五千四百六十九万五千円　新技術研究調査　三万五千円
平成十七年度　補助事業　六十六万四千円　受託事業　一万円　維持管理適正化事業　一億五千四百六十九万五千円　新技術研究調査　六万円
平成十八年度　補助事業　二万千円　維持管理適正化事業　一億五千四百六十九万五千円
平成十九年度　補助事業　一万千円　維持管理適正化事業　一億三千九百九十六万二千円

(11)　埼玉県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　十三万円　受託事業　十万円　維持管理適正化事業　四億八千三百四十二万三千円
平成十六年度　補助事業　十二万円　受託事業　十万円　維持管理適正化事業　四億七百九十一万七千円　新技術研究調査　三万五千円
平成十七年度　補助事業　二百三十五万三千円　維持管理適正化事業　三億五千八百十九万三千円
平成十八年度　補助事業　四百十三万円　維持管理適正化事業　三億百十万三千円
平成十九年度　補助事業　三百三十四万三千円　維持管理適正化事業　二億八千四百十六万円

(12)　千葉県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　十五万円　維持管理適正化事業　五億六千四百四十五万三千円
平成十六年度　補助事業　百十二万七千円
維持管理適正化事業　五億四千九百七十二万円　新技術研究調査　三万五千円
平成十七年度　補助事業　二十一万四千円
維持管理適正化事業　五億三千百三十万五千円
平成十八年度　補助事業　二十万四千円　維持管理適正化事業　五億千二百八十八万八千円
平成十九年度　補助事業　三百五十四万円
維持管理適正化事業　五億千五百六十五万千円

(13)　東京都土地改良事業団体連合会
平成十五年度及び平成十六年度　該当なし
平成十七年度　受託事業　五千円
平成十八年度　補助事業　二千円
平成十九年度　補助事業　七十七万七千円

(14)　神奈川県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　十一万五千円
平成十六年度　補助事業　十二万円
平成十七年度　補助事業　十六万二千円　受託事業　二万円　維持管理適正化事業　十万円　維持管理適正化事業　十二万円　受託事業　十万円　維持管理適正化事業　五億八千三百三十四万円
平成十八年度　補助事業　十二万千円
平成十九年度　補助事業　三十九万三千円

(15)　新潟県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　十三万円　維持管理適正化事業　十二億三千二百三十六万八千円
平成十六年度　補助事業　十三万五千円　維持管理適正化事業　十二億六百二十六万四千円　新技術研究調査　四万円
平成十七年度　補助事業　百四十九万九千円　受託事業　三万五千円　維持管理適正化事業　十億八千四百十六万七千円　新技術研究調査　六万円
平成十八年度　補助事業　五十三万円　維持管理適正化事業　九億千五百四十八万二千円
平成十九年度　補助事業　五百五十七万五千円　維持管理適正化事業　九億千八百十四万九千円

(16)　富山県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　四十五万三千円
維持管理適正化事業　三億七千二百七十七万九千円
平成十六年度　補助事業　四十二万九千円
維持管理適正化事業　三億七千二百七十七万九千円　新技術研究調査　四万円
平成十七年度　補助事業　百四万二千円　受託事業　二万五千円　維持管理適正化事業　三億七千九十三万七千円
平成十八年度　補助事業　百九万千円　維持管理適正化事業　三億五千五百十万円
平成十九年度　補助事業　百八十二万六千円　維持管理適正化事業　三億四千六十九万七千円

(17)　石川県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　九十四万円　受託事業　十万円　維持管理適正化事業　三億四千百九十二万千円
平成十六年度　補助事業　五十九万二千円　受託事業　四十六万円　維持管理適正化事業　三億四千九十九万九千円　新技術研究調査　三万五千円
平成十七年度　補助事業　十九万八千円　受託事業　五千円　維持管理適正化事業　三億三千六百九万四千円
平成十八年度　補助事業　十四万七千円　維持管理適正化事業　三億三千四百二十五万二千円
平成十九年度　補助事業　二百六万八千円　受託事業　五万三千円　維持管理適正化事業　二億六千七百三万三千円

(18)　福井県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　五十一万六千円
維持管理適正化事業　一億七千六百三十三万四千円
平成十六年度　補助事業　百四十一万五千円　維持管理適正化事業　一億七千七百七十一万六千円　新技術研究調査　三万円
平成十七年度　補助事業　五十万五千円　受託事業　一万五千円　維持管理適正化事業　一億七千七百七十一万五千円
平成十八年度　補助事業　二百七十七万五千円　維持管理適正化事業　一億七千七百二十五万五千円　新技術研究調査　六万円
平成十八年度　補助事業　二百七十七万五千円　維持管理適正化事業　一億七千七百七十一万五千円
平成十九年度　補助事業　三十五万千円　維持管理適正化事業　一億七千八百十七万六千円

(19)　山梨県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　五十四万九千円　維持管理適正化事業　一億八千二百三十一万九千円

平成十六年度　補助事業　二十九万四千円　維持管理適正化事業　一億八千四百十六万千円　新技術研究調査　三万円　平成十七年度　補助事業　七万二千円　受託事業　六万五千円　維持管理適正化事業　一億八千四百十六万千円　平成十八年度　補助事業　六十一万六千円　維持管理適正化事業　一億八千四百十六万千円　平成十九年度　補助事業　六万七千円　維持管理適正化事業　一億八千四百十六万千円

(20)　長野県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　十五万円　維持管理適正化事業　三億七千六百六十万九千円　平成十六年度　補助事業　百三十八万九千円　維持管理適正化事業　三億五千百七十四万七千円　新技術研究調査　四万円　平成十七年度　補助事業　百六万二千円　受託事業　六万五千円　維持管理適正化事業　三億三千四百二十五万二千円　新技術研究調査　六万円　平成十八年度　補助事業　四十六万三千円　維持管理適正化事業　三億千七百六十七万八千円　平成十九年度　補助事業　三十三万千円　維持管理適正化事業　三億二千七百七万円

(21)　岐阜県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　維持管理適正化事業　三億七千七百十四万千七百三十四万六千円　平成十六年度　補助事業　九十三万九千円　受託事業　三十六万円　維持管理適正化事業　三億六千二百六十一万三千円　新技術研究調査　三万五千円　平成十七年度　補助事業　九万二千円　受託事業　一万円　維持管理適正化事業　三億六千二百六十一万三千円　平成十八年度　補助事業　三百二十五万九千円　維持管理適正化事業　七億七千円　維持管理適正化事業　七億七千円　維持管理適正化事業　七億七

平成十七年度　補助事業　三十四万千円　受託事業　三万五千円　維持管理適正化事業　一億四千八百八十万二千円
平成十八年度　補助事業　三百六十三万八千円　維持管理適正化事業　一億五千二百四十八万五千円
平成十九年度　補助事業　四百三十二万四千円　受託事業　三十八万六千円　維持管理適正化事業　一億三千七百二十万円

(29)　奈良県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　二十九万四千円　維持管理適正化事業　四千六百四万円
平成十六年度　補助事業　百七万円　維持管理適正化事業　四千六百四万円　新技術研究調査　三万円
平成十七年度　補助事業　八万六千円　受託事業　四万円　維持管理適正化事業　四千六百四万円　新技術研究調査　六万円
平成十八年度　補助事業　十五万三千円　維持管理適正化事業　四千六百四万円
平成十九年度　補助事業　三万九千円　維持管理適正化事業　四千六百四万円

(30)　和歌山県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　維持管理適正化事業　二億二千百九十一万四千円
平成十六年度　維持管理適正化事業　二億三千八百四十八万九千円　新技術研究調査　三万円
平成十七年度　補助事業　二十万六千円　維持管理適正化事業　二億四千七百九十九万七千円
平成十八年度　補助事業　七十三万八千円
維持管理適正化事業　二億四千九百五十三万八千円

平成十九年度　補助事業　百四十五万八千円　維持管理適正化事業　二億六千八百八十七万五千円

(31)　鳥取県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　四十万九千円　維持管理適正化事業　三千七十三万六千円
平成十六年度　補助事業　十二万円　維持管理適正化事業　二千七百七万二千円　新技術研究調査　三万五千円
平成十七年度　補助事業　十七万五千円　受託事業　二万五千円　維持管理適正化事業　三千九十三万九千円
平成十八年度　補助事業　十六万千円　維持管理適正化事業　二千九百万五千円
平成十九年度　補助事業　二十一万七千円
維持管理適正化事業　二千九百万五千円

(32)　島根県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　維持管理適正化事業　五千八百十九万五千円
平成十六年度　補助事業　十二万六千円　維持管理適正化事業・五千五百二十四万八千円
新技術研究調査　三万円
平成十七年度　補助事業　十七万円　維持管理適正化事業　五千二百四十八万六千円
平成十八年度　補助事業　百二十五万九千円　維持管理適正化事業　四千六百九十六万千円
平成十九年度　補助事業　三百三十一万八千円　維持管理適正化事業　四千百四十三万六千円

(33)　岡山県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　百六万千円　受託事業　十万円　維持管理適正化事業　一億千八百七十八万四千円　新技術研究調査　百七十一万二千円
平成十六年度　補助事業　百十七万六千円　受託事業　十万円　維持管理適正化事業　一億千八百七十八万四千円　新技術研究調査　六万円
平成十七年度　補助事業　九十二万三千円　受託事業　四万円　維持管理適正化事業　一億千八百七十八万四千円　新技術研究調査　六万円
平成十八年度　補助事業　十三万四千円　維持管理適正化事業　一億千八百七十八万四千円
平成十九年度　補助事業　百八十八万五千円　維持管理適正化事業　一億千八百七十八万四千円

(34)　広島県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　十三万円　維持管理適正化事業　四千五十一万五千円
平成十六年度　補助事業　百二十万五千円　維持管理適正化事業　四千五十一万五千円　新技術研究調査　三万円
平成十七年度　補助事業　十六万九千円　受託事業　一万五千円　維持管理適正化事業　四千五十一万五千円
平成十八年度　補助事業　三百三万八千円　維持管理適正化事業　四千五十一万五千円
平成十九年度　補助事業　三百万六千円　維持管理適正化事業　四千五十一万五千円

(35)　山口県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　維持管理適正化事業　七千六百四十二万七千円
平成十六年度　維持管理適正化事業　八千十一万円　新技術研究調査　三万円
平成十七年度　補助事業　七万二千円　受託事業　一万円　維持管理適正化事業　七千四百五十八万五千円
平成十八年度　補助事業　三万六千円　維持管理適正化事業　六千六百五十二万八千円
平成十九年度　補助事業　二十八万八千円
維持管理適正化事業　五千七百三十二万円

(37)　香川県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　補助事業　十三万円　維持管理適正化事業　一億五千百九十三万三千円
平成十六年度　補助事業　六十八万五千円
受託事業　三十六万円　維持管理適正化事業　一億四千六百四十万八千円　新技術研究調査　三万円
平成十七年度　補助事業　四十八万円　受託事業　一万円　維持管理適正化事業　一億三千六百四十六万三千円
平成十八年度　補助事業　十七万六千円　維持管理適正化事業　一億二千三百二万円
平成十九年度　補助事業　二百八十六万円
維持管理適正化事業　一億千六百七十五万八千円

(38)　愛媛県土地改良事業団体連合会
平成十五年度　維持管理適正化事業　八千九百四万二千円

平成十六年度　受託事業　三十六万円　維持管理適正化事業　九千百七十一万二千円　新技術研究調査　三万円
平成十七年度　補助事業　四万二千円　受託事業　二万円　維持管理適正化事業　八千十一万円
平成十八年度　補助事業　五万四千円　維持管理適正化事業　六千百七十八万六千円
平成十九年度　補助事業　八十三万二千円　維持管理適正化事業　六千七十七万三千円

(39)　高知県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　百十七万円　維持管理適正化事業　八千二百八十七万二千円
平成十六年度　維持管理適正化事業　八千二百八十七万二千円
平成十七年度　新技術研究調査　三万円　百八十七万二千円
平成十七年度　補助事業　九万二千円　受託事業　四万五千円　維持管理適正化事業　八千二百八十七万二千円
平成十八年度　補助事業　六十万四千円　維持管理適正化事業　八千二百八十七万二千円
平成十九年度　補助事業　八万五千円　受託事業　五万三千円　維持管理適正化事業　八千二百八十七万二千円

(40)　福岡県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　維持管理適正化事業　一億九千八百五十二万六千円
平成十六年度　補助事業　六十万五千円　受託事業　三十六万円　維持管理適正化事業　一億九千八百五十二万六千円
平成十七年度　補助事業　三十八万円　受託事業　三万円　維持管理適正化事業　一億九千八百五十二万六千円
平成十八年度　補助事業　五万八千円　維持管理適正化事業　一億九千八百五十二万六千円

平成十九年度　補助事業　六十五万七千円　受託事業　五万三千円　維持管理適正化事業　八千十一万円
平成十六年度　補助事業　百五万六千円　受託事業　四十六万円　維持管理適正化事業　三億五千五百二十四万七千円　新技術研究調査　三万五千円
平成十七年度　補助事業　百九万八千円　受託事業　六万五千円　維持管理適正化事業　三億五千五百二十四万七千円　新技術研究調査　六万円
平成十八年度　補助事業　三万三千円　維持管理適正化事業　三億六千二百七十九万七千円
平成十九年度　補助事業　百三十一万四千円　維持管理適正化事業　三億六千八百三十二万二千円

(44)　大分県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　九十三万四千円　維持管理適正化事業　一億七千九百九十二万五千円
平成十六年度　維持管理適正化事業　一億六千四百九十四万五千円　新技術研究調査　三万五千円
平成十七年度　補助事業　四万四千円　受託事業　三万円　維持管理適正化事業　一億七千四百九十五万三千円
平成十八年度　補助事業　二百九十万円　維持管理適正化事業　一億七千四百九十五万三千円
平成十九年度　補助事業　百六十万二千円　維持管理適正化事業　一億六千五百七十四万五千円

(45)　宮崎県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　四十二万四千円　維持管理適正化事業　一億二千七百九十九万二千円
平成十六年度　補助事業　四十六万四千円

(46)　鹿児島県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　三十八万六千円　維持管理適正化事業　一億千四百十八万円
平成十六年度　受託事業　三十六万円　維持管理適正化事業　一億千二百三十三万八千円
平成十七年度　補助事業　百三十九万九千円　受託事業　五万円　維持管理適正化事業　一億二千六十二万六千円　新技術研究調査　六万円
平成十八年度　補助事業　四万千円　維持管理適正化事業　一億二千百六十七万五千円　新技術研究調査　三万円
平成十九年度　補助事業　二百七十九万六千円　維持管理適正化事業　一億二千四百三十万九千円

(47)　沖縄県土地改良事業団体連合会

平成十五年度　補助事業　十三万円　受託事業　十万円　維持管理適正化事業　千六百五十七万四千円
平成十六年度　補助事業　二十六万千円　受託事業　十万円　維持管理適正化事業　千八百四十一万六千円　新技術研究調査　三万円

平成十七年度　補助事業　三十四万三千円
維持管理適正化事業　千八百四十一万六千円
平成十八年度　補助事業　二十六万千円　維持管理適正化事業　千八百四十一万六千円
平成十九年度　補助事業　百七十四万五千円　維持管理適正化事業　千八百四十一万六千円

二について

関係する資料の保存期間が経過しているものもあることから、お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、現時点において把握している限りにおいてお示しすると、過去五年間における土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百三十二条第二項に基づく全土連及び各県土連への検査における年度別の検査部署、責任者の職名、人数（平成十八年度から平成二十年度までのものに限る。）及び検査対象となった団体数は、それぞれ次のとおりである。

平成十六年度　農林水産省農村振興局計画部土地改良企画課、東北農政局農村計画部土地改良管理課、関東農政局農村計画部土地改良管理課、北陸農政局農村計画部土地改良管理課、東海農政局農村計画部土地改良管理課、近畿農政局農村計画部土地改良管理課、中国四国農政局農村計画部土地改良管理課、九州農政局農村計画部土地改良管理課、沖縄総合事務局農林水産部土地改良課　土地改良区検査官（内閣府沖縄総合事務局農林水産部土地改良課に置かれるものに限る。以下同じ。）　十七団体

平成十七年度　農林水産省農村振興局計画部土地改良企画課又は企画部土地改良企画課並びに東北農政局農村計画部土地改良管理課、関東農政局農村計画部土地改良管理課、北陸農政局農村計画部土地改良管理課、近畿農政局農村計画部土地改良管理課、中国四国農政局農村計画部土地改良管理課、九州農政局農村計画部土地改良管理課、沖縄総合事務局農林水産部土地改良課　土地改良区検査官　十五団体

平成十八年度　農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課、東北農政局農村計画部土地改良管理課及び九州農政局農村計画部土地改良管理課　土地改良区検査官　十五団体

平成十九年度　農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課、東北農政局農村計画部土地改良管理課、関東農政局農村計画部土地改良管理課、北陸農政局農村計画部土地改良管理課、近畿農政局農村計画部土地改良管理課、中国四国農政局農村計画部土地改良管理課、九州農政局農村計画部土地改良管理課及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部土地改良課　土地改良区検査官　延べ二十六名　十七団体

平成二十年度　農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課、東北農政局農村計画部土地改良管理課、関東農政局農村計画部土地改良管理課、北陸農政局農村計画部土地改良管理課、東海農政局農村計画部土地改良管理課、近畿農政局農村計画部土地改良管理課、中国四国農政局農村計画部土地改良管理課及び九州農政局農村計画部土地改良管理課　土地改良区検査官　延べ二十二名　十五団体

また、会計について改善を求めた件数については、関係する資料の保存期間が経過しているものもあることから、網羅的にお答えすることは困難であるが、現時点において把握している限りにおいてお示しすると、「土地改良区等検査実施要領の制定について」（平成十二年五月十七日付け十二構改Ｂ第五百五十四号農林水産省構造改善局長通知）別紙の第９の３の(3)の「会計経理」について指摘を行った団体数は、平成十八年度は一団体、平成十九年度は二団体、平成二十年度は三団体である。

なお、これらの検査は、現行の検査体制の下、土地改良法第百三十二条第二項の規定等に基づき、三年に一回の割合で検査することを原則として検査を実施しているところであり、当該検査は適切に行われていると認識している。

三及び七について

土地改良法第百三十二条の規定に基づく全土連、県土連及び土地改良区への検査については、特に政治的中立性に着目した検査は行っていないが、全土連、県土連及び土地改良区が行うことのできる事業はそれぞれ同法第百十一条の九及び同法第十五条に規定する事業に限定されており、これらに対し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等の遵守の状況を検査することにより、同法に基づき適正に運営されていることを確認している。

四について

各県土連の平成二十一年六月十五日現在の主たる事務所の所在地、役員（平成二十一年六月十五日現在の理事、監事又は顧問をいう。以下同じ。）のうち農林水産省に在籍履歴を有する者（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十九条第四項の規定に基づき退職手当を支給されていない者を除く。以下同じ。）の最終官職及び国会議員又は都道府県議会議員である役員の氏名は、それぞれ次のとおりであると承知している。なお、役員報酬の額は、個人に関する情報であるため、答弁は差し控えたい。

(1)　北海道土地改良事業団体連合会　北海道札幌市中央区北五条西六丁目一番地二十三　該当なし　該当なし

(2)　青森県土地改良事業団体連合会　青森県青森市本町二丁目六番十九号　該当なし　該当なし

(3)　岩手県土地改良事業団体連合会　岩手県盛岡市本宮二丁目十番一号　該当なし　岩手県議会議員菊池勲

(4)　宮城県土地改良事業団体連合会　宮城県仙台市青葉区上杉二丁目二番八号　該当なし　宮城県議会議員中島源陽

(5)　秋田県土地改良事業団体連合会　秋田県秋田市高陽幸町三番三十七号　該当なし　該当なし

(6)　山形県土地改良事業団体連合会　山形県山形市松栄一丁目七番四十八号　該当なし　山形県議会議員佐貝全健、田澤伸一及び土屋健吾

(7)　福島県土地改良事業団体連合会　福島県福島市南中央三丁目三十六番地　該当なし　該当なし

(8)　茨城県土地改良事業団体連合会　茨城県水戸市宮内町三千百九十三番地の三　該当なし　茨城県議会議員関宗長、山口武平及び横山忠一

(9)　栃木県土地改良事業団体連合会　栃木県宇都宮市平出町千二百六十番地　農林水産省関東農政局建設部次長　該当なし

(10)　群馬県土地改良事業団体連合会　群馬県前橋市箱田町三百五十番地　該当なし　群馬県議会議員大林俊一

(11)　埼玉県土地改良事業団体連合会　埼玉県熊谷市籠原南二丁目八十三番地　該当なし　埼玉県議会議員井上直子

(12)　千葉県土地改良事業団体連合会　千葉県千葉市美浜区新港二百四十九番地五　該当なし　該当なし

(13)　東京都土地改良事業団体連合会　東京都立川市錦町三丁目十二番十一号　該当なし　該当なし

(14)　神奈川県土地改良事業団体連合会　神奈川県海老名市中新田三丁目三十五番一号　該当なし　神奈川県議会議員三好吉清

(15)　新潟県土地改良事業団体連合会　新潟県新潟市中央区長潟百三十八番地　該当なし　新潟県議会議員三富佳一

(16)　富山県土地改良事業団体連合会　富山県富山市黒崎十七番地　該当なし　参議院議員河合常則

(17)　石川県土地改良事業団体連合会　石川県金沢市古府一丁目百九十七番地　該当なし　衆議院議員森喜朗

(18)　福井県土地改良事業団体連合会　福井県福井市幾久町八番十七号　該当なし　参議院議員山崎正昭並びに福井県議会議員屋敷勇及び山本文雄

(19)　山梨県土地改良事業団体連合会　山梨県甲府市蓬沢一丁目十五番三十五号山梨県自治会館五階　該当なし　該当なし

(20)　長野県土地改良事業団体連合会　長野県長野市大字南長野字宮東四百五十二番地の一　該当なし　長野県議会議員高橋宏

(21)　岐阜県土地改良事業団体連合会　岐阜県岐阜市下奈良二丁目十三番一　該当なし　岐阜県議会議員藤墳守及び渡辺信行

(22)　静岡県土地改良事業団体連合会　静岡県静岡市葵区追手町九番六号　該当なし　衆議院議員柳澤伯夫並びに静岡県議会議員大場勝男及び込山正秀

(23)　愛知県土地改良事業団体連合会　愛知県名古屋市西区栄生一丁目十八番二十五号　該当なし　愛知県議会議員川上万一郎、沢田丸四郎、中野治美、浜田一徳及び三浦孝司

(24)　三重県土地改良事業団体連合会　三重県津市広明町三百三十番地　該当なし　該当なし

(25)　滋賀県土地改良事業団体連合会　滋賀県東近江市林町六百一番地　該当なし　該当なし

(26)　京都府土地改良事業団体連合会　京都府京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町百四番地の二京都府庁西別館　該当なし　該当なし

(27)　大阪府土地改良事業団体連合会　大阪府大阪市中央区馬場町三番三十五号大阪府農林会館内　該当なし　該当なし

(28)　兵庫県土地改良事業団体連合会　兵庫県神戸市中央区北長狭通五丁目五番十二号　該当なし　該当なし

(29)　奈良県土地改良事業団体連合会　奈良県奈良市高畑町千百十六番地の六　該当なし　該当なし

(30)　和歌山県土地改良事業団体連合会　和歌山県和歌山市雑賀屋町一番地　該当なし　該当なし

(31)　鳥取県土地改良事業団体連合会　鳥取県鳥取市千代水四丁目三十七番地　該当なし　衆議院議員赤澤亮正並びに参議院議員川上義博、佐藤昭郎及び田村耕太郎

(32)　島根県土地改良事業団体連合会　島根県松江市黒田町四百三十二番地一　該当なし　参議院議員青木幹雄

(33)　岡山県土地改良事業団体連合会　岡山県岡山市北区内山下一丁目三番七号　該当なし　該当なし

(34)　広島県土地改良事業団体連合会　広島県広島市中区鉄砲町四番一号　該当なし　該当なし

(35)　山口県土地改良事業団体連合会　山口県山口市糸米二丁目十三番三十五号　該当なし　該当なし

(36)　徳島県土地改良事業団体連合会　徳島県徳島市伊月町一丁目三十二番地　該当なし　衆議院議員岡本芳郎及び山口俊一

(37)　香川県土地改良事業団体連合会　香川県高松市番町二丁目四番二十七―三百一号　該当なし　香川県議会議員組橋啓輔

(38)　愛媛県土地改良事業団体連合会　愛媛県松山市愛光町一番二十四号（県土連ビル）　該当なし　該当なし

(39)　高知県土地改良事業団体連合会　高知県高知市上町二丁目五番十八号　該当なし　該当なし

(40)　福岡県土地改良事業団体連合会　福岡県福岡市博多区千代四丁目四番二十八号　該当なし　該当なし

(41)　佐賀県土地改良事業団体連合会　佐賀県佐賀市大財三丁目八番十五号　該当なし　佐賀県議会議員原口義己

(42)　長崎県土地改良事業団体連合会　長崎県長崎市大黒町九番十七号　該当なし　該当なし

(43)　熊本県土地改良事業団体連合会　熊本県熊本市龍田陳内三丁目十五番一号　該当なし　該当なし

(44)　大分県土地改良事業団体連合会　大分県大分市城崎町二丁目二番二十五号　該当なし　該当なし

(45)　宮崎県土地改良事業団体連合会　宮崎県宮崎市柳丸町三百八十八番地十四　該当なし　該当なし

(46)　鹿児島県土地改良事業団体連合会　鹿児島県鹿児島市名山町十番二十二号　該当なし　該当なし

(47)　沖縄県土地改良事業団体連合会　沖縄県島尻郡南風原町字本部四百五十三番地三　該当なし　該当なし

また、各県土連の役員については、各県土連の定款に定める方法に従い総会において選任されているところであり、加えて、県土連が行うことのできる事業は土地改良法第百十一条の九に規定する事業に限定されており、これに対し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等の遵守の状況を検査することにより、同法に基づき適正に運営されていることを確認している。

さらに、農林水産省において、各県土連に対して平成十六年度から平成二十年度までの間における政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（以下「政治献金」という。）及び全国土地改良政治連盟その他の政治団体が主催する同法第八条の二に規定する政治資金パーティーの対価の支払（以下「パーティー券の購入」という。）の有無を照会したところ、すべての県土連から、該当なしとの回答を得たところである。

五及び六について

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、直ちにお答えすることは困難である。

なお、各県土連及び各土地改良区の役員については、各県土連及び各土地改良区の定款に定める方法に従い総会等において役員に選任されているところであり、加えて、県土連及び土地改良区が行うことのできる事業はそれぞれ土地改良法第百十一条の九及び同法第十五条に規定する事業に限定されており、これらに対し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等の遵守の状況を検査することにより、同法に基づき適正に運営されていることを確認している。

八について

全国土地改良政治連盟の平成二十一年六月十五日現在の主たる事務所の所在地は、政治資金規正法第六条第一項の規定等に基づき、東京都港区新橋五丁目三十三番九号と総務大臣に届けられ、告示されている。

なお、この所在地に農林水産省所管の公益法人は、存在しない。

九について

平成二十一年六月十五日現在、社団法人土地改良建設協会（以下「建設協会」という。）の事務所の所在地は、東京都港区新橋五丁目三十四番四号農業土木会館内である。

また、建設協会の役員のうち農林水産省に在籍履歴を有する者の氏名は、中島克己及び岩崎和己であり、これらの者の最終官職は、それぞれ農林水産省中国四国農政局長及び農林水産省農業工学研究所長である。建設協会の役員に国会議員又は都道府県議会議員は含まれていないと承知している。

なお、建設協会の役員の報酬は、建設協会の役員報酬規程が公表されておらず、また、個人に関する情報であるため、答弁は差し控えたい。

さらに、農林水産省において、建設協会に対して平成十六年度から平成二十年度までの間における政治献金及びパーティー券の購入の有無を照会したところ、建設協会からは、該当なしとの回答を得たところである。

十について

平成二十一年六月十五日現在、社団法人土地改良測量設計技術協会（以下「土測協」という。）の事務所の所在地は、東京都港区新橋五丁目三十四番四号農業土木会館内である。

また、土測協の役員のうち農林水産省に在籍履歴を有する者の氏名及び最終官職は、それぞれ次のとおりであり、国会議員又は都道府県議会議員は含まれていないと承知している。

段本幸男　農林水産省中国四国農政局長
宮元均（常勤）　農林水産省東北農政局次長
大石純夫　農林水産省東北農政局迫川上流農業水利事業所長
鮫島信行　農林水産省中国四国農政局長
岩崎和己　農林水産省農業工学研究所長
西野明　農林水産省関東農政局霞ヶ浦用水農業水利事務所長
宮本幸一　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所長
上野敏光　農林水産省北陸農政局次長
古賀猷規　農林水産省九州農政局曽於農業水利事務所長

なお、土測協の常勤役員の報酬は、土測協の常勤役員の報酬等規程及び報酬等規程細則によれば、年俸千四百万円とされており、常勤役員以外の役員は無報酬であると承知している。

さらに、農林水産省において、土測協に対して平成十六年度から平成二十年度までの間における政治献金及びパーティー券の購入の有無を照会したところ、土測協からは、該当なしとの回答を得たところである。

十一について

平成二十一年六月十五日現在、社団法人農業土木事業協会（以下「事業協会」という。）の事務所の所在地は、東京都港区新橋五丁目三十四番四号農業土木会館内である。

また、事業協会の役員のうち農林水産省に在籍履歴を有する者の氏名及び最終官職は、それぞれ次のとおりであり、国会議員又は都道府県議会議員は含まれていないと承知している。

鮫島信行（常勤）　農林水産省中国四国農政局長
大石純夫　農林水産省東北農政局迫川上流農業水利事業所長
古賀猷規　農林水産省九州農政局曽於農業水利事務所長
池田文雄　農林水産省関東農政局次長
岩崎和己　農林水産省農業工学研究所長
木村和夫　農林水産省東北農政局建設部長

なお、事業協会の常勤役員の報酬は、事業協会の役員給与規程によれば、年俸千二百万円とされており、常勤役員以外の役員は無報酬であると承知している。

さらに、農林水産省において、事業協会に対して平成十六年度から平成二十年度までの間における政治献金及びパーティー券の購入の有無を照会したところ、事業協会からは、該当なしとの回答を得たところである。

十二について

平成二十一年六月十五日現在、社団法人農業土木会館内である。

また、学会の役員のうち農林水産省に在籍履歴を有する者の氏名及び最終官職は、それぞれ次のとおりであり、国会議員又は都道府県議会議員は含まれていないと承知している。

太田信介　農林水産省農村振興局長
元杉昭男　農林水産省中国四国農政局長
岩崎和己（常勤）　農林水産省農業工学研究所長
大串和紀　農林水産省九州農政局長
鮫島信行　農林水産省中国四国農政局長
中島治郎　農林水産省北陸農政局長
山村宗仁　農林水産省北陸農政局長

なお、学会の常勤役員の報酬は、学会の常勤役員の報酬規程及び報酬規程実施細則によれば、月額八十三万三千三百三十円とされており、常勤役員以外の役員は無報酬であると承知している。

さらに、文部科学省において、学会に対して平成十六年度から平成二十年度までの間における政治献金及びパーティー券の購入の有無を照会したところ、学会からは、該当なしとの回答を得たところである。

十三について

平成二十一年六月十五日現在、社団法人農業土木機械化協会（以下「機械化協会」という。）の事務所の所在地は、東京都港区新橋五丁目三十四番四号農業土木会館内である。

また、機械化協会の役員のうち農林水産省に在籍履歴を有する者の氏名及び最終官職は、それぞれ次のとおりであり、国会議員又は都道府県議会議員は含まれていないと承知している。

梅川治（常勤）　農林水産省九州農政局諫早湾干拓事務所長

大串和紀　農林水産省九州農政局長
西村一徳　国土交通省北海道開発局農業水産部長
豊田裕道　農林水産省北陸農政局日野川用水農業水利事業所長

なお、機械化協会の常勤役員の報酬は、機械化協会の常勤役員報酬規程によれば、年俸千三百五十万円とされており、常勤役員以外の役員は無報酬であると承知している。

さらに、農林水産省において、機械化協会に対して平成十六年度から平成二十年度までの間における政治献金及びパーティー券の購入の有無を照会したところ、機械化協会からは、該当なしとの回答を得たところである。

十四について

平成二十一年六月十五日現在、社団法人海外農業開発コンサルタンツ協会（以下「海外コンサル協会」という。）の事務所の所在地については、東京都港区新橋五丁目三十四番四号農業土木会館内である。

また、海外コンサル協会の役員のうち農林水産省に在籍履歴を有する者の氏名及び最終官職は、それぞれ次のとおりであると承知している。

佐藤昭郎　農林水産省構造改善局次長
竹内兼蔵（常勤）　農林水産省北陸農政局建設部長
梅川治　農林水産省九州農政局諫早湾干拓事務所長

なお、海外コンサル協会の常勤役員の報酬は、海外コンサル協会の役員給与規程及び役員給与規程実施細則によれば、年額報酬百二十万円とされており、常勤役員以外の役員は無報酬であると承知している。

また、海外コンサル協会の会長の佐藤昭郎は国会議員であるが、同会長は、海外コンサル協会の定款第十三条の規定に基づき、総会において理事に選任されるとともに理事の互選により会長に就任しているところである。

さらに、農林水産省において、海外コンサル協会に対して平成十六年度から平成二十年度までの間における政治献金及びパーティー券の購入の有無を照会したところ、海外コンサル協会からは、該当なしとの回答を得たところである。

十五について

建設協会、土測協、事業協会、学会、機械化協会及び海外コンサル協会のうち平成十五年度から平成十九年度までに国が補助金を交付している団体についての当該補助金の交付年度及び交付額は、それぞれ次のとおりである。

(1)　土測協

平成十五年度　二千五百四十五万円
平成十六年度　二千四百六十八万六千円
平成十七年度　二千四百六十八万六千円
平成十八年度　三千五百九十九万二千円
平成十九年度　三千五百十一万九千円

(2)　機械化協会

平成十八年度　一億三千九百九十八万八千円
平成十九年度　一億三千四百八十八万千円

(3)　海外コンサル協会

平成十五年度　四千百一万四千円
平成十六年度　三千六百九十二万四千円
平成十七年度　三千二百九十七万円
平成十八年度　三千五百七十五万三千円
平成十九年度　三千八百六十五万五千円

また、これらの補助金について、国は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「適正化法」という。）等に基づき、補助金の交付の申請に係る書類等の審査、補助事業の成果を記載した補助事業等実績報告書等の書類の審査等（以下「審査等」という。）を行っており、当該審査等は、適正化法等に従い適切に行われていると認識している。

さらに、当該審査等の対象となった団体数は、平成十五年度は二団体、平成十六年度は二団体、平成十七年度は二団体、平成十八年度は三団体、平成十九年度は三団体であるが、これらの審査等を行った部署、責任者の職制及び人数については、補助事業の性格により異なるものであり、一概にお答えできない。

なお、これらの補助金に係る審査等を行った結果、適正化法に基づく是正のための措置等を求めた事例は存在していないところである。

十六及び十七について

お尋ねについては、政府として承知する立場にはないため、お答えすることは困難である。

合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月十日

糸数　慶子

参議院議長　江田　五月殿

合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する質問主意書

情報公開法によって法務省が公開した二〇〇一（平成十三）年分から二〇〇八（平成二十）年分までの検察統計資料「合衆国軍隊構成員等犯罪事件人員調」（以下、「法務省検察統計」という。）によると、日本に駐留するアメリカ合衆国軍隊の軍人、軍属等の引き起こす犯罪のほとんどが不起訴となっている。民間団体等のまとめによると、二〇〇一年分では起訴された人員が五十三人に対し、不起訴は三百十七人で、不起訴率は八五・六〇％、二〇〇八年分では起訴三十九人、不起訴三百七十二人で、不起訴率は九〇・五〇％となり、不起訴率の平均は八三・一〇％に上っている。法務省検察統計を罪名別にみると、その大半は「自動車等による業務上（重）過失致死傷」（刑法犯）と「道路交通法違反」（特別法犯）によって占められている。両罪名については、米軍人、軍属等の引き起こす軽微な交通違反（反則金納付による違反免除、通常反則キップ又は青キップと呼ぶ。）による件数を挙げているのではなく、酒気帯び運転等の重度の交通違反（通常交通キップ又は赤キップと呼ぶ。）を犯し、刑事処分に科せられるべきだとして検察庁に送致された件数であり、人身事故等においては懲役や禁固刑及び罰金刑の刑事処分、免許取り消し等の行政処分、被害者への損害賠償を行う民事処分の責任を問われることからして検察側の不起訴には納得できない。そのうえ、反則金の納付や罰金の納付状況も明らかにされていない。法務省検察統計を基に、以下質問する。

一　法務省検察統計の罪名「自動車等による業務上（重）過失致死傷」と「道路交通法違反」において、その受理件数の大半を不起訴として処理しているが、不起訴とした理由を明らかにしたうえで、政府の見解を示されたい。

二　右記の両罪名における主な事故原因を明らかにされたい。具体的には、酒気帯び運転等、無免許運転、酒気帯び運転同乗罪、速度超過等を指す。

三　右記の両罪名において現行犯逮捕の有無を明らかにされたい。現行犯逮捕のケースでは、その犯罪件数と発生日時、犯罪要件等を明らかにされたい。

四　右記の両罪名による起訴においては、ほとんどを「略式命令請求」として処理しているが、その理由を明らかにしたうえで、政府の見解を示されたい。

五　「略式命令請求」として処理した場合、一般的には被疑者が交通裁判所において罰金を支払うことと理解される。法務省検察統計に示された「略式命令請求」として処理され、納付された罰金の総額等を明らかにすることは、罰金が国庫に帰属することとなる観点から極めて重要と考える。よって、法務省検察統計に示された「略式命令請求」の件数に則した罰金額の総額と、納付された件数及び納付総額をそれぞれの年（二〇〇一年から二〇〇八年）分ごとに示し、併せて納付率も明らかにされたい。

六　罰金が支払われない場合の措置について明らかにされたい。

七　反則キップ（青キップ）と交通キップ（赤キップ）には刑事処分の他、行政処分も科せられるが、米軍人、軍属等には行政処分が及ぶのか、及ばないのであれば、その法的根拠を明らかにされたい。

八　両罪名における不起訴の内訳をみると「起訴猶予」と「第一次裁判権なし」によって占められている。特に「道路交通法違反」における二〇〇八年分では「第一次裁判権なし」六十五件のうち、六十五件とも公務と認められての「裁判権なし」による不起訴である。この公務は日米地位協定の第十七条3(a)(ii)に関する日米地位協定合意議事録を根拠としての「公務証明書」の発行による不起訴と思料される。検察庁に提出された「公務証明書」の件数をそれぞれの年（二〇〇一年から二〇〇八年）分ごとに明らかにされたい。

九　両罪名における送致の区分けのうち、「他検察庁に」として処理された件数もかなりの数に上っているが、「他検察庁に」とは、どのような内容を指すのか、具体的に明らかにされたい。

十　米軍人、軍属が道路交通法違反の犯罪に対し、真摯に対処しているかどうかを知るうえで反則キップ（青キップ）の件数等を明らかにすることは重要だと考える。よって、沖縄県内における反則キップ（青キップ）と交通キップ（赤キップ）の件数をそれぞれの年（二〇〇一年から二〇〇八年）分ごとに明らかにし、年分の反則キップによる反則金の総額と交通キップによる罰金額の総額を算出したうえで、さらにそれぞれの納められた件数と総額を示し、納付率を明らかにされたい。

十一　両罪名においては当事者間の損害賠償（民事）も提起されると思料するが、日米地位協定に基づき日本政府が賠償（見舞金を含む。）に応じた件数を明らかにされたい。具体的には犯罪の発生日時、場所、事故内容（死傷者の有無）、罪名、賠償額を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員糸数慶子君提出合衆国軍隊構成員等の犯罪に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「法務省検察統計」において、「不起訴」として計上された「自動車等による業務上（重）過失致死傷」及び「道路交通法違反」の各事案については、検察当局において、個別具体の事案に即して「起訴猶予」、「嫌疑不十分」、「第一次裁判権なし」、「第一次裁判権不行使」等を理由として不起訴処分を行っているものと承知している。これらの事案については、検察当局において、いずれも法と証拠に基づき、適切に処理しているものと考えている。

二及び三について

御指摘の「法務省検察統計」において、「自動車等による業務上（重）過失致死傷」及び「道路交通法違反」として計上された事件については、その内容のすべては把握しておらず、お尋ねの主な事故原因等についてお答えすることはできない。

四について

略式命令を請求するか否かについては、個別具体の事案に即して判断する必要があり、一概にお答えすることはできないが、一般的に、検察官において、犯行態様、結果の重大性、被害者の心情等に配慮しつつ、個々の事案に即して罰金又は科料の求刑が相当であり、かつ、略式命令を請求することが相当であると判断した場合には、簡易裁判所に略式命令を請求しているものと承知しており、いずれの事件についても、法と証拠に基づき、適切に処理されているものと考えている。

五について

御指摘の「法務省検察統計」における「略式命令請求」が行われた事件の罰金額の総額等については把握しておらず、お答えすることはできない。

六について

罰金が完納されない場合は、検察官の指揮により、納付義務者に資力があるときは強制執行の手続に関する法令の規定に従い、納付義務者に資力がないときは納付義務者が刑事施設に附置された労役場に留置されることにより、いずれも罰金の裁判が執行されることとなる。

七について

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定により、都道府県公安委員会は、その運転免許を受けた者又は同法第百七条の二に規定する国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者に対して、運転免許の取消し等の行政処分をすることができることとされているところ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第十条1に規定する運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証（以下「運転許可証等」という。）は、同法第百七条の二に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証に該当せず、運転許可証等を所持する者は同法の規定による行政処分の対象とはされていない。

八について

個別事件において提出された「公務証明書」の通数については、把握しておらず、お答えすることはできない。

九について

お尋ねの「他検察庁に」として処理された件数

には、他の検察庁の検察官に事件を送致した移送処分の件数を計上している。移送の理由は、例えば、被疑者の住居等を管轄する検察庁の検察官に移送する場合等がある。

十について

沖縄県警察によると、沖縄県において、平成十三年から平成二十年までの間に検挙した合衆国軍隊の構成員又は軍属による道路交通法違反事件のうち、道路交通法第百二十六条第一項に規定するいわゆる交通反則切符により処理したものは、平成十三年は千二百六十五件、平成十四年は千四百七十五件、平成十五年は千六百十九件、平成十六年は千七百七十四件、平成十七年は千四百三十五件、平成十八年は千九十四件、平成十九年は千四百九十一件、平成二十年は千三百十六件であり、反則行為以外の道路交通法違反事件で用いられることが多いいわゆる交通切符により処理したものはないとのことである。また、これらの処理された事件について、納付された反則金の総額等は把握していないので、お答えすることはできない。

十一について

お尋ねの「自動車等による業務上（重）過失致死傷」及び「道路交通法違反」ごとに賠償金及び見舞金を支給した件数等については把握していないが、防衛省が、平成十三年度から平成二十年度までの間において、合衆国軍隊の構成員又は被用者による交通事故の被害者に対し、日米地位協定第十八条5及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（昭和二十七年法律第百二十一号）第一条の規定並びに「合衆国軍隊等により損害を受けた者に対する賠償金及び見舞金の支給について」（昭和三十九年六月二十三日閣議決定）に基づき、賠償金及び見舞金を支給した件数及び金額を年度ごとにお示しすると、次のとおりである。

平成十三年度　二百四十一件　約一億二千百万円
平成十四年度　二百二十四件　約五千三百万円
平成十五年度　二百三十三件　約一億四千百万円
平成十六年度　百七十四件　約六千百万円
平成十七年度　百八十七件　約一億円
平成十八年度　二百十三件　約一億千九百万円
平成十九年度　百五十二件　約四千百万円
平成二十年度　百四十件　約三千九百万円

朝鮮民主主義人民共和国による飛翔体発射に係る内閣情報調査室・防衛省・警察庁・公安調査庁等の臨戦態勢に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月十日

参議院議長　江田　五月殿

山内　徳信

朝鮮民主主義人民共和国による飛翔体発射に係る内閣情報調査室・防衛省・警察庁・公安調査庁等の臨戦態勢に関する質問主意書

日本政府は、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）による本年四月五日の飛翔体の発射に前後して、様々な情報収集活動を実施したものと思われる。

内閣官房内閣情報調査室が所管する情報収集衛星は、一九九八年八月三十一日、北朝鮮ロケット、いわゆるテポドン一号の発射を契機として、そのわずか三か月後に小渕恵三内閣によって導入が閣議決定された。いわば北朝鮮への偵察衛星の役割を担っているともいえる。情報収集衛星の研究・開発には一九九八年度から二〇〇九年度予算までに合計六千九百三十一億円もの巨額税金が投入されてきた。

しかし、本年四月五日に発射された今回の北朝鮮飛翔体に関して、情報収集衛星がどのように機能したのか、内閣情報調査室ならびに内閣衛星情報センターは国民に対してその成果を全く発表・説明していない。多目的衛星である情報収集衛星の成果について国民に可能な限り情報を発表するべきであると考える。

北朝鮮による今回の飛翔体発射に際し、情報収集衛星のほか、関係省庁がどのような情報収集・臨戦態勢を敷いたのか、以下、質問する。

一　情報収集衛星は北朝鮮飛翔体問題で具体的にどう機能したのか。また、何らかの成果はあったのか、政府の評価を示されたい。

二　防衛省は北朝鮮飛翔体発射に関して、「非常時」態勢をどのように敷いたのか。航空自衛隊の偵察機や戦闘機の動き、地上部隊やＰＡＣ３部隊の配備、海上自衛隊の艦艇配備、全通信網の稼動状況など具体的にどのような態勢を敷いたのか。また、自衛隊の情報保全隊など調査・情報関係部署はどのような態勢を敷いたのか。

三　内閣情報調査室や公安調査庁、警察庁は、在日の団体や市民団体およびその幹部たちを監視していたか。監視していたのであれば、どうチェックしていたのか。

四　海上保安庁は海上自衛隊の動きにどう連動したか。あるいは独自にどういう態勢をとったのか。

五　外務省は在外の日本大使館に対して今回の問題で特別な指示等を出したか。

右質問する。

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員山内徳信君提出朝鮮民主主義人民共和国による飛翔体発射に係る内閣情報調査室・防衛省・警察庁・公安調査庁等の臨戦態勢に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、常日頃より、情報収集衛星を最大限に活用して情報収集を行い、得られた情報を有効に活用してきているところであるが、その具体的な内容については、これを明らかにすることにより、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

お尋ねについては、事故等によりミサイルが我が国に落下する場合に備え、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十二条の二第三項に規定する防衛大臣の命令に基づき、スタンダード・ミサイルＳＭ―三搭載イージス艦二

隻を日本海に、ペトリオット・ミサイルＰＡＣ―三を岩手県、秋田県、埼玉県、東京都及び千葉県に所在する九か所の自衛隊の駐屯地等に展開した。

また、イージス艦一隻を含む艦艇及び航空機が日本海及び太平洋で情報収集活動を行うとともに、情報収集・警戒監視等を任務とする部隊等が必要な態勢をとったところであるが、その具体的な内容については、これを明らかにすることにより、今後の自衛隊の運用及び情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

三について

お尋ねについては、これを明らかにすることにより、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

海上保安庁としては、北朝鮮が日本海及び太平洋の一部に危険区域を設定したとの情報を入手した後、防衛省を含む関係省庁等と連携を密にしつつ、不測の事態に備え、巡視船艇・航空機、特殊救難隊等が即応体制をとるとともに、今回の北朝鮮によるミサイル発射後、直ちに対策本部を設置し、危険区域等の状況確認を行った。

五について

外務省としては、在外公館も通じ、今回の北朝鮮によるミサイル発射に関する情報収集を行ったが、その具体的な内容については、これを明らかにすることにより、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれもあることから、お答えを差し控えたい。

酪農経営の健全化等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月十一日

松野　信夫

参議院議長　江田　五月殿

酪農経営の健全化等に関する質問主意書

熊本県酪農業協同組合連合会は、平成十三年度から乳業工場近代化資金の調達として、酪農家から仕入れる原乳一キログラム当たり一円を徴収することとし、平成二十年三月までの間、酪農家に支払うべき販売代金の中から徴収金額を差し引いて総額約十七億円を徴収している。

一方、最近の乳価低迷と飼料高騰を受けて酪農家は大変厳しい経営を強いられており、加えて、農協等から会費及び手数料等の名目で様々な費用負担が課せられている。このため、赤字経営を余儀なくされている酪農家は多く、こうした苦境に陥っている酪農家をどのように支援するかは喫緊の課題である。

よって、酪農問題に関する政府の事実認識及び解釈等を確認する必要があるので、以下のとおり質問をする。

一　昨年十二月二十二日に規制改革会議が取りまとめた「規制改革推進のための第三次答申―規制の集中改革プログラム―」が公表されたが、その中の「県酪連経営の透明化・健全化」で、「酪農経営者より、指定団体や県酪連が、単位農協を通じ、『工場近代化預り金』・『乳価対策預り金』などを、個々の生産者の了承もなく、乳代から控除するという方法で一律的に強制徴収しているとの指摘がある。」という点を指摘して問題視している。政府もこの指摘のとおり、個々の生産者の承諾もないのに徴収することは違法ないしは不当であるという認識であるか。

二　前項で指摘しているとおりの問題があるとすれば、政府は、生産者の承諾は曖昧な形ではなく明確になされなければならないという認識であるか。個々の生産者ごとに個別の書面による承諾が望ましいと考えるか。

三　政府は、第一項のような指摘を受けて、その改善ないしは適正化に向けてどのような取組みをしているか。

四　政府は、酪農経営の健全化に向けて単位農協を監督するのは都道府県であるとの姿勢であるが、単位農協の取組みが不十分であれば、県酪連等の上部団体を通じて単位農協と酪農家との取引の適正化を図るべきだと考えるがいかがか。

五　酪農家がその所属する農協との間で生乳販売受託契約を締結して販売を委託する場合には、当該農協との間で契約内容を明示した契約書を毎年取り交わして行わなければならないのではないか。政府は、こうした生乳販売受託契約に関する契約書を毎年取り交わすよう酪農関係者に対して指導をしているか。指導しているとすれば、いつどのような指導をしているか。また、生乳販売受託契約に関する契約書を毎年取り交わすことを怠っていた場合にはどのような問題が生じるという認識であるか。

六　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法による指定生乳生産者団体については、その定款において、「その生乳受託販売の事業に係る施設についてのその構成員以外の者の利用がその構成員に比して実質的に制限されていないと認められること」という趣旨の規定が必要とされている（同法第七条第五項）。そして、現在、生乳生産者団体は全国で十団体が指定されているが、こうした指定団体は、右規定どおりの規定が定款で定められている。政府は、いわゆる員外取引について、実際上も一定数の利用がなされていることが望ましいという認識であるか。

七　全国にある指定生乳生産者団体において、実際に構成員以外の者の利用が認められている事例があるか。あるとすれば、その具体例の概要を三件指摘されたい。

八　酪農家が一定数集まって新しく農協を設立して、当該新設農協を通じて指定生乳生産者団体に対して構成員以外の者の利用の申し込みを行った場合には、当該指定生乳生産者団体は特段の理由がない限り当該申し込みは拒否できないと考えるが、政府の認識はどうか。新設農協が設置された県には上部団体として県酪連が存在するので、その県酪連以外には取引を認めないという理由での指定生乳生産者団体の取引拒否は許されないと考えるがいかがか。

九　指定生乳生産者団体の定款上は構成員以外の者の利用が可能なようになっていても、構成員以外の者からの利用申し込みをすべて拒否していて、事実上、構成員でなければ利用できないと判断される場合には実質的な制限と解することができると考えるがいかがか。

右質問する。

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員松野信夫君提出酪農経営の健全化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出酪農経営の健全化等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

生産者団体が、その総会において、定款で定める事業の実施に必要な金銭を構成員たる個々の生産者から徴収することについて諮り、議決された場合には、その議決されたところに従って構成員たる個々の生産者から当該金銭の支払を求めることは可能であると考える。

なお、農林水産省においては、生乳の受託販売契約は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号。以下「法」という。）に規定する指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）とその会員（以下「指定団体会員」という。）との間、指定団体会員とその会員（以下「会員農協等」という。）との間、さらに会員農協等とその組合員たる生産者との間といったように、順次締結されるものであることを踏まえ、指定団体等がこのような金銭の徴収を「乳代から控除するという方法」により会員から行う場合には、生産者にその内容等の周知を図るよう、指定団体を通じて指導しているところである。

五について

「指定生乳生産者団体の受託規程について」（平成十三年二月二十八日付け十二生畜第八四七号農林水産省生産局長通知。以下「局長通知」という。）別紙の模範受託規程例第四条において、生乳受託契約の期間については、生乳取引の安定を確保する観点から、原則として一年間としているところである。この場合、局長通知別記一の生乳受託契約例第七条第二項において、「契約の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲又は乙から相手方に対し契約の更新を拒絶し、又は条件を変更するのでなければ契約を更新しない旨の意思表示をしないときは、有効期間満了の際にこの契約と同一条件で新しい契約を結んだものとみなす」旨の規定を設けるよう指導を行っており、必ずしも毎年受託契約書を取り交わさなければならないものではないと考えている。

六について

法第七条第五号の規定は、法第十二条の規定に基づく生産者補給金の交付に当たって、指定団体の直接又は間接の構成員以外の生乳の生産者もその交付が受けられるようにするために設けられたものであり、一定数の員外利用が行われていることが望ましいとの趣旨ではないと考えている。

七について

二つの指定団体において、それぞれ二件ずつ、合計四件の構成員以外の者の利用が行われているところであり、そのうち二件が生産者団体、残りの二件が県立農業大学校及び県立畜産試験場である。

八及び九について

法第十条第二項第三号において、指定団体の指定を解除する要件として「正当な理由がないのにその構成員以外の者にその生乳受託販売の事業に係る施設の利用を拒んだとき」と規定されていることから、正当な理由があれば構成員以外の者の利用を拒むことは可能と考える。

また、指定団体の生乳受託販売の事業に係る施設に関する構成員以外の者の利用の可否については、個々の状況に応じて判断されるべきものであると考えている。

ＪＲ姫新線の高速化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月十一日

今野　東

参議院議長　江田　五月殿

ＪＲ姫新線の高速化に関する質問主意書

百七名もの尊い命が犠牲になったＪＲ福知山線脱線事故が発生したのは二〇〇五年四月二十五日だった。国土交通省航空・鉄道事故調査委員会の「鉄道事故調査報告書」によると、列車が半径三百四メートルの右曲線に制限速度七十キロメートル毎時を大幅に超える百十六キロメートル毎時で進入し、左に転倒・脱線した、としている。同事故から四年を過ぎたいま、この事故の教訓を生かさぬ計画が事故当事者であるＪＲ西日本で立てられている。それは、姫新線の「輸送改善工事」計画のことであり、多くの急カーブ箇所のある姫新線で現行の最高速度（八十五キロメートル毎時）を十五キロメートル毎時スピードアップする計画だという。あのような悲惨な事故を再発させないために、福知山線脱線事故を安全面や運転士管理の問題点から徹底的に教訓化すべきであり、国土交通省の指導・監督責任が厳しく問われていると考える。以下、質問する。

一　兵庫県が二〇〇三年にＪＲ姫新線の利用者・沿線住民に実施したアンケートによると、改善してほしいものとして「列車本数を増やしてほしい」が七三％なのに対し、「時間短縮」は六％にすぎない。にもかかわらず、時間短縮を最優先するというＪＲ西日本の「輸送改善工事」計画は住民や利用者のニーズからかけ離れていると思われるが、政府の見解を示されたい。

二　姫新線には制限速度五十五キロメートル毎時以下の半径三百メートル未満のカーブが二か所、制限速度六十五キロメートル毎時以下の半径三百メートル以下のカーブが姫路―上月間で三十七か所存在する。「輸送改善工事」計画はこのようなカーブの多い路線で最高速度を十五キロメートル毎時アップするというが、福知山線脱線事故を踏まえ、同計画の安全性の根拠について、政府の承知しているところを示されたい。

三　先に引いた調査報告書は事故の原因として「厳しい日勤教育又は懲戒処分等を行うという同社の運転士管理方法が関与した可能性」を指摘している。高速化によって姫路―播磨新宮間は現行三十三分を二十九分に、姫路―上月間は現行七十六分を六十五分に短縮する計画とされているが、この高速化にともなう運転士の心理的・精神的な負担を、ＪＲ西日本がどのように認識しているか、政府の承知しているところを示されたい。

また、事故後、運転士管理方法に関して、ＪＲ西日本がどのような改善を重ねたか、政府の承知しているところを示されたい。

四　国土交通省はＪＲ西日本に対し、事故を誘発した企業体質の改善のためにどのような指導を行ってきたか。それに対し、指導を受けたＪＲ西日本はどのように企業体質の改善を具体化したか、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣　麻生　太郎

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員今野東君提出ＪＲ姫新線の高速化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員今野東君提出ＪＲ姫新線の高速化に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「アンケート」については承知しておらず、また、御指摘の「輸送改善工事」計画」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、西日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ西日本」という。）姫新線内の既存の鉄道施設を変更する工事において、「時間短縮を最優先」とするか否かについては、当該路線の鉄道事業者であるＪＲ西日本が、地元地方公共団体等からの速達性の向上や増便等の要望等を踏まえ最終的に判断するものであり、お尋ねについてお答えする立場にない。

二について

御指摘の「輸送改善工事」計画」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十二条第一項に基づき、ＪＲ西日本から平成二十年四月に認可の申請があったＪＲ西日本姫新線内の運転保安設備の変更に係る工事計画については、国土交通省において当該計画を認可するに当たって、ＪＲ西日本が同法等の関係法令に基づき作成した事業の基本となる計画及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）に適合していることを確認した。なお、国土交通省においては、平成十七年四月に発生したＪＲ西日本福知山線列車脱線事故（以下「福知山線列車事故」という。）を踏まえ、平成十八年三月に同令を改正し、同年七月に施行していたところである。

三について

お尋ねの「この高速化にともなう運転士の心理的・精神的な負担を、ＪＲ西日本がどのように認識しているか」については承知していない。

また、福知山線列車事故に係る鉄道事故調査報告書（以下「事故調査報告書」という。）に記載されている「運転士管理方法」の改善に関しては、ＪＲ西日本から、福知山線列車事故後、事故の再発防止のための運転士の教育について、教育期間、教育内容等を明確化したマニュアルを整備するとともに、シミュレータやコンピュータの活用により運転士に対する教育訓練内容を充実する等の取組を行っている旨報告を受けている。

四について

御指摘の「企業体質の改善」の意味するところが必ずしも明らかではないが、福知山線列車事故を受け、国土交通省においては、ＪＲ西日本に対し、平成十七年四月、再発防止のための抜本的な措置を講じさせるために「安全性向上計画」を策定するよう求め、さらに、平成十九年六月には、事故調査報告書を踏まえ、講ずべき措置に関する対応策の早急な取りまとめ等を求める等の指導等を行ってきたところである。

ＪＲ西日本からは、国土交通省によるこれらの指導等を踏まえ、「安全性向上計画」を策定し、輸送の安全を最優先とすることの徹底、コンプライアンスの確立等の安全性の向上に資する取組を行っている旨報告を受けている。

サンルダム建設に係るサクラマス保全に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年六月十五日

参議院議長　江田　五月殿

紙　智子

サンルダム建設に係るサクラマス保全に関する質問主意書

サンルダム建設におけるサクラマスの遡上・降下対策を審議する目的で設置された「天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議」（以下、「専門家会議」という。）は、今年四月に「天塩川における魚類等の生息環境保全に関する中間取りまとめ」（以下、「中間取りまとめ」という。）を発表してサクラマス保全に対する考え方を示した。

しかし、「中間取りまとめ」の既設ダム魚道の評価からは、むしろ実態として魚道が機能していない現状が浮かび上がっており、サンルダム魚道施設において慎重で詳細な検証が求められる。そこで「中間取りまとめ」に関する疑問点など、以下質問する。

一　既設ダム魚道の評価とサンルダム魚道について

1　二風谷ダム魚道の評価について

(1)　「中間取りまとめ」では、二風谷ダムの場合は、魚道上流端がダム湖につながっているため、同様な手法にてサンルダムで整備を行うと、ダム下流側へ降河しにくく回遊魚が陸封化する可能性が高いなど課題があり、二風谷ダムの調査結果をそのままサンルダムに適用するのは適切でない、と述べている。

この見解は、二風谷ダム魚道がサンルダムに適切でないと指摘したのと同時に、二風谷ダム魚道は沙流川におけるサクラマス保全にも適切でなく、サクラマスは二風谷ダム湖に陸封化したと評価したと受け止められるが、政府の認識を示されたい。

(2)　平成二〇年七月一日付けの「サンルダム建設問題に関する質問に対する答弁書」（内閣参質一六九第一七三号）では、「学識経験者からなる「北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会」において・・・サクラマスの遡上については「経年的に遡上していることから、魚道は有効に機能し、魚種の資源維持に大きな役割を果たしているものと判断される」と、降下については「経年的に魚道により降下をしていることから、親魚は沙流川に回帰しているものと判断される」との評価について了承されているところである。北海道開発局としては、これらを総合的に検討し、二風谷ダムの魚道について、サクラマスの遡上及び降下の機能を確認しているものである」と述べていた。

「中間取りまとめ」の二風谷ダム魚道の評価は、北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会の判断及びこれを受けた北海道開発局のダム魚道に関する評価とは相反する評価ではないか。政府の認識を示されたい。政府が「相反する」と認識しない場合は、その根拠を示されたい。

(3)　同答弁書では、スモルト標識魚の回帰率について「遡上までの間に標識が脱落する可能性があること等から、お尋ねの「遡上魚の中の標識魚の割合」については、お答えできない」と述べている。しかしながら一般に放流稚魚の回帰率はサケのみならずサクラマスでも標識放流によって求めている（例えば、真山紘（一九九二）「サクラマスの淡水域の生活および資源培養に関する研究」における尻別川、朱太川、遊楽部川、斜里川などの例、北海道さけ・ますふ化場研究報告四六）。二風谷ダム魚道の評価方法として、なぜ回帰率を求めなかったのか、二風谷ダム魚道にのみ特別の状況があ

るのか、説明されたい。

2　美利河ダム魚道の評価について

(1)　「中間取りまとめ」では、美利河ダムの場合は、サンルダムと同様にバイパス魚道を通して遡上・降河魚がダム湖に直接入らないようにしているが、ダム下流河川の流況がサンルダムと大きく異なることから、美利河ダムの調査結果をそのままサンルダムに適用するのは適切ではない、と述べている。

ここで、「ダム下流河川の流況がサンルダムと大きく異なる」点については、北海道開発局が「美利河ダムの魚道については、平常時サンルダムの下流河川には、魚道による水量のほかダム直下に発電放流による水量がありますが、美利河ダムでは発電水の放流口がダム下流約五キロメートルにあることから、ダム直下流の河川には魚道による水量のみであり、ダムの下流河川の流況が大きく異なるものになります」と述べている（六月四日付け自然保護団体への回答）。

ダムの下流河川の流況が大きく異なると、なぜ美利河ダム魚道がサンルダムに適切でないのか、具体的に示されたい。

(2)　このダム直下から約五キロメートルの間は「減水区間」（平成一九年度美利河ダム水産環境影響調査業務報告書、北海道栽培漁業振興公社）とされ水量が少ないことが明示されており、サクラマス親魚の遡上が困難になると考えられるが、この点はどう認識しているか。

(3)　サンルダムでは美利河ダムの調査結果をそのまま適用するのは適切でないと述べているが、バイパス魚道、分水施設などの基本的仕組みは美利河ダムと同じではないか。美利河ダム魚道とサンルダムで予定している魚道との相違を具体的に述べられたい。また美利河ダム魚道の分水施設は成果がみられるのか、それをサンルダム魚道の参考にするのか、説明されたい。

二　サンルダム魚道施設の効果・検証について

1　暫定水位運用方法について

「中間取りまとめ」では、魚道について分水施設を設置し、「ダム本体完成後において魚道施設の効果を把握・検証するまでの措置として、スモルト降下期の貯水位を低下させる運用（暫定水位運用）を行う」とし、暫定水位運用時のイメージ図として、ダム最低水位（貯水位一五八・八メートル）以下などに水位を下げ、最低水位へ上がる図が描かれている。一方、天塩川流域委員会資料（四八―八―五）では、施設として可能な限り水位を低下させた場合、最低水位程度まで低下させた場合、および常時満水位程度の場合など三通りの図があるが、これは「中間取りまとめ」の図とは整合性があるのか。

魚道の効果を把握・検証する場合の暫定水位運用を具体的にどのように行うのか、説明されたい。

2　魚道施設の効果の把握方法について

(1)　暫定水位運用期間中の魚道試験では、成魚もスモルトも魚道を利用することを前提としている。暫定水位運用期間中は、成魚が河川を遡上しないように、およびスモルトが河川に混入しないように、措置を講じて行うことが必要だが、暫定水位運用期間中の魚道の効果試験を具体的にどのように行おうとしているのか、説明されたい。

(2)　「中間取りまとめ」では、魚道の効果を把握するための把握対象が示されていない。適切に把握するためには、親魚の遡上数、スモルトの降下数、ダム上流の産卵床数、ダム上流のヤマメ密度、スモルトの回帰率を把握する必要があると考えるが、具体的に何を把握するつもりか、説明されたい。

3　魚道効果の検証の意味について

「中間取りまとめ」では、魚道の効果を検証すると述べているが、具体的にどのような作業を行うのか。サクラマス保全のための方策のための検証を行うのであるから、少なくとも、サクラマスの何割が保全されるかの予測をたて、具体的に調査結果に照らし合わせて確かめて、魚道が機能したかどうかを検証すべきではないか。

三　ダム建設以前の魚道効果の検証の必要性について

1　ダム建設以前の検証の可能性について

昨年のサンル川の実験用魚道での遡上実験はダム建設前に行われたものであり、また美利河ダムの分水施設の実験もダムが完成していなければできない実験ではないとみられる。したがって、ダム建設前にサンルダム魚道の効果の把握と検証は可能ではないか。認識を示されたい。

2　ダム建設以前の検証の必要性について

一、二で述べたように、二風谷ダム魚道も美利河ダム魚道もサンルダム魚道の参考にするには適切でないと述べられており、効果のある魚道の例は見当たらない。そうした状況では、サンルダム魚道が効果をもつ可能性も低いと考えられる。サンルダム魚道がサクラマス保全機能を有しないことがわかれば、サンルダム計画は根本から見直さなければならない。ダムを一度建設した後、これを破壊することは税金の大きなムダ遣いとなる。そのようなことにならないように、ダム建設後の暫定水位運用による効果の検証はやめて、ダム建設前に魚道の効果の検証を行って、その結果を見てダム建設の是非を決定すべきではないか。

3　魚道効果がない場合の対応について

二〇〇七年一月の地元での住民説明会において、住民等からの「サクラマス保全が成功しない場合にはどうするのか」という質問に対して、北海道開発局からは回答がなかった。住民等の質問は当然の内容であり、これでは説明責任を果たしていない。サクラマス保全が成功しない場合にはサンルダム建設をどうするのか、答弁されたい。

4　サンルダム魚道の建設費について

先の答弁書では、「サンルダム建設事業において魚道に係る費用は約八億円と見込んでいる」と答弁している。この約八億円は、ダム下流から階段魚道と八キロメートルの魚道すべてを含んで見込んだ額であるのか、二風谷ダム魚道および美利河ダム魚道とあわせて答弁されたい。

右質問する。

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣　麻生　太郎　殿

参議院議長　江田　五月

参議院議員紙智子君提出サンルダム建設に係るサクラマス保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出サンルダム建設に係るサクラマス保全に関する質問に対する答弁書

一の1の(1)及び(2)について

「天塩川における魚類等の生息環境保全に関する中間取りまとめ（平成二十年度年次報告書）」（以下「中間取りまとめ」という。）は、サンルダムの魚道の整備方式の検討等において、二風谷ダムの魚道で行われた「調査結果をそのままサンルダムに適用するのは適切ではない」と記述しているものであり、御指摘のように「二風谷ダム魚道がサンルダムに適切でないと指摘」、「二風谷ダム魚道は沙流川におけるサクラマス保全にも適切でなく、サクラマスは二風谷ダム湖に陸封化したと評価」及び「北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会の判断及びこれを受けた北海道開発局のダム魚道に関する評価とは相反する評価」をしているものとは考えていない。

一の1の(3)について

二風谷ダムの魚道の効果の検証は、魚道がサクラマスの遡上及び降下の経路として機能することを確認する観点等から、魚道等においてサクラマス幼魚（スモルト）を捕獲し、その降下の状況を把握する調査等によって行うこととしたものであり、御指摘のように「二風谷ダム魚道にのみ特別の状況がある」ものではない。

一の2の(1)について

中間取りまとめは、サンルダムの魚道の整備方式の検討等において、美利河ダムの魚道で行われた「調査結果をそのままサンルダムに適用するのは適切ではない」と記述しているものであり、御指摘のように「美利河ダム魚道がサンルダムに適切でない」と評価したものとは考えていない。

一の2の(2)について

ダム湖への流入河川において産卵床やサクラマス幼魚が確認されていること等から、サクラマス親魚は御指摘の「減水区間」を遡上しているものと考えているが、「減水区間」におけるサクラマス親魚の遡上状況を含めた魚類の生息環境については、専門家の意見を踏まえつつ調査を継続する必要があると考えている。

一の2の(3)について

美利河ダムの魚道及びサンルダムで予定している魚道については、バイパス方式による魚道を設けて遡上魚及び降下魚がダム湖に直接入らないようにしている点は共通しているが、魚道上流端の分水施設の規模及び分水施設における魚道とダム湖への水量の分配比等は異なっている。

美利河ダムの魚道については、ダム湖への流入河川において産卵床やサクラマス幼魚が確認されていること等から、サクラマスの遡上及び降下の経路として機能しており、分水施設もその機能を発揮しているものと考えている。また、サンルダムの魚道の整備に当たっては、当該分水施設の基本的な構造等を参考とすることとしている。

二の1について

御指摘の「天塩川流域委員会資料」の「三通りの図」及び「「中間取りまとめ」の図」は、いずれも暫定水位運用の概要を説明した図であり、矛盾するものではない。

暫定水位運用の具体的な方法については、今後検討することとしている。

二の2及び3について

サンルダムの魚道の効果の把握・検証方法については、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）の議論を踏まえつつ検討を行うこととしている。

三の1から3までについて

平成二十五年度に予定しているサンルダムの完成に向けて、ダム建設工事と魚道整備工事を平行して実施し、魚道整備工事の進捗状況に応じて、分水施設の機能の確認等のための調査検討を行うこととしている。なお、第四回答弁書（平成二十年四月二十五日内閣参質一六九第一一〇号）三の2の㈠についてでお答えしたとおり、サクラマスの遡上及び降下の機能を確保するための恒久的対策の効果については、専門家会議の意見も踏まえて、暫定水位運用の期間に十分把握・検証することとしており、その結果、必要な場合は追加対策等を行うこととしている。

三の4について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「約八億円」は、階段式魚道及びバイパス方式による約九キロメートルの魚道の水路等に係る費用の合計額である。また、第五回答弁書（平成二十年七月一日内閣参質一六九第一七三号）三の3についてでお答えした「美利河ダムの魚道の工事に要した費用」の「約七億円」は、階段式魚道を含むバイパス方式による魚道の水路等に係る費用である。なお、二風谷ダムの魚道の工事に要した費用については、関係する資料が保存期間を経過しているため、お答えすることは困難である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十一年六月二十四日

○第百七十一回国会 参議院会議録第三十二号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十三日

外交防衛委員長　榛葉賀津也

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とベトナム社会主義共和国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、自然人の移動を円滑化し、知的財産の保護を確保すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、幅広い分野において、両国間における経済上の連携が強化され、これを通じ、両国経済が一段と活性化され、また、両国関係が一層緊密化されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年五月二十八日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件を次のように決定する。

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定

目次

前文
第一章　総則
第一条　目的
第二条　一般的定義
第三条　透明性
第四条　公衆による意見提出の手続
第五条　行政上の措置に関連する手続
第六条　秘密の情報
第七条　租税
第八条　一般的例外及び安全保障のための例外
第九条　他の協定との関係
第十条　実施取極
第十一条　合同委員会
第十二条　両締約国間の連絡
第二章　物品の貿易
第十三条　定義
第十四条　物品の分類
第十五条　内国民待遇
第十六条　関税の撤廃又は引下げ
第十七条　関税上の評価
第十八条　輸出補助金
第十九条　非関税措置

第二十条　二国間セーフガード措置
第二十一条　国際収支の擁護のための措置
第二十二条　包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定との関係
第三章　原産地規則
第二十三条　定義
第二十四条　原産品
第二十五条　完全に得られ、又は生産される産品
第二十六条　完全には得られず、又は生産されない産品
第二十七条　原産資格割合の算定
第二十八条　僅少の非原産材料
第二十九条　累積
第三十条　原産資格を与えることとならない作業
第三十一条　直接積送
第三十二条　こん包材料及びこん包容器
第三十三条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料
第三十四条　間接材料
第三十五条　同一の又は交換可能な材料
第三十六条　運用上の証明手続
第三十七条　原産地規則に関する小委員会
第四章　税関手続
第三十八条　適用範囲
第三十九条　定義
第四十条　透明性
第四十一条　通関
第四十二条　通過物品
第四十三条　協力及び情報の交換
第四十四条　税関手続に関する小委員会
第五章　衛生植物検疫措置
第四十五条　適用範囲
第四十六条　権利及び義務の再確認
第四十七条　照会所
第四十八条　衛生植物検疫措置に関する小委員会
第四十九条　第十三章の規定の不適用
第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第五十条　目的
第五十一条　適用範囲
第五十二条　権利及び義務の再確認
第五十三条　協力
第五十四条　照会所
第五十五条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第五十六条　第十三章の規定の不適用
第七章　サービスの貿易
第五十七条　適用範囲
第五十八条　定義
第五十九条　市場アクセス
第六十条　内国民待遇
第六十一条　追加的な約束
第六十二条　特定の約束に係る表
第六十三条　最恵国待遇
第六十四条　特定の約束に係る表の修正
第六十五条　資格、技術上の基準及び免許
第六十六条　承認

第六十七条　独占及び排他的なサービス提供者
第六十八条　支払及び資金の移転
第六十九条　国際収支の擁護のための制限
第七十条　利益の否認
第七十一条　サービスの貿易に関する小委員会
第七十二条　約束の見直し
第七十三条　セーフガード措置
第八章　自然人の移動
第七十四条　適用範囲
第七十五条　定義
第七十六条　特定の約束
第七十七条　要件及び手続
第七十八条　自然人の移動に関する小委員会
第七十九条　追加的な交渉
第九章　知的財産
第八十条　一般規定
第八十一条　内国民待遇
第八十二条　最恵国待遇
第八十三条　手続事項の簡素化及び調和
第八十四条　透明性
第八十五条　知的財産の保護についての啓発の促進
第八十六条　特許
第八十七条　意匠
第八十八条　商標
第八十九条　著作権及び関連する権利
第九十条　植物の新品種
第九十一条　地理的表示
第九十二条　不正競争
第九十三条　国境措置に係る権利行使
第九十四条　民事上の救済に係る権利行使
第九十五条　刑事上の制裁に係る権利行使
第九十六条　協力
第九十七条　知的財産に関する小委員会
第九十八条　安全保障のための例外
第十章　競争
第九十九条　反競争的行為に対する取組による競争の促進
第百条　定義
第百一条　反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力
第百二条　技術協力
第百三条　第六条3及び第十三章の規定の不適用
第百四条　雑則
第十一章　ビジネス環境の整備
第百五条　基本原則
第百六条　政府調達
第百七条　ビジネス環境の整備に関する小委員会
第百八条　協議の場
第百九条　連絡事務所
第百十条　第十三章の規定の不適用
第十二章　協力
第百十一条　基本原則
第百十二条　協力の範囲及び形態
第百十三条　実施

第百十四条　協力に関する小委員会
第百十五条　次章の規定の不適用
第十三章　紛争解決
第百十六条　適用範囲
第百十七条　協議
第百十八条　あっせん、調停又は仲介
第百十九条　仲裁裁判所の設置
第百二十条　仲裁裁判所の任務
第百二十一条　仲裁裁判手続
第百二十二条　仲裁裁判手続の終了
第百二十三条　裁定の実施
第百二十四条　費用
第十四章　最終規定
第百二十五条　目次及び見出し
第百二十六条　附属書及び注釈
第百二十七条　改正
第百二十八条　効力発生
第百二十九条　終了
附属書一　第十六条に関する表
附属書二　品目別規則
附属書三　運用上の証明手続
附属書四　金融サービス
附属書五　第六十二条に関する特定の約束に係る表
附属書六　第六十三条に関する最恵国待遇の免除に係る表
附属書七　自然人の移動に関する特定の約束

前文

日本国及びベトナム社会主義共和国（以下この協定において「ベトナム」という。）は、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

そのような二国間関係が貿易の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められることを信じ、

両締約国間の開発に係る格差を認識し、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすことを再確認し、

そのような連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めることを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a)　両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b)　知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。

(c)　各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

(d)　両締約国間の自然人の移動を円滑化すること。

(e)　各締約国におけるビジネス環境を整備すること。

(f)　この協定において合意された分野における一層緊密な協力を強化するための枠組みを設定すること。

(g)　この協定の実施及び紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条　一般的定義

この協定の適用上、

(a)　「区域」とは、それぞれの締約国について、(i)当該締約国の領域（領海を含む。）並びに(ii)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

注釈　この(a)の規定は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(b)　「税関当局」とは、関税に関する法令の運用及び執行について責任を負う権限のある当局をいう。

(c)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(d)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(f)　「両締約国」とは、日本国及びベトナムをいい、「締約国」とは、日本国又はベトナムをいう。

(g)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第三条　透明性

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結している国際協定であって、この協定の対象となる事項に関するものを、自国の法令に従って、速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を負う権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4　各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、導入され、又は変更された当該法令又は行政上の手続が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と、当該法令又は行政上の手続の導入又は変更が効力を生ずる時との間に、自国の法令に従って、適当な期間を置くよう努める。

第四条　公衆による意見提出の手続

各締約国政府は、次の事項を行うために、自国の法令に従って、公衆による意見提出の手続を採用し、又は維持するよう努める。

(a)　この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、当該規制を事前に公表すること。

(b)　公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、これらの意見を考慮すること。

第五条　行政上の措置に関連する手続

1　締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a)　3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b)　申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2　締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるよう努めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。

(a)　そのような基準をできる限り具体的なものとすること。

(b)　そのような基準を、それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものとすること。

3　締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行うよう努める。

(a)　自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。

(b)　標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとすること。

第六条　秘密の情報

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘密性を保持する。

2　1の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、当該情報を提供した締約国の事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、自国の法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第七条　租税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。

3　第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該措置について適用する。

第八条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　次章から第四章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第七章及び第八章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第九条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、世界貿易機関設立協定が優先する。

3　この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

4　二千三年十一月十四日に東京で署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下この条において「投資協定」という。）（その改正を含む。）は、第二十条の規定を除き、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

5　一方の締約国が投資協定に基づいて他方の締約国に対して義務を負う場合において、当該他方の締約国に対しこの協定の下で与えられる待遇よりも有利な待遇が投資協定の下で与えられるときは、この協定のいかなる規定も、当該義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十条　実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下この協定において「実施取極」という。）を締結する。

第十一条　合同委員会

1　この協定に基づき合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　次のものを採択すること。

(i)　附属書一第二部及び附属書三第十一規則に規定する運用上の規則

(ii)　必要な決定

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4　合同委員会は、その規則及び手続を定める。

5　合同委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第十二条　両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章　物品の貿易

第十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十条4に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(c)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(e)　「原産品」とは、次章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(f)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十条11(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(g)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(h)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十四条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十五条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。

第十六条　関税の撤廃又は引下げ

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　両締約国は、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。

3　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、自国の法令及び手続に従い、当該原産品について、その低い税率を適用する。

第十七条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下この協定において「関税評価協定」という。）第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第十八条　輸出補助金

いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に従い、いかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第十九条　非関税措置

1　一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に適合しないいかなる非関税

措置も新設し、又は維持してはならない。

2　各締約国は、1の規定において認められた自国の非関税措置（数量制限を含む。）の透明性を確保する。各締約国は、貿易にもたらされ得るゆがみを可能な限り最小にするため、世界貿易機関設立協定に基づく義務の完全な遵守を確保する。

第二十条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十九条及び世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）又は世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（以下この条において「農業協定」という。）第五条の規定に従い、他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることができる。この協定の第十三章の規定は、千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってとったいかなる行為についても、適用しない。

2　一方の締約国は、自国がこの協定に基づいて負う義務（関税の譲許を含む。）の効果により、又は事情の予見されなかった発展の結果及び自国がこの協定に基づいて負う義務の効果により、他方の締約国の原産品が自国において同種の又は直接に競合する産品を生産する自国の国内産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあるような増加した数量（絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で、及びそのような条件で、自国に輸入されているときは、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができるものとする。

3　締約国は、附属書一の自国の表に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

4　二国間セーフガード措置をとる締約国は、次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる他方の締約国の原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の関税のうちいずれか低い方を超えない水準まで他方の締約国の原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる日における当該原産品の実行最恵国税率

(ii)　この協定が効力を生ずる日の前日における当該原産品の実行最恵国税率

5(a)　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

(b)　(a)に規定する調査については、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

6　次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a)　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する5(a)に規定する調査を開始する場合

(ii)　輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(iii)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b)　(a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。この情報には、次の事項を含める。

(i)　(a)(i)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの項又は号（附属書一の表において用いられているもの）、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii)　(a)(ii)及び(iii)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの項又は号（附属書一の表において用いられているもの）、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c)　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、5(a)に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び7に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

(d)　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、三年を超えてはならない。二国間セーフガード措置は、この条に定める条件が満たされる場合には、延長することができる。ただし、二国間セーフガード措置の適用期間の合計は、その延長の期間を含めて、四年を超えるものであってはならない。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするた

め、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e) 二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f) ある産品に対する二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における当該産品に対する関税率は、当該二国間セーフガード措置をとる締約国の附属書一の表に従い、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

7 (a) 二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、この協定に基づいて存在する譲許その他の義務と実質的に等価値の対応を譲許その他の義務について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b) 両締約国は、(a)に規定する補償を追求するに当たり、合同委員会において協議を行う。当該協議から生ずるいずれの手続も、二国間セーフガード措置がとられた日から三十日以内に完了するものとする。

(c) (b)に規定する期間内に補償についての合意が得られない場合には、その原産品について二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税の譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものを停止することができる。当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要最小限度の、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、当該譲許の停止を行うことができる。この(c)に定める譲許を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二年間については、行使されてはならない。

8 (a) 千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って他方の締約国の原産品の輸入に関してセーフガード措置をとる一方の締約国は、当該輸入に対して二国間セーフガード措置をとってはならない。

(b) 6(d)に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、締約国が(a)の規定に従って二国間セーフガード措置をとらないことによって中断されない。

9 各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

10 各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

11 (a) 遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしていること又は引き起こすおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、4(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b) 一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに合同委員会において両締約国による協議を開始する。

(c) 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、5に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、6(d)に規定する期間に算入される。

(d) 6(f)の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。

(e) 暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる5(a)に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているとの、又は引き起こすおそれがあるとの決定が行われない場合には、払い戻される。

12 両締約国間で交換されるすべての公式の連絡及び文書であって、二国間セーフガード措置に関するものは、書面によるものとし、英語で行うものとする。

13 (a) 両締約国は、この協定が効力を生じた後十年以内に、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するため、この条の規定について見直しを行う。

(b) 両締約国は、(a)の規定に基づく見直しの間に二国間セーフガード措置に関する制度を撤廃することに合意しない場合には、その後は合同委員会において、二国間セーフガード措置に関する制度を維持する必要があるか否かを決定するための見直しを行う。

第二十一条　国際収支の擁護のための措置

締約国において国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、当該締約国は、千九百九十四年のガット及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置をとることができる。

第二十二条　包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定との関係

両締約国は、本章の規定に基づくいかなる約束も、第九条に規定するとおり、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定に基づく両締約国の約束に影響を及ぼすものではないことを再確認する。

第三章　原産地規則

第二十三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「輸出者」とは、輸出締約国に所在する自然人又は法人であって、当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(b)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の国民であること。

(c)　「一般的に認められている会計原則」とは、収入、経費、費用、資産又は負債の記録、情報の開示及び財務書類の作成に関して、締約国において一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。

(d)　「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(e)　「同一の又は交換可能な材料」とは、同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、種類及び商業上の品質が同一である材料であって、産品に組み込まれた後は、いかなる表示に基づいても、原産品であるか否かを決定する上でそれぞれを区別することができないものをいう。

(f)　「輸入者」とは、輸入締約国に産品を輸入する自然人又は法人をいう。

(g)　「材料」とは、物又は物質であって、産品の生産において使用され、若しくは消費され、物理的に産品に組み込まれ、又は他の産品の生産に使用されるものをいう。

(h)　「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。

(i)　「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中又は船積み中に保護するために使用される産品であって、その産品の小売用の容器及び材料以外のものをいう。

(j)　「関税上の特恵待遇」とは、第十六条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(k)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、栽培、採掘、収穫、成育、繁殖、抽出、採集、収集、捕獲、漁ろう、わなかけ、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。

第二十四条　原産品

この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条に定めるもの

(b)　非原産材料を使用する場合には、第二十六条に定める要件を満たすもの

(c)　当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

第二十五条　完全に得られ、又は生産される産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られ、又は生産される産品とする。

(a)　当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

注釈　この(a)の規定の適用上、「植物」とは、すべての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。

(b)　生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの

注釈　この(b)及び(c)の規定の適用上、「動物」とは、すべての動物（哺乳類、鳥類、魚、甲殻類、軟体動物、爬虫類、細菌及びウイルスを含む。）をいう。

(c)　当該締約国において生きている動物から得られる産品

(d)　当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる産品

(e)　当該締約国の土壌、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質

(f)　当該締約国の領水外の水域、海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、自国の国内法令及び国際法に基づき、当該水域、海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

注釈　この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(g)　当該締約国の船舶により、両締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品

(h)　当該締約国の工船上において(g)に規定する産品のみから加工され、又は生産される産品

(i)　当該締約国において収集される産品であって、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、又は回復若しくは修理が不可能であり、かつ、処分、部品若しくは原材料の回収又は再利用のみに適するもの

(j)　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国において回収される部品又は原材料

(k)　当該締約国における製造若しくは加工作業（採掘、農業、建設、精製、焼却及び下水処理作業を含む。）又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(l)　当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品

第二十六条　完全には得られず、又は生産されない産品

1　第二十四条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a)　次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の原産資格割合（以下この協定において「ＬＶＣ」という。）が四十パーセント以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b)　当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下この協定において「ＣＴＣ」という。）であって四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた産品

注釈　この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附属書二に定める品目別規則において用いられているものをいう。

産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。

2　1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書二に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がＬＶＣに基づく原産地規則、ＣＴＣに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものの組合せを選択することを規定する場合には、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。

3　1(a)の規定の適用上、及び附属書二に定める関連する品目別規則であって、特定のＬＶＣを定めるものの適用上、次条に定める計算式を用いて算定する産品のＬＶＣは、当該産品の規則に定める割合以上であることを要件とする。

4　1(b)の規定の適用上、及び附属書二に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてＣＴＣ又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

第二十七条　原産資格割合の算定

1　産品のＬＶＣは、次の計算式を用いて算定する。

$$\text{ＬＶＣ} = \frac{\text{ＦＯＢ} - \text{ＶＮＭ}}{\text{ＦＯＢ}} \times 100 \quad \%$$

2　この条の規定の適用上、

(a)　「ＦＯＢ」とは、3に規定する場合を除くほか、産品の本船渡しの価額（生産者から外国に向けた最終的な積込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。

(b)　「ＬＶＣ」とは、百分率で表示される産品のＬＶＣをいう。

(c)　「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

3 (a)　産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2(a)に規定するＦＯＢは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b)　産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、2(a)に規定するＦＯＢは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

4　1の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの

(b)　当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5　1の規定の適用上、産品のＶＮＭには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

6　3(b)又は4(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。

第二十八条　僅少の非原産材料

1　第二十六条1(b)に定める要件又は附属書二に定めるＣＴＣに基づく適用可能な原産地規則を満たさない産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためこの章に定める他のすべての関連する基準を満たしている場合に限る。

(a)　統一システムの第一六類、第一九類、第二〇類、第二二類、第二三類、第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が当該産品のＦＯＢの十パーセント以下の場合

(b)　統一システムの第九類、第一八類及び第二二類に分類される特定の産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が、附属書二に定められているとおり、当該産品のＦＯＢの十パーセント又は七パーセント以下の場合

(c)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

注釈　この1の規定の適用上、前条2(a)の規定を適用する。

2　もっとも、1に規定する非原産材料の価額は、産品に適用可能なＬＶＣに基づく原産地規則においては、非原産材料の価額に含める。

第二十九条　累積

一方の締約国の原産材料であって、他方の締約国において産品を生産するために使用されたものについては、当該他方の締約国の原産材料とみなす。

第三十条　原産資格を与えることとならない作業

産品については、次の作業が行われることのみを理由として、ＣＴＣ又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保管することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　組み立てられたものを分解する作業

(d)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f)　物品を単にセットにする作業

(g)　(a)から(f)までの作業の組合せ

第三十一条　直接積送

1　関税上の特恵待遇は、この章に規定する要件を満たし、かつ、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送される原産品に対して与える。

2　次のいずれかの産品は、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送されるものとみなす。

(a)　輸出締約国から輸入締約国に直接輸送される産品

(b)　一又は二以上の第三国を経由して輸送される産品。ただし、当該産品について、積替え又は一時蔵置、積卸し及び当該産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

第三十二条　こん包材料及びこん包容器

1　産品の輸送又は船積み用のこん包材料及びこん包容器は、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

2　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該産品に適用可能なＣＴＣに基づく原産地規則を満たしているか否かを決定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、考慮しない。

3　産品がＬＶＣに基づく原産地規則の対象となる場合には、当該産品のＬＶＣを算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十三条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

1　産品がＣＴＣ又は特定の製造若しくは加工作業の要件の対象となる場合には、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品とともに提供される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品がＬＶＣに基づく原産地規則の対象となる場合には、当該産品のＬＶＣを算定するに当たり、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十四条　間接材料

1　間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなす。

2　この条の規定の適用上、「間接材料」とは、他の産品の生産、試験若しくは検査に使用される産品（当該他の産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される産品をいい、次のものを含む。

(a)　燃料及びエネルギー

(b)　工具、ダイス及び鋳型

(c)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料

(d)　生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料

(e)　手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(f)　産品の試験又は検査に使用される設備、装備及び備品

(g)　触媒及び溶剤

(h)　他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

第三十五条　同一の又は交換可能な材料

同一の又は交換可能な材料が原産材料であるか否かについての決定は、輸出締約国において適用可能な又は実施されている在庫管理方式についての一般的に認められている会計原則を用いて行う。

第三十六条　運用上の証明手続

附属書三に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。

第三十七条　原産地規則に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　この章の規定の実施及び運用

(ii)　いずれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三の付録の改正

(iii)　附属書三第十一規則に規定する運用上の規則

(b)　この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国の合意に基づき、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第四章　税関手続

第三十八条　適用範囲

1　この章の規定は、税関手続に係る次の事項を促進するために、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

(a)　透明性

(b)　簡素化及び調和

(c)　協力及び情報の交換

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従い、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第三十九条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する法令であって、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第四十条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、そのような事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合であって適当なときは、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第四十一条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

(a)　情報通信技術を利用するよう努めること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

3　各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項に関する自国の行政上の行為についての行政上及び司法上の審査手続であって、容易に利用可能なものを提供する。

第四十二条　通過物品

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

第四十三条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において相互に協力し、及び情報を交換する。

2　そのような協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。

3　第六条3の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

第四十四条　税関手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　この章に関して、両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4　小委員会の組織については、実施取極で定める。

第五章　衛生植物検疫措置

第四十五条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であって、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下この協定において「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第四十六条　権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第四十七条　照会所

一方の締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する。

第四十八条　衛生植物検疫措置に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国及び第三国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性があるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

(b)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。

(c)　衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(d)　両締約国間の衛生植物検疫措置に関する技術協力を強化するため、これについて討議すること。

(e)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(f)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(g)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、衛生植物検疫措置について責任を負う両締約国政府の職員から成る。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

5　小委員会は、必要な場合には、衛生植物検疫措置に係る特定の分野に関する特別技術作業部会をその補助機関として設置することができる。

第四十九条　第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第五十条　目的

この章の規定は、次の事項によって両締約国間の貿易を促進することを目的とする。

(a)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること。

(b)　各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を促進すること。

(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続の立案、制定及び適用について両締約国間の情報の交換及び

協力を強化すること。

(d) 標準化及び適合性評価に関する作業について、国際的及び地域的な場における両締約国間の協力を強化すること。

(e) この条に規定する目的を実現するための枠組みを提供すること。

第五十一条　適用範囲

1　この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（以下この章において「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2　この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

3　この章のいかなる規定も、正当な目的の達成のために必要な限度において、強制規格及び任意規格を立案し、制定し、及び適用する締約国の権利を制限するものではない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。

第五十二条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第五十三条　協力

1　両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらすことのないことを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する。

2　1の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(a) 各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を増進させるため、共同研究を行い、及びセミナーを開催すること。

(b) 研修を目的とした両締約国の政府職員の交流を行うこと。

(c) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。

(d) 適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に共同で貢献すること。

(e) 各締約国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続について責任を負う団体が相互に関心を有する事項について協力することを奨励すること。

(f) 相互承認のための既存の枠組みであって、国際協定に基づき設立され、又は関連する国際的及び地域的な機関によって形成されたものへの参加を拡大すること。

3　この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第五十四条　照会所

1　各締約国は、この章の規定の実施の調整について責任を負う照会所を指定する。

2　一方の締約国は、他方の締約国に対し自国の指定された照会所の名称及び当該照会所の関係職員の連絡先についての詳細（電話、ファクシミリ、電子メールその他の関連する詳細についての情報を含む。）を通報する。

3　一方の締約国は、他方の締約国に対し自国の照会所の変更及び関係職員の情報の修正を速やかに通報する。

第五十五条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 第五十三条の規定に基づく協力を調整すること。

(b) 協力の強化のために相互に合意する優先分野を明らかにすること（いずれかの締約国から提起されるいかなる提案に対しても好意的な考慮を払うことを含む。）。

(c) 他方の締約国の適合性評価の結果及び強制規格の同等性の受入れを円滑にするため、相互に合意する優先分野における事業計画を作成すること。

(d) 事業計画の進捗状況を監視すること。

(e) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(f) 技術的な協議を円滑にすること。

(g) 適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(h) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第五十六条　第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第七章　サービスの貿易

第五十七条　適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

(b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c) 出入国管理に関する法令に基づく措置

(d) 一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置

(e) 政府調達

3 附属書四は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第五十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持

(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(e) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A) 他方の締約国の自然人

(B) (i)に規定する他方の締約国の法人

(f) (i) 法人が締約国の者又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該締約国の者又は当該第三国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii) 法人が締約国の者又は第三国の者によって「支配」されるとは、当該締約国の者又は当該第三国の者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g)「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈　「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。

(h)「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i) 締約国の中央又は地方の政府及び機関がとる措置

(ii) 非政府機関が、締約国の中央又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

(i)「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(j)「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(k)「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。

(l)「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(m) サービスの「分野」とは、次のものをいう。

(i) 特定の約束については、附属書五の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野

(ii) 当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）

(n)「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(o)「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(p)「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(q)「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(r)「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。

注釈　法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供する場合には、サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、当該業務上の拠点を通じこの章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の区域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(s)「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(t)「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(u)「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i) 一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii) 一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv) 一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(v)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第五十九条　市場アクセス

1　一方の締約国は、前条(u)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書五の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　締約国は、前条(u)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、同条(u)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもって自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書五の自国の特定の約束に係る表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第六十条　内国民待遇

1　一方の締約国は、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用対象となるものについては、第十三章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。

第六十一条　追加的な約束

両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉

することができる。当該約束については、附属書五の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第六十二条　特定の約束に係る表

1　各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。附属書五の特定の約束に係る表は、特定の約束を行った分野又は小分野に関し、次の事項を特定する。

(a)　市場アクセスの条件及び制限

(b)　内国民待遇についての条件及び制限

(c)　追加的な約束

(d)　適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間

2　第五十九条及び第六十条のいずれの規定にも適合しない措置は、第五十九条に関する欄に記載する。この場合には、その記載は、第六十条の規定についての条件又は制限でもあるとみなす。

第六十三条　最恵国待遇

1　附属書六に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、締約国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条又は第五条の二の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇については、適用しない。

3　この協定が効力を生じた後に一方の締約国が2に規定する種類の協定を第三国と締結し、又は改正する場合には、当該一方の締約国は、そのような協定に基づいて当該第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の同種のサービス及びサービス提供者に与える可能性について協議する機会を当該他方の締約国に与える。

第六十四条　特定の約束に係る表の修正

1　サービスの貿易に関する特定の約束の修正又は撤回は、第百二十七条1の規定に従って行う。両締約国は、当該修正又は撤回のための交渉において、サービス貿易一般協定第二十一条2(a)の規定に従って、当該交渉の前に附属書五の自国の特定の約束に係る表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な約束の一般的水準を維持するよう努める。

2　一方の締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表及びこの協定に基づく自国の特定の約束に係る表の双方において同一の約束を記載する場合において、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に従い、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表における約束の修正又は撤回を行い、かつ、同条に規定する「影響を受ける加盟国」として他方の締約国に対し補償的な調整を行ったときは、両締約国は、それぞれの関係国内手続に従うことを条件として、当該修正又は撤回を、新たな交渉を行うことなく、この協定に組み込むためにこの協定を改正することに合意する。

第六十五条　資格、技術上の基準及び免許

一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件及び資格の審査に係る手続、技術上の基準並びに免許要件に関連する当該一方の締約国の措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　免許の手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

第六十六条　承認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

2　調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、行うことができる。

3　一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、承認することとする場合には、

(a)　第六十三条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて両締約国間で交渉するための機会を十分

に与える。

(c)　当該一方の締約国は、承認を一方的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第六十七条　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する法人を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において当該特定の約束に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該他方の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第六十八条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく自国の特定の約束であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

第六十九条　国際収支の擁護のための制限

1　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。経済発展又は経済の移行の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を課することが必要となり得ることが認められる。

2　1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

4　1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第七十条　利益の否認

1　各締約国は、法人であるサービス提供者が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、法人であるサービス提供者が他方の締約国のサービス提供者でないと認めるときは、

事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七十一条　サービスの貿易に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な水準の均衡を確保するため、この章の規定に基づくサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束の見直しを行うこと。

(b)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(c)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会の下に、金融サービスに関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の詳細及び手続については、附属書四で定める。

第七十二条　約束の見直し

1　両締約国は、この章の規定に基づき行ったサービスの貿易に関する約束の全般的な水準を改善するため、この協定の効力発生の日から五年以内に見直しを行う。

2　両締約国は、1の規定に従って見直しを行うに当たり、サービス貿易一般協定第四条1及び第十九条2に規定する原則を考慮する。

第七十三条　セーフガード措置

この協定の実施が特定のサービスの分野において一方の締約国に実質的な悪影響を及ぼす場合には、当該一方の締約国は、そのような悪影響に対処するために適切な措置をとることを目的として、他方の締約国に対し協議を要請することができる。そのような協議において、両締約国は、特定の場合における事情を考慮し、かつ、当該協議の時点でサービス貿易一般協定第十条の規定に従って行われる多角的交渉が終了している場合には、当該交渉の結果を考慮する。

第八章　自然人の移動

第七十四条　適用範囲

1　この章の規定は、附属書七に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、第七十六条の規定に基づく特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈　他方の締約国の自然人に対しては査証を要求し、特定の第三国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、第七十六条の規定に基づく特定の約束による利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第七十五条　定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

第七十六条　特定の約束

1　一方の締約国は、この章の規定（附属書七に定める各区分における条件を含む。）に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される自然人の移動に関する当該一方の締約国の法令であってこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2　いずれの締約国も、附属書七に別段の定めがある場合を除くほか、1の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、又は維持してはならない。

第七十七条　要件及び手続

1　一方の締約国は、前条の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人に関し、自国への入国、自国における当初の一時的な滞在、当該滞在の更新及び適用がある場合には自国における就労に係る許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、この協定の効力発生の日に公表し、又は他方の締約国に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の自然人から要請があった場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供するよう努める。

3　一方の締約国は、自国への入国、自国における当初の一時的な滞在、当該滞在の更新及び適用がある場合には自国における就労に係る許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うに際して影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は1に規定する現行の要件及び手続の変更を、当該他方の締約国に速やかに通報するよう努める。

4　一方の締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく他方の締約国の自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

5　一方の締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。

第七十八条　自然人の移動に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　附属書七に規定する追加的な交渉を含め、この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第七十九条　追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従って、交渉を開始する。

第九章　知的財産

第八十条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとる。

2　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進するために知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。

3　この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a)　第八十六条から第九十二条までの規定の対象となるもの

(b)　世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下この章において「貿易関連知的所有権協定」という。）又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

4　両締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。

第八十一条　内国民待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈　この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含む。

第八十二条　最恵国待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

第八十三条　手続事項の簡素化及び調和

1　各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2　いずれの締約国も、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求することができない。

3　2の規定にかかわらず、締約国は、次のものを要求することができる。

(a)　署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の権利の移転に関するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明

(b)　自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出。当該権限のある当局は、当該者に対して証拠の提出を要求することを通知するときは、その通知に当該署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて疑う理由を明記する。

4　いずれの締約国も、出願人又はその代理人以外の者に対し、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文の正確性についての認証を要求することができない。

5　各締約国は、自国の権限のある当局における特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続に係る委任状が、当該委任状において特定する一若しくは二以上の出願、付与若しくは登録に及ぶものとすることができ、又は、選任を行う者が例外として記載した事項を除き、当該者に係る既存の及び将来のすべての出願、付与若しくは登録に及ぶものとすることができる制度を導入し、及び実施する。

6　特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従って分類される。商品及びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に基づいて設けられた商品及びサービスの国際分類制度に従って分類される。

7　各締約国は、特許、実用新案、意匠及び商標の権利の取得及び利用を一層円滑にするため、弁理士制度を改善するよう努める。

第八十四条　透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次の事項を行う。

(a)　少なくとも、特許の出願及び付与、実用新案及び意匠の登録、商標の登録出願及び登録、並びに植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開するための適切な措置をとること。

(b)　(a)に規定する事項に関連する一件書類に含まれている公式の情報を利害関係者に利用可能なものとするよう努めること。

(c)　知的財産の保護に関する制度についての情報（知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報を含む。）を公衆に容易に利用可能なものとするよう努めること。

第八十五条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための適切な措置をとる。

第八十六条　特許

1　各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。

2　1の規定は、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象とすることができるか否かについて、各締約国の法令に従って決定することに影響を及ぼすものではない。

3　一方の締約国は、特許出願の公開の後に特許出願人以外の者が業として当該特許出願に係る発明を実施している場合には、自国の法令に従って、当該特許出願人以外の者又は当該特許出願人が当該一方の締約国の権限のある当局に対し当該特許出願を他の出願に先立って審査するよう求める要請を提出することができることを確保する。この場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該特許出願人又は当該要請を提出した者に対し、当該発明が実施されていることに関する証明又は当該出願に関連する先行技術に関する調査結果を提供するよう求めることができるものとし、また、問題となっている出願に係る発明と同一又は実質的に同一の発明について当該特許出願人が他方の締約国又は第三国において行った特許出

願に関する最終決定であって、当該他方の締約国又は当該第三国の特許に関する行政当局によるものの写しを提出するよう求めることができる。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該特許出願人以外の者又は当該特許出願人によるこのような要請が提出された場合には、当該要請を考慮に入れるものとし、適当な場合には、当該特許出願を他の特許出願に先立って審査するよう努める。

4　各締約国は、特許権者が、特許請求の技術的範囲が限定されることを目的として、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、訂正の請求を特許に関する行政当局に提出することができることを確保する。

第八十七条　意匠

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条及び第二十六条の規定に従い、意匠の十分かつ効果的な保護を確保する。

第八十八条　商標

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第十五条から第二十一条までの規定に従い、商標の十分かつ効果的な保護を確保する。

第八十九条　著作権及び関連する権利

1　各締約国は、自国の法令及び自国が締結している国際協定に従い、著作権及び関連する権利の効果的な保護を確保する。

2　各締約国は、デジタル環境において著作権及び関連する権利を保護するため、自国の法令が適切な法的救済を伴って実施されることを確保する。

3　各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体の発展を促進するため、自国の法令に従い、適切な措置をとる。

第九十条　植物の新品種

各締約国は、植物の新品種の保護に関する制度を設けることの重要性を認識する。各締約国は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約に従い、実行可能な限り早期に、すべての植物の種類に対する保護を与えるよう努める。

第九十一条　地理的表示

各締約国は、自国の法令及び貿易関連知的所有権協定に従い、地理的表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

第九十二条　不正競争

1　各締約国は、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2　工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。

3　特に、次の事項は、不正競争行為として禁止される。

(a)　いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b)　競争者の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引上の虚偽の主張

(c)　商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

(d)　不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図等各締約国の法令に規定する目的のために、当該他の者の保護された商号若しくは商標と同一若しくは混同を生じさせるほどに類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

4　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

5　各締約国は、不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救済について定める。特に、各締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が、訴えを提起し、並びに当該不正競争行為の停止若しくは予防、当該不正競争行為を構成する物品の廃棄、当該不正競争行為のために使用された材料及び道具の除去又は当該不正競争行為の結果生じた損害を補償するための賠償を請求することができることを確保する。

第九十三条　国境措置に係る権利行使

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条から第六十条までの規定に従い、国境措置の十分かつ効果的な執行を確保する。

第九十四条　民事上の救済に係る権利行使

1　各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

2　各締約国は、関連する事実の性質上、知的財産の権利者が実際に被った経済的損害を立証することが極めて困難な場合には、自国の法令に従って可能な限り、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償額を認定する権限を有することを確保する。

3　各締約国は、知的財産権の侵害に対する効果的な民事上の救済措置を提供するため、必要に応じて、自国の司法制度を改善するための必要な措置をとるよう努める。

第九十五条　刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、刑事上の手続及び刑罰を貿易関連知的所有権協定第六十一条の規定に従って適用することを確保する。

第九十六条　協力

1　両締約国は、第八十条2の規定に従い、知的財産の分野において協力する。

2　この条の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

3　この条の規定に基づく協力に要する費用は、できる限り衡平な方法で負担する。

4　第十三章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第九十七条　知的財産に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、知的財産に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、次の事項を含む知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(i)　特許についての問題

(ii)　意匠についての問題

(iii)　商標についての問題

(iv)　インターネット・サービス・プロバイダの責任についての問題

(v)　不正競争についての問題

(vi)　国境措置についての問題

(vii)　地理的表示についての問題

(viii)　行政上の救済措置についての問題

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4　(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第九十八条　安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十章　競争

第九十九条　反競争的行為に対する取組による競争の促進

各締約国は、自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、自国の法令に従い、反競争的行為に対する取組により競争を促進する。このような目的のためにとられる措置は、透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従ってとられなければならない。

第百条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「反競争的行為」とは、いずれかの締約国の競争法の下で罰則又は排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

(b)　「競争法」とは、

(i)　日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

(ii)　ベトナムについては、競争法（法律第二七号／二〇〇四／ＱＨ一一）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

第百一条　反競争的行為に対する取組による競争の促進に関する協力

両締約国は、各締約国の競争法の効果的な執行に寄与するとともに、これらの競争法の適用に関連するすべての事項にわたり両締約国政府間の紛争が生ずる可能性を回避し、又は軽減することを目的として、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自国の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為に対する取組による競争の促進の分野において協力する。このような協力は、情報の交換、執行活動の通報及び調整並びに協議の形態により行うことができる。

第百二条　技術協力

両締約国は、両締約国の競争当局が競争政策の強化及び各締約国の競争法の実施に関連する技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する。

第百三条　第六条3及び第十三章の規定の不適用

第六条3及び第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第百四条　雑則

1　この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両締約国の競争当局間で行うことができる。

2　この章のいかなる規定も、他の二国間又は多数国間の協定又は取決めに従って両締約国が相互に支援を求め、又は与えることを妨げるものではない。

3　この章のいかなる規定も、管轄権に関連するあらゆる問題に関するいずれの締約国の政策又は法的立場も害するものと解してはならない。

4　この章のいかなる規定も、他の国際的な協定若しくは取決め又は自国の法律に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものと解してはならない。

第十一章　ビジネス環境の整備

第百五条　基本原則

一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためにビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

第百六条　政府調達

各締約国は、自国におけるビジネス環境を整備するに当たって自国の政府調達の効率性を向上させることが重要であることを認識し、政府調達に関する自国の法令、政策及び慣行に従うことを条件として、次の事項を行うよう努める。

(a)　政府調達に関する措置の透明性を高めること。

(b)　政府調達に関する措置を公正かつ効果的な方法で実施すること。

第百七条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、ビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　第百九条の規定に基づいて各締約国により指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を検討すること。

(b)　自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題に取り組み、及び問題を解決するための方法を追求すること。

(c)　両締約国に対し、小委員会の所見を報告し、及び勧告（両締約国がとるべき措置に関するものを含む。）を行うこと。

(d)　適当な場合には、(c)に規定する勧告について、両締約国がとった措置について見直しを行うこと。

(e)　適当な方法で、(c)に規定する勧告及び(d)に規定する見直しの結果を公に利用可能なものとすること。

(f)　合同委員会に対し、(c)に規定する勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を速やかに報告すること。

(g)　作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置される他の小委員会と適当な方法で協力すること。そのような協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。

(ii)　当該他の小委員会から意見を求めること。

(iii)　当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。

(iv)　適当な場合には、当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者で

あって、取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第百八条　協議の場

両締約国は、適当な場合には、この章の対象となる事項に関連している両締約国におけるビジネス環境の整備のための両締約国間の既存の協議の場を利用することができる。

第百九条　連絡事務所

1　各締約国は、当該締約国における連絡事務所を指定し、及び維持する。一方の締約国による連絡事務所の指定は、他方の締約国に通報される。

2　一方の締約国における連絡事務所は、次の事項を任務とする。

(a)　自国の法令その他措置であって、他方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該他方の締約国の者からの苦情、照会又は協議の要請を受領すること。

(b)　自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情、照会又は協議の要請を送付すること。

(c)　苦情を申し立て、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、自国の関係当局からの回答を送付すること。

(d)　自国の関係当局と協力して、(a)に規定する者に対し、必要な情報及び助言を提供すること。

(e)　(a)から(d)までに規定する任務の遂行について、合同委員会、関連する小委員会又は前条に規定する既存の協議の場に対し所見を報告すること。

3　各締約国における連絡事務所は、苦情を申し立て、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、合理的な期間内に回答するよう努める。

4　一方の締約国における連絡事務所と他方の締約国の者との間の通信であって、2に規定するものについては、当該他方の締約国の政府が指定する当局又は団体を通じて行うことができる。

5　2から4までの規定は、一方の締約国の者が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

第百十条　第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十二章　協力

第百十一条　基本原則

1　両締約国は、それぞれ自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要かつ適当な場合には一方又は双方が両締約国政府以外の団体である当事者の間での協力を奨励し、及び円滑にする。

(a)　農業、林業及び漁業

(b)　貿易及び投資の促進

(c)　中小企業

(d)　人材の管理及び養成

(e)　観光

(f)　情報通信技術

(g)　環境

(h)　運輸

(i)　両締約国が相互に合意するその他の分野

第百十二条　協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第百十三条　実施

1　この章の規定に基づく協力の実施は、各締約国の予算上の資金その他の資源の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

2　この章の規定に基づく協力に要する費用は、資源の効率的かつ効果的な利用により、両締約国間で可能な限り衡平な方法で負担する。

第百十四条　協力に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a) 第百十一条に規定する各分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。

(b) この章の規定の効果的な実施及び運用に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。

(c) 合同委員会に対し、この章の規定の実施及び運用に関連する問題に関する小委員会の所見及び小委員会がとった行動を報告すること。

(d) 6の規定に従って設置される作業部会の任務及び活動を監督すること。

(e) 小委員会の規則及び手続を定めること。

(f) この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(g) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、政府開発援助その他の協力のための既存の制度に関する両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重するものとし、また、適当な場合には、協力活動の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組みとの間で情報を共有する。

4 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、小委員会が取り組む問題に関連する必要な専門知識を有する専門家として、両締約国政府以外の関係団体の代表者を招請することができる。

5 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

6 小委員会は、第百十一条に規定する各分野について、小委員会の下に、作業部会を設置することができる。作業部会の任務、組織その他の詳細については、実施取極で定めることができる。

第百十五条　次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十三章　紛争解決

第百十六条　適用範囲

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関しこの章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

4 2及び3の規定の適用上、紛争解決手続は、締約国がこの章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って仲裁裁判所又は紛争解決委員会の設置を要請し、又はこれらに紛争を付託したときに、開始されたものとみなす。

第百十七条　協議

1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2 協議の要請は、書面により提出されるものとし、並びに問題となっている特定の措置並びに申立ての根拠とされる事実及び法的根拠（該当する場合には、違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む。）を示すものとする。

3 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ相互に満足すべき解決を図るため、その要請に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後十五日以内に協議を開始する。

第百十八条　あっせん、調停又は仲介

1 いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国の合意により、いつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2 両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

第百十九条　仲裁裁判所の設置

1 第百十七条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。ただし、当該

申立てを受けた締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又はこの協定に基づく義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

(a)　協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には十五日以内に、当該申立てを受けた締約国が協議を開始しない場合

(b)　協議の要請が受領された日の後六十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する協議の場合には三十日以内に、両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a)　違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む申立ての法的根拠

(b)　申立ての根拠とされる事実

3　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

4　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、3の規定に従って提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

5　いずれかの締約国が3の規定により仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が4の規定により第三の仲裁人を合意により任命することができない場合には、世界貿易機関の事務局長に対し、必要な任命をするよう直ちに要請するものとする。当該事務局長がいずれかの締約国の国民である場合には、事務次長又は次の地位の職員のいずれかのうちいずれかの締約国の国民でない者に対し、必要な任命をするよう要請するものとする。

6　仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

7　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する仲裁人から構成すべきである。

第百二十条　仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a)　必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b)　この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c)　裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d)　(c)に規定する認定とは別に、第百二十三条の規定との関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができる。

2　仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所が情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるものとする。

3　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し意見書の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の要請により、又は自己の発意により、仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の分野における専門家を、両締約国と協議の上選定することができる。ただし、当該専門家は、裁定その他の仲裁裁判所によるいかなる決定に際しても投票権を有しない。

第百二十一条　仲裁裁判手続

1　この条に規定する規則及び手続は、仲裁裁判手続について適用する。

2　両締約国は、仲裁裁判所と協議の上、この条の規定と反しない追加的な規則及び手続を採択することにつき合意することができる。

3　仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、実行可能な限り速やかに、可能な場合には仲裁裁判所の設置の後七日以内に、仲裁裁判所の検討の日程を定める。仲裁裁判所のために定められる日程は、両締約国による意見書の提出について明確な期限を含むものとする。日程の修正は、仲裁裁判所と協議の上、両締約国間の合意により行うことができる。

4　仲裁裁判手続の場所は、両締約国間の合意により決定されるものとする。そのような合意がない場合には、仲裁裁判手続の第一回会合は申立てを受けた締約国の首都において行い、その後は両締約国の首都において交互に行うものとする。

5　仲裁裁判は、非公開とする。両締約国は、仲裁裁判所により出席するよう招請された場合に限り、その会合に出席する。

6　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

7　仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

8　7の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

9　仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえて行うものとする。

10　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

11　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

12　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

13　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百二十二条　仲裁裁判手続の終了

両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百二十三条　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百二十一条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2　申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立てを行った締約国に通報する。申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができ、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための妥当な期間を決定する。

3　申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める場合には、相互に満足すべき代償を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。

4　申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないと認める場合には、当該申立てを受けた締約国が裁定を実施していないことを確認するため、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

5　申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に対し通報することができる。

6　3及び5に規定するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野におけるこ

の協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

7　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この7の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8　この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百十九条3から5までの規定に従って任命する。この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、両締約国が異なる期間に合意する場合を除くほか、問題が付託された日の後六十日以内に裁定を下す。当該裁定は、両締約国を拘束する。

第百二十四条　費用

各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁裁判手続に参加する費用を負担する。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所のその他の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十四章　最終規定

第百二十五条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百二十六条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百二十七条　改正

1　この協定は、両締約国の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2　1の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a)　附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、一方の締約国が附属書一に従って他方の締約国の原産品に適用する関税率の変更を伴わないものに限る。）

(b)　附属書二

(c)　附属書三の付録

第百二十八条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百二十九条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十二月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

中曽根弘文

ベトナム社会主義共和国のために

ヴー・フイ・ホアン

附属書一　第十六条に関する表

第一部　一般的注釈

1　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

2　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　最初の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の引下げは、毎年四月一日に行う。

3　この附属書の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

第二部

第一節　日本国の表についての注釈

1　第十六条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)　表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)　表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g)　表の4欄に「C」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から基準税率を適用する。

(h)　表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次節の日本国の表の5欄の注釈に定める条件に従い、削減する。

(i)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次の条件に従う。

(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　各年の合計割当数量は、次のとおりとする。

(aa)　一年目については、百メートル・トン
(bb)　二年目については、百五メートル・トン
(cc)　三年目については、百十メートル・トン
(dd)　四年目については、百十五メートル・トン
(ee)　五年目については、百二十メートル・トン
(ff)　六年目については、百二十五メートル・トン
(gg)　七年目については、百三十メートル・トン
(hh)　八年目については、百三十五メートル・トン
(ii)　九年目については、百四十メートル・トン
(jj)　十年目については、百四十五メートル・トン
(kk)　十一年目及びそれ以降の各年については、百五十メートル・トン

(B)　枠内税率は、十二・八パーセントとする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。詳細な規則については、第十一条の規定に従って設置される合同委員会がこの協定の効力発生の日に採択する運用上の規則に定める。

(ii)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(j)　表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、(a)から(i)までに規定する関税

に係る約束の対象から除外され、及びこの協定の効力発生の日から五年目に両締約国が交渉する。

(k)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　次の(a)から(o)までの規定に定める条件は、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(a)　関税率については、基準税率から五・〇パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(b)　関税率については、基準税率から二・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(c)　関税率については、基準税率から四・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(d)　関税率については、基準税率から五・五パーセントまでの五回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(e)　関税率については、基準税率から八・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(f)　関税率については、基準税率から十四・九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(g)　関税率については、基準税率から十五・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(h)　関税率については、基準税率から十七・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(i)　関税率については、基準税率から十七・二パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(j)　関税率については、基準税率から十九・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(k)　関税率については、基準税率から十九・二パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(l)　関税率については、基準税率から二十・七パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(m)　関税率については、基準税率から二十三・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(n)　関税率については、基準税率から二十三・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(o)　関税率については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から、二十九・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・六二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(ii)　二年目の初日から、二十八・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(iii)　三年目の初日から、二十八・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・八五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(iv)　四年目の初日から、二十七・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・四七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(v)　五年目の初日から、二十七・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・〇八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(vi)　六年目の初日から、二十六・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十・七〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

3　この部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この3の規定は、第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、次節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この4の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類	動物（生きているものに限る。）			
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
〇一〇一・一〇	純粋種の繁殖用のもの		A	
	馬			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）			
〇一〇一・九〇	その他のもの			
	馬			
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		X	
	その他のもの			
	ろ馬、ら馬及びヒニー		A	
〇一・〇二	牛（生きているものに限る。）		A	
〇一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの		X	
〇一〇二・九〇	その他のもの		A	
	水牛			
	その他のもの			
〇一・〇三	豚（生きているものに限る。）		A	
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの			
〇一〇三・九一	その他のもの			
	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの		X	
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの		X	
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）		A	
〇一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）		A	
〇一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）		A	
第二類	肉及び食用のくず肉			
〇二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X	
〇二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）		X	
〇二・〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
	生鮮のもの及び冷蔵したもの			
〇二〇三・一一	枝肉及び半丸枝肉		X	
	いのししのもの		A	
	その他のもの			
〇二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		X	
	いのししのもの		A	
	その他のもの			
〇二〇三・一九	その他のもの		X	
	いのししのもの		A	
	その他のもの			
〇二〇三・二一	冷凍したもの			
	枝肉及び半丸枝肉		X	
	いのししのもの		A	
	その他のもの			
〇二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		X	
	いのししのもの		A	
	その他のもの			
〇二〇三・二九	その他のもの		X	
	いのししのもの		A	
	その他のもの			
〇二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
〇二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
〇二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		X	
〇二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		X	
	牛のもの（冷凍したものに限る。）		X	
〇二〇六・二一	舌		X	
〇二〇六・二二	肝臓		X	

○二〇六・二九	その他のもの	X			
○二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
	いのししのもの	A			
	その他のもの	X			
○二〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）	A			
	肝臓	A			
	いのししのもの	A			
	その他のもの	A			
○二〇六・四九	その他のもの	X			
	いのししのもの	A			
	その他のもの	A			
○二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X			
○二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A			
○二〇七・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇二〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A			
○二〇七・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	R			
○二〇七・一二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	R			
○二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	R			
	骨付きのもも	R			
	その他のもの	R			
○二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	X			
	肝臓	A			
	その他のもの	A			
	骨付きのもも	A			
	その他のもの	A			
○二〇七・二四	七面鳥のもの	X			
○二〇七・二五	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	X			
○二〇七・二六	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A			
○二〇七・二七	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）	A			
	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの	A			
○二〇七・三二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
	あひるのもの	B 10	九・六%		
	その他のもの	A			
○二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	A			
○二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
○二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	B 7	九・六%		
	あひるのもの	A			
	その他のもの	A			

○二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A			
○二一・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A			
○二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）	A			
○二一・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	X			
	豚の肉	A			
○二一〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X			
○二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの	X			
○二一〇・一九	その他のもの	X			
○二一〇・二〇	牛の肉	X			
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）	A			
○二一・〇・九一	霊長類のもの	A			
○二一〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	X			
○二一〇・九三	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの	A			
○二一〇・九九	その他のもの	B 10	四・二%		
第三類					
	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物				
○三・〇一	魚（生きているものに限る。）	A			
○三〇一・一〇	観賞用の魚	B 5	三・五%		
	こい及び金魚	A			
	その他のもの	A			
	その他の魚（生きているものに限る。）	A			
○三〇一・九一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	B 10	三・五%		
	養魚用の稚魚	A			
	その他のもの	A			
○三〇一・九二	うなぎ（アングイルラ属のもの）	A			
	養魚用の稚魚	X			
	その他のもの	A			
○三〇一・九三	こい	A			
	養魚用の稚魚	B 10	三・五%		
	その他のもの	A			
○三〇一・九四	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）	A			
	養魚用の稚魚	R			
	その他のもの	A			
○三〇一・九五	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）	A			

	養魚用の稚魚			
	その他のもの			
○三○一・九九	その他のもの			
	養魚用の稚魚			
	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）			
	その他のもの			
○三・○二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）			
○三○二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）			
○三○二・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）			
○三○二・一九	その他のもの			
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）			
○三○二・二二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ステノレピス及びヒポグロスス・ヒポグロスス）			
○三○二・二三	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）			
○三○二・二四	ソール（ソレア属のもの）			
○三○二・二九	その他のもの			
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
○三○二・三一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）			
○三○二・三二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）			
○三○二・三三	かつお			
○三○二・三四	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）			
○三○二・三五	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）			
○三○二・三六	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）			
○三○二・三九	その他のもの			
○三○二・四○	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）			

○三○一・五○	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）			
○三○二・六一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）			
	サルディノプス属のもの			
	その他のもの			
○三○二・六二	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）			
○三○二・六三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）			
○三○二・六四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）			
○三○二・六五	さめ			
○三○二・六六	うなぎ（アングイルラ属のもの）			
○三○二・六七	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）			
○三○二・六八	めろ（ディソステイクス属のもの）			
○三○二・六九	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）			

	その他のもの			
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい			
	その他のもの			
	かじき（めかじきを除く。）			
	ふぐ			
	その他のもの			
○三○二・七○	肝臓、卵及びしらこ			
	にしん（クルペア属のもの）の卵			
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵			
	その他のもの			
○三・○三	魚（冷凍したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）			
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）			
○三○三・一一	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）			
○三○三・一九	その他のもの			
	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）			
○三○三・二二	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ			

ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）											
○三・○二・二二	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）										
○三・○二・二九	その他のもの										
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）										
○三・○三・三一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）										
○三・○三・三二	プレイス（プレウロネクテス・プラテュサ）										
○三・○三・三三	ソール（ソレア属のもの）										
○三・○三・三九	その他のもの										
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）										
○三・○三・四一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）										
○三・○三・四二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）										
○三・○三・四三	かつお										
○三・○三・四四	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）										
○三・○三・四五	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）										
○三・○三・四六	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）										
○三・○三・四九	その他のもの										
		X	X	X							

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）				
その他のもの				
その他のもの				
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）				
その他のもの				
バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びさめ				
くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）				
その他のもの				
冷凍したフィレ				
めかじき（クスィフィアス・グラディウス）				
めろ（ディソステイクス属のもの）				
その他のもの				
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	○三〇四・一一			
	○三〇四・一二			
	○三〇四・一九			
	○三〇四・九一			
	○三〇四・九二			
	○三〇四・九九			
スス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの。）		三・五%	B3	X
その他のもの				
まぐろ（トウヌス属のもの）（くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）を除く。）及びかじき（めかじきを除く。）				R
くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）		三・五%	B3	X
その他のもの				
めかじき（クスィフィアス・グラディウス）		三・五%	B3	X
めろ（ディソステイクス属のもの）		三・五%	B3	X
その他のもの				
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）				X

その他のもの				
バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも				A
その他のもの				
くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）、いとより（すり身のものに限る。）及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）				X
ふぐ		二・五%	B3	X
その他のもの		二・五%	B10	X
魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）				A
魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	○二〇五・一〇	八・四%	B7	X
魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）	○二〇五・二〇	二・五%	B7	X
にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）				
さけ科のものの卵	○三〇・〇五	一〇%	B5	X
たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵				
こんぶかずのこ				
その他のもの				
魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）		一〇%	B10	X
さけ科のもの	○二〇五・四一	一〇%	B5	X
その他のもの				
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぷり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）				X
その他のもの				
くん製した魚（フィレを含む。）	○二〇五・四二	一〇%	B5	X
太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	○二〇五・四九	一〇%	B5	X
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・バラスィイ）				
その他のもの				
たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）	○二〇五・五一	一〇%	B10	X
その他のもの				
乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	○二〇五・五九	一〇%	B5	X
コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）				
その他のもの				

| | | |

○四〇六・一〇	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード				
○四〇六・二〇	乾燥固形分が全重量の四八％以下のもの（一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）	R	X	R	
○四〇六・三〇	その他のもの おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類は問わない。）	R	R	R	
○四〇六・四〇	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	R	R	R	
○四〇六・九〇	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ	X	X	X	
○四〇七・〇〇	その他のチーズ	X	X	X	
○四〇八・一一	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。） ふ化用のもの	R	A	R	
○四〇八・一九	その他のもの 殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） 卵黄				
○四〇八・九九	乾燥したもの	B15	一八・八％		
○四〇八・九九	その他のもの	B15	二〇％（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		
○四〇九・〇〇	天然はちみつ	A	Q		
○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）				

第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	A			
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	A			
第七類					
○七・〇一	食用の野菜、根及び塊茎 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
○七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	B10	三％		
○七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ及びシャロット				
○七〇三・一〇	課税価格が一キログラムにつき七二円七〇銭以下のもの	B15	一キログラムにつき、課税価格と七二円七〇銭との差額（その率が八・五％の従価税率より高いときは、当該従価税率）		
○七〇三・二〇	課税価格が一キログラムにつき七二円七〇銭を超えるもの シャロット	A			
○七〇三・九〇	にんにく	A			
○七・〇四	リーキその他のねぎ属のもの ねぎ（アリウム・フィスツローサム） その他のもの	B5	三％		
○七・〇五	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
○七・〇六	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
○七・〇七	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）	A			
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A			
○七〇九・二〇	アスパラガス	A			
○七〇九・三〇	なす	B10	三％		
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）	A			

○七〇九・五	きのこ（はらたけ属のもの）	一二％	B10
○七〇九・五九	その他のもの	七・五％	B10
	しいたけ	九％	B10
	その他のもの	九％	B15
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実		A
	ピーマン（厚肉大果種のもの）		X
	その他のもの	九％	B10
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	九％	B10
○七〇九・九〇	その他のもの		A
	スイートコーン		A
	その他のもの	九％	B10
○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）		A
○七一〇・二〇	ばれいしょ	一〇％	B10
○七一〇・二一	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）	七・五％	B10
○七一〇・二二	えんどう（ピスム・サティヴム）	九％	B10
○七一〇・二九	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	九％	B10
	その他のもの		A
	えだ豆	九％	B10
	その他のもの	九％	B10

○七一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	一〇・六％	B10
○七一〇・四〇	スイートコーン	一〇・六％	B10
○七一〇・八〇	その他の野菜	一二％	B10
	ごぼう	六％	B5
	その他のもの	六％	B10
	ブロッコリー	六％	B10
	その他のもの	六％	B5
○七一〇・九〇	野菜を混合したもの		
	スイートコーンを主成分とするもの	一〇・六％	B7
	その他のもの	六％	B5
○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
○七一一・二〇	オリーブ	九％	A
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン	九％	B10
	きのこ及びトリフ		A
○七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）	九％	B7
○七一一・五九	その他のもの		A
	その他のもの	六％	B10
○七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび		

○七・一二	その他のもの		
	ごぼう		
	その他のもの		
	ケーパー		
	その他のもの		
○七一二・一〇	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）		
	たまねぎ		
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ		
○七一二・二一	きのこ（はらたけ属のもの）		
○七一二・二二	きくらげ（きくらげ属のもの）		
○七一二・二三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）		
○七一二・二九	その他のもの		
	しいたけ		
	その他のもの		
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	スイートコーン		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	一キログラムにつき九円	B10
	その他のもの		
○七・一三	その他のもの		
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一〇％	B10
	その他のもの		
	たけのこ	七・五％	B7
	その他のもの		
	ぜんまい	九％	B7
	その他のもの	九％	B10
○七一三・一〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）		
	えんどう（ピスム・サティヴム）		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	その他のもの		A
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	その他のもの		X
○七一三・二〇	ひよこ豆		A

○七一三・三一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆						
○七一三・三二	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）						
○七一三・三三	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）						
	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）						
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの						
	その他のもの						
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの						
	その他のもの						
○七一三・三九	その他のもの						
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの						
	その他のもの						
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの						
	その他のもの						
○七一三・四〇	ひら豆						
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）						
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの						
	その他のもの						
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの						
	その他のもの						
○七一三・九〇	その他のもの						
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの						
	その他のもの						
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの						
	その他のもの						
○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄						
○七一四・一〇	カッサバ芋						
	冷凍したもの						
	飼料用のもの						
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。						
	その他のもの						
	粉又はミールのペレット						
	飼料用のもの						
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。						
	その他のもの						
	飼料用のもの						
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。						
	その他のもの						
○七一四・二〇	かんしょ						
	冷凍したもの						
	その他のもの						
○七一四・九〇	その他のもの						
	冷凍したもの						
	さといも						
	その他のもの						
	その他のもの						
	第八類						
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮						
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）						
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）						
	アーモンド						
○八〇二・一一	殻付きのもの						
○八〇二・一二	殻を除いたもの						
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）						
○八〇二・二一	殻付きのもの						
○八〇二・二二	殻を除いたもの						
	くるみ						
○八〇二・三一	殻付きのもの						
○八〇二・三二	殻を除いたもの						
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）						
○八〇二・五〇	ピスタチオナット						
○八〇二・六〇	マカダミアナット						
○八〇二・九〇	その他のもの						
	びんろう子及びペカン						
	その他のもの						

○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
	生鮮のもの	六%	B 10
	乾燥したもの	八・五%	B 10
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	六%	B 10
○八〇四・一〇	なつめやしの実	六%	B 10
○八〇四・二〇	いちじく	六%	B 10
○八〇四・三〇	パイナップル		
	生鮮のもの	六・四%	B 10
	乾燥したもの	一二%	B 10
○八〇四・四〇	アボカドー	六%	B 5
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	二三・八%	C
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
○八〇五・一〇	オレンジ		
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	一六%	B 15
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	三二%	B 15
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	一七%	B 15
○八〇五・四〇	グレープフルーツ（ポメロを含む。）	一〇%	B 10
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）		
○八〇五・九〇	その他のもの		
	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）	一七%	B 15
	その他のもの		
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
○八〇六・一〇	生鮮のもの		
	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの	一七%	B 10
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	七・八%	B 7
○八〇六・二〇	乾燥したもの		
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）		
	メロン（すいかを含む。）		
○八〇七・一一	すいか	六%	B 7
○八〇七・一九	その他のもの	六%	B 10
○八〇七・二〇	パパイヤ		
○八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）		
○八〇八・一〇	りんご	一七%	B 10
○八〇八・二〇	なし及びマルメロ	四・八%	B 10
○八・〇九	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）		
○八〇九・一〇	あんず		
○八〇九・二〇	さくらんぼ		
○八〇九・三〇	桃（ネクタリンを含む。）		
○八〇九・四〇	プラム及びスロー		
○八・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）		
○八一〇・一〇	ストロベリー		
○八一〇・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー		
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実		
○八一〇・五〇	キウイフルーツ		
○八一〇・六〇	ドリアン		
○八一〇・九〇	その他のもの		
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		
	その他のもの		
○八・一一	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		
	その他のもの		
○八一一・一〇	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	ストロベリー		
	砂糖を加えたもの		
○八一一・二〇	その他のもの		
	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		
○八一一・九〇	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	パイナップル		
	ベリー		
	サワーチェリー		
	桃及びなし		
	その他のもの		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		
	その他のもの		
	パイナップル		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフ		

	ルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム			
○八・一一	桃及びなし			
	その他のもの			
	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）			
○八一二・一〇	さくらんぼ			
○八一二・九〇	その他のもの			
	バナナ			
	オレンジ			
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの			
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの			
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）			
	その他のもの			
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）			
	くり			
	その他のもの			
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ			
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種			
	その他のもの			
○八・一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
○八一三・一〇	あんず			
○八一三・二〇	プルーン			
○八一三・三〇	りんご			
○八一三・四〇	その他の果実			
	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル			
	その他のもの			
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇％を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（ぴんろう子を除く。）			

	又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）			
	その他のもの			
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）			
	第九類			
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料			
	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）			
	コーヒー（いったものを除く。）			
○九〇一・一一	カフェインを除いてないもの			
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの			
	コーヒー（いったものに限る。）			
○九〇一・二一	カフェインを除いてないもの			
○九〇一・二二	カフェインを除いたもの			
○九〇一・九〇	その他のもの			
○九・〇二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）			
○九〇二・一〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）			
○九〇二・二〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）			
	くず（飲用に適するものを除く。）			
	その他のもの			
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）			
	紅茶			
	その他のもの			
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶			
	くず（飲用に適するものを除く。）			
	その他のもの			
	紅茶			
	その他のもの			
○九〇三・〇〇	マテ			
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー			
○九〇五・〇〇	バニラ豆			
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花			
○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）			
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類			

○九・○九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー				
○九・一○	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料				
○九一○・一○	しょうが				
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの				A
	その他のもの				
○九一○・二○	サフラン				
○九一○・三○	うこん				
○九一○・九一	その他の香辛料				
○九一○・九二	この類の注1(b)の混合物				
○九一○・九九	その他のもの				
	カレー	九%	B 5		
	その他のもの		A		
第一○類	穀物				
一○・○一	小麦及びメスリン				
一○○二・○○	ライ麦		A		
一○○三・○○	大麦及び裸麦		A		
一○○四・○○	オート		A		
			X		
			A		
		三・六%	B 7		
			A		
			X		
			A		
			X		
			R		
			A		
			A		
			A		
			A		
			X		
			A		
		九%	B 7		
			A		
			A		
一○・○五	とうもろこし				
一○○五・一○	播種用のもの				
一○○五・九○	その他のもの				
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）				
	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
	コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの				
	その他のもの				
一○・○六	米				
一○○七・○○	グレーンソルガム				
一○・○八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物				
一○○八・一○	そば				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
一○○八・二○	ミレット				
一○○八・三○	カナリーシード				
一○○八・九○	その他の穀物				

	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
	ライ小麦				
	その他のもの				
第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン				
一一○一・○○	小麦粉及びメスリン粉				
一一○一・○二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）				
一一○二・一○	ライ麦粉				
一一○二・二○	とうもろこし粉				
一一○二・九○	その他のもの				
	大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉				
	その他のもの				
一一・○三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット				
	ひき割り穀物及び穀物のミール				
一一○三・一一	小麦のもの				
一一○三・一三	とうもろこしのもの				
一一○三・一九	その他の穀物のもの				
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの				
		二一・三%	B 10		
			X		
			R		
			X		
			X		
		七・五%	B 10		
			X		
			X		
			A		
			X		
			A		
一一○四・一二	オートのもの				
一一○四・一九	その他のもの				
一一・○四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一○・○六項の米を除く。）及び穀物の胚芽				
	（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）				
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物				
	オートのもの				
	その他の穀物のもの				
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの				
	とうもろこしのもの				
	その他のもの				
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）				
	オートのもの				
	とうもろこしのもの				
		六%	B 10		
		八・五%	B 10		
		六%	B 10		
		二一・三%	B 10		
		八・五%	B 10		
		六%	B 10		
		二一・三%	B 10		
		八・五%	B 10		
		六%	B 10		

	コーンフレークの製造に使用するもの					
	その他のもの					
一一〇四・二九	その他の穀物のもの					
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの					
一一〇四・三〇	その他のもの					
一一・〇五	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）					
一一・〇六	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット					
	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール					
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの					
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの					
	カッサバ芋のもの					
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
	その他のもの					
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの					
	バナナのもの					
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
	その他のもの					
一一・〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）					
一一・〇八	でん粉及びイヌリン					
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）					
第一二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物					
一二〇一・〇〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）					
一二〇二・〇二	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）					
一二〇二・一〇	殻付きのもの					
	採油用のもの					
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）					
	採油用のもの					
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
一二〇三・〇〇	コプラ					

一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）					
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）					
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）					
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）					
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）					
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子					
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン					
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）					
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）					
一二一四・二〇	海草その他の藻類					
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）					
	長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの					
	あまのり属のもの及びこれを交えたもの					
	その他のもの					
	ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）					
	その他のもの					
	その他のもの					
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの					
	ふのり属のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
一二一二・九一	てん菜					
一二一二・九九	その他のもの					
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）					
	その他のもの					
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）					
一二一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アル					

	ファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）			A
第一二類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス			
一二・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）			A
一二・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
一三〇二・一一	植物性の液汁及びエキス			
	生あへん			A
一三〇二・一二	甘草のもの			A
一三〇二・一三	ホップのもの			A
一三〇二・一九	その他のもの			A
	飲料のもと			
	植物性の一種類の原料から得たもの	一〇%	B 10	R
	その他のもの			A
	その他のもの			A
	除虫菊エキス	六%	B 10	A
	その他のもの			A
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチン酸塩及びペクチン酸塩			
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
一三〇二・三二	寒天			
一三〇二・三三	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
一三〇二・三九	その他のもの			A
第一四類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品			
一四・〇一	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）			A
一四〇一・一〇	竹			A
一四〇一・二〇	とう			A
一四〇一・九〇	その他のもの			A
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）	八・五%	B 10	A
	その他のもの			A
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）			A
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう			
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）			A
	豚脂			
	酸価が一・三を超えるもの			
	その他のもの			
	その他のもの	六・四%	B 10	R
一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）			A
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）			
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	三・五%	B 7	A
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 10	A
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	三・五%	B 10	A
	鯨油			A
	その他のもの			A
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）			
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四%	B 10	A
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物			
一五一二・一一	粗油			R
	その他のもの			R
一五一二・一九	綿実油及びその分別物			A

一五一二・二一	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）				
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの				
	その他のもの				
一五一二・二九	その他のもの				
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの				
	その他のもの				
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五一五・一一	粗油				
一五一五・一九	その他のもの				
一五一五・二一	とうもろこし油及びその分別物				
一五一五・二二	粗油				
一五一五・二九	その他のもの				
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物				
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物				
一五一五・九〇	その他のもの				
	オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物				
	その他のもの				
	酸価が〇・六を超えるもの				
	米油及びその分別物				
	その他のもの				
	その他のもの				
	米油及びその分別物				
	その他のもの				
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）				
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）				
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）				
一五一七・九〇	その他のもの				
	動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）				
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの				
	その他のもの				
	植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）				
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの				
	その他のもの				
	離型油				
	その他のもの				
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスのドでの加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液				
一五・二二	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）				
一五二一・一〇	植物性ろう				
一五二一・九〇	その他のもの				
	みつろう				
	その他のもの				
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物				
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品				
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品				
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血				
一六〇二・二〇	均質調製品				
一六〇二・三〇	動物の肝臓のもの				
	牛又は豚のもの				
	その他のもの				
	気密容器入りのもの				
	その他のもの				
	第〇一・〇五項の家きんのもの				
	七面鳥のもの				
一六〇二・三一					

| | | | | |

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
その他のもの				
牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの				
その他のもの				
鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの				
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
その他のもの				
その他のもの				
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
その他のもの				
牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの				
その他のもの				
豚のもの				
もも肉及びこれを分割したもの				
ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）				
その他のもの				
肩肉及びこれを分割したもの				
ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）				
その他のもの				
牛のもの				
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
その他のもの				
牛の臓器及び舌のもの				

気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）				
その他のもの				
単に水煮したもの				
その他のもの				
その他のもの				
コーンビーフ				
その他のもの				
その他のもの（動物の血の調製品を含む。）				
腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）				
その他のもの				
牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの				
その他のもの				
肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース				
肉のエキス及びジュース				
その他のもの				
魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）				
さけ				
気密容器入り以外のもの				
その他のもの				
にしん				
いわし				
まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお				
かつお（気密容器入りのものに限る。）				
その他のもの				
かつお節				
その他のもの				
さば				
かたくちいわし				
その他のもの				
うなぎ				
その他のもの				
その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚				
卵				
にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの				
にしん（クルペア属のもの）のもの				
気密容器入りのもの				
その他のもの				

	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの					
	その他のもの					
一六〇四・三〇	その他のもの					
	キャビア及びその代用物					
	イクラ					
	その他のもの					
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）					
一六〇五・一〇	かに					
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）					
	その他のもの					
	米を含むもの					
	その他のもの					
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン					
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの					
	その他のもの					
	米を含むもの					
	その他のもの					
一六〇五・三〇	ロブスター					
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの					
	その他のもの					
一六〇五・四〇	その他の甲殻類					
	えび					
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
一六〇五・九〇	その他のもの					
	くん製したもの					
	いか、帆立貝及び貝柱のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	いか及びくらげ					
	いか					
	気密容器入りのもの					
	その他のもの					
	米を含むもの					
	その他のもの					

	くらげ					
	なまこ及びうに					
	その他のもの					
	あわび					
	帆立貝					
	その他の軟体動物のもの					
	気密容器入りのもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
第一七類	糖類及び砂糖菓子					
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）					
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル					
一七〇二・一一	乳糖及び乳糖水					
	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの					
一七〇二・一九	その他のもの					
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水					
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）					
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）					
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）					
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）					
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）					
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル					
	ハイ・テスト・モラセス					
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	香味料又は着色料を加えたもの					
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
	ソルボース					

一七・〇三	その他のもの				
一七〇二・一〇	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）				
	甘しや糖みつ				
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの				
	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
一七〇二・九〇	その他のもの				
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの				
	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）				
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）				
一七〇四・九〇	その他のもの				
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）				
	その他のもの				
第一八類	ココア及びその調製品				
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）				
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず				
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）				
一八〇三・一〇	脱脂してないもの				
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの				
一八〇四・〇〇	カカオ脂				
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）				
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品				
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）				
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）				
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）				
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	チョコレート菓子				
	その他のもの				
一八〇六・三一	詰物をしたもの				
一八〇六・三二	詰物をしてないもの				
一八〇六・九〇	その他のもの				
	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品				
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）				
	詰物をしたもの				
	詰物をしてないもの				
	その他のもの				
	チョコレート菓子				
	その他のもの				
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）				
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）				
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びペーカリー製品				
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）				
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）				
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）				
	その他のもの				
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品				

| | | |

	あられ、せんべいその他これらに類する米菓	一三%	C	X	
	ビスケット、クッキー及びクラッカー				
	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九%	B 15		
	その他のもの	二二・五%	C		
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品				
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分				
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン				
	砂糖を加えたもの	一二%	B 10		
	その他のもの				
二〇〇一・九〇	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	パパイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	九%	B 10		
	スイートコーン				
	ヤングコーンコブ				
	その他のもの				
	その他のもの	一〇・五%	B 10	A	
	パパイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一六・八%	B 15		
	スイートコーン				
	ヤングコーンコブ				

二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	七・六%	B 15		
二〇〇一・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）				
二〇〇一・九〇	その他のもの	一三・四%	B 15		
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	トマトピューレー及びトマトペースト			X	
	その他のもの	七・六%	B 15		
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）				
	きのこ（はらたけ属のもの）				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一三・六%	B 10	A	
	フレンチマッシュルーム				
	その他のもの				
	その他のもの				
二〇〇三・二〇	トリフ				
二〇〇三・九〇	その他のもの			A	
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）			A	
二〇〇四・一〇	ばれいしょ			A	
	単に加熱による調理をしたもの				
	その他のもの	八・五%	B 15		
	マッシュポテト				
	その他のもの	一三・六%	B 10		
	その他の野菜及び野菜を混合したもの	九%	B 15		
二〇〇四・九〇	砂糖を加えたもの				
	スイートコーン				
	その他のもの	一〇・五%	B 7		
	その他のもの				
	アスパラガス及び豆				
	アスパラガス	一七%	B 15		
	豆				
	たけのこ	一二・六%	B 10		
	スイートコーン				
	ヤングコーンコブ	七・五%	B 10		
	気密容器入りのもの				
	その他のもの	一七%	C		
	その他のもの				
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	九%	B 10		
	均質調製野菜	一五%	B 10		
二〇〇五・一〇	砂糖を加えたもの				
	その他のもの	九%	B 7		
二〇〇五・二〇	ばれいしょ	一六・八%	B 15		
		九・六%	B 10		

	マッシュポテト及びポテトフレーク	一三・六%	B10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六%	B10
	その他のもの		
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	九%	B7
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）		X
	さや付きのもの	九・六%	B10
	その他のもの	七・五%	B10
	その他のもの		
	さや付きのもの	九%	B10
	その他のもの	六・八%	B10
二〇〇五・五一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
	さやを除いた豆		
	砂糖を加えたもの	一四%	B10
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）		
	その他のもの	一二・八%	C
	その他のもの	一七%	C
二〇〇五・五九	その他のもの		
	砂糖を加えたもの	一三・四%	C
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六%	B10
	その他のもの	九%	B7
二〇〇五・六〇	アスパラガス		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一六%	B15
	その他のもの	一二%	B10
二〇〇五・七〇	オリーブ		A
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）		
	砂糖を加えたもの	一四・九%	B10
	その他のもの		
	その他の野菜及び野菜を混合したもの	一〇%	B7
	たけのこ		
	砂糖を加えたもの	一三・四%	C
	その他のもの	一三・六%	B10
二〇〇五・九一			

二〇〇五・九九	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	豆（さや付きのものを除く。）	一四%	B10
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）	二二・八%	C
	その他のもの	一三・四%	C
	その他のもの		
	ヤングコーンコブ		
	気密容器入りのもの	九%	B10
	その他のもの	一五%	B10
	豆（さや付きのものを除く。）	一七%	C
	サワークラウト	九・六%	B10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六%	B5
	にんにくの粉		
	その他のもの	九・六%	B10
	その他のもの		
	にんにくの粉	八%	B5
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）		
	マロングラッセ		
	その他のもの	九%	B7
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	均質調製果実		
二〇〇七・一〇	砂糖を加えたもの	三四%	B15
	その他のもの	二一・三%	B10
	その他のもの		
二〇〇七・九一	かんきつ類の果実		
	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード		
	砂糖を加えたもの	一六・八%	B10
	その他のもの	一二%	B10
	フルーツピューレー及びフルーツペースト		
	砂糖を加えたもの	三四%	B15
	その他のもの	二一・三%	B10
二〇〇七・九九	その他のもの		

ジャム及びフルーツゼリー						
砂糖を加えたもの						
その他のもの						
その他のもの						
砂糖を加えたもの						
フルーツピューレー及びフルーツペースト						
その他のもの						
その他のもの						
フルーツピューレー及びフルーツペースト						
その他のもの						
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）					
二〇〇八・一一	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）					
	落花生					
	砂糖を加えたもの					
	ピーナツバター					
	その他のもの					
	その他のもの					
	ピーナツバター					

一六・八%	B 15					
一二%	B 10					
三四%	B 15					
四〇%	B 15					
二一・三%	B 10					
二五%	B 10					
一二%	B 10					
二三・八%	P	(j)				
一〇%	B 10					

二〇〇八・一九	その他のもの					
	その他のもの（混合したものを含む。）					
	砂糖を加えたもの					
	パルプ状のもの					
	その他のもの					
	カシューナット及びその他のいったナット					
	カシューナット					
	その他のもの					
	その他のもの					
	パルプ状のもの					
	その他のもの					
	アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）及びカシューナッド					
	ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット					
	ぎんなん					
	その他のもの					
	いったもの					
	その他のもの					
二〇〇八・二〇	パイナップル					

二一・三%	P	(h)				
五・五%	B 10					
一〇・五%	B 10					
一六・八%	B 15					
五・五%	B 7					
四%	B 3					
一二%	B 10					
一二%	B 10					

砂糖を加えたもの						
気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）						
その他のもの						
気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものに限る。）						
その他のもの						
気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破砕し又はパルプ状にしたものを除く。）						
その他のもの						
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実					
	砂糖を加えたもの					
	パルプ状のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
二〇〇八・四〇	なし					
	砂糖を加えたもの					
	パルプ状のもの					
	気密容器入りのもの					

一五%	B 10					
二九・八%	B 15	R	R			
二五・五%	C	X				
二五・五%	C	C	X			
四六・八%	C	C				

二一%	B 15					
一〇・八%	B 10					
一五%	B 10					
一二%	B 10					
七・五%	B 10					
九%	B 7					
五・四%	B 10					
一五%	B 10					
六%	B 10					
一五%	B 10					
一二%	B 10					
六%	B 10					

二〇〇八・五〇	その他のもの					
	その他のもの					
	気密容器入りのもの					
	その他のもの					
	パルプ状のもの					
	気密容器入りのもの					
	その他のもの					
	気密容器入りのもの					
	その他のもの					
二〇〇八・六〇	あんず					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
	さくらんぼ					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
	パルプ状のもの					
	その他のもの					
二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）					

	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの		
	気密容器入りのもの	一二・三%	B 15
	その他のもの	二九・八%	B 15
	その他のもの		
	気密容器入りのもの		
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	六・七%	B 10
	その他のもの	八%	B 7
	その他のもの	一二・四%	B 10
	その他のもの		
	パルプ状のもの		
	気密容器入りのもの	八・五%	B 10
	その他のもの	一〇・七%	B 10
	その他のもの		
	気密容器入りのもの	六・七%	B 10
	その他のもの	九・六%	B 7
二〇〇八・八〇	ストロベリー		
	砂糖を加えたもの	一二%	B 15
	パルプ状のもの		
	その他のもの	一二%	B 7

	その他のもの		
	パルプ状のもの	一五%	B 10
	その他のもの	一二%	B 10
二〇〇八・九一	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）		
二〇〇八・九二	パームハート		
	混合したもの		
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	七・五%	B 10
	砂糖を加えたもの	六%	B 5
	その他のもの		A
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	二九・八%	B 15
	その他のもの		R
	その他のもの		R
二〇〇八・九九	梅		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	パルプ状のもの	一二%	B 10
	バナナ及びアボカドー	一〇・五%	B 10

	その他のもの		
	その他のもの		
	ベリー及びプルーン		
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
	気密容器入りのもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		
	その他のもの		
	その他のもの		
	パルプ状のもの		
	バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
	カムカム		
	その他のもの		
	その他のもの		
	プルーン		
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
	気密容器入りのもの		
	その他のもの		
	さといも（冷凍したものに限る。）		

	その他のもの		
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム	二九・八%	B 15
	かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）	五・五%	B 10
	その他のもの	五・五%	B 7
	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	五・五%	B 10
	オレンジジュース		
	冷凍したもの	一六・八%	B 5
	砂糖を加えたもの	七%	B 5
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	七・五%	B 10
	その他のもの	二一・三%	B 15
	その他のもの		A
	その他のもの		A
	その他のもの	七・五%	B 10
	その他のもの		A
	その他のもの	四・八%	B 5
	その他のもの		A
	その他のもの		
	その他のもの	一〇%	B 10

	その他のもの		
	その他のもの		
二〇〇九・一一	その他のもの		
	その他のもの		
二〇一〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	オレンジジュース		
	冷凍したもの	一二%	B 10
	砂糖を加えたもの	一二%	B 15
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの		A
	その他のもの		R
	その他のもの	二九・八%（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、）	B 15

			当該従量税率）	
二〇〇九・一一	その他のもの		R	R
	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15 R
二〇〇九・一九	その他のもの			R
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			R
二〇〇九・二一	その他のもの			R
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース			
	ブリックス値が二〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15 R
	その他のもの			R

			当該従量税率）	
二〇〇九・二九	その他のもの		R	R
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15 R
二〇〇九・三一	その他のもの			R
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）			
	ブリックス値が二〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15 R
	その他のもの			R

			当該従量税率）	
二〇〇九・三一	の		R	R
	その他のもの			
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	レモンジュース			
	その他のもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15 R
	の			R
	その他のもの			R
二〇〇九・三九	その他のもの		六％	B 7 R
			一二％	B 10 R
			二九・八％	B 15 R
			一九・八％	B 15 R

| | | |

			の
			その他のもの
		二〇〇九・七九	
			その他のもの
			しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの
			その他のもの
			その他のもの
			砂糖を加えたもの
			しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
			その他のもの
			その他のもの
二三％	B 15		
三四％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15		
一九・一％	B 15		
二九・八％	B 15		
二三％	B 15		
三四％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15		

			その他のもの
			しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの
			その他のもの
			その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）
		二〇〇九・八〇	
			果汁
			砂糖を加えたもの
			しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
			その他のもの
			その他のもの
一九・一％	B 15		
二九・八％	B 15		
二三％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15		

			プルーンジュース
			その他のもの
			その他のもの
			野菜ジュース
			砂糖を加えたもの
			その他のもの
			気密容器入りのもの
			その他のもの
		二〇〇九・九〇	
			混合ジュース
			混合果汁
			砂糖を加えたもの
			しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの
			その他のもの
一四・四％	B 10		
一九・一％	B 15		
二五・五％	B 15		
八・一％	B 7		
七・六％	B 7		
七・二％	B 7		
二三％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 10 / B 15		

			その他のもの
			しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの
			その他のもの
			混合野菜ジュース
			砂糖を加えたもの
			その他のもの
一九・一％	B 10		
二五・五％	B 10		
八・一％	B 7		
五・四％	B 10		

		第二十一類	
		二一・〇一	
			各種の調製食料品
			コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
			コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品
			エキス、エッセンス及び濃縮物
			砂糖を加えたもの
			その他のもの
			インスタントコーヒー
			その他のもの
		二一・〇一・一二	
			エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製
八・八％	B 7	R	
	A		

品				
エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品				
砂糖を加えたもの				
その他のもの				
インスタントコーヒー				
その他のもの				
コーヒーをもととした調製品				
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
その他のもの				
茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品				
茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品				
インスタントティー				
その他のもの				
茶又はマテをもととした調製品				
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
その他のもの				
チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物				
酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー				
酵母（活性のものに限る。）				
酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）				
調製したベーキングパウダー				
ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
醤油				
トマトケチャップその他のトマトソース				
トマトケチャップ				
その他のトマトソース				
マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
小売用の容器入りにしたもの				

| | | | |

分が〇・五%を超えるものに限る。）				
果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）				
その他のもの				
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと				
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの				
その他のもの				
ビタミンをもととした栄養補助食品				
その他のもの				
しょ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの				
その他のもの				
小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの				
しょ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）				
その他のもの				
乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの				
その他のもの				
砂糖を除く各成分のうち、ソルビトールの重量が最大のもの				
その他のもの				
その他のもの				
調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）				
アルコールを含有しない飲料のもと				
おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの				
その他のもの				
その他のもの				
第〇四・一〇項の物品のもの				

二一・八%				
（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）				
B15				
	X			
		A		

	その他のもの		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		
	その他のもの		
二二〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	一九・一％	B 15
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの	一五・五％	B 15
二二〇五・九〇	その他のもの		X
	アルコール分が一％未満のもの		X
	その他のもの	一九・一％	B 15
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		X
	アルコール分が一％未満のもの	一九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15
	その他のもの		
	清酒及び濁酒		
	その他のもの		
	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物		X
	その他のもの		
	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		A
	その他のもの		A
二二〇七・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		X
二二〇七・二〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）		X
	アルコール分が九〇％以上のもの		A
	工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの		A
	その他のもの		
	その他のもの		
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		
	その他のもの		
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		X
	その他のもの		X
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		X
	その他のもの		X
	その他のもの		X
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A
	その他のもの		
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		A
	その他のもの		
二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）及び変性アルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）		X
二二〇八・一〇	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		X
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		A
二二〇八・三〇	ウイスキー		A
二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒		A
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ		A
二二〇八・六〇	ウオッカ		A
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル		A
二二〇八・九〇	その他のもの		A
	エチルアルコール及び蒸留酒		
	フルーツブランデー		
	その他のもの		
	エチルアルコール		
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物		
	その他のもの		
	合成清酒及び白酒		
	果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）		
	その他のもの		
	その他のもの	四・八％	B 7
		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15
			A
			A
			X
			A
			X
			A

第二三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす			A
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			A
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）			A
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル			A
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			A
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品			
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）			
	乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	一キログラムにつき、五九円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに六円を加えた額	B 10	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）			A
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）			A
	その他のもの			

二三〇九・九〇	その他のもの			
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）			
	その他のもの			
	乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの			
	ホワイトヴィ！ル用子牛の育成に使用するもの			
	その他のもの			
	一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに五円三〇銭を加えた額		B 10	A
	その他のもの			
	第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル			A
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			A
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）			A
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）			X
	犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの			X
	その他のもの			A
	その他のもの			
第二四類	たばこ及び製造たばこ代用品			
二四・〇一	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ			A
二四・〇二	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成る			

二四・〇三	ものに限る。）	X
	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	
二四〇三・一〇	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	X
二四〇三・九一	その他のもの	
二四〇三・九一	シートたばこ	A
二四〇三・九九	その他のもの	
	たばこのエキス及びエッセンス	A
	その他のもの	X
第二五類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	
二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	A
	塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）	A
	その他のもの	X
二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	A
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	A
二五・〇四	天然黒鉛	A
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	A
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	A
二五〇九・〇〇	白亜	A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	A
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリー	A
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）	A
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	A
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A
二五一二・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A
二五・二四	石綿	A
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	A
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	A

二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石			A
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）			A
第二六類	鉱石、スラグ及び灰			A
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			A
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの			A
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）			A
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）			A
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン			A
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）			A
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）			A
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの			A
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）			A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）			A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油			A
二七・一〇・一	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 軽質油及びその調製品			
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。） 揮発油			
	低重合度の混合アルキレン			A
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）			A
	その他のもの			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			A
	その他のもの	一キロリットルにつき一、一七九円	B5	A

	低重合度の混合アルキレン			A
	その他のもの			
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	一キロリットルにつき四六四円	B5	A
	その他のもの			A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの	一キロリットルにつき、〇二四円	B5	A
二七一〇・一九	その他のもの			A
	その他のもの			
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			
	灯油			
	低重合度の混合アルキレン			A
	その他のもの			
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	一キロリットルにつき四六四円	B5	A
	その他のもの			A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの	一キロリットルにつき、〇二四円	B5	A
	その他のもの			A
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			
	灯油			
	低重合度の混合アルキレン			A
	その他のもの			
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	一キロリットルにつき四六四円	B5	A
	その他のもの			A
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			
	その他のもの	一キロリットルにつき、〇二四円	B5	A
	その他のもの			A
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）			
	灯油			
	軽油			
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの			A
	その他のもの	一キロリットルにつき四六四円	B5	A
	重油及び粗油			
	温度一五度における比重が〇・九〇二七以下のもの	一キロリットルにつき一、〇二四円	B5	A
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）			A
	その他のもの			
	温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政			

		合で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの			
		硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの			
		その他のもの			
		温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの			
		製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）			
		その他のもの			
		硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの			
		その他のもの			
		潤滑油（流動パラフィンを含む。）			
二七一〇・九一		廃油			
		ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの			
二七一〇・九九		その他のもの			
二七・一一		石油ガスその他のガス状炭化水素			
二七・一二		ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）			
二七・一三		石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物			
二七・一四		天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック			
二七一五・〇〇		歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）			
第二八類		無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物			
第二九類		有機化学品			

二九・〇一		非環式炭化水素			
二九・〇二		環式炭化水素			
二九・〇三		炭化水素のハロゲン化誘導体			
二九・〇四		炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）			
二九・〇五		非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
		飽和一価アルコール			
二九〇五・一一		メタノール（メチルアルコール）			
二九〇五・一二		プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）			
二九〇五・一三		ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）			
二九〇五・一四		その他のブタノール			
二九〇五・一六		オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体			
二九〇五・一七		ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）			
二九〇五・一九		その他のもの			
二九〇五・二二		不飽和一価アルコール			
二九〇五・二九		非環式テルペンアルコール			
		その他のもの			
二九〇五・三一		二価アルコール			
二九〇五・三二		エチレングリコール（エタンジオール）			
二九〇五・三九		プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）			
		その他のもの			
二九〇五・四一		その他の多価アルコール			
二九〇五・四二		二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）			
二九〇五・四三		ペンタエリトリトール			
二九〇五・四四		マンニトール			
二九〇五・四五		Ｄ―グルシトール（ソルビトール）			
二九〇五・四九		グリセリン			
		その他のもの			
二九〇五・五一		非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
二九〇五・五九		エトクロルビノール（ＩＮＮ）			
		その他のもの			
二九・〇六		環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
		飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体			

二九〇六・一一	メントール				
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール				
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール				
二九〇六・一九	その他のもの				
	芳香族アルコール及びその誘導体				
二九〇六・二一	ベンジルアルコール				
二九〇六・二九	その他のもの				
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール				
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド				
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九・一九	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体				
二九一八・一一	乳酸並びにその塩及びエステル				

二九一八・一二	酒石酸				
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル				
二九一八・一四	くえん酸				
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル				
	くえん酸カルシウム				
	その他のもの				
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル				
二九一八・一八	クロロベンジレート（ＩＳＯ）				
二九一八・一九	その他のもの				
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体				
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩				
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル				
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩				
二九一八・二九	その他のもの				
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体				
	その他のもの				
二九一八・九一	二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル				
二九一八・九九	その他のもの				
二九一九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九一九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体				
二九二一・一一	アミン官能化合物				
二九二一・一二	酸素官能のアミノ化合物				
二九二一・一三	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩				
二九二一・一四	モノエタノールアミン及びその塩				
二九二一・一九	ジエタノールアミン及びその塩				
二九二一・二一	トリエタノールアミン及びその塩				
二九二一・二九	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩				
	その他のもの				
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩				
	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩				
	その他のもの				
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有す				

二九・二二	るものを除く。）並びにこれらの塩			
二九・二三	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩			
二九・二三・三九	その他のもの			
二九・二四	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩			
二九・二四・一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩			
二九・二四・二	グルタミン酸及びその塩			
	グルタミン酸ソーダ			
	その他のもの			
二九・二四・三	アントラニル酸及びその塩			
二九・二四・四	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩			
二九・二四・四九	その他のもの			
二九・二四・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物			
二九・二五	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）			
二九・二五・一	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物			
二九・二五・二	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物			
二九・二六	ニトリル官能化合物			
二九・二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物			
二九・二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体			
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物			
二九・三〇	有機硫黄化合物			
二九・三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物			
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）			
二九・三二・一	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）			
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物			
二九三五・〇〇	スルホンアミド			
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）			
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）			
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体			
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）			
二九・四一	抗生物質			
二九四二・〇〇	その他の有機化合物			
第三〇類	医療用品			
第三一類	肥料			
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ			
第三二・〇一	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類			
三二・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション			
三三〇一・一二	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）			
三三〇一・一三	オレンジのもの			
三三〇一・一九	レモンのもの			
	その他のもの			
三三〇一・一四	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）			
三三〇一・一五	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの			
	その他のミントのもの			
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスイスのものに限る。）			
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの			
	その他のもの			
三三〇一・二九	その他のもの			
三三〇一・三〇	レジノイド			
三三〇一・九〇	その他のもの			
三三・〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）			

| | | | |

三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類								
三三一・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品							A	A
三三二・〇五	頭髪用の調製品							A	A
三三二・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）							A	A
三三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）							A	A
第三四類									
	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品							A	A
第三五類									
三五・〇一	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素							A	A
三五・〇二	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー							A	A
	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミネートその他のアルブミン誘導体							A	A
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）							A	A
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス							A	A
	その他のもの							C	X
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）							一七％	A
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤								A
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）								A
三五・〇七	酵素及びその他の項に該当しない調製した酵素								A
第三六類									
	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料								A
第三七類									
	写真用又は映画用の材料								A
第三八類									
	各種の化学工業生産品								A

第三九類									
三九・〇一	プラスチック及びその製品								
三九〇一・一〇	エチレンの重合体（一次製品に限る。）								
	比重が〇・九四未満のポリエチレン								
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの							一・三％（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン								
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの							一・三％（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10
	その他のもの								A
三九〇一・三〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン								
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの							〇・五六％（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10
	その他のもの								A
三九〇一・九〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体								
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの							〇・五六％（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A B 10
	その他のもの								A
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）								
三九〇二・一〇	ポリプロピレン								
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの							一・三％（その率が一キログラムにつき五円一二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10

	その他のもの			
三九〇二・二〇	ポリイソブチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの			
	その他のもの			
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの			
	その他のもの			
三九〇二・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの			
	その他のもの			
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇三・一一	ポリスチレン			
	多泡性のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・五六％	B 10
	その他のもの			
三九〇三・一九	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・五六％	B 10
	その他のもの			
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	一・三％	B 10
	その他のもの			
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・六二％	B 10
	その他のもの			
三九〇三・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・六二％	B 10
	その他のもの			
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）			
三九〇四・一〇	ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。）			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの			
	その他のもの			
	その他のポリ（塩化ビニル）			
	可塑化してないもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・七八％	B 5
	その他のもの			
三九〇四・二一	可塑化したもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・七八％	B 5
	その他のもの			
三九〇四・三〇	塩化ビニル―酢酸ビニル共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・六二％	B 5
	その他のもの			
三九〇四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・五六％	B 5
	その他のもの			
三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・五六％	B 5
	その他のもの			
三九〇四・六一	ふっ素系重合体			
三九〇四・六九	ポリテトラフルオロエチレン			
三九〇四・九〇	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・五六％	B 5
	その他のもの			
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）			
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）			
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル）			
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	A	○・六八％	B 5
	その他のもの			
三九〇六・九〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、			

		粒、フレークその他これらに類する形状のもの			
三九・〇七		その他のもの			
	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		A	A	A
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）		A	A	A
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		A	A	A
三九・一〇	シリコーン（一次製品に限る。）		A	A	A
三九・一一	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	A	A
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	A	A
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	A	A
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）		A	A	A
三九・一五	プラスチックのくず		A	A	A
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A	A	A
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）		A	A	A
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材		A	A	A
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）		A	A	A
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）		A	A	A
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		A	A	A
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品		A	A	A
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品		A	A	A
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		A	A	A
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）		A	A	A
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		A	A	A
第四〇類	ゴム及びその製品				
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革				
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）		A	A	A
四一〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの		A	A	A
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの		A	A	A
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。） クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの その他のもの		A	A	A
四一〇二・二〇	爬虫類のもの なめし過程にないもの その他のもの		A	A	A
四一〇二・三〇	豚のもの なめし過程にないもの その他のもの		A	A	A
四一〇三・二〇	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）		A	A	A
四一〇三・九〇	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）		A	A	A
四一〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット		A	B 10	一・二%
四一〇四・一一			A	P (a)	一二%

	クロムなめしのもの					
	その他のもの					
四一・〇四・一九	その他のもの					
	クロムなめしのもの					
	その他のもの					
	乾燥状態（クラスト）のもの					
四一〇四・四一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリットなめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの					
	クロムなめしのもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）					
四一〇四・四九	その他のもの					
	その他のもの					
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの					
	クロムなめしのもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	染着色したもの					
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）					
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの					
四一〇五・一〇	乾燥状態（クラスト）のもの					
四一〇五・二〇	染着色したもの					
	その他のもの					
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）					
	やぎのもの					
四一〇六・一一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの					
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの					
	染着色したもの					
	その他のもの					

	豚のもの					
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの					
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの					
四一〇六・三九	染着色したもの					
	その他のもの					
四一〇六・四〇	爬虫類のもの					
	植物性前なめしをしたもの					
	その他のもの					
	染着色したもの					
	わに又はとかげのもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの					
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの					
	染着色したもの					
	その他のもの					
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）					
	全形の革					
四一〇七・一一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）					
	パーチメント仕上げをしたもの					
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの					
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）					
	その他のもの					
四一〇七・一二	その他のもの					
	グレーンスプリット					
	パーチメント仕上げをしたもの					
	その他のもの					
	染着色し又は模様付けしたもの					
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）					
	その他のもの					
四一〇七・一九	その他のもの					
	パーチメント仕上げをしたもの					
	その他のもの					

	染着色し又は模様付けしたもの				
	その他のもの（サイドを含む。）				
四一〇七・九一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）				
	パーチメント仕上げをしたもの				
	その他のもの				
	染着色し又は模様付けしたもの				
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）				
	その他のもの				
四一〇七・九二	その他のもの				
	グレーンスプリット				
	パーチメント仕上げをしたもの				
	その他のもの				
	染着色し又は模様付けしたもの				
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）				
	その他のもの				
四一〇七・九九	パーチメント仕上げをしたもの				
	その他のもの				

	染着色し又は模様付けしたもの				
	その他のもの				
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）				
	パーチメント仕上げをしたもの				
	その他のもの				
	染着色し又は模様付けしたもの				
	その他のもの				
四一・一三	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）				
	やぎのもの				
四一一三・一〇	パーチメント仕上げをしたもの				
	その他のもの				
	染着色し又は模様付けしたもの				
	その他のもの				
四一一三・二〇	豚のもの				
	パーチメント仕上げをしたもの				
	その他のもの				

	染着色し又は模様付けしたもの				
	その他のもの				
四一一三・三〇	爬虫類のもの				
	パーチメント仕上げをしたもの				
	その他のもの				
	染着色し又は模様付けしたもの				
	わに革及びとかげ革				
	その他のもの				
	その他のもの				
四一一三・九〇	その他のもの				
	パーチメント仕上げをしたもの				
	その他のもの				
	染着色し又は模様付けしたもの				
	その他のもの				
四一一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー				
四一一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉				
四一一五・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉				

第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品				
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）				
四二〇二・一〇	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器				
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器				
四二〇二・一一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの				

四二〇一・一二	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B10
	その他のもの	八％	B10
	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		
四二〇一・一九	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B10
	その他のもの	八％	B10
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
四二〇一・二一	その他のもの	一二・八％	B10
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）		
四二〇一・二二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一一・二％	B10
	その他のもの	一二・八％	B10
	革製又はパテントレザー製のもの		
四二〇一・二三	その他のもの	六・四％	B10
	革製又はパテントレザー製のもの		
四二〇一・二九	その他のもの	八％	B10
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
四二〇二・一一	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	三・六八％	B10
	その他のもの	〇・八二％	B10
四二〇二・一九	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一一・二％	B10
	その他のもの	一二・八％	B10
四二〇二・二一	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一一・八％	B10
	その他のもの	八％	B10
四二〇二・二九	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品		
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B10
	その他のもの	六・四％	B10
	その他のもの		
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一二・八％	B10
	その他のもの	六・四％	B10

四二〇二・二九	その他のもの	〇・八二％	B10
	その他のもの		
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	八％	B10
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	六・四％	B10
四二〇二・九九	その他のもの		
	木製のもの	〇・五四％	B10
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	〇・六八％	B10
	その他のもの	〇・九二％	B10
四二〇三・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
四二〇三・一〇	衣類		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％	B10
	その他のもの	一〇％	B10
四二〇三・二二	手袋、ミトン及びミット		
	特に運動用に製造したもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％	P
	その他のもの		(a)
四二〇三・二九	その他のもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一四％	B10
	革製のもの	一六％	B10
	コンポジションレザー製のもの	X	
	その他のもの		
	ベルト及び負い革		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％	B10
	その他のもの	X	
	その他の衣類附属品		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一八％	B10
	その他のもの	一〇％	B10
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品		
	機械用その他の技術的用途に供する種類のもの		
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	三・六％	B10
	その他のもの	〇・六六％	B10
	その他のもの	六％	B10
	その他のもの	〇・六六％	B10
四二〇六・〇〇	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱の製品		

第四三類						
四三・〇一	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品					
四三・〇二	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）					
	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）					
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品					
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品					
第四四類						
四四・〇一	木材及びその製品並びに木炭					
	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材					
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）					
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）					
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの					
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉					
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木					
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）					
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）					
四四〇八・一〇	針葉樹のもの（この類の号注1のものに限る。）のもの					
	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの					
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ					
四四〇八・二	積層木材を平削りすることにより得られるもの					
	その他のもの					
	合板用単板	二%	B 10	三・六%	B 10	
	その他のもの					
	その他のもの					
四四〇八・二九	パドック（かりん）のもの					
	ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）					
	チークのもの					
	積層木材を平削りすることにより得られるもの					
	その他のもの					
	積層木材を平削りすることにより得られるもの					
	その他のもの					
	合板用単板					
	その他のもの					
四四〇八・九〇	その他のもの					
	つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの					
	積層木材を平削りすることにより得られるもの					
	その他のもの					
	積層木材を平削りすることにより得られるもの					
	その他のもの					
	合板用単板					
	その他のもの					
四四〇九・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）					
四四〇九・一〇	針葉樹のもの					
	針葉樹以外のもの					
四四〇九・二一	竹製のもの					
	引抜材					
	その他のもの					
四四〇九・二九	その他のもの					
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）					
四四一〇・一一	木材のもの					
	パーティクルボード					
	板状のもの					
	その他のもの					
四四一〇・一二	オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）					
	板状のもの					
	その他のもの					
四四一〇・一九	その他のもの					
	板状のもの					
	その他のもの					

四四・一〇・九〇	その他のもの	四・七四%	B7		
	板状のもの	三・九六%	B7		
四四・一一	その他のもの				
	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	一・五六%	B7		
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材				
四四・一二・一〇	竹製のもの				
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）				
	少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オペチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの	一〇%	C		
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの				
	その他のもの				
	厚さが六ミリメートル未満のもの	八・五%	C		
	その他のもの				
	その他のもの	六%	C		
	その他のもの	三・六%	C		
四四一二・二二	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）				
	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの				
	少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オペチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの				
	ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの				
	その他のもの				
	厚さが六ミリメートル未満のもの	一〇%	C		
	その他のもの				
	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	六%	C		
四四一二・三二	その他のもの				
四四一二・三九	その他のもの	六%	C		
四四一二・九四	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード	六%	C		
四四一二・九九	その他のもの				
	その他のもの	六%	C		
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）		A		
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁		A		

四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠		A		
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）		A		
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型		A		
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）		A		
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品		A		
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具		A		
四四・二二	その他の木製品		A		
四四二二・一〇	衣類用ハンガー		A		
四四二二・九〇	その他のもの		A		
	竹製のくし	六%	B10		
	その他のもの				
第四五類	コルク及びその製品		A		
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物				
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）				
四六〇一・一一	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）				
	竹製のもの				
四六〇一・一二	とう製のもの				
四六〇一・一九	その他のもの				
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	六%	B5		
	その他のもの				
四六〇一・二九	その他のもの				
	竹製のもの				
四六〇二・一一	とう製のもの				
四六〇二・一九	その他の植物性材料製のもの				
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）				
四六〇二・九四	その他のもの				
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの				

| | | |

	短靴					
	保護用の金属製トーキャップを有するもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	保護用の金属製トーキャップを有するもの					
	その他のもの					
六四・〇三	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）					
	スポーツ用の履物					
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ					
六四〇三・一九	その他のもの					
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）					
	室内用履物					
	その他のもの					
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）					
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの					
	その他のもの					
六四〇三・五一	その他の履物（本底が革製のものに限る。）					
	くるぶしを覆うもの					
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）					
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物					
	その他のもの					
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）					
	その他のもの					
六四〇三・九一	その他の履物					
	くるぶしを覆うもの					
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）					
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物					
	その他のもの					
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）					
	その他のもの					
六四〇三・九九	その他のもの					
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）					
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物					
	その他のもの					
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）					
	その他のもの					
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）					
六四〇四・一一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物					
六四〇四・一九	その他のもの					
	甲に毛皮を使用したもの					
	甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					
	地下たび					
	キャンバスシューズ					

| | | |

七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品			A	
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）			A	
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）			A	
七〇・一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）			A	
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント			A	
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス			A	
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）			A	
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）		八％	B 7	
七〇・一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨			A	
七〇・一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）			A	
七〇・一八・九〇	その他のもの			A	
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの		六・六％	B 10	
	その他のもの			A	
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）			A	
七〇・二〇・〇〇	その他のガラス製品			A	
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			A	
第七二類	鉄鋼			A	
第七三類	鉄鋼製品			A	
第七四類	銅及びその製品			A	
第七五類	ニッケル及びその製品			A	
第七六類	アルミニウム及びその製品			A	
第七八類	鉛及びその製品			A	
第七九類	亜鉛及びその製品			A	
第八〇類	すず及びその製品			A	
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品			A	
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品			A	
第八三類	各種の卑金属製品			A	
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			A	
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			A	
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）			A	
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品			A	
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品			A	
第八九類	船舶及び浮き構造物			A	
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			A	
第九一類	時計及びその部分品			A	
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）				
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一				

九一・〇三	一項のものを除く。）		
	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）		A
九一・〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）		A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）		A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）		A
九一・〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）		A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）		A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）		A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント		A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品		A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品		A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品		A
九一二・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	一六％	B 10
九一二・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	一〇％	B 10
九一二・九〇	その他のもの		
	革製又はコンポジションレザー製のもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの	一％	B 10
	その他のもの		
九一・一四	その他の時計の部分品		A
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品		A
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		A
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		A
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品		A
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け		A
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け		A
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）		A
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）		A
九四〇一・五一	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		A
	竹製又はとう製のもの		A
九四〇一・五九	その他のもの		A
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）		A
	アップホルスターのもの		A
九四〇一・六九	その他のもの		A
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）		A
	アップホルスターのもの		A
九四〇一・七九	その他のもの		A
九四〇一・八〇	その他の腰掛け		A
九四〇一・九〇	部分品		A
	革製のもの		A
	その他のもの		A
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	三・八％	B 10
九四・〇三	その他の家具及びその部分品		A
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート		A
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		A
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物		A
第九五類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品		A
第九六類	雑品		A
九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）		A
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これ		A

	らの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品				
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）				
九六〇四・〇〇	手ふるい				
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）				
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク			五・二八%	B 7
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品	A	A		
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	A	A		
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク				
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）				
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット				
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A	A	A	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）				
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A	A	A	A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品				
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	A	A	A	A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）				
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの	A	A		
第九七類	美術品、収集品及びこっとう	A	A		

附属書二　品目別規則

1　この附属書に定める品目別規則及び附属書三の付録の規定の適用上、

(a)　「ＬＶＣ四十パーセント」とは、第二十七条に定める計算式を用いて算定する産品の原産資格割合が四十パーセント以上であって、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう。

注釈　この附属書の規定の適用上、第二十七条2(a)の規定を適用する。

(b)　「ＣＣ」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(c)　「ＣＴＨ」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(d)　「ＣＴＳＨ」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生

産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(e)　「ＷＯ」とは、第二十五条の規定に従い、締約国において完全に得られ、又は生産されることをいう。

2　この附属書における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

3　第二十八条1(b)の規定の適用上、次の規定を適用する。

(a)　統一システムの第〇九〇一・二一号、第〇九〇一・二二号、第一八〇三・一〇号、第一八〇三・二〇号及び第一八〇五・〇〇号の各号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のＦＯＢの十パーセント以下の場合

(b)　統一システムの第二一〇三・九〇号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なＣＴＣが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のＦＯＢの七パーセント以下の場合

関税率表番号	品名	品目別規則
第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）		
第一類	動物（生きているものに限る。）	ＣＣ
第二類	肉及び食用のくず肉	ＣＣ（第一類からの変更を除く。）
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	ＣＣ
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	ＣＣ
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	ＣＣ
第二部　植物性生産品（第六類から第十四類まで）		
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	ＣＣ
第七類	食用の野菜、根及び塊茎	ＣＣ
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	ＣＣ
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	
〇八・〇一	ココやしの実	
〇八〇二・一一	乾燥したもの	ＣＣ
〇八〇二・一九	その他のもの	ＣＣ
〇八〇一・一一	殻付きのもの	ＣＣ
〇八〇一・一二	殻を除いたもの	ＣＣ
〇八〇一・二一	殻付きのもの	ＣＣ
〇八〇一・二二	殻を除いたもの	ＣＴＳＨ
〇八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）	ＣＣ
〇八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	ＣＣ
〇八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	ＣＣ

			かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
			ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
			パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）
			りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）
			あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）
			その他の果実（生鮮のものに限る。）
			冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
			一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
			乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの
			かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）
			コーヒー、茶、マテ及び香辛料
			コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）
			茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）
			マテ
			とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー
			バニラ豆
			けい皮及びシンナモンツリーの花
			丁子（果実、花及び花梗に限る。）
			肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類
			アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー
			しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料
			しょうが
			サフラン
			うこん
			その他の香辛料
			この類の注1(b)の混合物
			その他のもの

〇八・〇五			ＣＣ
〇八・〇六			ＣＣ
〇八・〇七			ＣＣ
〇八・〇八			ＣＣ
〇八・〇九			ＣＣ
〇八・一〇			ＣＣ
〇八・一一			ＣＣ
〇八・一二			ＣＣ
〇八・一四	〇八一四・〇〇		ＣＣ
〇九・〇一	第九類		ＣＣ
〇九・〇二			ＣＣ
〇九・〇三	〇九〇三・〇〇		ＣＣ
〇九・〇四			ＣＣ
〇九・〇五	〇九〇五・〇〇		ＣＣ
〇九・〇六			ＣＣ
〇九・〇七	〇九〇七・〇〇		ＣＣ
〇九・〇八			ＣＣ
〇九・〇九			ＣＣ
〇九・一〇		第一〇類	
〇九一〇・一〇		穀物	ＣＣ
〇九一〇・二〇			ＣＣ
〇九一〇・三〇			ＣＣ
〇九一〇・九一			ＣＴＳＨ（カレーに限る。）
〇九一〇・九九			ＣＣ（カレーを除く。）

第一類			
一一・〇一	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン		
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉	ＣＣ	
一一・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	ＣＣ	
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	ＣＣ	
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ＣＣ	
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール		
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの	ＣＣ	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
一一・〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一一・〇八	でん粉及びイヌリン	ＣＣ	
一一・〇九	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一一〇九・〇〇	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	ＣＣ	
第二類			
一二・〇一	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	ＣＣ	
第四類			
一二・〇二	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	ＣＣ	
第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）			
第一五類			
一五・〇一	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）	ＣＣ	
一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	ＣＣ	
一五〇二・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	ＣＣ	
一五・〇三			
一五〇三・〇〇			
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	ＣＣ	
一五〇五・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一五・〇六			
一五〇六・〇〇	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ	
一五・〇七			
一五〇七・一〇	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）	ＣＣ	

一五〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ		ＣＴＳＨ
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五〇九・一〇	バージン油	ＣＣ		
一五〇九・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ		
一五・一〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ		
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ		
一五一一・一〇	粗油	ＣＣ		
一五一一・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ		
一五一二・一一	粗油	ＣＣ		
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五一三・一一	粗油	ＣＣ		
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ		ＣＴＳＨ
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五一三・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ		
	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物			
一五一三・二一	粗油	ＣＣ		
一五一三・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ		
	亜麻仁油及びその分別物			
一五一五・一一	粗油	ＣＣ		
一五一五・一九	その他のもの	ＣＣ		
	とうもろこし油及びその分別物			
一五一五・二一	粗油	ＣＣ		
一五一五・二九	その他のもの	ＣＣ		
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物	ＣＴＳＨ		
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物	ＣＣ		
一五一五・九〇	その他のもの	ＣＴＳＨ（桐油及びその分別物に限る。） ＣＣ（桐油及びその分別物を除く。）		
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又	ＣＴＨ		

		は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	
一五・一七		マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	ＣＴＨ
一五・一八	一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＴＨ
一五・二〇	一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	ＣＴＨ
一五・二二		植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
一五・二三	一五二三・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	ＣＴＨ
		第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）	
		第一六類	
一六・〇一	一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六・〇二		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	
一六〇二・四一		もも肉及びこれを分割したもの	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・四二		肩肉及びこれを分割したもの	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・四九		その他のもの（混合物を含む。）	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・五〇		牛のもの	ＣＣ（第一類又は第二類からの変更を除く。）
一六〇二・九〇		その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	ＣＣ
一六・〇三	一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	ＣＣ
一六・〇四		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	
		魚（全形のもの及び断片状のものに限るものと	

	し、細かく切り刻んだものを除く。）		
一六〇四・一一	さけ	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	
一六〇四・一二	にしん	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	
一六〇四・一三	いわし	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	
一六〇四・一四	まぐろ、かつお（サルダ属のもの）及びかつお	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	
一六〇四・一五	さば	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	
一六〇四・一六	かたくちいわし	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	
一六〇四・一九	その他のもの	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	
一六〇四・二〇	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	ＣＣ	
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
一六〇五・一〇	かに	ＣＣ（第一類からの変更を除く。）	
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン	ＣＣ	
一六〇五・三〇	ロブスター	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	
一六〇五・四〇	その他の甲殻類	ＣＣ	

一六〇五・九〇	その他のもの	ＣＣ（第三類からの変更を除く。）	
第一七類	糖類及び砂糖菓子		
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）	
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
一七〇二・一一	乳糖及び乳糖水		
一七〇二・一九	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの	ＣＣ（第四類からの変更を除く。）	
一七〇二・一九	その他のもの	ＣＣ（第四類からの変更を除く。）	
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水	ＣＣ	
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）	ＣＣ	
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）	ＣＣ	
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	ＣＣ（第一一類又は第一類からの変更を除く。）	
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	ＣＣ（第一一類又は第一類からの変更を除く。）	

				その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）	ＣＣ
	一七・〇三			糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	ＣＣ（第二二類からの変更を除く。）
	一七・〇四			砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	ＣＣ
		第一八類		ココア及びその調製品	ＣＣ
		第一九類		穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	ＣＣ
	一九・〇一			麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ
	一九・〇二			スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）	ＣＣ（第二二類からの変更を除く。）
	一九〇三・〇〇			タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	ＣＣ（第二二類からの変更を除く。）
	一九・〇四			穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ
			一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
			一九〇五・一〇	クリスプブレッド	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
			一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
			一九〇五・三一	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	ＣＣ
			一九〇五・三二	スイートビスケット	ＣＣ
			一九〇五・三三	ワッフル及びウエハー	ＣＣ
			一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
			一九〇五・九〇	その他のもの	ＣＣ（第一一類からの変更を除く。）
		第二〇類		野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	
	二〇・〇二			食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）
	二〇・〇一			調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）
	二〇・〇三			調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）

二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	
二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	
二〇・〇六	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）	二〇〇六・〇〇
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	均質調製果実	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	二〇〇七・一〇
	その他のもの		
二〇〇七・九	かんきつ類の果実	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇七・九九	その他のもの	ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）	
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		

二〇〇八・一一	落花生	ＣＣ（第一二類からの変更を除く。）	
二〇〇八・一九	その他のもの（混合したものを含む。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・二〇	パイナップル	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・四〇	なし	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・五〇	あんず	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・六〇	さくらんぼ	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・八〇	ストロベリー	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	を除く。）	
二〇〇八・九一	パームハート	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・九二	混合したもの	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
二〇〇八・九九	その他のもの	ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）	

		二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
			オレンジジュース		
		二〇〇九・一一	冷凍したもの	CC	
		二〇〇九・一二	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）	CC	
		二〇〇九・一九	その他のもの	CC	
			グレープフルーツ（ボメロを含む。）ジュース		
		二〇〇九・二二	ブリックス値が二〇以下のもの	CC	
		二〇〇九・二九	その他のもの	CC	
			その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）		
		二〇〇九・三一	ブリックス値が二〇以下のもの	CC	
		二〇〇九・三九	その他のもの	CC	
			パイナップルジュース		
		二〇〇九・四一	ブリックス値が二〇以下のもの	CC（第八類からの変更を除く。）	
		二〇〇九・四九	その他のもの	CC（第八類からの変更を除く。）	
		二〇〇九・五〇	トマトジュース	CC（第七類からの変更を除く。）	
			ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）		
		二〇〇九・六一	ブリックス値が二〇以下のもの	CC	
		二〇〇九・六九	その他のもの	CC	
			りんごジュース		
		二〇〇九・七一	ブリックス値が二〇以下のもの	CC	
		二〇〇九・七九	その他のもの	CC	
		二〇〇九・八〇	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）	CC	
		二〇〇九・九〇	混合ジュース	CC（第七類又は第八類からの変更を除く。）	
	第二十二類		各種の調製食料品		
		二一・〇一	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
		二一・〇一・一一	エキス、エッセンス及び濃縮物	CC	
		二一・〇一・一二	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品	CC	
		二一・〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	CC	
		二一・〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	CC（第一〇類又は第一九類からの変更を除く。）	

	二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	ＣＣ
	二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
	二一〇三・一〇	醤油	ＣＣ
	二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース	ＣＣ（第七類又は第二〇類からの変更を除く。）
	二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	ＣＣ
	二一〇三・九〇	その他のもの	ＣＣ
	二一・〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	ＣＣ
	二一・〇五	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	ＣＣ
	二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	
	二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	ＣＣ
	二一〇六・九〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント
第二二類		飲料、アルコール及び食酢	
	二二・〇一	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	ＣＣ
	二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	ＣＣ
	二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント
	二二〇二・九〇	その他のもの	ＣＴＨ
	二二〇三・〇〇	ビール	ＣＣ
	二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	ＣＣ
	二二・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	ＣＣ
	二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ
	二二・〇七	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	ＣＣ
	二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	
	二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
	二二〇八・三〇	ウイスキー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
	二二〇八・四〇	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製	ＬＶＣ四十パーセント又

	品から得た蒸留酒	二二〇八・五〇	
は、CC	ジン及びジュネヴァ	二二〇八・五〇	
LVC四十パーセント又は、CC	ウオッカ	二二〇八・六〇	
LVC四十パーセント又は、CC	リキュール及びコーディアル	二二〇八・七〇	
LVC四十パーセント及びCTH（合成清酒又は料理用酒（みりん）に限る。）CC（第八類又は第二〇類からの変更を除く。）	その他のもの	二二〇八・九〇	
		二二〇九	
		二二〇九・〇〇	
（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）CTH（第二二・〇七項からの変更を除く。）（合成清酒又は料理用酒（みりん）及び果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものを除く。）	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	二二〇九・〇〇	第二三類
CC	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	二三・〇一	
CTH	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす		

	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）	二三・〇二	
CTH	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	二三・〇三	
CTH	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	二三・〇四・〇〇	
CTH	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	二三・〇五・〇〇	
CTH	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	二三・〇六	
CTH	ぶどう酒かす及びアーゴル	二三・〇七・〇〇	
CTH	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	二三・〇八・〇〇	
・LVC四十パーセント	飼料用に供する種類の調製品	二三・〇九	第二四類
	たばこ及び製造たばこ代用品		
	たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	二四・〇一	
CC	たばこ（骨を除いてないものに限る。）	二四〇一・一〇	
CC	たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）	二四〇一・二〇	
CTSH	くずたばこ	二四〇一・三〇	
CTH	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ	二四・〇二	

			（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	
二四・〇三			その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	CTH
第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）				
第二五類				
二五・〇一	二五〇一・〇〇	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水		CC
二五・〇二	二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）		CC
二五・〇三	二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）		CC
二五・〇四		天然黒鉛		CC
二五・〇五		天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）		CC
二五・〇六		石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）		CC
二五・〇七	二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）		CC
二五・〇八		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース		CC
二五・〇九	二五〇九・〇〇	白亜		CC
二五・一七		小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一七項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		
二五一七・一〇		スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）		CC
二五一七・三〇		タールマカダム		CC
二五・一八		第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）		
二五一八・四一		大理石のもの		CC
二五一八・四九		その他のもの		CC
二五・一九		ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス		CC
二五・二〇		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）		CC
		天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いた		

	もの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）		
二五・二〇・一〇	天然石膏及び天然無水石膏	CC	
二五・二〇・二〇	プラスター	CTSH	
二五・二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	CC	
二五・二四	石綿	CC	
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず		
二五・二五・一〇	粗のもの及びシート状又は片状にしたもの	CC	
二五・二五・二〇	粉	CC	
二五・二五・三〇	くず	WO	
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク	CC	
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの	CC	
二五・三一	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	CC	
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）	CC	
第二六類	鉱石、スラグ及び灰		
二六・〇一	鉄鉱（精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。）	CC	
二六・〇二	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上のものに限る。）	CC	
二六・〇三	銅鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・〇四	ニッケル鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・〇五	コバルト鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・〇六	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・〇七	鉛鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・〇八	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・〇九	すず鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・一〇	クロム鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・一一	タングステン鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・一二	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・一三	モリブデン鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・一四	チタン鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・一五	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・一六	貴金属鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・一七	その他の鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六・一八	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	WO	
二六・一九	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケール	WO	

二六〇・〇〇	マンガン鉱（精鉱を含む。）及び含鉄マンガン鉱（精鉱を含むものとし、マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上のものに限る。）	CC	
二六〇三・〇〇	銅鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六〇四・〇〇	ニッケル鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六〇五・〇〇	コバルト鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六〇六・〇〇	アルミニウム鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六〇七・〇〇	鉛鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六〇八・〇〇	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六〇九・〇〇	すず鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六一〇・〇〇	クロム鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六一一・〇〇	タングステン鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六一二・〇〇	ウラン鉱及びトリウム鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六一三・〇〇	モリブデン鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六一四・〇〇	チタン鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六一五・〇〇	ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六一六・〇〇	貴金属鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六一七・〇〇	その他の鉱（精鉱を含む。）	CC	
二六一八・〇〇	粒状スラグ（スラグサンド。鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）	WO	
二六一九・〇〇	スラグ、ドロス（粒状スラグを除く。）、スケール	WO	

					その他のくず（鉄鋼製造の際に生ずるものに限る。）
		二六・二〇			
				WO	スラグ、灰及び残留物（砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。）
		二六・二二			
				WO	その他のスラグ及び灰（海草の灰（ケルプ）を含む。）並びに都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物
		第二七類			
					鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
		二七・〇一			
				CC	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
		二七・〇二			
				CC	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）
		二七・〇三			
		二七〇三・〇〇		CC	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
		二七・〇四			
		二七〇四・〇〇		CC	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン
		二七・〇五			
		二七〇五・〇〇		CC	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）
		二七・〇六			
		二七〇六・〇〇		CC	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）
		二七・〇九			
		二七〇九・〇〇		CC	石油及び歴青油（原油に限る。）
		二七・一〇			石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油
					廃油
		二七一〇・九一			
				WO	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの
		二七一〇・九九			
				WO	その他のもの
		二七・一一			石油ガスその他のガス状炭化水素
					液化したもの
		二七一一・一一			
				CC	天然ガス
					ガス状のもの
		二七一一・二二			
				CC	天然ガス

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

		第二八類			
		二八・〇四			水素、希ガスその他の非金属元素
					けい素
		二八〇四・六一			
				LVC四十パーセント又は、CTSH	けい素の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの
		二八〇四・六九			
				LVC四十パーセント又は、CTSH	その他のもの
		二八・四四			無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
					放射性の元素及び同位元素（核分裂性を有する又は核分裂性物質への転換可能な元素及び同位元素を含

			む。）並びにこれらの化合物並びにこれらの物品を含有する混合物及び残留物
		二八四四・一〇	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	CC
		二八四四・二〇	ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	CTSH
		二八四四・三〇	ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	CTSH
		二八四四・四〇	放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物	CTSH
		二八四四・五〇	使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）	CTSH
	第二九類		有機化学品	
	二九・〇一		非環式炭化水素	LVC四十パーセント又は、CTSH
	二九・〇二		環式炭化水素	LVC四十パーセント又は、CTSH
	二九・〇三		炭化水素のハロゲン化誘導体	LVC四十パーセント又は、LVC四十パーセント又は、CTSH
		二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
			飽和一価アルコール	
		二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		二九〇五・一四	その他のブタノール	LVC四十パーセント又は、CTSH
		二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体	LVC四十パーセント又は、CTSH
		二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）	LVC四十パーセント又は、CTSH
		二九〇五・一九	その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH

	不飽和一価アルコール	二九〇五・一二	
	非環式テルペンアルコール	二九〇五・二九	
	その他のもの	二九〇五・三二	
	二価アルコール	二九〇五・三三	
	エチレングリコール（エタンジオール）	二九〇五・三二	
	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）	二九〇五・三二	
	その他のもの	二九〇五・三九	
	その他の多価アルコール		
	―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）	二九〇五・四一	
	ペンタエリトリトール	二九〇五・四二	
	D―グルシトール（ソルビトール）	二九〇五・四四	
	その他のもの 注釈　二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）、ペンタエリトリトール、D―グルシトール（ソルビトール）及びグリセリンを除く。	二九〇五・四九	

ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＣＴＨ（第一七・〇二項からの変更を除く。）			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	二九・〇六	
	その他のもの	二九〇五・五九	
	エトクロルビノール（ＩＮＮ）	二九〇五・五一	
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＣＣ（第三三類からの変更を除く。）			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	二九〇六・一一	
	メントール	二九〇六・一二	
	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	二九〇六・一三	
	ステロール及びイノシトール	二九〇六・一九	
	その他のもの		

芳香族アルコール及びその誘導体				
ベンジルアルコール	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九〇六・二二		
その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九〇六・二九		
フェノール及びフェノールアルコール	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九・〇七		
エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九・〇九		
三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九・一〇		
アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九・一二		
ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		二九・一四		
非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）				
アセトン	ＬＶＣ四十パーセント又は、	二九一四・一一		

ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九一四・一二		
ブタノン（メチルエチルケトン）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九一四・一三		
四―メチルペンタン―二―オン（メチルイソブチルケトン）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九一四・一九		
その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九一四・二二		
飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）				
シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン	ＬＶＣ四十パーセント又は、	二九一四・二三	ＣＴＳＨ	
イオノン及びメチルイオノン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	二九一四・二九		
その他のもの 注釈　しょう脳、シクロヘキサノン及びメチルシクロヘキサノン並びにイオノン及びメチルイオノンを除く。	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	三〇一四・三一		
芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）				
フェニルアセトン（フェニルプロパン―二―オン）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	三〇一四・三九		
その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、			

二九・一四・四〇	ケトンアルコール及びケトンアルデヒド	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九・一四・五〇	ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九・一四・六一	アントラキノン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九・一四・六九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九・一四・七〇	ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九一八・一一	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九一八・一三	酒石酸	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九一八・一四	酒石酸の塩及びエステル	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九一八・一五	くえん酸	ＣＴＨ（第一七類又は第二三類からの変更を除く。）	ＣＴＳＨ		
二九一八・一六	くえん酸の塩及びエステル	ＣＴＨ（第一七類又は第二三類からの変更を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一八・一八	グルコン酸並びにその塩及びエステル	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
二九一八・一九	クロロベンジレート（ＩＳＯ）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体				
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一八・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一八・九一	二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一八・九九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		

二九・二二	アミン官能化合物	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一二・一一	酸素官能のアミノ化合物			
二九一二・一二	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩			
二九一二・一三	モノエタノールアミン及びその塩	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一二・一四	ジエタノールアミン及びその塩	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一二・一五	トリエタノールアミン及びその塩	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一二・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一二・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一二・二二	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩			
二九一二・二三	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
二九一二・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		

		二九二四・二四	エチナメート（ＩＮＮ）
二九・二五			カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物
二九・二六			ニトリル官能化合物
二九・二九			その他の窒素官能基を有する化合物
二九・三〇			有機硫黄化合物
二九・三二			複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）
二九・三三			複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）
二九・三四			核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物
二九・三六			プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）

ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

二九・四〇			糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）
二九四〇・〇〇		第三〇類	医療用品
	三〇・〇六		この類の注４の医療用品
			その他のもの 注釈　外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）、血液型判定用試薬、エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬、歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント、救急箱及び救急袋、避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）並びに医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲルを除く。
	三〇〇六・九一		※１療造設術用と認められるもの
	三〇〇六・九二	第三一類	薬剤廃棄物
			肥料

ＣＴＨ（第一七・〇二項からの変更を除く。）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			ＷＯ

	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	三一・〇二		LVC四十パーセント又は、CTSH
	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	三一・〇三		
	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	三一〇三・一〇		LVC四十パーセント又は、CTSH
	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	三一・〇四		LVC四十パーセント又は、CTSH
	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	三一・〇五		
	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	三一〇五・一〇		CC
	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	三一〇五・二〇		LVC四十パーセント又は、CTSH
	オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	三一〇五・三〇		LVC四十パーセント又は、CTSH
	オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物	三一〇五・四〇		LVC四十パーセント又は、CTSH
	その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）			
	硝酸塩類及びりん酸塩類を含有するもの	三一〇五・五一		LVC四十パーセント又

	その他のもの	三一〇五・五九		LVC四十パーセント又は、CTSH
	鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）	三一〇五・六〇		LVC四十パーセント又は、CTSH
	その他のもの	三一〇五・九〇		LVC四十パーセント又は、CTSH
第三五類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素			
	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）	三五・〇二		
	乾燥したもの	三五〇一・一一		CC（第四類からの変更を除く。）
	その他のもの	三五〇一・一九		CC（第四類からの変更を除く。）
	ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。）	三五〇二・一〇		CTH
	その他のもの	三五〇二・九〇		CTH
	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	三五〇三・〇〇		CTH
	卵白	三五・〇三		
	及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体			

			及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	
		三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	ＣＴＨ（第一七・〇二項からの変更を除く。）
	三八・一五		化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注６のその他の廃棄物	ＷＯ
第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類から第四〇類まで）				
第三九類				
	三九・一五		プラスチック及びその製品	
			プラスチックのくず	ＷＯ
	三九・二三		プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	三九・二六		その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
第四〇類				
	四〇・〇一		ゴム及びその製品	
		四〇〇一・一〇	天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。）	
			天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）	ＣＣ
	四〇・〇四	四〇〇四・〇〇	ゴム（硬質ゴムを除く。）のくず並びにこれから得た粉及び粒	ＷＯ

			デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	ＣＴＨ
第三八類				
	三八・〇一		各種の化学工業生産品	
			人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	三八・〇六		ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム	
		三八〇六・一〇	ロジン及び樹脂酸	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		三八〇六・二〇	ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			（ロジン付加物の塩を除く。）	
	三八・〇九		その他のもの 注釈　ロジン及び樹脂酸、ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）並びにエステルガムを除く。	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		三八〇六・九〇		
			仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	
		三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの	ＣＴＨ（第一一・〇八項又は第三五・〇五項からの変更を除く。）
	三八・一四		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品	

		四〇・一二	ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）				
第四一類			原皮（毛皮を除く。）及び革	ＣＣ
第四二類			革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	ＣＣ
第四三類			毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	ＣＣ
第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）				
第四四類			木材及びその製品並びに木炭	
		四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	ＣＴＨ
		四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
		四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
		四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの	ＣＴＨ
		四四・〇五	木毛及び木粉	ＣＴＨ
		四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	ＣＴＨ
		四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
		四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
		四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
		四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
		四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ
		四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	ＣＴＨ（第四四・〇七項又は第四四・〇八項からの変更を除く。）
		四四・一三	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）	ＣＴＨ
		四四一三・〇〇		

四四・一四	四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	ＣＴＨ
四四・一五		木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	ＣＴＨ
四四・一六	四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	ＣＴＨ
四四・一七	四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	ＣＴＨ
四四・一八		木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	ＣＴＨ
四四・一九	四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	ＣＴＨ
四四・二〇		寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	ＣＴＨ
四四・二二		その他の木製品	ＣＴＨ
		わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	
四六・〇一		さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）	
		敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	
四六〇一・二二		竹製のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）

四六〇一・二二		とう製のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
四六〇一・二九		その他のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
		その他のもの	
四六〇一・九二		竹製のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
四六〇一・九三		とう製のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
四六〇一・九四		その他の植物性材料製のもの	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
		第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）	
四七・〇七		木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	ＷＯ
		古紙	
		第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）（注釈参照）	
		第五〇類	
五〇・〇一	五〇〇一・〇〇	絹及び絹織物	ＣＣ
		繭（繰糸に適するものに限る。）	
五〇・〇二	五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）	ＣＴＨ
五〇・〇三	五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ＣＴＨ
五〇・〇四	五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ
五〇・〇五	五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五〇・〇六項

					からの変更を除く。）
五〇・〇六	五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	ＣＴＨ（第五〇・〇五項からの変更を除く。）		
五〇・〇七	絹織物	ＣＴＨ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五〇・〇七項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（ＣＴＣを必要としない。）。			
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物				
五一・〇一	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ			
五一・〇二	繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	ＣＣ			
五一・〇三	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	ＷＯ			
五一・〇四	五一〇四・〇〇	羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	ＣＣ		
五一・〇五		羊毛、繊獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。）	ＣＴＨ		
五一・〇六		紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項からの変更を除く。）		
五一・〇七		梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）			
五一・〇八		紡毛糸及び梳毛糸（繊獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）			
五一・〇九		羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）			
五一・一〇	五一一〇・〇〇	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）			
五一・一一		紡毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）	ＣＴＨ（第五一・一三項までの各項からの変更を除く。）（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三		
五一・一二		梳毛織物（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）			
五一・一三	五一一三・〇〇	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）			

		第五二類				
	綿及び綿織物		五二・〇一	五二〇一・〇〇	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）	CC
			五二・〇二		綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	WO
			五二・〇三	五二〇三・〇〇	綿（カードし又はコームしたものに限る。）	CC
			五二・〇四		綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）	CTH（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項からの変更を除く。）（第五二・〇三項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（CTCを必要としない。）。
			五二・〇五		綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
			五二・〇六		綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
			五二・〇七		綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	CTH（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項からの変更を除く。）（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にカードされ、又はコームされる場合に限る。）
			五二・〇八		綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	
			五二・〇九		綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	
			五二・一〇		綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	
			五二・一一		綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	
			五二・一二		その他の綿織物	
		第五三類				
			五三・〇一		亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	CC
			五三・〇二		大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	CC
			五三・〇三		ジュートその他の紡織用靱皮繊維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	CC
			五三・〇五	五三〇五・〇〇	ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	CC
			五三・〇六		亜麻糸	CTH（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項からの変更を除く。）
			五三・〇七		第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸	
			五三・〇八		その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	
			五三・〇九		亜麻織物	CTH（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項からの変更を除く。）（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項からの変更を除く。） 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物
			五三・一〇			

	五三・一一	五三一一・〇〇	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	三・〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（ＣＴＣを必要としない。）。
第五四類				
	五四・〇一		人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	
			縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＣ
	五四・〇二		合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＣ
	五四・〇三		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	ＣＣ
	五四・〇四		合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ

	五四・〇五	五四〇五・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	ＣＣ
	五四・〇六	五四〇六・〇〇	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	ＣＣ
	五四・〇七		合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）	ＣＴＨ（第五四・〇七項又は第五四・〇八項からの変更を除く。）（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織されること（ＣＴＣを必要としない。）。
	五四・〇八		再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）	
第五五類				
	五五・〇一		人造繊維の短繊維及びその織物	
		五五〇二・〇〇	合成繊維の長繊維のトウ	ＣＣ（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項からの変更を除く。）
	五五・〇二		再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	

五五・〇三		合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
五五・〇四		再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	
五五・〇五		人造繊維のくず（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	
五五・〇六		合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	
五五・〇七	五五〇七・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。）	
五五・〇八		縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）
五五・〇九		合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	（第五五・〇六項又は第五五・〇七項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にカードされ、又はコームされる場合に限る。）
五五・一〇		再生繊維又は半合成繊維の紡績糸（縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
五五・一一		人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
五五・一二		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）	ＣＴＨ（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）
五五・一三		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	
五五・一四		合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	

五五・一五		合成繊維の短繊維のその他の織物	
五五・一六		再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	
第五六類			
五六・〇一		ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	
五六・〇二		紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ	ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五六・〇二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類からの変更を除く。）
五六・〇三		フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	
五六・〇四		不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	
五六・〇五	五六〇五・〇〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	ＣＣ（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当
五六・〇六	五六〇六・〇〇	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	
		ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項	

					のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン
		五六・〇七			ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）
		五六・〇八			結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）
		五六・〇九	五六〇九・〇〇	第五七類	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）
					じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
				CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五〇・〇六項から第五〇・一〇項までの各項、第五一・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）	

					原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）
				第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
					CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に紡績される場合に限る。）
				第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
			五九・〇一		書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類
					CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項から

			五九・〇二
	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	ＣＴＨ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・一〇項から第五一・一二項までの各項、第五二・〇七項から第五二・〇八項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）	
五九・〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）	
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）		
五九・〇五	紡織用繊維の壁面被覆材	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	五九〇五・〇〇
五九・〇六		その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	五九〇七・〇〇
五九・〇七		紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	五九〇八・〇〇
五九・〇八		紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	五九〇九・〇〇
五九・〇九		伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	五九・一〇・〇〇
五九・一〇		ＣＴＨ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・一〇項から第五一・一二項までの各項、第五二・〇七項から第五二・〇八項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）	

		五九・一一		
			紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するものに限る。）は、この類の注7のものに限る。）	

				○七項、第五四・○八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされる場合に限る。）
第六二類				
六二・〇一				衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
			CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。）	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）
六二・〇二				女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）
六二・〇三				男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）
六二・〇四				女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）
六二・〇五				男子用のシャツ
六二・〇六				女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス
六二・〇七				男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品
六二・〇八				女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品
六二・〇九				乳児用の衣類及び衣類附属品
六二・一〇				衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の繊物類から製品にしたものに限る。）
六二・一一				トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類
六二・一二				ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。）
六二・一三				ハンカチ
六二・一四				ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベール、ネクタイ、アイマスク及びこれらに類する製品

	ベールその他これらに類する製品	五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織される場合に限る。）	
六二・一五	ネクタイ		
六二・一六	手袋、ミトン及びミット		
六二・一七	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）		
第六三類			
	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ		
六三・〇一	毛布及びひざ掛け	CC（第五〇・〇七項、第五一・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織される場合に限る。）	
六三・〇二	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン		
六三・〇三	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス		
六三・〇四	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）		
六三・〇五	包装に使用する種類の袋		
六三・〇六	ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品		
六三・〇七	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）		
六三・〇八	六三〇八・〇〇	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、しっしゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。）	WO
六三・〇九	中古の衣類その他の物品		
六三・一〇	六三〇九・〇〇	ぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）	WO
第一二部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）		
第六四類			
	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	CC	
第六五類			
	帽子及びその部分品		
六五・〇一	六五〇一・〇〇	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	CC
六五・〇二	六五〇二・〇〇	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張り又はトリミングしたものを除く。）	CC
六五・〇四	六五〇四・〇〇	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	CTH
六五・〇五		帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	CTH
第一三部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六		

八類から第七〇類まで）				
第七〇類				
	七〇・一八	ガラス及びその製品		
		ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）		
	七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	ＣＣ	
	七〇一八・九〇	その他のもの 注釈　ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）を除く。	ＣＣ	
第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）				
第七一類				
	七一・〇一	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣		
		天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	ＣＣ	
	七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）		
	七一〇二・一〇	選別してないもの	ＣＣ	

工業用のもの				
	七一〇二・二一	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	ＣＣ	
	七一〇二・二九	その他のもの	ＣＴＨ	
		工業用以外のもの		
	七一〇二・三一	加工してないもの及び単にひき、クリーブし又はブルーチしたもの	ＣＣ	
	七一〇二・三九	その他のもの	ＣＴＨ	
	七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		
	七一〇三・一〇	加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作ったもの	ＣＣ	
		その他の加工をしたもの		
	七一〇三・九一	ルビー、サファイヤ及びエメラルド	ＣＴＨ	
	七一〇三・九九	その他のもの	ＣＴＨ	
	七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	ＣＴＨ	
	七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	ＣＴＨ	
	七一・一二	貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金	ＷＯ	

			属又はその化合物を含有するもの
七一・一三			身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）
		ＣＴＨ（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	
七一・一四			細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）
		ＣＴＨ（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	
七一・一五			その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）
		ＣＴＨ（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	
七一・一六			天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品
		ＣＴＨ（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一・二二号、第七一〇一・二三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号からの変更を除く。）	
七一・一七			身辺用模造細貨類
		ＣＴＨ（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項からの変更を除く。）	
			第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）
			第七二類
			鉄鋼
七二・〇一		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	銑鉄及びスピーゲル（なまこ形、ブロックその他の一次形状のものに限る。）
七二・〇三		ＬＶＣ四十パーセント又は	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄

			鋼及び重量比による純度が九九・九四％以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）
七二・〇四		ＣＣ	
			鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット
七二・〇六		ＷＯ	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）
		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・一九項までの各項からの変更を除く。）	
七二・〇七			鉄又は非合金鋼の半製品
		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七一・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・一九項までの各項からの変更を除く。）	
七二・〇八			鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）
		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・一九項までの各項からの変更を除く。）	
七二・〇九			鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）
		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇八項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	
七二・一一			鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）
		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・一九項までの各項からの変更を除く。）	

		七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）
		七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・〇一項又は第七二・〇三項から第七二・二九項までの各項からの変更を除く。）
		七二・一七	鉄又は非合金鋼の線	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・一三項から第七二・一五項までの各項からの変更を除く。）
	第七三類			
		七三・〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・〇九項までの各項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
		七三・〇二	レール、ガードレール、ラックレール及びトング・レール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・一〇九項までの各項からの変更を除く。）
		七三・〇三	鋳鉄製の管及び中空の形材	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
		七三・〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・一一項までの各項からの変更を除く。）
		七三・〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一一項までの各項からの変更を除く。）
		七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	
		七三〇六・一一	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
		七三〇六・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
		七三・〇七	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	
		七三・〇八	鉄鋼製の構造物（橋及び橋桁、水門、鉄塔、格子マスト、屋根、屋根の骨組、扉、窓及びこれらの枠、戸口の敷居、よろい戸、欄干、柱及び支柱その他これらに類する構造物の部分をいう。）並びに構造物用の鋼板、形鋼、棒、管その他これらに類する製品（組立てたものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
		七三・〇九	貯蔵タンク、槽、ホッパー、ガスホルダーその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、圧縮ガス又は液化ガス用のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
		七三・一〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・一九項から第七二・二三項までの各号からの変更を除く。）
	第七三類			
		七三・〇一	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・〇九項までの各項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
		七三・〇二	レール、ガードレール、ラックレール及びトング・レール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・一〇九項までの各項からの変更を除く。）
		七三・〇三	鋳鉄製の管及び中空の形材	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
		七三・〇四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項から第七二・一一項までの各項からの変更を除く。）
		七三・〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一一項までの各項からの変更を除く。）
		七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	
		七三〇六・一一	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
		七三〇六・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
		七三・〇七	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	
		七三・〇八	鉄鋼製の構造物（橋及び橋桁、水門、鉄塔、格子マスト、屋根、屋根の骨組、扉、窓及びこれらの枠、戸口の敷居、よろい戸、欄干、柱及び支柱その他これらに類する構造物の部分をいう。）並びに構造物用の鋼板、形鋼、棒、管その他これらに類する製品（組立てたものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
		七三・〇九	貯蔵タンク、槽、ホッパー、ガスホルダーその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、圧縮ガス又は液化ガス用のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）
		七三・一〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・一九項から第七二・二三項までの各号からの変更を除く。）

	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング			
	溶接管（ステンレス鋼製のものに限る。）	七三〇六・二一		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	その他のもの	七三〇六・二九		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	その他の溶接管（鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	七三〇六・三〇		
ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	七三〇六・四〇		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	七三〇六・五〇		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）横断面が正方形又は長方形のもの	七三〇六・六一		
	その他のもの（横断面が円形のものを除く。）	七三〇六・六九		
ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	その他のもの（横断面が円形のものを除く。）	七三〇六・九〇		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項、第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	七三〇七・一一		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	鋳造した継手 非可鍛鋳鉄製のもの	七三〇七・一九		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	七三〇七・二一		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	フランジ	七三〇七・二二		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	七三〇七・二八		

七三〇七・二三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ	ＣＣ			
七三〇七・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ				
七三〇七・九一	フランジ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ				
七三〇七・九二	エルボー、ベンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七三・〇四項から第七三・〇六項までの各項からの変更を除く。）				
七三〇七・九三	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七三・〇四項から第七三・〇六項までの各項からの変更を除く。）				
七三〇七・九九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七三・〇四項から第七三・〇六項までの各項からの変更を除く。）				
七三・〇八	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第七二・一〇項までの各項又は第七二・一六項からの変更を除く。）				

七三・〇九	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項、第七二・二五項又は第七二・二六項からの変更を除く。）				
七三・一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項、第七二・二五項又は第七二・二六項からの変更を除く。）				
七三〇九・〇〇	内容積が五〇リットル以上のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項、第七二・二五項又は第七二・二六項からの変更を除く。）				
七三〇九・一〇	内容積が五〇リットル未満のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項からの変更を除く。）				
七三一〇・二一	缶（はんだ付け又はクリンプ加工により密閉するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項からの変更を除く。）				
七三一〇・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項からの変更を除く。）				
七三一一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	ＬＶＣ四十パーセント又は、				
七三・一一						

七三・一二				
	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項又は第七二・一七項からの変更を除く。）	ＣＣ	
七三・一三	七三一二・〇〇			
	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよった二重線で柵に使用する種類のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項から第七二・一五項までの各項又は第七二・一七項からの変更を除く。）		
七三・一四				
	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル			
	織ったワイヤクロス			
七三一四・一二				
	機械用ワイヤエンドレスバンド（ステンレス鋼製のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ		
七三一四・一四				
	その他の織ったクロス（ステンレス鋼製のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ		
七三一四・一九				
	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ		
七三一四・二〇				
	ワイヤグリル、網及び柵（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）		

七三一四・二一				
	亜鉛をめっきしたもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）		
七三一四・二九				
	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）		
七三一四・四一				
	亜鉛をめっきしたもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から		
	その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵（網目の交点を溶接したものに限る。）			
七三一四・四二				
	プラスチックを被覆したもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）
七三一四・四九				
	その他のもの			
七三一四・五〇				
	エキスパンデッドメタル			

七三・一五		鉄鋼製の鎖及びその部分品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）
七三・一六	七三二六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
七三・一七	七三二七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）
七三・一九		鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、しゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）
七三・二〇		鉄鋼製のばね及びばね板	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各項からの変更を除く。）
七三・二三		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
七三・二四		衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
七三・二五		その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、
七三・二六		その他の鉄鋼製品	ＣＣ
		鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	
七三二六・一一		粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項からの変更を除く。）
七三二六・一九		その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・〇七項からの変更を除く。）
七三二六・二〇		鉄鋼の線から製造したもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ（第七二・一三項からの変更を除く。）
	第七四類	銅及びその製品	
七四・〇四	七四〇四・〇〇	銅のくず	ＷＯ
	第七五類	ニッケル及びその製品	
七五・〇三	七五〇三・〇〇	ニッケルのくず	ＷＯ
	第七六類	アルミニウム及びその製品	
七六・〇一		アルミニウムの塊	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
七六・〇二	七六〇二・〇〇	アルミニウムのくず	ＷＯ
	第七八類	鉛及びその製品	

	第七九類			
七八・〇二		七八〇二・〇〇	鉛のくず	WO
	亜鉛及びその製品			
七九・〇二		七九〇二・〇〇	亜鉛のくず	WO
	第八〇類			
八〇・〇二		八〇〇二・〇〇	すずのくず	WO
	すず及びその製品			
	第八一類			
八一・〇一			タングステン及びその製品（くずを含む。）	
			その他のもの	
			注釈　粉を除く。	
八一・〇二		八一〇一・九七	くず	WO
			モリブデン及びその製品（くずを含む。）	
八一・〇三		八一〇二・九七	くず	WO
			タンタル及びその製品（くずを含む。）	
八一・〇四		八一〇三・三〇	くず	WO
			マグネシウム及びその製品（くずを含む。）	
		八一〇四・二〇	くず	WO
八一・〇五			コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）	
		八一〇五・二〇	くず	WO
八一・〇七			カドミウム及びその製品（くずを含む。）	

八一・〇八		八一〇七・三〇	チタン及びその製品（くずを含む。）	WO
		八一〇八・三〇	くず	WO
八一・〇九			ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）	
		八一〇九・三〇	くず	WO
八一・一〇			アンチモン及びその製品（くずを含む。）	
		八一一〇・三〇	くず	WO
八一・一二			ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）	
	第八三類			
八三・〇五				
		八一一二・一三	くず	WO
			クロム	
		八一一二・二三	くず	WO
			タリウム	
		八一一二・五二	くず	WO
			各種の卑金属製品	
			卑金属製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナー、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）	
八三〇五・一〇			書類とじ込み用金具	
				LVC四十パーセント又

						は、ＣＴＳＨ
		八三〇五・二〇				ストリップ状ステープル	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八三・〇六			卑金属製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）、小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレーム及び鏡	
						小像その他の装飾品	
		八三〇六・二一				貴金属をめっきしたもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八三・〇八			卑金属製の留金、留金付フレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）、管リベット、ふたまたリベット、ビーズ及びスパングル	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八三〇八・一〇				フック、アイ及びアイレット	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八三〇八・二〇				管リベット及びふたまたリベット	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八三・一一			卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品（金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、フラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
第十六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）							

第八四類						
		八四・〇一				
			八四〇一・一〇			原子炉	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四〇一・二〇			同位体分離用機器及びその部分品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四〇一・三〇			核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四・〇二				蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー	
			八四〇二・一一			蒸気発生ボイラー	
			八四〇二・一二			水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トンを超えるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四〇二・一九			水管ボイラー（蒸気の発生量が毎時四五トン以下のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四〇二・二〇			その他の蒸気発生ボイラー（組合せボイラーを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四〇二・三〇			過熱水ボイラー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

				八四・〇四		
	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。例えば、エコノマイザー、過熱器、すす除去器及びガス回収器）及び蒸気原動機用復水器					
		八四〇四・一〇				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）					
		八四〇四・二〇				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	蒸気原動機用復水器					
				八四・一〇		
	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機					
		八四一〇・一一				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	出力が一、〇〇〇キロワット以下のもの					
	液体タービン及び水車					
				八四・一一		
	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン					
		八四一一・一一				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	推力が二五キロニュートン以下のもの					
	ターボジェット					
		八四一一・一二				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	推力が二五キロニュートンを超えるもの					
	ターボプロペラ					
		八四一一・二一				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	出力が二、一〇〇キロワット以下のもの					
	その他のガスタービン					
		八四一一・二二				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	出力が二、一〇〇キロワットを超えるもの					
		八四一一・八一				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	出力が五、〇〇〇キロワット以下のもの					
		八四一一・八二				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	出力が五、〇〇〇キロワットを超えるもの					
				八四・一二		
	その他の原動機					
		八四一二・一〇				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	反動エンジン（ターボジェットを除く。）					
	液体原動機					
		八四一二・二一				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	直線運動式（シリンダー式）のもの					
		八四一二・二九				
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	その他のもの					
	気体原動機					

		直線運動式（シリンダー式）のもの	
八四一二・三一			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一二・二九		その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一二・八〇		その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四・一三		液体ポンプ（計器付きであるかないかを問わない。）及び液体エレベーター	
八四一三・一一		ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、
		燃料又は潤滑油の供給用ポンプ（給油所又は修理場において使用する種類のものに限る。）	

八四一三・一九		その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一三・二〇		ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一三・三〇		燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一三・四〇		コンクリートポンプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一三・五〇		その他の往復容積式ポンプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、
			ＣＴＳＨ

八四一三・六〇		その他の回転容積式ポンプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一三・七〇		その他の遠心ポンプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他のポンプ及び液体エレベーター	
八四一三・八一		ポンプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一三・八二		液体エレベーター	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

八四・一四			
八四一四・一〇		真空ポンプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一四・二〇		手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一四・三〇		圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四一四・四〇		気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）	

	ファン				
八四一四・五	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一四・五九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一四・六〇	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一四・八〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一五	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）				
八四一五・一〇	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一五・二〇	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	その他のもの				
八四一五・八一	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するものは、ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				
八四一五・八二	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
	冷却ユニットを自蔵しないもの				
八四一五・八三	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一六	液体燃料用の炉用バーナー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一六・一〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一六・三〇	メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一七	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一七・一〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一七・二〇	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四一七・八〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八四・一八	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒート				

	ポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）		
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	家庭用冷蔵庫		
八四一八・二一	圧縮式のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一八・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一八・五〇	貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を包蔵するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ		
八四一八・六一	ヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一八・六九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

八四・一九			
	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器（理化学用のものを含み、電気加熱式のもの（第八五・一四項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）		
八四一九・一一	瞬間ガス湯沸器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一九・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一九・一〇	医療用又は理化学用の滅菌器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一九・三一	農産物用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	乾燥機		
八四一九・三二	木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一九・三九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一九・四〇	蒸留用又は精留用の機器	ＬＶＣ四十パーセント又	

				は、ＣＴＳＨ
		八四一九・五〇	熱交換装置	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四一九・六〇	気体液化装置	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			その他の機器	
		八四一九・八一	ホットドリンク製造用又は食品の調理用若しくは加熱用の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四一九・八九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二〇	カレンダーその他のロール機（金属用又はガラス用のものを除く。）及びこれらのシリンダー	
		八四二一	遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）並びに液体又は気体のろ過機及び清浄機	
		八四二一・一〇	カレンダーその他のロール機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・一一	クリーム分離機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）	
		八四二一・一二	衣類脱水機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			液体のろ過機及び清浄機	
		八四二一・二一	水のろ過用又は清浄用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・二二	飲料（水を除く。）のろ過用又は清浄用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・二三	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・三一	気体のろ過機及び清浄機	は、ＣＴＳＨ
		八四二一・三二	内燃機関の吸気用のろ過機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二一・三九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四二二	皿洗機、清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）、充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）及び飲料用の炭酸ガス注入機	

	皿洗機		
		八四二二・一一	家庭用のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二二・一九	その他のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二二・二〇	清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二二・三〇	充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二二・四〇	その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二三・一〇	体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二三・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

	その他の重量測定機器		
		八四二三・八一	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二三・八二	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二三・八九	その他のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二四	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消化器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
		八四二四・一〇	消火器（消火剤を充てんしてあるかないかを問わない。）
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		八四二四・八一	農業用又は園芸用のもの
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
			その他の機器

八四三三・六〇		卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四・三四	搾乳機及び酪農機械		
八四三四・一〇		搾乳機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三四・二〇		酪農機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四・三五			
八四三五・一〇		機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、	ＣＴＳＨ
	八四・三六			
八四三六・一〇		飼料調製用機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器		
八四三六・二一		家きんのふ卵器及び育すう器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三六・二九		その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		プレス、破砕機その他これらに類する機械（ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限る。）		
		その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器		ＣＴＳＨ

八四三六・八〇		その他の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四・三七	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械（農場用のものを除く。）		
八四三七・一〇		種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三七・八〇		その他の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	八四・三八	飲食料品の調製業用又は製造業用の機械（動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。）		
八四三八・一〇		ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三八・二〇		菓子、ココア又はチョコレートの製造機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三八・三〇		砂糖製造機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三八・四〇		醸造用機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四三八・五〇		肉又は家きんの調製用機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

	八四三八・六〇	果実、ナット又は野菜の調製用機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四三八・八〇	その他の機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四・三九		繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械		
	八四三九・一〇	繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四三九・二〇	紙又は板紙の製造機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四・四〇		製本用機械（製本ミシンを含む。）		
	八四四〇・一〇	機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四・四一		その他の製紙用パルプ、紙又は板紙の加工機械（切断機を含む。）		
	八四四一・一〇	切断機		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四一・二〇	袋又は封筒の製造機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

	八四四一・三〇	箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四一・四〇	製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四一・八〇	その他の機械		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四・四二		プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン		
	八四四二・一三〇	印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四・四三		印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品		
	八四四三・一一	オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四四三・一二	オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに		ＬＶＣ四十パーセント又は

限るものとし、広げた状態でシートの一方が二センチメートル以下、他方が三六センチメートル以下のもの）			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他のオフセット印刷機	八四四三・一三		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	八四四三・一四		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	八四四三・一五		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
フレキソ印刷機	八四四三・一六		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
グラビア印刷機	八四四三・一七		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他のもの	八四四三・一九		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）			
印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	八四四三・三一		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	八四四三・三二		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

その他のもの	八四四三・三九		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機）並びに第八四・四四項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針）	八四・四八		
第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械	八四四四八・一一	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用する紋紙裁断機、写彫機、紋彫り機及び編成機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他のもの	八四四四八・一九		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
家庭用又は営業用の洗濯機（脱水機兼用のものを含む。）	八四・五〇		
全自動のもの	八四五〇・一一	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他のもの（遠心式脱水機を自蔵するものに限る。）	八四五〇・一二		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
その他のもの	八四五〇・一九		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

		八四・五一	八四五〇・二〇	洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス（フュージングプレスを含む。）用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械（紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第八四・五〇項の機械を除く。）、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械（リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。）及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	八四五一・一〇	ドライクリーニング機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五一・二一	一回の乾燥容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五一・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五一・三〇	アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五一・四〇	洗浄用、漂白用又は染色用の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五一・五〇	紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五一・八〇	その他の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四・五二		ミシン（第八四・四〇項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五二・一〇	家庭用ミシン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五二・二一	自動式のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五二・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五二・三〇	ミシン針	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八四五二・四〇	ミシン用の家具、台及びカバー並びにこれらの部分品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八四・五三		原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械（ミシンを除く。）	
			八四五三・一〇	原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

八四五三・二〇	履物の製造機械及び修理機械			
八四五三・八〇	その他の機械			
		八四・五四		
			転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機（治金又は金属鋳造に使用する種類のものに限る。）	
八四五四・一〇	転炉			
八四五四・二〇	インゴット用鋳型及び取鍋			
八四五四・三〇	鋳造機			
八四五五・一〇	管圧延機			
		八四・五五		
八四五五・二一	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの			
八四五五・二二	冷間圧延のもの			
八四五五・三〇	圧延機用ロール			

		八四・六七		
八四六七・一一	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）			
八四六七・一九	その他のもの			
八四六七・二一	ドリル			
八四六七・一二	のこぎり			
八四六七・一九	その他のもの			
八四六七・八一	チェーンソー			
	その他の工具			
八四六七・八九	その他のもの			

八四・六八					
	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができるかできないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器	八四六八・一〇	手持ち式トーチ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四六八・二〇	その他のガス式の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・七三		八四六八・八〇	その他の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	八四七三・三〇	第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＨ（第八五・四二項からの変更を除く。）	
八四・七四					
	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造形機	八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四七四・二〇			破砕機及び粉砕機	ＬＶＣ四十パーセント又	

					は、ＣＴＳＨ
		八四七四・三一	混合機及び捏和機		
			コンクリート又はモルタルの混合機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四七四・三二	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四七四・三九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四七四・八〇	その他の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・七五					
	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四七五・二一	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
		八四七五・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

		物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。）	八四・七六			
		飲料の自動販売機		八四七六・二一		
		加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの				

			は、ＣＴＳＨ
八四七九・五〇		産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四七九・六〇		蒸発式空気冷却装置	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		その他の機械類	
八四七九・八一		金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四七九・八二		混合用、捏和用、破砕用、粉砕用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四七九・八九		その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四・八一	コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）	
八四八一・一〇		減圧弁	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四八一・二〇		油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四八一・三〇		逆止弁	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四八一・四〇		安全弁及び逃がし弁	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四八一・八〇		その他の物品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四・八二	玉軸受及びころ軸受	
八四八二・一〇		玉軸受	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四八二・二〇		円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四八二・三〇		球面ころ軸受	ＬＶＣ四十パーセント又
八四八二・四〇		針状ころ軸受	は、ＣＴＳＨ
八四八二・五〇		その他の円筒ころ軸受	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
八四八二・八〇		その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	八四・八三	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブ	

ロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）			
伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	八四八三・一〇		
軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）	八四八三・二〇		
軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受	八四八三・三〇		
歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	八四八三・四〇		
はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）	八四八三・五〇		
クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	八四八三・六〇		
ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	八四・八四		
半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第八四類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品	八四・八六		

半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	八四八六・一〇		
半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	八四八六・二〇		
フラットパネルディスプレイ製造用の機器	八四八六・三〇		
第八四類の注9(C)の機器	八四八六・四〇		
電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			
第八五類			
発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター	八五・〇一		
発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）	八五〇一・三一		
風力式のもの	八五〇一・四〇		
ロータリーコンバーター	八五〇四・一〇		
トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター	八五・〇四		
放電管用安定器	八五〇四・一〇		

ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

				は、ＣＴＳＨ
			八五一一・八〇	その他の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五一二・一二		電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び霜り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	
			八五一二・一〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一二・三〇	音響信号機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五一三・一三	八五一二・四〇	ウインドスクリーンワイパー及び霜り除去装置	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）	
			八五一三・一〇	ランプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五一四・一四		工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失によ	

				り物質を加熱処理するものに限る。）
			八五一四・一〇	抵抗加熱炉	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一四・二〇	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一四・三〇	その他の炉	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			八五一四・四〇	その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		八五一五・一五		はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器	
			八五一五・一一	はんだごて及びはんだ付けガン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				ろう付け用又ははんだ付け用の機器	
			八五一五・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
				金属用抵抗溶接機器	
		八五一五・二一		全自動式又は半自動式のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、

八五一五・二九			
その他のもの			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）			
八五一五・三一			
全自動式又は半自動式のもの			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一五・三九			
その他のもの			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一五・八〇			
その他の機器			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＣＴＳＨ			

八五一六・三一			
ヘアドライヤー			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・三二			
その他の調髪用機器			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・三三			
手用ドライヤー			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・四〇			
電気アイロン			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

八五一五・二九			
その他のもの			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一五・三一			
全自動式又は半自動式のもの			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一五・三九			
その他のもの			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一五・八〇			
その他の機器			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
ＣＴＳＨ			

八五一六・三一			
ヘアドライヤー			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・三二			
その他の調髪用機器			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・三三			
手用ドライヤー			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・四〇			
電気アイロン			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

八五・一六			
電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器、電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・一〇			
電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・二一			
蓄熱式ラジエーター			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・二九			
その他のもの			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

八五一六・五〇			
マイクロ波オーブン			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・六〇			
その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・七一			
その他の電熱機器			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・七二			
コーヒーメーカー及びティーメーカー			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
八五一六・七九			
トースター			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
その他のもの			
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			

				八五三二・二五
紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	LVC四十パーセント又は、CTSH			
				八五三二・二九
その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH			
				八五三二・三〇
可変式又は半固定式のコンデンサー	LVC四十パーセント又は、CTSH			
			八五・三三	
電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）				
				八五三三・一〇
固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	LVC四十パーセント又は、CTSH			
				八五三三・一九
その他の固定式抵抗器				
				八五三三・二二
容量が二〇ワット以下のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH			
				八五三三・二九
その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH			
				八五三三・三一
巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）				
				八五三三・三二
容量が二〇ワット以下のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH			
				八五三三・三九
その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH			

				八五三三・四〇
その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）	LVC四十パーセント又は、CTSH			
			八五・三六	
電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）並びに光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子	LVC四十パーセント又は、CTSH			
			八五・三九	
フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）並びにアーク灯				
				八五三九・一〇
シールドビームランプ	LVC四十パーセント又は、CTSH			
				八五三九・一一
その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）				
				八五三九・一二
タングステンハロゲン電球	LVC四十パーセント又は、CTSH			
				八五三九・二一
その他のもの（出力が二〇〇ワット以下のもので、使用電圧が一〇〇ボルトを超えるものに限る。）	LVC四十パーセント又は、CTSH			
				八五三九・二九
その他のもの	LVC四十パーセント又は、CTSH			
				八五三九・三一
放電管（紫外線ランプを除く。）				
				八五三九・三二
熱陰極蛍光放電管	LVC四十パーセント又は、CTSH			

				八五三九・三二	
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ				八五三九・三九	
その他のもの				八五三九・四一	
紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯				八五三九・四九	
アーク灯				八五四〇・一一	
その他のもの				八五四〇・一二	
熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、				八五四〇・四〇	
陰極線管及びテレビジョン用撮像管）					
テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）					
カラーのもの					
白黒その他のモノクロームのもの					
テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管					
データ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが〇・四ミリメートル未満のものに限る。）					

ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				八五四〇・五〇	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				八五四〇・六〇	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				八五四〇・七一	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				八五四〇・七二	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				八五四〇・七九	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				八五四〇・八一	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ				八五四〇・八九	
				八五・四一	
データ・グラフィックディスプレイ管（白黒その他のモノクロームのものに限る。）					
その他の陰極線管					
マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）					
磁電管					
クライストロン					
その他のもの					
その他の管					
受信管及び増幅管					
その他のもの					
ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子					

				八五四一・一〇	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。）
					トランジスター（光電性トランジスターを除く。）
				八五四一・二一	定格消費電力が一ワット未満のもの
				八五四一・二九	その他のもの
				八五四一・三〇	サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）
				八五四一・四〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード
				八五四一・五〇	その他の半導体デバイス
				八五四一・六〇	圧電結晶素子
			八五・四一		集積回路
				八五四一・七一	プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）
					集積回路
				八五四二・一一	記憶素子
				八五四二・一三	増幅器
				八五四二・一九	その他のもの
			八五・四三		電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）
				八五四三・一〇	粒子加速器
				八五四三・二〇	信号発生器
				八五四三・三〇	電気めっき用、電気分解用又は電気泳動用の機器
				八五四二・七〇	その他の機器

					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三一号から第八五四二・三九号までの各号からの変更を除く。）
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三一号、第八五四二・三三号又は第八五四二・三九号からの変更を除く。）
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ（第八五四二・三一号から第八五四二・三三号までの各号からの変更を除く。）
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
					ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

	八五・四八		
		八五四八・一〇	一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。）
			一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池
			第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）
			第八七類
			鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
	八七・〇二		
			一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車
	八七・〇三		
			乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）
	八七・〇四		
			貨物自動車
	八七・〇五		
			特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）
	八七・〇六	八七〇六・〇〇	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）
	八七・〇七		車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）
	八七・〇九		自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの

CTSH			
WO			
LVC四十パーセント			
LVC四十パーセント			
LVC四十パーセント			
LVC四十パーセント			
LVC四十パーセント			
LVC四十パーセント			

	八七・一〇		
		八七一〇・〇〇	戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品
	八七・一六		
		八七一六・一〇	トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両（機械式駆動機構を有するものを除く。）並びにこれらの部分品
		八七一六・二〇	農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）
			貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー
		八七一六・三一	タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー
		八七一六・三九	その他のもの
		八七一六・四〇	その他のトレーラー及びセミトレーラー
		八七一六・八〇	その他の車両
	第八九類		
			船舶及び浮き構造物

部分品			
LVC四十パーセント			
LVC四十パーセント又は、CTSH			
LVC四十パーセント又は、CTSH			
LVC四十パーセント又は、CTSH			
LVC四十パーセント又は、CTSH			
LVC四十パーセント又は、CTSH			
LVC四十パーセント又は、CC			

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）					
第九〇類					
	九〇・〇一	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			
		光ファイバー（束にしたものを含む。）、光ファイバーケーブル（第八五・四四項のものを除く。）、偏光材料製のシート及び板並びにレンズ（コンタクトレンズを含む。）、プリズム、鏡その他の光学用品（材料を問わないものとし、取り付けたもの及び光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	九〇・〇三	眼鏡のフレーム及びその部分品			
		フレーム	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	九〇〇三・一一	プラスチック製のもの
				九〇〇三・一九	その他の材料製のもの
	九〇・〇五	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器（電波観測用のものを除く。）及びその支持具	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	九〇〇五・一〇	双眼鏡
	九〇・〇六	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・三九項の放電管を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	九〇〇五・八〇	その他の機器
	九〇〇六・一〇	製版に使用する種類の写真機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	九〇〇六・三〇	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	九〇〇六・四〇	インスタントプリントカメラ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
		その他の写真機			
	九〇〇六・五一	一眼レフレックスのもの（幅が三五ミリメートル以下のロールフィルムを使用するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	九〇〇六・五二	その他のもの（幅が三五ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	九〇〇六・五三	その他のもの（幅が三五ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	九〇〇六・五九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
		写真用のせん光器具及びせん光電球			
	九〇〇六・六一	せん光器具（放電管を使用したもの（電子式のもの）に限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		
	九〇〇六・六九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又		

					は、ＣＴＳＨ
	九〇・〇七			映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）	
				撮影機	
		九〇〇七・一一		幅が一六ミリメートル未満のフィルム又はダブル八ミリメートルフィルムを使用するもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇〇七・一九		その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇〇七・二〇		映写機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	九〇・〇八			投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	
		九〇〇八・一〇		スライド映写機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇〇八・二〇		マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームのリーダー（複写することができるかできないかを問わない。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇〇八・三〇		その他の投影機	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇〇八・四〇		写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	九〇・一〇			写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン	
		九〇一〇・一〇		写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇一〇・五〇		その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇一〇・六〇		映写用又は投影用のスクリーン	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	九〇・一一			光学顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものを含む。）	
		九〇一一・一〇		双眼実体顕微鏡	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇一一・二〇		その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇一一・八〇		その他の顕微鏡	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	九〇・一二			顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回析機器	
		九〇一二・一〇		顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回析機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	九〇・一三			液晶デバイス（より特殊な限定をした項に該当するものを除く。）、レーザー（レーザーダイオードを	

	除く。）及びその他の光学機器（この類の他の項に該当するものを除く。）				
九〇一三・一〇	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡	は、LVC四十パーセント又はCTSH			
九〇一三・二〇	レーザー（レーザーダイオードを除く。）	は、LVC四十パーセント又はCTSH			
九〇一三・八〇	その他の機器	は、LVC四十パーセント又はCTSH			
九〇一四					
九〇一四・一〇	羅針盤	は、LVC四十パーセント又はCTSH	羅針盤その他の航行用機器		
九〇一四・二〇	空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）	は、LVC四十パーセント又はCTSH			
九〇一四・八〇	その他の機器	は、LVC四十パーセント又はCTSH			
九〇一五					
九〇一五・一〇	測距儀	は、LVC四十パーセント又はCTSH	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀		
九〇一五・二〇	経緯儀及び視距儀	は、LVC四十パーセント又はCTSH			

九〇一五・三〇	水準器	は、LVC四十パーセント又はCTSH			
九〇一五・四〇	写真測量用機器	は、LVC四十パーセント又はCTSH			
九〇一五・八〇	その他の機器	は、LVC四十パーセント又はCTSH	製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）		
九〇一七					
九〇一七・一〇	写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）	は、CTSH			
九〇一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	は、LVC四十パーセント又はCTSH			
九〇一七・三〇	マイクロメーター、パス及びゲージ	は、LVC四十パーセント又はCTSH			
九〇一七・八〇	その他の機器	は、LVC四十パーセント又はCTSH			
九〇一八					
九〇一八・二〇	紫外線又は赤外線を使用する機器	は、LVC四十パーセント又	医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）		

	注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品			
		九〇一八・三一	注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	
		九〇一八・三二	金属製の管針及び縫合用の針	
		九〇一八・三九	その他のもの	
		九〇・二二	エックス線、アルファ線、ベータ線及びガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）、高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の机、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機	
		九〇二二・一二	コンピュータ断層撮影装置	
		九〇二二・一三	その他のもの（歯科用のものに限る。）	
		九〇二二・一四	その他のもの（医療用又は獣医用のものに限る。）	

	温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）	九〇二五・一一	液体封入のもの（直読式のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇二五・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇二五・八〇	その他の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第九〇・一四項、第九〇・一五項、第九〇・二八項又は第九〇・三二項の機器を除く。）	九〇・二六		
		九〇二六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇二六・二〇	圧力の測定用又は検査用のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九〇二六・八〇	その他の機器	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム	九〇・二七		
	ガス又は煙の分析機器	九〇二七・一〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	クロマトグラフ及び電気泳動装置	九〇二七・二〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	九〇二七・三〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	九〇二七・五〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	その他の機器	九〇二七・八〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	九〇・二八		
	ガス用計器	九〇二八・一〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	液体用計器	九〇二八・二〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	電気用計器	九〇二八・三〇		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品並びに速度計及び回転速度計（第九〇・一四項又は第九〇・一五項のものを除く。）並びにストロボスコープ	九〇・二九		

			九〇二九・一〇	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品
			九〇二九・二〇	速度計、回転速度計及びストロボスコープ
		九〇・三〇		オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第九〇・二八項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器
			九〇三〇・一〇	電離放射線の測定用又は検出用の機器
			九〇三〇・二〇	オシロスコープ及びオシログラフ
			九〇三〇・三一	マルチメーター（記録装置を有しないもの）
			九〇三〇・三二	マルチメーター（記録装置を有するもの）
			九〇三〇・三三	その他のもの（記録装置を有しないもの）
			九〇三〇・三九	その他のもの（記録装置を有するもの）

			九〇三〇・四〇	遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）
			九〇三〇・八一	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器
			九〇三〇・八四	その他のもの（記録装置を有するものに限る。）
			九〇三〇・八九	その他のもの
		九〇・三二		測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機
			九〇三一・一〇	釣合試験機
			九〇三一・二〇	テストベンチ
				その他の光学式機器
			九〇三一・四一	半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器
			九〇三一・四九	その他のもの

				電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器
				その他のもの（記録装置を有するもの）
				その他のもの（記録装置を有しないもの）
				その他のもの（記録装置を有するもの）

				遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）
				半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器
				その他のもの（記録装置を有するものに限る。）
				その他のもの
				測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機
				釣合試験機
				テストベンチ
				その他の光学式機器
				半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル（半導体デバイスの製造に使用するものに限る。）の検査用の機器
				その他のもの

九〇三二・八〇	その他の機器		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
九〇三二・一〇	自動調整機器	九〇・三二		
九〇三二・一〇	サーモスタット		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
九〇三二・二〇	マノスタット		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	その他の機器			
九〇三二・八一	液体式又は気体式のもの		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
九〇三二・八九	その他のもの	第九一類	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	時計及びその部分品			
	携帯用時計のケース及びその部分品			
九一一一・一〇	ケース（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	九一・一一	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
九一一一・二〇	ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
九一一一・八〇	その他のケース		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	

九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
九一二二・二〇	ケース			
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品			
九一二三・九〇	その他のもの 注釈　携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品で、貴金属製若しくは貴金属を張った金属製のもの又は卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）を除く。		ＣＣ	
	第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）			
		第九四類		
九四・〇一	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け		ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇一項のものを除く。）及びその部分品			

九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		
九四〇一・五一	竹製又はとう製のもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇一・五九	その他のもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）		
九四〇一・六一	アップホルスターのもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇一・六九	その他のもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）		
九四〇一・七一	アップホルスターのもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇一・七九	その他のもの	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇一・八〇	その他の腰掛け	ＬＶＣ四十パーセント又	

		は、ＣＴＳＨ	
九四〇一・九〇	部分品	ＣＣ	
		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品		
九四・〇三	その他の家具及びその部分品		
九四〇三・一〇	事務所において使用する種類の金属製家具	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇三・二〇	その他の金属製家具	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇三・三〇	事務所において使用する種類の木製家具	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇三・四〇	台所において使用する種類の木製家具	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇三・五〇	寝室において使用する種類の木製家具	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇三・六〇	その他の木製家具	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	
九四〇三・七〇	プラスチック製家具	は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ	

		その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具		
		竹製又はとう製のもの	九四〇三・八一	
	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ			
		その他のもの	九四〇三・八九	
	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート	九四・〇四	
		マットレスサポート	九四〇四・一〇	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ				
		マットレス		
ＣＣ		セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	九四〇四・一二	
ＣＣ		その他の材料製のもの	九四〇四・二九	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ		寝袋	九四〇四・三〇	
ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五一・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・一二項までの各項からの変更を除く。）（布団に限る。）ＣＴＨ（布団を除く。）		その他のもの	九四〇四・九〇	
			九四・〇五	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）	九四〇五・一〇	
		ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ	九四〇五・二〇	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	九四〇五・三〇	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）	九四〇五・四〇	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		非電気式のランプその他の照明器具	九四〇五・五〇	
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ		イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品	九四〇五・六〇	

	第九六類			
九四・〇六		九四〇六・〇〇	プレハブ建築物	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
九六・〇一			アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	ＣＣ
九六・〇二		九六〇二・〇〇	雑品	
			植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
九六・〇三			ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
九六・〇四	九六〇四・〇〇		手ふるい	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
九六・〇五	九六〇五・〇〇		トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	ＣＣ
九六・〇六			ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
九六・〇七			スライドファスナー及びその部分品	
			スライドファスナー	
		九六〇七・一〇	卑金属製の務歯を取り付けたもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
		九六〇七・一九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
九六・〇八		九六〇七・二〇	部分品	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＣ
			ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
九六・〇九			鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
九六・一三		九六一三・一〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ
			たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	
		九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

九六一三・八〇	その他のライター		
			ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ

第一一部注釈（第五〇類から第六三類まで）

注釈１　第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

(1) 抗菌防臭加工
(2) 防融加工
(3) 防蛟加工
(4) 抗ピル加工
(5) 帯電防止加工、制電加工
(6) しわ加工
(7) 漂白
(8) ブラッシング
(9) バフ加工
(10) 抜蝕加工、オパール加工
(11) カレンダ仕上げ
(12) 圧縮収縮仕上げ
(13) 防しわ加工
(14) 蒸じゅう、デカタイジング
(15) 消臭加工
(16) イージーケア加工
(17) エンボス加工
(18) エメリ加工
(19) 難燃加工
(20) 植毛、フロック加工、電着加工
(21) 発泡なせん
(22) 液体アンモニア加工
(23) マーセライズ加工
(24) 制菌加工
(25) 縮じゅう
(26) モアレ仕上げ
(27) 透湿防水加工
(28) はっ油加工
(29) オーガンジ加工
(30) 減量加工
(31) 芳香加工
(32) リラックス処理
(33) リップル加工
(34) シュライナ加工
(35) せん毛、シャリング
(36) 防縮加工
(37) ソイルガード加工（ＳＧ加工）
(38) ソイルリリース加工（ＳＲ加工）
(39) ストレッチ加工
(40) 防ダニ加工
(41) ＵＶカット加工
(42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工（Ｗ＆Ｗ加工）
(43) 吸水加工
(44) 防水加工
(45) はっ水加工

(46)　ウェットデカタイジング
(47)　防風加工
(48)　針布起毛

注釈2　第六一類から第六三類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品に係る規則に定めるＣＴＣに基づく規則を満たさなければならない。

附属書三　運用上の証明手続

第一規則　定義

この附属書の規定の適用上、「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について、責任を負う当局をいう。

第二規則　原産地証明書の発給

1　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出者又は権限を与えられたその代理人によって行われる書面による申請に基づき、原産地証明書を発給する。輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給を行う他の団体（以下この附属書において「指定団体」という。）を指定することができる。

2　各締約国は、権限のある政府当局又はその指定団体がある場合には当該指定団体について、名称及び住所の一覧表並びに原産地証明書の発給に使用する署名の見本及び公印又は印章の図案の一覧表を他方の締約国に提供する。

3　2に規定する一覧表に記載されない署名を有する原産地証明書は、有効なものとしない。

4　産品の輸出者が輸出締約国に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該輸出者に提供する情報に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

5　原産地証明書は、その発給を申請する輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって4(b)に規定するものが、権限のある政府当局又はその指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。

6　5に規定する輸出者又は生産者が、原産地証明書の発給の後、産品が輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、当該輸出締約国の関係法令に従い、権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通知する。

7　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、6の規定に従って通知を受領した場合又は原産地証明書の発給の後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知った場合には、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者が当該権限のある政府当局に当該原産地証明書を返却した場合を除くほか、当該原産地証明書を取り消し、並びに当該輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。

8　原産地証明書の様式及び内容については、英語で作成するものとし、この附属書の付録に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。

第三規則　原産地証明書の提示

1　輸入者は、関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。

(a)　有効な原産地証明書

(b)　輸入締約国の法令に従い要求される他の書類（例えば、仕入書（第三国で発給されたものを含む。）及び輸出締約国において発給された通し船荷証券）

2　課税価額の総額が二百アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、原産地証明書の提出を要求されない。

3　輸入締約国は、自国の法令に従い、原産地証明書に関する義務を免除することができる。

4　輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

第四規則　原産地証明書の有効性

1　原産地証明書は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体による発給の日から一年以内に、輸入締約国の税関当局に提出するものとする。

2　1に規定する提出のための期間が経過した後に原産地証明書を輸入締約国の税関当局に提出する場合において、提出のための期間に関する要件に従うことができないことが不可抗力その他輸出者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明書は、受理されるものとする。

3　発給された原産地証明書は、輸入締約国への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用されるものとする。

第五規則　記録の保管

1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4(b)に規定するものが、当該産品が原産品であることに関する記録を保管することを自国の法令に従って確保する。この協定の適用上、当該輸出者又は当該生産者は、当該原産地証明書の発給の日の後三年間、当該記録を保管するものとする。

2　各締約国は、自国の権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後三年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての補助的な文書を含む。

第六規則　原産品であるか否かについての確認

1　輸入締約国の税関当局は、輸出締約国から輸入され、及び関税上の特恵待遇を要求される産品がこの協定に基づく当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を要請することができる。ただし、その要請が当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し原産地証明書に基づいて行われることを条件とする。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報をその要請の受領の日の後九十日以内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、当該輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該追加の情報の要請の受領の日の後九十日以内に提供する。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

4　1の規定に基づく情報の要請は、第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うことを妨げるものではない。

5　この規則及び第七規則に規定する手続の期間中、輸入締約国の税関当局は、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで関税上の特恵待遇を停止することができる。当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適切な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、当該手続の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。

第七規則　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　輸入締約国の税関当局は、次の事項を行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対

して要請すること。

(b)　産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)の規定による訪問の間に要請すること。

2　輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも六十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

4　輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5　輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した追加の情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第八規則　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1　輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を遵守しないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2　第六規則又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。

(a)　当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第六規則2又は第七規則5に規定する期間内に回答しない場合

(b)　当該輸出締約国が、当該輸入締約国の税関当局が要請する原産品であるか否かについての確認のための訪問の実施を拒否する場合又は第七規則2の規定による書面による要請に対し同規則4に規定する期間内に回答しない場合

(c)　第六規則又は第七規則の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

3　第六規則又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。その送付は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第六規則の規定に従い当該輸出締約国の権限のある政府当局により最後に提供された情報を受領した日の後三十日以内又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問の最終日から六十日以内に行う。

4　輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が第七規則に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、輸入締約国の税関当局による3に規定する決定を通知する。産品が当該輸出締約国の原産品であると決定される場合には、関税上の特恵待遇の停止は、解除される。

第九規則　秘密性

1　一方の締約国がこの附属書の規定に従って他方の締約国に対し情報を提供する場合において、当該情報が秘密のものとして指定されているときは、当該他方の締約国は、当該情報の秘密性を保持し、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護し、及び当該一方の締約国が指定する目的のためにのみ使用するものとし、また、当該一方の締約国の書面による明示的な同意を得ないで当該情報を開示してはならない。

2　輸入締約国の税関当局がこの附属書の規定に従って入手する情報については、

(a)　この附属書の規定に基づく原産地証明書の確認のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用するものとする。

(b)　輸出締約国の書面による明示的な同意が得られない場合には、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官が行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。

第十規則　不正行為に対する適当な罰則及び措置

各締約国は、原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行う自国の輸出者又は生産者に対し、自国の法令に従って、適切な罰則その他の措置を定め、又は維持する。

第十一規則　運用上の規則

合同委員会は、第百二十八条の規定に従ってこの協定が効力を生ずる日に、運用上の規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係する当局は、同規則に定める詳細な規則に従って、この附属書の規定に基づく任務を遂行する。

附属書三の付録　原産地証明書の必要的記載事項

1　証明番号
2　輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
3　輸入者（適当な場合には荷受人）の氏名又は名称、住所及び国名
4　輸送手段の詳細（船積日、荷揚港及び船舶の名称又は航空機の便名を含む。）（判明している場合）
5　記号、番号、包装の個数及び種類、統一システムの番号並びに品名
6　特恵の基準（例えば、ＷＯ、ＣＴＣ、ＬＶＣ、特定の製造又は加工作業が行われること、累積、僅少の非原産材料及び同一の又は交換可能な材料に関する情報）
7　重量又は他の数量（単位）
8　仕入書の番号及び日付
9　輸出者の申告（産品の原産国、輸出者又は権限を与えられたその代理人の氏名又は名称、それらの者の代表者の署名及び氏名又は名称並びに申請地及び申請日を含む。）
10　証明（原産地証明書の発給者の署名及び氏名又は名称、権限のある政府当局又はその指定団体の印章並びに原産地証明書の発給地及び発給日を含む。）
11　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

附属書四　金融サービス

第一節　適用範囲及び定義

1　この附属書の規定は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において、「金融サービスの提供」というときは、第五十八条(u)に規定するサービスの提供をいう。

2(a)　この附属書の規定の適用上、

(i)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

(A)　保険及び保険関連のサービス

(AA)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険

(BB)　再保険及び再々保険

(CC)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(DD)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(B)　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(AA)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(BB)　すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(CC)　ファイナンス・リース

(DD)　すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(EE)　保証

(FF)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb)　外国為替

(cc)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(dd)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(ee)　譲渡可能な有価証券

(ff)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(GG)　すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(HH)　資金媒介業

(II)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(JJ)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(KK)　他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(LL)　(AA)から(KK)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(ii)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(iii)　「公的機関」とは、次のものをいう。

(A)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(B)　締約国の中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。

(b)　第五十八条(n)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(i)　中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii)　公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(c)　締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第五十八条(n)に定める「サービス」には、当該活動を含める。

(d)　第五十八条(q)の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

第二節　国内規制

1　第七章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

2　第七章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第三節　承認

1　締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であって国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、行うことができる。

2　1に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を一方的に行う場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第四節　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第百十九条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

第五節　金融サービスに関する作業部会

1　第七十一条4の規定に従い設置される金融サービスに関する作業部会（以下この節において「作業部会」という。）は、次の事項に関する意見を交換する。

(a)　金融部門における技術の進歩によってもたらされる国境を越える金融取引の急速な拡大に伴う最近の不確実な傾向に対応するための全般的な政策要件

(b)　一方の締約国の金融サービス提供者であって他方の締約国の区域内において業務を行うものに対する監督

(c)　両締約国の金融市場の革新

(d)　両締約国の金融市場の発展

(e)　金融サービスに関連するその他の事項

2　作業部会は、金融サービスに関する約束について交渉しない。

3　作業部会は、サービスの貿易に関する小委員会に対しその業務について報告する。

4　作業部会は、両締約国の権限のある当局間の意見及び情報の交換であって現在又は将来の連絡経路を通じたものの機会を妨げてはならない。

5　作業部会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

6　作業部会は、次の者で構成する。

(a)　日本国については、金融庁の上級職員及び適当な場合には外務省の上級職員

(b)　ベトナムについては、中央銀行及び財務省の代表者並びに適当な場合には関係省の代表者

附属書五　第六十二条に関する特定の約束に係る表

第一部　日本国の特定の約束に係る表

注釈

1　分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ－Ｗ－一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「ＣＰＣ」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2　この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3　この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第五十八条(u)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4　「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5　個別のＣＰＣの番号に付された「＊＊」は、当該番号の分野のための特定の約束が当該番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

6　(a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第七章の規定が適用されないので、この特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含まない。

Ⅰ　各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この特定の約束に係る表に掲げるすべての分野			(3)　研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 (4)　研究及び開発に係る補助金については、約束しない。

Ⅱ　分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1　実務サービス Ａ　自由職業サービス (a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一）	(1)　サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。	
	(2)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。	
	(3)　サービスは、自然人又は弁護士法人が提供しなければならない。	(3)　制限しない。	
	(4)　業務上の拠点が必要である。	(4)　制限しない。	

る。			
(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (2) 制限しない。 (3) サービスは、自然人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。	(3)(a) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案に関して、権限のある人（例えば、第三国において資格を有し、かつ、当該第三国の法律に関する業務に従事している弁護士）の書面による助言を受けることを条件として認める。日本国の法律に関する業務は、認めない。 (b) 「弁護士」との共同事業は、認める。「弁護士」の雇用は、認める。 (c) 事業体の名称の使用については、制限しない。ただし、当該名称に「外国法事務弁護士事務所」という文言を付加しなければならない。 (d) 国際仲裁における代理を認める。
(b) 親族関係若しくは相続に関する法律事件であってその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動			
(c) 公正証書の作成の嘱託についての法的な代理サービス			
(d) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動			
「管轄地」という。）の法律以外の法律に関する法的な意見の表明			
(iii) 公正証書の作成の嘱託についての法的な代理サービス			
(iv) 日本国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての活動			
(b) 親族関係若しくは相続に関する法律事件であってその当事者として日本国民が含まれるもの又は日本国内に所在する不動産に関する権利若しくは工業所有権、鉱業権その他の日本国内の官公署への登録により成立する権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事件であって当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受けることを必要とする。			
サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈 サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。			
法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。 (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。 (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。 (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。 (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。 (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。 (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。			
(a) 日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	(1) サービスは、自然人又は司法書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による司法書士法人とは、日本国の法律により「司法書士」としての資格を有する司法書士であり、かつ、司法書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二	(1) 制限しない。	

人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。	
(2) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(3) 制限しない。	
(3) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。	
(a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス （ＣＰＣ八六一＊＊）	(1) 制限しない。	(1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。 (2) 業務上の拠点が必要である。 注　日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。
	(2) 制限しない。	(1) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 (2) 業務上の拠点が必要である。

る。 (3) サービスは、自然人又は行政書士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(a) 日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス （ＣＰＣ八六一＊＊）	(1) 制限しない。	(1) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による社会保険労務士法人とは、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス （ＣＰＣ八六一＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。 業務上の拠点が必要である。 (2) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。	

を有する弁理士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一一九、八六一二、八六一三、八六一九）	しなければならない。 注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	
	特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。
	サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。	
	特許業務法人については、業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。
(a)　日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	(1)　サービスは、自然人が提供しなければならない。	(1)　制限しない。
	(2)　サービスは、自然人が提供しなければならない。	(2)　制限しない。
	(3)　サービスは、自然人又は特許業務法人が提供しなければならない。	(3)　制限しない。
	(4)　制限しない。	(4)　制限しない。
(a)　日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス	(1)　サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。	(1)　制限しない。
	(2)　サービスは、自然人が提供しなければならない。	(2)　制限しない。
	(3)　サービスは、自然人が提供しなければならない。	(3)　制限しない。
	(4)　制限しない。	(4)　制限しない。
	注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	
	業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。
	(2)　サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。	
	業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。
(b)　会計、監査及び簿記のサービス（ＣＰＣ八六二）	(1)　日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人（注）が提供しなければならない。	(1)　制限しない。
	(3)　サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。	(3)　制限しない。
	(4)　業務上の拠点が必要である。	(4)　制限しない。
	注　日本国の法律による監査法人とは、日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士であり、かつ、監査法人の業務を執行する権利及び義	

務を有する五人以上の社員によって構成されるものをいう。	
監査法人については、業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。
(2)　日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。	
監査法人については、業務上の拠点が必要である。	(3)　制限しない。
(3)　日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。	(4)　制限しない。
(4)　制限しない。	

(c)　税務サービス（ＣＰＣ八六三）	
(1)　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人（注）が提供しなければならない。	(1)　制限しない。
注　日本国の法律による税理士法人とは、日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	
当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。
(2)　税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。	
当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	(3)　制限しない。
(3)　税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。	(4)　制限しない。
(4)　税理士法に規定する税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。	

(d)、(e)　日本国の法律により「建築士」としての資格を有するサービス提供者又は「建築士」を使用するサービス提供者のみが提供することができる建築サービス（ＣＰＣ八六七一二、八六七一三、八六七一四（注））（ＣＰＣ八六七二二、八六七二三、八六七二四（注）、八六七二五（注）、八六七二七（注））	
注　建築物の建築のために必要なサービス（建築後のサービスを除く。）に限る。	(1)　業務上の拠点が必要である。
(2)　業務上の拠点が必要である。	(2)　制限しない。
(3)　制限しない。	(3)　制限しない。
(4)　業務上の拠点が必要である。	(4)　制限しない。

(d)、(e)、(g) 日本国の法律により「建築士」としての資格を有しないサービス提供者又は「建築士」を使用しないサービス提供者が提供することができる建築サービス（ＣＰＣ八六七一）（ＣＰＣ八六七二（注））（ＣＰＣ八六七四二（注）） 注　建築物の建築のために必要なサービスに限る。	(1) 制限しない（注）。 (2) 制限しない（注）。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない（注）。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e)、(f) エンジニアリング及び総合エンジニアリングのサービス（ＣＰＣ八六七二一（注））（ＣＰＣ八六七三（注）） 注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e)、(g)、F(e)、F(m) 土木相談サービス（ＣＰＣ八六七二一（注）、八六七二二四（注）、八六七二二七（注）、八六七二二九（注））、（ＣＰＣ八六七四一、八六七四二（注））（ＣＰＣ八六七六一（注））（ＣＰＣ八六七五一（注）、八六七五二（注）） 注　土木のために必要なサービス（建築物のためのエンジニアリングデザイン・サービスを除く。）に限る。			
(g) 都市計画及び景観設計サービス（ＣＰＣ八六七四（注）） 注　建築サービス及び土木相談サービスを除く。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
B　電子計算機サービス及び関連のサービス（航空運送のためのコンピュータ予約システムのサービスを除く。）（ＣＰＣ八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
C　研究及び開発のサービス (b) 社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス（ＣＰＣ八五二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
D　不動産に係るサービス (a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（ＣＰＣ八二一一）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（ＣＰＣ八二一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス（ＣＰＣ八二二）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス（ＣＰＣ八二二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
E 運転者を伴わない賃貸サービス			
(a) 船舶（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（ＣＰＣ八三一〇三） 注　日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならない。 (a) 日本国民 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 内航船舶賃渡業については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。	
(b) 船舶（注）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（ＣＰＣ八三一〇四） 注　日本国の船籍を有する船舶の使用を通じてサービスを提供する場合には、当該船舶は、次のいずれかの者が所有しなければならない。 (a) 日本国民 (b) 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 内航船舶賃渡業については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）により、事前の届出が必要である。 (4) 制限しない。	
(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸サービス（ＣＰＣ八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス（ＣＰＣ八三一〇六－八三一〇九）（ＣＰＣ八三二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
F その他の実務サービス			
(a) 広告サービス（ＣＰＣ八七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(b) 市場調査及び世論調査のサービス（ＣＰＣ八六四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(c) 経営相談サービス（ＣＰＣ八六五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(d) 経営相談に関連するサービス（ＣＰＣ八六六〇一、八六六〇九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	

(e) 製造業製品に係る技術試験及び分析サービス（計量法（平成四年法律第五十一号）の対象となるサービスを除く。）（ＣＰＣ八六七六＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス（ＣＰＣ八六七六三＊＊） (a) 特定計量器の定期検査のサービス (b) 特定計量器の検定のサービス (c) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。） (d) 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービス (e) 特定計量証明事業者に対する認定 (f) 計量器の校正等のサービス	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。） (a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定めていない。）（ＣＰＣ八七二〇一、八七二〇二）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内において（注）人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働に従事させるために派遣するサービスに限る。） 注　労働者については、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(a) 港湾運送サービス (b) 建設工事 (c) 警備 (d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務）（ＣＰＣ八七二〇三、八七二〇九）		
(l) 調査サービス（ＣＰＣ八七三〇一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関連するサービ	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

スを除く。） （ＣＰＣ八六七五一、八六七五二）		
(m) 日本国内の土地の測量サービス （ＣＰＣ八六七五三、八六七五四）	(1) 基本測量（注１）又は公共測量（注２）の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。 注１　「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。 注２　「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を日本国政府又は日本国の他の公共団体が負担し、又は補助し実施するものをいう。	(1) 制限しない。
	(2) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。	(2) 制限しない。
	(3) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(4) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。	(4) 制限しない。

(m) 日本国外の土地の測量サービス （ＣＰＣ八六七五三、八六七五四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理 （ＣＰＣ六三三、八八六一－八八六六）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(o) 建築物の清掃サービス （ＣＰＣ八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。	(p) 写真サービス （ＣＰＣ八七五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

							(4) 制限しない。
(q) こん包サービス （ＣＰＣ八七六）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(r) 印刷及び出版のサービス （ＣＰＣ八八四四二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(s) 会議サービス （ＣＰＣ八七九〇九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		
	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。		

	(t) 電話応答のサービス（CPC八七九〇二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(t) 複写のサービス（CPC八七九〇四）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(t) 翻訳及び通訳のサービス（CPC八七九〇五）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	(t) 郵送先名簿の編集及び郵便物の発送のサービス（CPC八七九〇六）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。
(4) 制限しない。	(t) 専門デザイン・サービス（CPC八七九〇七）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(4) 制限しない。	2 通信サービス A／B 郵便又はクーリエ・サービス（注） 注 郵便又はクーリエ・サービスの提供者は、関係する形態の運送サービスに係る許可又は登録の要件に従わなければならない。信書（印刷物、小包、物品その他の品目を含む。）の送達以外の郵便又はクーリエ・サービスの分野における日本国の約束は、運送サービスの分野に記載する。（「11 運送サービス」参照）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	特定信書便事業によって提供される信書の送達のサービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。 (a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物 (b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物 (c) その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
	C 電気通信サービス 基本電気通信サービス (a) 音声電話サービス（CPC七五二一） (b) パケット交換データ伝送サービス（CPC七五二三＊＊） (c) 回線交換データ伝送サービス（CPC七五二三＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。 注 日本電信電話株式会社は、その地域会社の	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。
		日本国は、次に定める追加的な約束を履行する。	

(d) テレックス・サービス（ＣＰＣ七五二三＊＊）	発行済株式の総数を保有していなければならない。		
(f) ファクシミリ・サービス（ＣＰＣ七五二一＊＊、七五二九＊＊）	(4) 制限しない。		
(g) 専用回線サービス（ＣＰＣ七五二一＊＊、七五二三＊＊）			
(o) その他			

追加的な約束

適用範囲

この文書は、基本電気通信サービスの規制の枠組みに関する定義及び原則について定める。

定義

この追加的な約束において、

(a) 「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(b) 「公衆電気通信の伝送サービス」とは、日本国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(c) 「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d) 「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は伝送サービスに係る設備をいう。

(i) 単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii) サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(e) 「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において価格及び供給に関する参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i) 不可欠な設備の管理

(ii) 当該市場における自己の地位の利用

(f) 「電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者をいう。

(g) 「電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者」とは、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者以外の電気通信事業者をいう。

1

1.1 競争条件の確保のためのセーフガード

電気通信における反競争的行為の防止

単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

1.2 セーフガード

1.1の反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a) 反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b) 電気通信サービスを提供するに当たり、特定の者に対して不当な差別を行うこと。

(c) 競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(d) 不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

2

2.1 相互接続

確保すべき相互接続

日本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間の相互接続を確保する。

2.2 主要なサービス提供者との相互接続

主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a) 差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b) サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された（注）、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

注　「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線（回線の共用を含む。）のものを含む。

(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

2.3 コロケーション等

主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、主要なサービス提供者が、自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

2.4 認可された接続約款による相互接続

主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款は、1に定める競争条件の確保のためのセーフガードの原則に合致するものとし、主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含む。接続約款には、少なくとも次の事項を含める。

(a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当該サービスの請求及び提供を行う場合の手続又は手順

(b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。

(c) 相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ、及び妥当なもの

(d) 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間

2.5 2.2から2.4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

2.6 相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性

主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.7 相互接続に関する取決めの透明性

主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

2.8 相互接続に関する紛争解決

主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、日本国における独立した国内機関（5に規定する規制機関を含む。）に申し立てることができるものとする。

(a) 随時

(b) 公に周知された合理的な期間の経過後

3 ユニバーサル・サービス

日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

4 免許基準の公の利用可能性

(a) 免許が必要とされる場合においては、次の事項を公に利用可能なものとする。

(i) すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うため通常必要とされる期間

(ii) 個別の免許の条件

(b) 免許を拒否した理由は、請求があるときは、申請者に通知する。

5 独立の規制機関

規制機関は、いかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。規制機関が行う決定及び規制機関が用いる手続は、市場のすべての参加者について公平でなければならない。

6 希少な資源の分配及び利用

希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係るいかなる手続も、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施する。分配された周波数帯の現状は、公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

付加価値サービス		
(h) 電子メール・サービス（CPC七五二三＊＊）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。
(i) ボイスメール・サービス（CPC七五二三＊＊）	(3) 日本電信電話株式会社（注）への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。	(3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。
(j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス（CPC七五二三＊＊）	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(k) 電子データ交換（EDI）サービス（CPC七五二三＊＊）	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(l) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリのサービス（蓄積及び転送並びに蓄積及び検索を含む。）（CPC七五二三＊＊）	(4) 制限しない。	(4) 制限しない。
(m) コード及びプロトコルの変換サービス		
(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス（取引の処理を含む。）（CPC八四三＊＊）		
(o) その他		
D 音響・映像サービス		
(a) 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス（CPC九六一一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(b) 映画の映写サービス（CPC九六一二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
(c) 録音サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス		
A 建築物に係る総合建設工事（CPC五一二）		

注　日本電信電話株式会

B　土木に係る総合建設工事 （ＣＰＣ五一三） C　設置及び組立工事 （ＣＰＣ五一四、五一六） D　建築物の仕上工事 （ＣＰＣ五一七） E　その他 （ＣＰＣ五一一、五一五、五一八） (a)　これらのサービスで鉱業に関連しないもの	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　業務上の拠点が必要である。	
4　流通サービス A　問屋サービス （ＣＰＣ六二一、六一一一、六一一三〇、六一二二〇）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
B　卸売サービス （ＣＰＣ六二二、六一一一、六一一三〇、六一二二〇）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
C　小売サービス （ＣＰＣ六三一、六二二、六一一二二、六一二三〇、六一二二〇） D　フランチャイズ・サービス （ＣＰＣ八九二九） これらのサービスで、 (a)　石油及び石油製品並びにアルコール飲料に関連するサービス並びに公共卸売市場（注）において提供されるサービス以外のもの	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
注　公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づき生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の問屋及び卸売のサービスのために設置される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。		

(b)　石油及び石油製品に関連するもの	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。	
	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。	
	(4)　約束しない。	
(d)　公共卸売市場において提供されるもの	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。＊ (3)　サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 　中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）に従って提供しなければならない。 (4)　サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 　中央公共卸売市場におけ	(4)　約束しない。
	(1)　約束しない。＊ (2)　約束しない。＊ (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(4)　約束しない。 である。

	るサービスは、日本国の法律により設立された法人が卸売市場法に従って提供しなければならない。	
5　教育サービス A　初等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1）（注2） （CPC九二一一〇＊＊、九二一九） 注1　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　制限しない。 (4)　約束しない。
B　中等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1）（注2）	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　制限しない。 (4)　約束しない。
C　高等教育サービス（注1）（注2） （CPC九二二一、九二二二、九二二三、九二九） 注1　日本国において学校教育として提供されるこれらの教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。

高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。		
D　成人教育サービス（注1）（注2）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。	
（ＣＰＣ九二四） E　その他の教育サービス （注1）（注2） （ＣＰＣ九二九） 注1　いかなる提供の態様による市場アクセス及び内国民待遇に係る特定の約束も、日本国の法律に基づく学校教育機関、専修学校及び各種学校における単位、学位その他の資格証明の承認について適用されるものと解してはならない。 注2　学校教育機関は、学校教育を提供するとともに、学校教育以外の教育サービスを提供することができる。専修学校及び各種学校は、学校教育以外の教育サービスのみを提供する。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。専修学校及び各種学校は、学校法人が設置することを求められる場合がある。	(3)　制限しない。 (4)　制限しない。	

6　環境サービス A　汚水サービス （ＣＰＣ九四〇一）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
B　廃棄物処理サービス	(1)　約束しない。＊	
（ＣＰＣ九四〇二）	(2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
C　衛生サービス及びこれに類似するサービス （ＣＰＣ九四〇三）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
D　その他 排気ガス処理サービス （ＣＰＣ九四〇四）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。	
騒音除去サービス （ＣＰＣ九四〇五）	(3)　制限しない。	
自然及び景観の保護サービス （ＣＰＣ九四〇六）	(4)　制限しない。	
その他の環境保護サービス （ＣＰＣ九四〇九）		

7　金融サービス この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書ＧＡＴＳ／ＳＣ／四六／補足三）に含まれる「金融サービスに係る約束に関する了解」（以下「了解」という。）は、この特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。 日本国は、第七章、附属書四及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。 日本国は、附属書四第二節1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。 金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくベトナム国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第五十八条(u)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。		
A　保険及び保険関連のサービス	第五十八条(u)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書四の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (1)　次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される貨物 (b)　国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。 (2)　次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される貨物 (b)　国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。 (3)　制限しない（注）。 注　保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。
B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	第五十八条(u)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書四の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。 (4)　約束しない。	(4)　約束しない。

	(1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 (4) 約束しない。	
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス A 病院サービス （ＣＰＣ九三一一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス			
A ホテル及び飲食店のサービス ホテル及び飲食店のサービス（仕出しサービスを除く。） （ＣＰＣ六四一―六四三。ただし、六四三を除く。）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
仕出しサービス （ＣＰＣ六四二三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
B 旅行業サービス （ＣＰＣ七四七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
C 観光客の案内サービス	(1) 約束しない。＊	(1) 約束しない。＊	

（ＣＰＣ七四七二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス A 興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。） （ＣＰＣ九六一九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
B 通信社サービス （ＣＰＣ九六二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
C 図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス 図書館及び記録保管所	(1) 制限しない。		
のサービス （ＣＰＣ九六三一一、九六三一二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
D スポーツその他の娯楽のサービス スポーツに係るサービス （ＣＰＣ九六四一） 遊園地及び海水浴場のサービス （ＣＰＣ九六四九一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。		
11 運送サービス A 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。） (a)、(b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） （ＣＰＣ七二一一、七二二）	(1)(a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送そ	(1)(a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送そ	次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。

の他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注　日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a)　日本国内の港への入港 (b)　日本国内の港における貨物の積込み又は取卸し	(2)　制限しない。 (3)(a)　日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。 注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a)　日本国民 (b)　日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (b)　国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。 (4)(a)　船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b)　(3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。
の他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注　日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a)　日本国内の港への入港 (b)　日本国内の港における貨物の積込み又は取卸し	(2)　制限しない。 (3)(a)　日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、制限しない。ただし、船舶について日本国の船籍を取得するには、国籍要件（注）を満たす必要がある。 注　この分野において「国籍要件」とは、船舶を次のいずれかの者が所有しなければならないことをいう。 (a)　日本国民 (b)　日本国の法律によって設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの (b)　国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。 (4)(a)　船員については、日本国の法人により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。 (b)　(3)(b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、制限しない。
(a)　水先サービス (b)　押し船及び引き船のサービス (c)　食料供給、給油及び給水のサービス (d)　ごみ収集及び廃棄物処理のサービス (e)　ポートキャプテン・サービス (f)　航行補助サービス (g)　陸岸において行うサービスであって、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。） (h)　応急の修理サービス (i)　びょう泊及び係留のサービス	
A　海上運送サービス（補助的なサービスに限る。） (d)　船舶の保守及び修理（CPC八八六八＊＊）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用する
A　海上運送サービス（補助的なサービスに限る。） (d)　船舶の保守及び修理（CPC八八六八＊＊）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。

ことのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。	(4) 制限しない。	
(e) 押し船及び引き船のサービス（ＣＰＣ七二一四）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス及びごみ収集サービス（ＣＰＣ七四五四、七四五九）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
海上貨物取扱サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。	
	(3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 (4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。	(3) 制限しない。 (4) 制限しない。

コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使用許可又は免許の手続を適用することができる。 (4) 日本国政府が指定する港においては、サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（注）。 注　公有地を使用する場合には、公共施設の使	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
海上貨物利用運送サービス（海上運送サービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定義するもの）	(1) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府によ	(1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府によ

る登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	る登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	
(4) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	(4) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	
海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈 道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。 注1　「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。 注2　「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができるような条件をいう。 定義 1　「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、ベトナムの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべての活動を日本国で行うことができるような業務上の拠点をいう。ただし、このことは、第五十八条(u)(i)に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。 これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。 (a) 顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うものに限る。）。 (b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。 (c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。 (d) 何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。）。 (e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第八章に定める約束に従うことを条件とする。）。 (f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。 2　「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。海上貨物取扱サービスには、次の事項を計画し、及び管理することを含む。 (a) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し (b) 貨物の固縛又は固縛の解除 (c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管 3　「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。 4　「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。 (a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。 (b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。 5　「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。	

B　内陸水路における運送サービス			
(d) 船舶の保守及び修理 （CPC八八六＊＊）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(e) 押し船及び引き船のサービス （CPC七二二四）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス （CPC七四五四、七四	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	

五九）			
C　航空運送サービス (d)　第五十八条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(e)　第五十八条(t)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(e)　第五十八条(c)に定義するコンピュータ予約システムのサービス	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
E　鉄道運送サービス (d)　鉄道運送機器の保守及び修理のサービス （ＣＰＣ八八六＊＊）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(d)　鉄道運送機器に関する運転者を伴う賃貸	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
F　道路運送サービス (b)　貨物運送 （ＣＰＣ七一二三）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　サービス提供者の数、サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 (4)　サービス提供者の数、	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	

サービス事業の数又はサービスの産出量は、暫定的なかつ無差別の原則に基づいて制限することができる。 業務上の拠点が必要である。			
(d)　道路運送機器の保守及び修理のサービス （ＣＰＣ六一二、八八六七）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
G　パイプライン輸送 (b)　燃料以外の物品の輸送サービス （ＣＰＣ七一三九）	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
H　すべての形態の運送の補助的なサービス (b)　倉庫サービス（石油及び石油製品に関連するサービスを除く。） （ＣＰＣ七四二）	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	
(d)　通関業サービス（日本国の税関に関連するもの）	(1)　業務上の拠点が必要である。 (2)　業務上の拠点が必要である。 (3)　制限しない。 (4)　業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	

（ベトナムの特定の約束に係る表は省略）

附属書六　第六十三条に関する最恵国待遇の免除に係る表

第一部　日本国の表

分野	第六十三条の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況（注）
海上貨物利用運送サービス	海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府による登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様の登録を行うことができる外国の会社に対してのみ与えられ、又は行われる。	この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。	ベトナムにおいて、海上貨物利用運送サービス（複合運送サービスに関連するサービスを含む。）を提供するための十分なアクセスが日本国の者に与えられることを確保する必要がある。
国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）	日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a)　日本国の港への入港 (b)　日本国の港における貨物の積込み又は取卸し	無期限	効率的かつ安定的なエネルギーの供給を確保する必要がある。
エネルギー・サービス	電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第五十八条(u)(iii)に基づいて提供するサービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。	無期限	漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。
漁業に関連するサービス	日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給		

注　「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスであって、複合運送の事業者（附属書五第一部の日本国の特定の約束に係る表における海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。

（ベトナムの表は省略）

附属書七　自然人の移動に関する特定の約束

第一部　日本国の特定の約束

A　第七十六条の規定に基づく特定の約束

日本国は、各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるベトナムの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　ベトナムの短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するベトナムの自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　ベトナムの企業内転勤者

1　次の(a)から(c)までの要件を満たすベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供し、又は日本国内において投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b)　当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。

(c)　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i)　長として、そのような支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役として、日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関を管理する活動

(iii)　日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この附属書の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)及び(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　自由職業サービスに従事するベトナムの自然人

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するベトナムの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記の

サービス

(f)　日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第四節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて高度の水準の技術又は知識を必要とする業務活動に従事するベトナムの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であってサービスの提供に係るものに従事するベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

2　1(a)及び(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

3　大学教育又はそれ以上の教育を修了していないベトナムの自然人であって、情報処理技術に関する試験に合格しており、かつ、情報処理に関する技術又は知識を必要とする1(a)に規定する活動に従事するものについては、1(a)の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可される。

4　3に規定する試験は、日本国政府からベトナム政府に通報されるものをいう。

第五節　看護業務に従事するベトナムの自然人

日本国の法令により「看護師」としての資格を有するベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、「看護師」の免許を取得した日から七年が経過するまでの間であれば、更新することができる。）、看護業務を行うために入国及び一時的な滞在が許可される。

B　第七十九条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

日本国は、第七十八条の規定に従って設置される自然人の移動に関する小委員会において、この協定の効力発生の後、可能な場合には一年以内に、遅くとも二年以内に結論に達することを目的として、ベトナムの看護師及び介護福祉士の日本国による受入れの可能性についてベトナムと交渉を開始する。

第二部　ベトナムの特定の約束

注釈　第一節から第四節までの規定に関し、ベトナムの約束は、附属書五のベトナムの特定の約束に係る表に含まれる分野に限られる。

第一節　日本国の短期の商用訪問者

ベトナム国内に源泉のある報酬を得ることなくベトナムに入国し、及び滞在し、かつ、サービス提供者のサービスの販売のための交渉を目的として当該サービス提供者を代表することに関連する活動に従事する日本国の自然人については、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、(i)当該販売が一般公衆に対する直接の販売に当たらず、かつ、(ii)当該自然人が当該サービスの提供に直接従事しないことを条件とする。当該自然人の滞在は、九十日間に限られる。

第二節　日本国の企業内転勤者

1　ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業の経営者及び役員並びに専門家（それぞれ2及び3に定義するものに限る。以下この1において同じ。）であって、異動に先立ち少なくとも一年間当該日本国の企業によって雇用されているものが、一時的に企業内転勤者として当該業務上の拠点に異動する場合には、入国及び当初三年間の一時的な滞在が許可されるものとし、その滞在の期間は、ベトナムにおける当該業務上の拠点の運営の期間の範囲内であることを条件として、更新することができる。この場合において、当該日本国の企業の業務上の拠点における経営者及び役員並びに専門家の総数の少なくとも二十パーセントは、ベトナムの国民であることを条件とする。ただし、一の企業につき少なくとも三人の経営者及び役員並びに専門家については、ベトナムの国民でなくとも入国及び一時的な滞在が許可される。

2　経営者及び役員とは、事業に係る役員会若しくは株主総会又はそれらに相当するものから一般的な監督又は指示のみを受けつつ、ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業の経営についての指示（当該業務上の拠点又はその一部門若しくは部局に対する指示、監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務についての監督又は管理並びに雇用及び解雇を独自に行い、又は雇用、解雇その他の人事に関する事項について勧告を行う権限の保持を含む。）を主として行う者であって、当該業務上の拠点による実際のサービスの提供に関する業務を直接行わないものをいう。

3　専門家とは、機関において業務を行う自然人であって、高度の水準の専門的知識を有し、かつ、当該機関のサービス、研究設備、技術又は経営に関する知識を有するものをいう。そのような知識を評価するに当たっては、業務上の拠点に特有の事情に関する知識に加え、特定の技術的知識を必要とする種類の業務又は貿易に関し、当該自然人が高度の水準の技能又は資格を有しているか否かについても、考慮する。専門家には、許可制の職業に従事する者を含むことができるが、それに限られない。

4　ベトナムの国民によって代替することができず、かつ、ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業のベトナム国内での活動に参加させるため当該企業によってベトナム国外において雇用される経営者及び役員並びに専門家（それぞれ2及び3に定義するものに限る。）は、関連する雇用契約上の雇用期間又は三年間のいずれか短い期間（この期間は、当該経営者及び役員並びに専門家と当該業務上の拠点との間の雇用契約上の雇用期間の範囲内であることを条件として、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第三節　ベトナムにある公私の機関との間の契約に基づいて業務活動に従事する日本国の自然人

ベトナム国内に業務上の拠点を有しない日本国の企業の被用者である自然人は、九十日間又は契約期間のいずれか短い期間、入国及び滞在することができる。ただし、次の(a)から(e)までに規定する条件及び要件が適用されることを条件とする。

(a)　当該日本国の企業は、ベトナム国内において業務活動に従事しているベトナムの企業からサービスの提供に関する契約を得ていなければならない。ベトナムの権限のある当局は、当該契約が有効なものであることを保証するために必要な手続を設ける能力を有しなければならない。

(b)　当該自然人は、次の(i)から(iii)までに規定するものを有しなければならない。

(i)　大学の学位又はそれと同等の水準の知識を有することを示す文書であって、技術に関する資格に係るもの

(ii)　関連する分野における活動を行うためにベトナムの法令に従って要求される場合には、職業上の資格

(iii)　当該分野における少なくとも五年間の職業経験

(c)　当該サービスの提供に関する契約の対象となる当該自然人の数は、ベトナムの法令及び要件に従って決定される人数であって、当該契約を履行するために必要なものを超えてはならない。

(d)　当該自然人は、ベトナム国内に業務上の拠点を有しない日本国の企業によって二年以上の期間雇用されており、及びその間前節3に規定する「専門家」の要件を満たしていなければならない。

(e)　当該自然人の入国及び一時的な滞在は、電子計算機サービス及び関連のサービス（ＣＰＣ八四一―八四五、八四九）並びにエンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七二）について認められる。

注釈　この(e)の規定の適用上、「ＣＰＣ」及びそれに続く番号は、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）による。

第四節　業務上の拠点の設立に責任を有する日本国の自然人

日本国のサービス提供者である法人の経営者及び役員（第二節2に定義するものに限る。）であって、当該サービス提供者の業務上の拠点をベトナム国内に設立することに責任を有するものは、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、(i)当該経営者及び役員がサービスの販売又は提供に直接従事せず、(ii)当該サービス提供者が事業の主要な拠点を日本国内に有し、及びベトナム国内に他の業務上の拠点を有しないことを条件とする。当該自然人の滞在は、九十日間に限られる。

第五節　看護業務に従事する日本国の自然人

ベトナムの法令により看護師としての資格を有する日本国の自然人については、当初三年間（ベトナムの関係法令に従って更新することができる。）、看護業務を行うために入国及び一時的な滞在が許可される。

審査報告書

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十三日

外交防衛委員長　榛葉賀津也

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とスイス連邦との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、幅広い分野において、両国間における経済上の連携が強化され、そのことを通じ、両国経済が一段と活性化され、また、両国関係が一層緊密化されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年五月二十八日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

目次

前文
第一章　総則
第一条　目的
第二条　適用範囲
第三条　一般的定義
第四条　透明性
第五条　秘密の情報
第六条　租税
第七条　他の協定との関係
第八条　特恵的な協定
第九条　環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易の促進
第十条　実施取極
第二章　物品の貿易
第十一条　定義
第十二条　適用範囲
第十三条　物品の分類
第十四条　内国民待遇
第十五条　輸入関税
第十六条　輸出関税
第十七条　関税上の評価
第十八条　輸入及び輸出の制限
第十九条　輸出補助金

第二十条　二国間セーフガード措置
第二十一条　国際収支の擁護のための制限
第二十二条　一般的例外及び安全保障のための例外
第二十三条　原産地規則
第二十四条　物品の貿易のための運用上の手続規則
第二十五条　一般的な見直し
第三章　税関手続及び貿易円滑化
第二十六条　適用範囲
第二十七条　定義
第二十八条　透明性
第二十九条　通関
第三十条　一時輸入及び通過物品
第三十一条　協力及び情報の交換
第三十二条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会
第四章　衛生植物検疫措置
第三十三条　適用範囲
第三十四条　権利及び義務
第三十五条　衛生植物検疫措置に関する協議
第三十六条　第十四章の規定の不適用
第五章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
第三十七条　適用範囲
第三十八条　協力
第三十九条　照会所
第四十条　適合性評価手続の結果の受入れ
第四十一条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第四十二条　第十四章の規定の不適用
第六章　サービスの貿易
第四十三条　適用範囲
第四十四条　定義
第四十五条　最恵国待遇
第四十六条　市場アクセス
第四十七条　内国民待遇
第四十八条　国内規制
第四十九条　承認
第五十条　自然人の移動
第五十一条　独占及び排他的なサービス提供者
第五十二条　商慣習
第五十三条　支払及び資金の移転
第五十四条　国際収支の擁護のための制限
第五十五条　一般的例外
第五十六条　安全保障のための例外
第五十七条　留保に係る表
第五十八条　留保に係る表の修正
第五十九条　透明性
第六十条　見直し
第六十一条　附属書
第七章　自然人の移動
第六十二条　適用範囲
第六十三条　一般原則
第六十四条　定義
第六十五条　入国及び一時的な滞在の許可
第六十六条　情報の提供

第六十七条　迅速な申請手続
第六十八条　出入国管理に関する法令に基づく措置
第六十九条　一般的例外及び安全保障のための例外
第八章　電子商取引
第七十条　適用範囲
第七十一条　一般規定
第七十二条　定義
第七十三条　デジタル・プロダクトの無差別待遇
第七十四条　サービスの無差別待遇
第七十五条　市場アクセス
第七十六条　関税
第七十七条　国内規制
第七十八条　電子署名及び認証サービス
第七十九条　貿易実務に係る文書の電子化
第八十条　オンラインの消費者の保護
第八十一条　民間部門の参加
第八十二条　協力
第八十三条　例外
第九章　投資
第八十四条　適用範囲
第八十五条　定義
第八十六条　一般的な待遇及び保護
第八十七条　内国民待遇
第八十八条　最恵国待遇
第八十九条　資金の移転
第九十条　留保
第九十一条　収用及び補償
第九十二条　争乱の際の待遇
第九十三条　代位
第九十四条　投資家と締約国との間の投資紛争の解決
第九十五条　一般的例外及び安全保障のための例外
第九十六条　特定措置の履行要求の禁止
第九十七条　一時的なセーフガード措置
第九十八条　信用秩序の維持のための措置
第九十九条　特別な手続
第百条　租税に係る課税措置
第百一条　健康、安全及び環境に関する措置
第百二条　見直し
第十章　競争
第百三条　反競争的行為に対する措置
第百四条　反競争的行為に対する取組に関する協力
第百五条　協議
第百六条　第五条1及び第十四章の規定の不適用
第十一章　知的財産
第百七条　一般規定
第百八条　内国民待遇
第百九条　最恵国待遇
第百十条　手続事項の効率性の向上
第百十一条　知的財産権の取得
第百十二条　透明性
第百十三条　知的財産の保護についての啓発の促進
第百十四条　著作権及び関連する権利

第百十五条　商標
第百十六条　意匠
第百十七条　特許
第百十八条　植物の新品種
第百十九条　地理的表示及び関連する表示
第百二十条　不正競争
第百二十一条　販売承認手続における試験データの取扱い
第百二十二条　権利行使に関する一般規定
第百二十三条　国境措置に係る権利行使
第百二十四条　民事上の救済に係る権利行使
第百二十五条　刑事上の制裁に係る権利行使
第百二十六条　インターネット・サービス・プロバイダ
第百二十七条　協力
第百二十八条　知的財産に関する小委員会
第百二十九条　安全保障のための例外
第十二章　政府調達
第百三十条　現行の権利及び義務
第百三十一条　照会所
第百三十二条　追加的な交渉
第十三章　経済関係の緊密化
第百三十三条　基本原則
第百三十四条　経済関係の緊密化に関する小委員会
第百三十五条　連絡部局
第百三十六条　次章の規定の不適用
第十四章　紛争解決
第百三十七条　一般規定
第百三十八条　適用範囲
第百三十九条　協議
第百四十条　あっせん、調停又は仲介
第百四十一条　仲裁裁判所の設置
第百四十二条　仲裁裁判所の任務
第百四十三条　仲裁裁判手続
第百四十四条　仲裁裁判手続の停止又は終了
第百四十五条　裁定の実施
第百四十六条　費用
第百四十七条　その他の規定
第十五章　協定の運営
第百四十八条　合同委員会
第百四十九条　両締約国間の連絡
第十六章　最終規定
第百五十条　目次及び見出し
第百五十一条　附属書及び注釈
第百五十二条　改正
第百五十三条　効力発生
第百五十四条　終了
附属書一（第二章関係）　第十五条に関する表
附属書二（第二章関係）　原産地規則
附属書三（第六章関係）　留保に係る表
附属書四（第六章関係）　サービスの国内規制に関する規律
附属書五（第六章関係）　サービス提供者の資格の承認
附属書六（第六章関係）　金融サービス
附属書七（第六章関係）　電気通信サービス

附属書八（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束
附属書九（第九章関係）　留保に係る表
附属書十（第十一章関係）　地理的表示

前文

日本国及びスイス連邦（以下「スイス」といい、日本国及びスイスを「両締約国」という。）は、

国際化及び技術の進歩によってもたらされる、活力に満ち、かつ、急速に変化する国際環境が、様々な経済上及び戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、

長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締約国間の多年にわたる友好関係及びきずなを意識し、また、この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

国際法上の義務（国際連合憲章に規定されるものを含む。）及び世界人権宣言の原則に従った、民主主義、法の支配、人権及び基本的自由についての両締約国の約束を再確認し、

両締約国間の二国間関係が貿易の自由化及び円滑化並びに協力を通じた互恵的な経済上の連携を構築することにより高められるであろうことを信じ、

経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野における両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたらすであろうことを確信し、

経済上の連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めるであろうことを認識し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

貿易に対する不必要な障害をもたらすことなく国際貿易の安全を確保すること及びその分野における両締約国間の協力を更に深めることの重要性を認識し、

この協定を実施するに当たり、環境を保全し、及び保護するよう努め、持続可能な開発の目的に従って天然資源を最も適当な形で利用することを促進し、並びに気候変動の課題に十分に対処することを決意し、

この協定が様々な経済分野における両締約国間の協力の更なる活性化の基礎を築くことを信じ、

両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b) 両締約国における投資の機会を増大させ、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。

(c) 各締約国における競争法令の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

(d) 知的財産の保護を確保し、及びその分野における協力を促進すること。

(e) 両締約国の供給者が両締約国における政府調達に参加する機会を増大させること。

(f) この協定の実施及び紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

第二条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、適用可能な限り、両締約国の領域に適用する。

第三条　一般的定義

この協定の適用上、

(a)　締約国の「区域」とは、

(i)　日本国については、日本国の領域並びにその領海の外側に位置する区域（海底及びその下を含む。）であって、日本国が国際法及び日本国の法令に基づき主権的権利又は管轄権を行使するすべてのものをいう。

(ii)　スイスについては、スイスの領域をいう。

(b)　締約国の「関税地域」とは、当該締約国の関税法令が施行されている領域をいう。スイスの関税地域は、千九百二十三年三月二十九日のスイス連邦とリヒテンシュタイン公国との間の関税同盟条約が有効である限り、リヒテンシュタイン公国の領域を含む。

(c)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(d)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(e)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、実施されるものをいう。

(f)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(g)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第四条　透明性

1　各締約国は、一般に適用される自国の法令、行政上の手続、司法上の決定及び行政上の決定並びに自国が締結している国際協定であって、この協定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを、速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　各締約国は、公衆からの要請があった場合には、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公衆が入手できるよう確保するために最善の努力を払う。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関し、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4　各締約国は、この協定の運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、当該法令又は行政上の手続が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と、当該法令又は行政上の手続の導入又は変更が効力を生ずる時との間に、適当な期間を置くよう努める。

第五条　秘密の情報

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるであろうものの提供を要求するものではない。

2　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

3　2の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、当該情報を提供した締約国の事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。

第六条　租税

1　次の規定は、租税に係る課税措置に関連を有する。

(a)　第十四条の規定。さらに、他の規定であって、同条の規定を千九百九十四年のガット第三条の規定と同じ程度に実施するために必要なもの

(b)　第六章の規定

(c)　第九章の規定（第百条に規定するものに限る。）

(d)　第十一章の規定

(e)　第十二章の規定

2　この協定のいかなる規定も、二重課税の回避に関する協定に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。ただし、第六章、第九章及び第十一章の規定の適用を妨げない。この協定と二重課税の回避に関する協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該二重課税の回避に関

する協定が優先する。

3　一方の締約国が、他方の締約国によって適用される租税に係る課税措置が1に規定する規定以外の規定の実施に悪影響を及ぼすと認める場合には、両締約国は、当該一方の締約国の要請に基づき、第十四章に規定する紛争解決手続を利用することなく相互に満足すべき解決を得るために協議する。

第七条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定との間で抵触が生ずる場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

第八条　特恵的な協定

1　この協定は、この協定に規定する権利及び義務に悪影響を及ぼさない限りにおいて、関税同盟、自由貿易地域及び国境貿易のための取決めその他の特恵的な協定の維持又は設定を妨げるものではない。

2　一方の締約国は、第三国との間で関税同盟を設定する場合には、その旨を他方の締約国に通報する。両締約国は、当該他方の締約国の要請に基づき、当該関税同盟がこの協定の実施に対して及ぼすおそれのある影響について検討するために協議する。

第九条　環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易の促進

1　両締約国は、環境保護及び開発に関する目標（例えば、衛生の改善、汚染の防止、再生可能なエネルギーの持続的な促進及び気候変動に関連する目標）の達成に寄与する技術及び製品の取得を容易にするため、環境に関する産品及び環境関連サービスの貿易及び普及を奨励する。

2　両締約国は、1に規定する目的を追求するに当たり達成された進展についての見直しを、定期的に合同委員会において行う。

第十条　実施取極

両締約国政府は、この協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第二章　物品の貿易

第十一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「二国間セーフガード措置」とは、第二十条2に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(b)　「輸出関税」とは、産品の輸出に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金であって、千九百九十四年のガット第八条の規定に適合して課されるものを含まない。

(c)　「輸入関税」とは、産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（あらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　締約国の関税地域の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定及び世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金であって、千九百九十四年のガット第八条の規定に適合して課されるもの

(d)　「物品の課税価額」とは、従価による輸入関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(e)　「国内産業」とは、締約国の関税地域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の当該関税地域内の総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(f)　「輸出補助金」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定（以下「農業協定」という。）第九条1(a)から(f)までに掲げる輸出補助金をいう。

(g)　「原産品」とは、附属書二の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(h)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(i)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第十二条　適用範囲

この章の規定は、統一システムのいずれかの類の物品であって、両締約国の関税地域間で取引されるものについて、この章に規定するところにより、適用する。

第十三条　物品の分類

両締約国の関税地域間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第十四条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の関税地域の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととする。

第十五条　輸入関税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、当該一方の締約国の及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国の表に定める条件に従って、輸入関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について1の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

3　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、当該一方の締約国の及び他方の締約国の原産品であって、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国の表に定める条件に従って適用される税率より輸入関税を引き上げてはならない。

第十六条　輸出関税

いずれの一方の締約国も、自国の関税地域から他方の締約国の関税地域に輸出される産品について、いかなる輸出関税も新設し、又は維持してはならない。

第十七条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）第一部の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、両締約国の関税地域間で取引される物品の課税価額の決定について適用する。

第十八条　輸入及び輸出の制限

一方の締約国は、他方の締約国の関税地域の産品の輸入について又は他方の締約国の関税地域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、輸入関税及び輸出関税以外の禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条の規定その他の世界貿易機関設立協定の関連規定に基づく義務に適合しないものを、自国の関税地域において新設し、又は維持しないことを確保する。

第十九条　輸出補助金

附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いずれの締約国の関税地域においても、いかなる輸出補助金も新設され、又は維持されてはならない。

第二十条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第十五条の規定に従って他方の締約国の原産品の輸入関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量（絶対量であるか自国の関税地域内の生産量に比較しての相対量であるかを問わない。）で自国の関税地域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　輸入関税の段階的な引下げの対象となる1に規定する他方の締約国の原産品について、輸入関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　1に規定する他方の締約国の原産品について、次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで輸入関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

3　締約国は、附属書一の自国の表に定める条件に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

4　締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（以下「セーフガード協定」という。）第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。当該調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

5　次の条件及び制限は、二国間セーフガード措置について適用する。

(a)　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(i)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する4に規定する調査を開始する場合

(ii)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(b)　(a)に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、当該通報において、すべての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該通報には、次の事項を含める。

(i)　(a)(i)の場合については、調査の開始の理由に加えて、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(ii)　(a)(ii)の場合については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

(c)　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、4に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び6に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を与える。

(d)　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、その適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計期間は、三年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

(e)　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

(f)　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品については、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における輸入関税の税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

6(a)　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される輸入関税の増大分と実質的に等価値の対応を輸入関税に関する譲許について講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

(b)　両締約国が5(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合には、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この章に基づく輸入関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する当該締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間に限り、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。

7　各締約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

8　各締約国は、二国間セーフガード措置をとるに当たり、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続に従う。

9(a)　遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が当該一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの明白な証拠があるという仮の決定に基づき、2(a)又は(b)に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

(b)　一方の締約国は、(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面による通報を行う。当該暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協議を開始する。

(c)　(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、4に定める関連する要件が満たされるものとする。当該暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、5(d)に規定する期間に算入される。

(d)　5(f)、7及び8の規定は、(a)に規定する暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。当該暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された輸入関税は、その後行われる4に規定する調査により原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定が行われない場合には、払い戻される。

10　5(a)及び9(b)に規定する書面による通報その他のこの条の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語で行う。

11　両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直しを行う。

12　この章のいかなる規定も、一方の締約国が、次のいずれかの規定に従い他方の締約国の原産品に対してセーフガード措置をとることを妨げるものではない。

(a)　千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定

(b)　農業協定第五条の規定

第二十一条　国際収支の擁護のための制限

1　この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解に規定する条件及び手続に従うものとする。

2　この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

第二十二条　一般的例外及び安全保障のための例外

千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、この章の規定の適用上、これらの規定を適用する。

第二十三条　原産地規則

原産地規則に関する規定については、附属書二で定める。

第二十四条　物品の貿易のための運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する。両締約国の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この章の規定に基づく任務を遂行する。

第二十五条　一般的な見直し

両締約国は、この章の規定及び附属書一の両締約国の表についての一般的な見直しをこの協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行う。両締約国は、その見直しの結果合意する場合には、この章の規定及び附属書一の両締約国の表に基づく市場アクセスの改善の可能性についての交渉を開始することができる。

第三章　税関手続及び貿易円滑化

第二十六条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国の関税地域間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、それぞれ自国の法令に従い、かつ、各締約国の税関当局の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第二十七条　定義

1　この章の規定の適用上、

(a)　「ＡＴＡ条約」とは、千九百六十一年十二月六日にブラッセルで作成された物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約をいう。

(b)　「税関当局」とは、附属書二の第一条(c)に定義する税関当局をいう。

(c)　「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局がその権限の範囲内で運用し、及び執行する法令であって、関税、課徴金その他の税に関するもの及び禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第二十八条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者につ

いても、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮することができるよう、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って容易に利用可能なものとする。ただし、そのような事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

第二十九条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国の関税地域間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　関税協力理事会の主催の下で採択される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に税関手続を可能な限り調和させること。

(d)　適当な場合には、自国の税関当局と次の当局等との間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(iii)　第三国の税関当局

3　各締約国は、影響を受ける当事者に対し、税関に係る事項に関連する自国の行政上の行為についての行政上及び司法上の審査のための手段であって、容易に利用可能なものを提供する。

第三十条　一時輸入及び通過物品

1　各締約国は、ＡＴＡ条約に従い、両締約国の関税地域間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にする。

2　各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国の関税地域からの通過物品又は他方の締約国の関税地域への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。

3　両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国の関税地域において、物品の一時輸入のための通関手帳（ＡＴＡ条約の例によるものに限る。）の使用及び通過物品の通関の円滑化を促進するよう努める。

4　この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受けて物品を関税地域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されなければならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加えられることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。

第三十一条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において協力し、及び情報を交換する。

2　第五条1の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

3　この条の規定に基づく協力及び情報の交換（秘密の情報の交換を含む。）を実施するための詳細及び手続については、実施取極第二章で定める。

第三十二条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、附属書二の第三十条に従って設置される原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会は、同条に規定する任務を遂行する。

第四章　衛生植物検疫措置

第三十三条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であって、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第三十四条　権利及び義務

衛生植物検疫措置の適用に関する協定は、衛生植物検疫措置に関する両締約国の権利及び義務について適用する。

第三十五条　衛生植物検疫措置に関する協議

1　両締約国は、相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、両締約国が合意する時期及び場所において、科学に立脚した協議を行う。

2　1に規定する協議は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の職員の間で行う。

第三十六条　第十四章の規定の不適用

第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第五章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第三十七条　適用範囲

1　この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2　この章の規定は、あらゆる産品（その原産地を問わない。）に関する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

3　この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

4　この章に規定する場合を除くほか、貿易の技術的障害に関する協定は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する両締約国の権利及び義務について適用する。

第三十八条　協力

1　両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらさないことを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力を強化する。当該協力の強化の結果により適当な場合には、分野別の取決めを行う。

2　1の規定に基づく協力には、次の事項を含めることができる。

(a)　両締約国の強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報（国際規格と両締約国の強制規格の調和に関する情報を含む。）の交換を行うこと。

(b)　適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する活動に共同で貢献すること。

(c)　強制規格及び適合性評価手続の基礎として国際規格の役割を強化すること。特に、関連する国際規格に基づいて、適合性評価機関の認定及び適合性評価手続の結果の受入れを促進すること。

第三十九条　照会所

一方の締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からのすべての妥当な照会に応じ、並びに適当な場合には他方の締約国が知るべきであると考えるその他の関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定する。

第四十条　適合性評価手続の結果の受入れ

1　一方の締約国は、特定の産品に関して強制規格に適合していることについての明確な保証が必要とされる場合には、他方の締約国から輸入される当該産品の供給者に対し、適合性評価手続への無差別の原則に基づくアクセスを与えることを確保する。

2　一方の締約国は、他方の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、可能なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合していることについて、当該他方の締約国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と同等の保証を与えるものであると当該一方の締約国が認める場合に限る。適合性評価手続の結果の受入れに関し、適合性評価機関に対する認定が国際標準化機関によって作成される関連する基準又は指針に従って行われる場合には、十分な技術的知見に基づくものであるとの推定が確立される（反証が許される）ものとする。

3　両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定6.1.1及び6.1.2に規定する事項に関し、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることを認める。当該協議については、次条に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会において行う。

4　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合において適当なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れていない理由について説明する。

第四十一条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定に基づく協力を調整し、及び円滑にすること。

(b)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(d)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。

(e)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者を招請することができる。これらの代表者はすべて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものとする。小委員会は、特定の任務を遂行するための特別作業部会を設置することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第四十二条　第十四章の規定の不適用

第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第六章　サービスの貿易

第四十三条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置であって、中央、地域又は地方の政府及び機関がとり、並びに非政府機関が中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとるものについて適用する。この章の規定は、すべてのサービス分野について適用する。

2　この章の規定は、航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、適用しない。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(a)　航空機の修理及び保守のサービス

(b)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(c)　コンピュータ予約システム（ＣＲＳ）のサービス

3　第四十五条から第四十七条までの規定は、政府機関が政府用として購入するサービスの調達（商業的再販売を行うこと又は商業的販売のためのサービスの提供に利用することを目的として購入するものを除く。）を規律する法令及び要件については、適用しない。

第四十四条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　法人の設立、取得又は維持

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持

(c)　「コンピュータ予約システム（ＣＲＳ）のサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d)　「直接税」とは、所得若しくは財産の全部又は所得若しくは財産の要素に対するすべての租税（財産の譲渡によって生ずる収益に対する租税、遺産、相続及び贈与に対する租税、企業が支払う賃金又は給与の総額に対する租税並びに財産の価額の上昇に対する租税を含む。）をいう。

(e)　「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。

(f)　(i)　法人が締約国の者によって「所有」されるとは、当該者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(ii)　法人が締約国の者によって「支配」されるとは、当該者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は

当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。

(g) 「締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。

(i) (A) 当該締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、いずれかの締約国の区域内において実質的な事業活動に従事しているもの

(B) 当該締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、世界貿易機関のいずれかの加盟国の区域内において実質的な事業活動に従事しているもの。ただし、当該法人が、当該締約国の自然人又は(A)に規定するすべての条件を満たす法人によって所有又は支配されている場合に限る。

(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人

(A) 当該締約国の自然人

(B) (i)に規定する当該締約国の法人

(h) 「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(i) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。

(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置

(ii) サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(iii) 当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置

(j) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。

(k) 「締約国の自然人」とは、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(i) 日本国については、日本国の国民であること。

(ii) スイスについては、

(A) スイスの国民であること。

(B) スイスに居住する永住者であること。

(l) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。

(m) 「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングのすべての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。

(n) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。

(o) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。

(p) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。

(i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。

(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス

(q) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(r) 「サービス提供者」とは、サービスを提供し、又は提供しようとする者をいう。

注釈　法人がサービスを直接ではなく、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供し、又は提供しようとする場合には、当該サービス提供者（すなわち、当該法人）に対し、この章の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が当該業務上の拠点を通じて与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点に及ぼされるものとし、サービスが提供され、又は提供されようとする締約国の区域外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。

(s) 「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(t)　「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(u)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第四十五条　最恵国待遇

1　サービス貿易一般協定第七条の規定に従ってとる措置を妨げることなく、かつ、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える。

2　この章の規定は、特定の地域で生産され、かつ、消費されるサービスを国境に隣接する地域に限定して交換することを容易にするため、締約国が隣接国に対して有利な待遇を与えることを妨げるものと解してはならない。

3　1の規定は、締約国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条又は第五条の二の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇については、適用しない。

4　一方の締約国が3に規定する種類の協定を締結し、又は改正する場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対して遅滞なく通報するとともに、当該他方の締約国に対し、当該協定に基づいて与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があった場合には、当該協定に基づいて与える待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み入れることについて交渉する。

第四十六条　市場アクセス

1　一方の締約国は、第四十四条(t)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第五十七条に規定する自国の留保に係る表に従って待遇を与える。

注釈　締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において市場アクセスに関する別段の留保を行わない限り、国境を越える資本の移動が第四十四条(t)(i)に規定する提供の態様によって提供されるサービスの重要な部分である場合には、当該資本の移動を認めることを約束したこととする。

締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において市場アクセスに関する別段の留保を行わない限り、第四十四条(t)(iii)に規定する提供の態様によってサービスが提供される場合には、自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第四十七条　内国民待遇

1　第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定は、締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避に関する国際協定の適用対象となるものについては、第十四章の規定に基づく紛争解決手続において、この条の規定を援用することができない。

第四十八条　国内規制

1　各締約国は、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　締約国の権限のある当局は、サービスの提供のために自国による許可が必要な場合には、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。当該締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。

4(a)　各締約国は、次の態様により免許要件、免許の手続、資格要件、資格の審査に係る手続及び技術上の基準を適用する。

(i)　客観的かつ透明性のある基準（サービスを提供する能力等）に基づく態様

(ii)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならない態様

(iii)　免許の手続並びに技術上の基準及び資格要件に関連する確認のための手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

(b)　締約国が(a)の規定に基づく義務を遵守しているか否かを決定するに当たり、当該締約国が適用する関係国際機関の国際規格を考慮する。

注釈　「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。

5　1から4までの規定は、締約国がサービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った分野についてのみ、当該締約国を拘束する。

注釈　この5の規定の適用上、「分野」とは、サービス貿易一般協定に基づく締約国の約束表に特定された関連するサービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野をいう。

6　一方の締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続であって、当該影響を受けた他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて速やかにこれを審査し、及び正当とされる場合には適当な救済を与えるものを維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、そのような訴訟手続が行政上の決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該訴訟手続が客観的かつ公平な審査を実際に認めるものであることを確保する。

7　両締約国は、適当な場合には、サービス貿易一般協定第六条4に規定する交渉において合意される規律をこの章の規定に組み入れるため、当該交渉の結果について共同で見直しを行う。

第四十九条　承認

1　一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認するよう求める当該他方の締約国の要請に対して妥当な考慮を払う。そのような承認は、当該他方の締約国との協定若しくは取決めに基づいて、又は自主的に、行うこと

ができる。

2　一方の締約国は、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を協定又は取決めに基づいて承認する場合には、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に行う場合には、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

3　締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たり、国の間を差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で承認を行ってはならない。

第五十条　自然人の移動

1　この条の規定は、サービスの提供に関し、締約国のサービス提供者である自然人及び締約国のサービス提供者が雇用する締約国の自然人に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　一方の締約国の特定の約束であって、サービスを提供する他方の締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置に適用されるものについては、附属書八に定める。附属書八の規定の対象となる自然人については、この章に規定する条件に従ってサービスを提供することを認める。

4　この章の規定の適用上、第六十二条3の規定を準用する。

第五十一条　独占及び排他的なサービス提供者

1　締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第四十五条から第四十七条までの規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスを提供するに当たり、直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該サービス提供者が自国の区域内において第四十六条及び第四十七条の規定に基づく自国の義務に反する態様で活動するために自己の独占的地位を濫用しないことを確保する。

3　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の区域内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

第五十二条　商慣習

1　両締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することのあることを認める。

2　第十章の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、1に規定する商慣習を撤廃することを目的として協議する。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報で公に利用可能なものを提供することによって協力する。要請を受けた締約国は、また、自国の国内法に従い、かつ、要請をした締約国による情報の秘密の保護に関して適切な協定が締結されることを条件として、利用可能な他の情報を当該要請をした締約国に提供する。

第五十三条　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する経常取引及び資本取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、この章の規定に基づく義務であって資本取引に関するものに反するような制限を資本取引に課してはならない。

第五十四条　国際収支の擁護のための制限

1　両締約国は、国際収支の擁護のための制限を課することを避けるよう努める。

2　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

3　一方の締約国が課し、又は維持する2に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　2に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、2に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

4　締約国は、2に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

5　2の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第五十五条　一般的例外

この章のいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

注釈　公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、適用する。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　この章の規定に反しない当該一方の締約国の法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　取扱いの差異が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に関する直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第四十七条の規定に合致しない措置

注釈　直接税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(i)　非居住者の租税に係る義務が当該一方の締約国の区域内に源泉のある又は所在する課税項目に関して決定されるという事実にかんがみ、非居住者であるサービス提供者に適用する措置

(ii)　当該一方の締約国の区域内における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(iii)　租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(iv)　当該一方の締約国の区域内の源泉に基づき、他方の締約国の区域内で、又は他方の締約国の区域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(v)　全世界の課税項目に対する租税が課されるサービス提供者と他のサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異にかんがみ、両者を区別する措置

(vi)　当該一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について、又は関連者の間若しくは同一の者の支店の間において、所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置

この(d)及び注釈に規定する租税に関連する用語又は概念は、(i)から(vi)までのいずれかの措置をとる当該一方の締約国の国内法に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等の若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

(e)　取扱いの差異が当該一方の締約国を拘束する二重課税の回避に関する協定又は他の国際協定若しくは国際取極における二重課税の回避についての規定の結果による場合には、第四十五条の規定に合致しない措置

第五十六条　安全保障のための例外

この章のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(ii)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(iii)　戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第五十七条　留保に係る表

1　第四十五条から第四十七条までに規定する締約国の留保に係る表は、附属書三に定める。

2　附属書三に定める締約国の留保に係る表は、次の事項を規定する。

(a)　当該締約国が維持し、いつでも更新し、又は第四十五条から第四十七条までの規定との適合性の水準を低下させることなく修正することができる現行の措置

(b)　当該締約国が採用し、維持し、又は修正することができる措置

第五十八条　留保に係る表の修正

1　一方の締約国は、附属書三に定める自国の留保に係る表を修正するとの意図を他方の締約国に通報する。当該他方の締約国が当該通報を受領した後三十日以内に書面による要請を行う場合には、両締約国は、この章の規定に基づく互恵的な約束の一般的水準が減少しないことを確保するため、必要な補償的調整について協議する。協議の要請が受領された後六十日以内に両締約国が補償について合意に達しない場合には、通報を受領した締約国は、その問題を第百四十一条3から7までに規定する手続と同一の手続に従って設置される仲裁裁判所による裁定に付託することができる。そのような仲裁裁判所は、この章の規定に基づく互恵的な約束の一般的水準が減少しないことを確保するための方法について自らの所見を提出する。第百四十三条の規定は、そのような仲裁裁判所の手続について準用する。

2　協議が要請されない場合又は1の規定に基づく通報を行った締約国が両締約国間で合意した若しくは仲裁の結果に従った補償的調整を行った場合には、その修正は、第百五十二条に規定する手続に従って附属書三に組み入れられる。

3　一方の締約国が附属書三に定める自国の留保に係る表について修正の意図を有している場合において、当該修正と同じ修正に関し、当該一方の締約国が、サービス貿易一般協定第二十一条の規定に基づき「影響を受ける加盟国」である他方の締約国の利益のために補償的調整を行ったときは、両締約国は、その補償的調整において合意した結論と同じものによって1に規定する補償について合意に達したものとみなす。

第五十九条　透明性

1　各締約国は、一般に適用されるすべての措置であってこの章の規定の運用に関連を有し、又は影響を及ぼすものを速やかに、かつ、緊急の場合を除くほか、遅くとも当該措置が効力を生ずる時までに公表する。サービスの貿易に関連を有し、又は影響を及ぼす国際協定であって、締約国が締結しているものについても公表する。

2　1に規定する情報の公表が実行可能でない場合には、当該情報は、他の方法により公に利用可能なものとする。

第六十条　見直し

1　両締約国間のサービスの貿易の更なる自由化のため、両締約国は、少なくとも二年に一回、又は合意する場合にはより頻繁に、附属書三に定める両締約国の留保に係る表についての見直しを行う。最初の見直しは、この協定の効力発生の後二年以内に行う。

2　一方の締約国が自国のサービスの分野、小分野又は活動のいずれかをこの協定の効力発生の後に自主的に更に自由化する場合には、当該一方の締約国は、そのような自主的な自由化をこの協定に組み入れるよう求める他方の締約国の要請を検討する。

第六十一条　附属書

附属書三から附属書七までは、この章の不可分の一部を成す。

第七章　自然人の移動

第六十二条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国し、及び一時的に滞在するもの

の移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な市民権、居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、附属書八に定める特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で当該措置を適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、附属書八に定める特定の約束の条件の下の利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第六十三条　一般原則

1　この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、自然人の移動を互恵主義に基づいて促進し、並びに自然人の移動のための透明性のある基準及び手続を定めたいという両締約国の希望並びに国境の安全を確保し、並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2　各締約国は、1の規定に従ってこの章の規定に関連する措置をとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第六十四条　定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(a)　日本国については、日本国の国民であること。

(b)　スイスについては、

(i)　スイスの国民であること。

(ii)　スイスの区域内においてサービス提供者である永住者であること。

第六十五条　入国及び一時的な滞在の許可

1　一方の締約国は、この章の規定、自国の関係法令及び附属書八に定める特定の約束の条件に従い、他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

2　一方の締約国は、他方の締約国の自然人の商用目的での入国及び一時的な滞在に係る申請を処理するために自国の権限のある当局が課する手数料については、必要な事務費を考慮して定めることを確保する。

第六十六条　情報の提供

1　各締約国は、附属書八に定める自国の特定の約束の対象となる自然人に関する情報（自国への入国、自国における一時的な滞在及び自国における就労に関し、これらの許可を得るに当たって効果的な申請を行うために必要な情報を含む。）を公に利用可能なものとする。そのような情報は常に最新のものとする。

2　1に規定する情報には、特に次の事項に関する説明を含める。

(a)　日本国については、附属書八に定める日本国の特定の約束の対象となるスイスの自然人に対する許可であって、日本国への入国、日本国における一時的な滞在及び日本国における就労に関するものに関連するすべての在留資格についての次の事項

(i)　査証及び在留資格認定証明書

(ii)　査証及び在留資格認定証明書の申請及び発給に係る要件及び手続（必要とされる文書、満たすべき条件及び申請の方法に関する情報を含む。）

(iii)　在留期間の更新の申請及び許可に係る要件及び手続

(b)　スイスについては、附属書八に定めるスイスの特定の約束の対象となる日本国の自然人に対する許可であって、スイスへの入国、スイスにおける一時的な滞在及びスイスにおける就労についての次の事項

(i)　査証及び就労許可のすべての分類

(ii)　査証及び就労許可の申請及び発給に係る要件及び手続（必要とされる文書、満たすべき条件及び申請の方法に関する情報を含む。）

(iii)　一時的な滞在及び就労許可の更新の申請及び許可に係る要件及び手続

3　一方の締約国は、2に規定する情報を入手することができる関連する出版物又はウェブサイトの詳細を他方の締約国に提供する。

4　一方の締約国にとって1の規定を実施することが不可能であると判明する場合には、当該一方の締約国は、2に規定する情報及び当該情報のその後の変更を直接他方の締約国に提供する。さらに、当該一方の

締約国は、当該他方の締約国の者が2に規定する情報を得ることができる自国の当局の連絡先の詳細を明示する。

5　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、可能な範囲内で、この章の規定に基づく当該他方の締約国の自然人に対する自国への入国の許可及び自国における一時的な滞在の許可に関する統計資料を当該他方の締約国が利用することができるようにする。

第六十七条　迅速な申請手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の自然人のために提出される入国の許可及び一時的な滞在の許可又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書に関し、これらの申請（その更新の申請を含む。）の審査を遅滞なく行う。

2　締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、当該申請者に通知するよう努める。

3　締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、その申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

4　締約国の権限のある当局は、入国及び一時的な滞在又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書の申請者に対し、決定を行った後不当に遅滞することなく、その申請の結果を通知するよう努める。その通知には、在留期間その他の条件を含める。

第六十八条　出入国管理に関する法令に基づく措置

この章、第一章、第十四章及び第十六章の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

第六十九条　一般的例外及び安全保障のための例外

この章の規定の適用上、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

第八章　電子商取引

第七十条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引（物品及びサービスに関するものを含む。）に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

第七十一条　一般規定

1　両締約国は、なかんずく物品及びサービスの貿易において増加している電子商取引の利用によって、特に事業及び消費者に対して経済的な成長及び機会がもたらされることを認識する。両締約国は、電子商取引の利用及び発展に対する障害を回避する重要性並びに電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成する必要性を認識する。

2　両締約国は、サービスの貿易に関連するいかなる規定も、サービスを提供するための技術的手段が異なるとの理由により、異なる適用をされないという意味における技術的中立性の原則を認識する。

3　この章の規定と第二章、第六章、次章又は第十一章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、この章以外の章の規定が優先する。

4　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定に定義する補助金

(c)　租税に係る課税措置

第七十二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「デジタル・プロダクト」とは、例えばコンピューター・プログラム、文字列、設計図、図案、ビデオ、映像及び録音物又はそれらの組合せから成るものであって、デジタル式に符号化され、及び電子的に送信されるものをいう。

注釈1　この章の規定の適用上、デジタル・プロダクトには、キャリアメディアに固定されるものは含まない。キャリアメディアに固定されるデジタル・プロダクトについては、第二章の規定に従う。

注釈2　この章の規定の適用上、デジタル・プロダクトとは、商業的販売又は流通のために生産されるものをいう。

(b)　「電子証明書」とは、利用者が電子署名を行ったことを確認するために用いられる物が、当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

(c)　「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報についてとられる措置であって、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものをいう。

(i)　当該情報が当該措置をとった者により承認されていることを示す措置であること

(ii)　当該情報が改変されていないことを確認する措置であること

(d)　「電子的な取引の当事者」とは、ある電子的な取引又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信に関与する一方の締約国の少なくとも一人の当事者及び他方の締約国の少なくとも一人の当事者の全員をいう。

(e)　「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行又は管理する様式であって、次のいずれかのものをいう。

(i)　産品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるもの

(ii)　サービスの貿易に関連して、サービス提供者により作成される必要があるもの

注釈　この章の規定の適用上、「サービスの貿易」は、第四十四条(1)に定義する「サービスの貿易」と同一の意味を有するものとする。

(f)　「電子的に送信される」とは、電磁的手段を用いて移転されることをいう。

第七十三条　デジタル・プロダクトの無差別待遇

1　一方の締約国は、第五十七条及び第九十条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、次の規定に従う。この場合において、これらの留保に係る表を準用する。

(a)　当該一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、自国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用してはならない。一方の締約国が、他方の締約国によってこの協定の効力発生の前にそのような性格の措置が採用され、かつ、当該効力発生の後においても当該措置が維持されていることを特定する場合には、当該他方の締約国は、当該措置を撤廃するよう努める。

(b)　当該一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、第三国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用し、又は維持してはならない。

2　一方の締約国は、1の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、デジタル・プロダクトが自国、他方の締約国又は第三国のいずれのデジタル・プロダクトであるかを誠実に決定する。そのような決定は、透明性のある、客観的、合理的かつ公正な態様で行う。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、デジタル・プロダクトの原産地を決定するための方法について説明する。

4　両締約国は、デジタル・プロダクトの原産地を決定するための基準をこの協定に組み入れることを検討することを目的として当該基準の作成を促進するため、国際機関及び国際的な場において協力する。

5　両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年を経過した後、この条の規定について見直しを行う。

第七十四条　サービスの無差別待遇

各締約国は、電子商取引を規律する自国の措置が、電子的に送信されるサービスの提供について、他の手段により提供される同種のサービスの提供との間で差別するものとならないことを確保する。

第七十五条　市場アクセス

各締約国は、第五十七条及び第九十条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、電子商取引を不当に禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならない。この場合において、これらの留保に係る表を準用する。

第七十六条　関税

1　両締約国は、電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を維持する重要性を認識しつつ、当該慣行をこの協定に組み入れることを検討することを目的として、当該慣行を世界貿易機関の枠組みにおいて拘束力を有するものとするよう協力する。

2　1の規定に関連して、両締約国は、電子的な送信に関税を賦課しないという自国の現在の慣行であって、二千五年十二月の香港閣僚宣言第四十六項に基づくものを確認する。

第七十七条　国内規制

各締約国は、電子商取引に影響を及ぼす自国のすべての措置が、透明性のある、客観的、合理的かつ公平な態様で実施され、及び必要以上に大きな負担とならないことを確保するよう努める。

第七十八条　電子署名及び認証サービス

1　いずれの締約国も、電子署名に関して次の法令を採用し、又は維持してはならない。

(a)　電子的な取引の当事者が、当該取引のための、又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信のための適切な電子署名の方式を相互に決定することを禁止する法令

(b)　電子的な取引の当事者に対し、当該取引において、又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信において、電子署名に関する法的な要件が満たされていることを裁判所において証明する機会を与えることを妨げる法令

(c)　電子的な取引の当事者が、当該取引に関する紛争を付託する裁判所を選択することを妨げる法令

2　1の規定にかかわらず、各締約国は、電子的な取引の特定の種類又は当該取引に重要な関連を有する電子的な通信の特定の種類について、電子署名が特定の実施基準を満たすこと又は自国の国内法令に従って認定若しくは承認された認証サービスの提供者によって発行される特定の電子証明書に基づくものであることを要求することができる。ただし、次に掲げる要件を満たすことを条件とする。

(a)　その要求が、正当な政策目的に資するものであること。

(b)　その要求が、(a)に規定する目的の達成に実質的に関連するものであること。

3　この条の規定は、各締約国の国内法令の下で電子的に行うことが認められていない取引については、又は当該取引に重要な関連を有する通信については、適用しない。

4　一方の締約国は、認証サービスの提供者が他方の締約国の法令の下で既に認定又は承認を得ているときは、自国の電子署名及び認証サービスに関する法令に従って、当該提供者についての認定又は承認の手続を容易にするよう努める。

第七十九条　貿易実務に係る文書の電子化

1　各締約国は、貿易実務に係る文書のすべてについて、公衆による電子的な形式での利用を可能なものとするよう努める。

2　各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該文書が書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

3　両締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、二国間で、及び国際的な場において協力する。

第八十条　オンラインの消費者の保護

1　両締約国は、電子商取引のための透明性のある、かつ、効果的な措置であって、消費者の保護に関するもの及び消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持する重要性を認識する。

2　両締約国は、消費者の保護を促進するため、両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間において協力が行われることが重要であることを認識する。

3　両締約国は、次に掲げる事項の重要性を認識する。

(a)　それぞれ自国の国内法令に従い、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための措置を採用し、又は維持すること。

(b)　当該措置を策定するに当たり、国際的な基準を考慮すること。

第八十一条　民間部門の参加

1　各締約国は、両締約国間の二国間貿易を促進するため、電子商取引を規律する規制の枠組みにより、産業界の主導による電子商取引の発展が支援されることを確保するよう努める。

2　各締約国は、電子商取引を支援するため、民間部門により、自主的な規制（行動規範、指針及び実施確保の仕組みを含む。）が採用されるよう奨励する。

第八十二条　協力

1　両締約国間の二国間の貿易の文脈における電子商取引の利用に当たり、特に中小企業が直面する障害について、両締約国は、これを特定し、及び克服するために協力する。

2　両締約国は、電子商取引の分野における情報及び経験（関連する法令及び最良の慣行についてのものを含む。）であって、特に次に掲げる事項に関連するものを共有するよう努める。

(a)　個人データに関するプライバシー

(b)　インターネットを通じて受信者の同意なしに送信される商業的メッセージ（電子メールを含む。）の防止

(c)　電子商取引に対する消費者の信頼

(d)　サイバー上の安全確保

(e)　知的財産

(f)　電子政府

(g)　公衆の道徳、特に若い世代のための倫理

3　各締約国は、自国が利用することができる現存の手段により、自国における非営利団体による電子商取引の促進を目的とした活動（情報及び意見の交換を含む。）を奨励する。

4　両締約国は、適当な場合には、関係する国際機関及び国際的な場において電子商取引のための国際的な枠組みの発展に寄与するために協力する。

第八十三条　例外

この章の規定の適用上、第二十二条、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

第九章　投資

第八十四条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、他方の締約国の投資家及び当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものについて適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の投資家により当該一方の締約国の区域内において投資された投資財産に関連するものについても適用すると了解される。

3　サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置に関して、この章の規定と第六章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、同章の規定が優先する。

第八十五条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれかが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される事業体（社団、組合、個人企業、会社、合弁企業及び団体を含む。）をいう。

(b)　「自由交換可能通貨」とは、国際的な外国為替市場で広範に取引され、かつ、国際取引において広範に使用されている通貨をいう。

(c)　「投資財産」とは、すべての種類の資産をいい、特に次のものをいう。

(i)　企業及び企業の支店

(ii)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(iii)　債権、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(iv)　金銭債権並びに企業に関連し、及び経済的価値を有する給付の請求権

(v)　無体の資産（例えば、知的財産権及びのれん）

(vi)　法律又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の養殖、探査、採取及び採掘のための権利を含む。）

(vii)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(viii)　他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(d)　「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、清算及び売却その他の処分をいう。

(e)　「投資された投資財産」とは、一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において既に設立し、取得し、及び拡張した投資財産をいう。

(f)　「締約国の投資家の投資財産」とは、当該締約国の投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されている投資財産をいう。

(g)　「締約国の投資家」とは、次のものであって、他方の締約国の区域内において投資財産に投資を行っている過程にあるか、又は既に行ったものをいう。

(i)　当該締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人

(A)　日本国については、日本国の国民であること。

(B)　スイスについては、

(aa)　スイスの国民であること。

(bb)　永住する権利を有する者

(ii)　当該締約国の関係の法律に基づいて設立され、又は組織される企業であって、当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの

(h)　「措置」とは、締約国がとるあらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

第八十六条　一般的な待遇及び保護

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。いずれの締約国も、不当又は恣意的な措置により、当該投資財産の経営、管理、運営、維

持、使用、享有、清算及び売却その他の処分を阻害してはならない。

2　一方の締約国が他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関する書面による義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立、取得又は拡張の際に当該一方の締約国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該一方の締約国は、当該義務を遵守する。

第八十七条　内国民待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八十八条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する待遇には、他の国際協定における一方の締約国と第三国との間の投資紛争の解決に関する規定によって当該第三国の投資家及びその投資財産に与えられる待遇を含まないことが了解される。

3　一方の締約国が投資の実質的な自由化を規定する自由貿易協定、関税同盟のための協定その他類似の協定を締結し、又は改正することによって第三国の投資家及びその投資財産に対し有利な待遇を与える場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、当該待遇を与える義務を負うものではない。当該一方の締約国が与える当該待遇は、遅滞なく当該他方の締約国に通報するものとし、また、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、締結し、又は改正するそのような協定に基づいて与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があった場合には、締結し、又は改正するそのような協定に基づいて与えられる待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み入れることについての交渉を開始する。

第八十九条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、利子、配当、資本利得、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収入

(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　投資財産に関連して、当該一方の締約国外において雇用している従業員の得た収入その他の報酬

(f)　第九十一条及び第九十二条の規定に従って行われる支払

(g)　第九十四条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、1に規定する資金の移転が自由交換可能通貨により行われることを確保する。資金の移転については、移転の日の市場における為替相場で行うことができるものとしなければならない。

3　1及び2の規定は、締約国が次の事項に関連する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用することを害するものではないと了解される。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪及び犯罪収益の回収

(d)　通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e)　訴訟手続又は裁決手続における判決又は命令の履行の確保

第九十条　留保

1　第八十七条、第八十八条及び第九十六条の規定は、次の措置がこれらの規定に適合しない限りにおいて適用しない。

(a)　締約国が維持し、継続し、又はいつでも更新するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書九の付録一の第一節又は付録二の第一節の自国の留保に係る表に記載するもの

(b)　(a)に規定する適合しない措置の改正又は修正（当該措置とこれらの規定との適合性の水準を低下させないものに限る。）

(c)　附属書九の付録一の第二節又は付録二の第二節の自国の留保に係る表の規定に従って締約国が採用し、又は維持する措置

2　一方の締約国は、1(b)に規定する適合しない現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は1(c)に規定する措置を採用する場合には、他方の締約国に対しその旨を通報し、及びその改正若しくは修正若しくは採用の前に、又は例外的状況においてはその後できる限り速やかに、詳細な情報を他方の締約国に提供

する。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書九に定める自国の留保に係る表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生ずる時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　両締約国は、附属書九に定める両締約国の留保に係る表に規定する留保の適用範囲を削減し、又は当該留保を撤廃するため、第百二条に規定する見直しの一環として、当該両締約国の留保に係る表についての見直しを行うことを約束する。

5　一方の締約国は、他方の締約国の要請により、又は一方的に、当該他方の締約国への書面による通報によって附属書九に定める自国の留保の全部又は一部をいつでも撤廃することができる。

6　第八十七条及び第八十八条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7　第八十七条、第八十八条及び第九十六条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第九十一条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下この章において「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の利益を目的とするものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　正当な法の手続に従ってとられるものであること。

(d)　2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2　補償の額は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までの期間を考慮した利子であって、市場において決定される商業的な利率によるものを含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により自由交換可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び自己の投資財産の評価に関し、収用を行う締約国の法律及びこの条に定める原則に従って、当該締約国の裁判所その他の独立した当局による速やかな審査を受ける権利を有するものとする。ただし、第九十四条の規定の適用を妨げない。

第九十二条　争乱の際の待遇

1　一方の締約国は、武力紛争、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する自国の区域内の事件により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により自由交換可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第九十三条　代位

一方の締約国の投資家が、自国の法律に基づいて設立され、又は組織される保険者から保険契約、保証契約又は損害のてん補に係る契約に基づいて支払を受ける場合には、他方の締約国は、当該投資家の権利又は請求権の当該保険者への譲渡を承認し、かつ、保険者が代位により当該投資家の当初の権利又は請求権と同じ範囲において権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。

第九十四条　投資家と締約国との間の投資紛争の解決

1　この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該投資家又はその投資財産に関し、この章の規定に基づく当該一方の締約国の義務の違反により損失又は損害を生じさせたものをいう。この条の規定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する紛争については、適用しない。

2　投資紛争については、可能な限り、投資家の要請により行われる協議であって、紛争当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）と投資家（以下この条において「両紛争当事者」と総

称する。）との間の友好的なものを通じて解決する。

3　紛争当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）から書面による協議の要請があった日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議により解決されない場合には、紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの機関又は規則の下の国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）によって設立される投資紛争解決国際センター（以下この条において「ＩＣＳＩＤ」という。）

(b)　ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則。ただし、いずれかの締約国のみがＩＣＳＩＤ条約を締結している場合に限る。

(c)　特別の仲裁裁判所。この場合には、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百七十六年四月二十八日に採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づいて設置される仲裁裁判所とする。

4　各締約国は、紛争投資家が、投資された投資財産に関し、投資紛争を3に規定する国際的な調停又は仲裁に付託することに同意する。

5　4の規定にかかわらず、3に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

6　紛争投資家は、次の条件を満たす場合には、投資紛争を国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　紛争投資家が、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において、投資紛争の解決のための手続を開始していないこと。

(b)　紛争投資家が、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において、投資紛争の解決のための手続を開始した場合には、紛争投資家が、当該投資紛争に係る当該手続を撤回すること。紛争投資家は、その撤回に関して、調停又は仲裁への書面による付託に当たり、いずれの締約国の法律に基づく司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関においても、この章に規定する違反に係る手続を開始又は継続する権利を放棄する旨の記述を当該付託の書面に含めなければならない。

紛争投資家は、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所において、暫定的な差止めによる救済を求める申立て（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を開始又は継続することができると了解される。ただし、当該申立てについては、当該調停又は仲裁が係属している間、紛争投資家の権利及び利益を保全することのみを目的とする場合に限り行うことができるものとする。

7　仲裁は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締約国において行う。

8　3の規定により設置される仲裁裁判所は、この章の規定及び関係する国際法の規則に従って、投資紛争につき決定する。投資紛争が第八十六条2に基づく請求を含む場合には、当該仲裁裁判所は、当該請求につき、この章の規定及び以下のものに従って決定する。

(a)　関連する投資契約に規定する法規その他両紛争当事者が合意する法規

(b)　(a)に規定する法規がない場合には、次の(i)及び(ii)に規定するもの

(i)　該当する国際法の規則

(ii)　紛争締約国の法（法の抵触に関する規則を含む。）

9　紛争締約国は、他方の締約国に対し、国際的な調停又は仲裁に付託された投資紛争について、当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に書面による通知を行い、及び仲裁において提出されるすべての主張書面の写しを提供する。

10　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この章の規定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

11　紛争締約国は、自国の免除を抗弁として主張してはならず、又は被った損失若しくは損害の全部若しくは一部について紛争投資家が保険契約、保証若しくは損害のてん補に基づく補償を既に受領し、若しくは将来受領する旨の事実を抗弁として主張してはならない。

12　いずれの締約国も、国際的な仲裁に付託された投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、紛争締約国が下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この12の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

13　仲裁の決定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。当該決定については、紛争締約

国の法律に従い、遅滞なく執行されなければならない。

第九十五条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、投資財産に投資を行っている場合について適用する。

2　サービス貿易一般協定第十四条の二1の規定は、投資された投資財産についても準用する。

3　この条の規定は、第八十六条1、第九十一条及び第九十二条の規定については、適用しない。

4　一方の締約国が1及び2の規定に基づく措置をとる例外的な場合には、当該一方の締約国は、当該措置の効力発生の前に又はその後できる限り速やかに、次に掲げるものを他方の締約国に通報する。

(a)　当該措置が影響を及ぼす分野及び小分野又は活動

(b)　当該措置が影響を及ぼすこの協定の義務又は規定

(c)　当該措置の法的根拠

(d)　当該措置の簡潔な説明

(e)　当該措置をとる目的

第九十六条　特定措置の履行要求の禁止

この章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の附属書の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第九十七条　一時的なセーフガード措置

1　両締約国は、国際収支を擁護するための制限を課することを避ける努力を払う。

2　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、投資財産に関連する国境を越える資本取引並びに投資財産に関連する支払及び資金の移転に関する制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b)　資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある例外的な場合

3　一方の締約国が採用し、又は維持する2に規定する制限的な措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　他方の締約国の投資家に対し第三国の投資家と同等の待遇を与えることを確保するものであること。

(b)　国際通貨基金協定に適合するものであること。

(c)　2に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d)　一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(e)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(f)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

4　この条のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものと解してはならない。

第九十八条　信用秩序の維持のための措置

附属書六の第六条の規定は、この章の規定について準用する。

第九十九条　特別な手続

第八十七条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資財産の設立に関連して特別な手続（例えば、居住に関する登録の要件に従うこと）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、当該一方の締約国がこの章の規定に従って当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものであってはならない。

第百条　租税に係る課税措置

1　次の規定は、各締約国の租税に係る課税措置について適用する。

(a)　第八十七条及び第八十八条の規定

(b)　当該租税に係る課税措置が第九十二条1に規定する収用を構成する限り、同条の規定

2　1(a)の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(d)及び(e)の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であって、両締約国間の二重課税の回避に関する協定の適用対象となるものについては、第八十七条の規定を援用することができない。

4　1(a)の規定の適用上、第九十四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

5　1(b)の規定の適用上、第九十四条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

第百一条　健康、安全及び環境に関する措置

両締約国は、健康、安全又は環境に関する国内措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて投資活動を奨励することが適当でないことを認める。各締約国は、自国の区域内における投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第百二条　見直し

1　投資の更なる漸進的な自由化のため、両締約国は、法的枠組み、投資環境及び両締約国の区域の間の投資の流れであって、投資に関する他の国際協定に基づく両締約国の約束に適合するものについて、この協定の発効の日の後三年以内に、その後は一定の間隔で見直しを行う。

2　1に規定する法的枠組みの見直しには、第九十条1(c)の規定に従って締約国が採用し、又は維持する措置についての見直しを含める。

第十章　競争

第百三条　反競争的行為に対する措置

1　各締約国は、反競争的行為が貿易及び投資の自由化による利益を無効にし、又は侵害することがあること並びに反競争的行為が自国の市場の効率的な機能を妨げ得ることを認識して、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2　このような措置については、透明性、無差別及び手続の公正な実施の原則に従ってとるものとする。

3　この章の規定の適用上、「反競争的行為」とは、いずれかの締約国の競争法令の下で罰則又は制裁その他の排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいい、特に次のものを含む。

(a)　日本国の競争法令上の私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法

(b)　スイスの競争法令上の企業間の不法な合意及び支配的地位を有する企業による不法な慣習

第百四条　反競争的行為に対する取組に関する協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、両締約国の競争当局間の協力関係の進展を通じて各締約国の競争法令の効果的な執行に寄与するため、及び、これにより、各締約国の競争法令の適用に関連するすべての事項について両締約国間の紛争が生ずる可能性を回避し、又は軽減するため、反競争的行為に対する取組に関して協力する。

2　この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極第三章で定める。

第百五条　協議

前条の規定に基づくすべての関係手続が行われた後、一方の締約国が反競争的行為により引き起こされた貿易上の悪影響が残っていると認める場合には、当該一方の締約国は、当該貿易上の悪影響を除去するため、他方の締約国に対し合同委員会において協議するよう要請することができる。合同委員会における協議については、

(a)　いずれかの締約国の競争当局による競争法令の執行の妥当性を検討するものであってはならない。

(b)　いずれかの締約国の競争当局が自己の権限を行使する際の独立性を侵害するものであってはならない。

第百六条　第五条1及び第十四章の規定の不適用

1　第五条1及び第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

2　この章の規定に基づく情報（秘密の情報を含む。）の交換の詳細及び手続については、実施取極第三章で定める。

第十一章　知的財産

第百七条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、それぞれの知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとる。

2　この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

(a)　第百十四条から第百二十一条までの規定の対象となるもの

(b)　貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

3　両締約国は、知的財産に関連する国際協定であって両締約国がこの協定の効力発生の日に締結しているもの及び両締約国について効力を生ずるその改正に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。当該国際協定には、次のものを含む。

(a)　貿易関連知的所有権協定

(b)　千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで

及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（以下この章において「パリ条約」という。）

(c)　千九百七十年六月十九日にワシントンで作成され、千九百七十九年九月二十八日に修正され並びに千九百八十四年二月三日及び二千一年十月三日に変更された特許協力条約

(d)　千九百七十九年九月二十八日に修正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定

(e)　千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成され、千九百八十年九月二十六日に修正された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

(f)　千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この章において「千九百九十一年のＵＰＯＶ条約」という。）

(g)　標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択され、二千六年十月三日に修正された議定書

(h)　千九百九十四年十月二十七日にジュネーヴで採択された商標法条約

(i)　千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定

(j)　千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定及び同協定の千九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定

(k)　千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され、千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正され並びに千九百七十九年九月二十八日に修正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下この章において「ベルヌ条約」という。）

(l)　千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この章において「ローマ条約」という。）

(m)　千九百七十一年十月二十九日の許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約

(n)　千九百九十六年十二月二十日にジュネーヴで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約

(o)　千九百九十六年十二月二十日にジュネーヴで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（以下この章において「実演・レコード条約」という。）

4　各締約国は、知的財産を保護するための国際的努力における次に掲げる多数国間の協定の重要性を共に認めて、まだ締約国となっていない次に掲げる多数国間の協定を批准し、又はこれに加入するよう努める。

(a)　二千年六月一日にジュネーヴで採択された特許法条約

(b)　二千六年三月二十七日にシンガポールで採択された商標法に関するシンガポール条約

(c)　千九百九十九年七月二日に外交会議により採択された意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーヴ決議書

第百八条　内国民待遇

1　一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2　この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含める。

第百九条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

2　1の規定は、いずれか一方の締約国に対し、二重課税の回避に関する協定により第三国の国民に与える待遇を他方の締約国の国民に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第百十条　手続事項の効率性の向上

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続の効率性を向上させるための適切な措置をとる。

第百十一条　知的財産権の取得

1　各締約国は、知的財産権の取得について権利が登録され、又は付与される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たされていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、登録又は付与のための手続を合理的な期間内に行うことを確保する。この場合において、知的財産権の登録又は付与のための出願が、国内出願として行われるか、又は適用可能な国際協定に基づく国際出願として行われるかについては、問わないものとする。

2　各締約国は、商標出願において適用される類の下の指定された商品及びサービスの表示についての審査に関する実務を、できる限り透明性のあるものとする。

第百十二条　透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従って可能な範囲において、次の事項を行うために利用し得る適切な措置をとる。

(a)　次の事項に関する情報を公開し、及びこれらに関する一件書類に含まれている情報を公に利用可能なものとすること。

(i)　特許の出願及び付与

(ii)　実用新案及び意匠の登録

(iii)　商標の登録出願及び登録

(iv)　集積回路の回路配置の登録

(v)　植物の新品種の登録出願及び登録

(b)　権限のある当局に対して国境措置として知的財産権の侵害物品の解放を停止するよう求める申立てに関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。

(c)　知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産の保護に関する制度に係る情報について、公衆が利用することができるようにすること。

第百十三条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第百十四条　著作権及び関連する権利

1　両締約国が締結している国際協定に定める義務に影響を及ぼすことなく、各締約国は、自国の法令に従って、著作物の著作者、実演家、レコード製作者及び放送機関に対し、それぞれ著作物、実演、レコード及び放送に関する十分かつ効果的な保護を与え、及び確保する。

2　各締約国は、実演家に対し、1に規定する保護に加えて、視覚的実演に関して、実演・レコード条約第五条及び第六条の規定に基づく保護を与え、及び確保する。

3　各締約国は、自国における放送機関が、少なくとも、放送を固定すること、放送の固定物を複製すること並びに公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において放送の利用が可能となるような状態に当該放送を有線又は無線の方法により置くことを許諾する排他的権利を有することを確保する。

4　各締約国は、自国の国内法令において、実演家の視覚的実演についての保護及び放送機関の保護に関し、実演・レコード条約第十六条に規定するものと同一の種類の制限又は例外を、当該制限又は例外がローマ条約と両立する限度において規定することができる。

5　各締約国は、著作者がその財産的権利とは別個に、当該財産的権利が移転された後においても、著作物の著作者であることを主張する権利及び当該著作物の変更、切除その他の改変又は当該著作物を害するようなその他の行為であって、当該著作者の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を有することを確保する。

6　5の規定に基づいて著作者に認められる権利は、著作者の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続する。当該権利は、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される。

7　5及び6の規定に基づいて認められる権利は、現に行っている聴覚的若しくは視覚的実演又はレコード若しくは視聴覚的固定物に固定された実演に関し、必要な変更を加えて実演家に認められる。

8　各締約国は、著作物に認められる一般的な保護期間が著作者の生存の間及びその死後少なくとも五十年であることを確保する。

9　各締約国は、関連する権利についての、及び自然人の生存期間に基づきその保護期間を計算しない著作

権についての保護期間が次の時期から少なくとも五十年であることを確保する。

(a) 著作物については、権利者の許諾を得た公表が行われた時（著作物の製作から五十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われなかった場合には、その製作の時）

(b) レコードについては、権利者の許諾を得た発行が行われた時（レコードへの固定が行われてから五十年以内に権利者の許諾を得た発行が行われなかった場合には、その固定の時）

(c) 実演については、実演が行われた時

(d) 放送については、放送が行われた時

10 各締約国は、特定の種類の著作物について、保護期間が著作者の生存の間及びその死後少なくとも七十年であること、権利者の許諾を得た公表が行われた時から少なくとも七十年であること又は著作物の製作から七十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合にはその製作の時から少なくとも七十年であることを定める。

11 締約国は、ベルヌ条約第七条及び第七条の二に規定する免除を適用することができる場合には、この条に基づく義務を免除される。

12 一方の締約国は、他方の締約国における著作権者に対し、自国の関係法令に基づき当該著作権者の著作権が登録されているか否かにかかわりなく、当該著作権の享有及び行使に関する差別的でない待遇を確保する。

第百十五条　商標

1 ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。各締約国は、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができる。

2 各締約国は、広く認識されている標章をパリ条約第六条の二並びに貿易関連知的所有権協定第十六条2及び3の規定に従って保護する。

3 両締約国は、周知商標の保護規則に関する共同勧告（周知商標の保護を促進するために千九百九十九年に工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及び世界知的所有権機関（以下この章において「ＷＩＰＯ」という。）の一般総会において採択されたもの）並びにインターネット上の商標及び標識に係るその他の工業所有権の保護規則に関する共同勧告（インターネット上の標識の保護を促進するために二千一年に工業所有権の保護に関するパリ同盟の総会及びＷＩＰＯの一般総会において採択されたもの）の重要性を再確認する。

4 登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて、同一又は類似の標識を商業上使用する結果として、混同を生じさせるおそれがある場合には、各締約国は、当該登録された商標の権利者がその使用を防止する排他的権利を有することを確保する。この4の規定の適用上、これらの標識の「使用」には、少なくとも、当該標識が付された商品又は商品の包装を輸入及び輸出することを含む。

5 4の規定は、少量の商品のみが輸入又は輸出される場合についても、適用する。ただし、そのような輸入又は輸出が、各締約国の法令の下で、登録されている商標により与えられる権利の侵害を構成する場合に限る。同一の商品又はサービスについて同一の標識が使用される場合には、混同を生じさせるおそれがあると推定される。4に規定する排他的権利は、既に与えられた他のいかなる権利も害するものであってはならず、また、両締約国が使用に基づいて権利を認める可能性に影響を及ぼすものであってはならない。

第百十六条　意匠

1 各締約国は、意匠（物品の部分についての意匠を含む。）に十分かつ効果的な保護を与えることを確保する。

2 各締約国は、保護されている意匠の権利者が、その承諾を得ていない第三者が当該保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠を用いており、又は含んでいる物品を商業上の目的で製造し、販売し、輸入し、又は輸出することを防止する権利を有することを確保する。

3 2の規定は、少量の物品のみが輸入又は輸出される場合についても、適用する。ただし、そのような輸入又は輸出が、各締約国の法令の下で、保護されている意匠により与えられる権利の侵害を構成する場合に限る。

4 各締約国は、保護期間が二十年以上であることを確保する。

第百十七条　特許

1　2及び3の規定に従うことを条件として、特許は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野（バイオテクノロジーの分野を含む。）の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について与えられる。3の規定に従うことを条件として、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく、特許が与えられ、及び特許権が享受される。

2　各締約国は、公の秩序又は善良の風俗を守ること（人、動物若しくは植物の生命若しくは健康を保護し、又は環境に対する重大な損害を回避することを含む。）を目的として、自国内における商業的な実施を防止する必要がある発明を特許の対象から除外することができる。ただし、その除外が、単に自国の法令によって当該実施が禁止されていることを理由として行われたものでないことを条件とする。

3　各締約国は、また、次のものを特許の対象から除外することができる。

(a)　人又は動物の治療のための診断方法、治療方法及び外科的方法（ただし、この(a)の規定は、これらの方法に用いる製品であって、物質又は組成物から成るものについては、適用しない。）

(b)　微生物以外の動植物の種類並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法

4　各締約国は、特許が特許権者に次の排他的権利を与えることを確保する。

(a)　特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売、これらの行為を目的とする輸入又は当該物の輸出を防止する権利

(b)　特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売、これらの行為を目的とする輸入又は当該物の輸出を防止する権利

5　各締約国は、医薬品又は植物防疫製品に関連する発明に与えられる特許に関し、自国の関係法令の定める条件に従い、特許を与えられた発明を販売承認手続のため実施することができない期間のための補償的な保護期間を定める。

6　5の規定の適用上、

(a)　「補償的な保護期間」とは、日本国については、特許の保護期間の延長をいい、スイスについては、補足的保護証明書に規定する期間をいう。

(b)　「販売承認」とは、医薬品又は植物防疫製品の安全性及び適当な場合にはこれらの有効性を確保することを目的として、権限のある当局が行う承認その他の処分であって、各締約国の関係法令に規定するものをいう。

(c)　補償的な保護期間は、次の期間とする。

(i)　日本国については、特許権者が求める延長の期間に等しい期間。ただし、補償的な保護期間が、特許を与えられた発明を販売承認手続のため実施することができない期間又は日本国の法令により定める最長期間のいずれの期間も超えないことを条件とする。この協定の効力発生の日において、日本国の関係する法律による当該最長期間は五年間と定められる。

(ii)　スイスについては、特許出願の出願日と製品の販売承認の日との間に経過した期間から五年間を減じた期間に等しい期間。補償的な保護期間の最長期間は、五年間を下回らない期間とする。

第百十八条　植物の新品種

各締約国は、千九百九十一年のＵＰＯＶ条約に定めるものと同じ水準の保護をすべての植物の種類の新品種に対して与える。

第百十九条　地理的表示及び関連する表示

1　各締約国は、この条の規定に従って、地理的表示及び関連する表示の十分かつ効果的な保護を確保する。

2　この章の規定の適用上、

(a)　「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国又は当該締約国内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(b)　「関連する表示」とは、次の表示をいう。

(i)　サービスの特定又は提示における表示であって、締約国の地理的場所の名称を含み、又はこれから構成されるもの（以下この条において「サービスの表示」という。）

(ii)　締約国の国名、スイスの州名、国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章

3　(a)　地理的表示に関し、各締約国は、利害関係を有する者に対し、次の行為を防止するための法的手段を

確保する。

(i) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的場所を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段の使用

(ii) パリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する使用

(iii) ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示の使用であって、当該地理的表示により表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒についてのもの

注釈　この条のいかなる規定も、この(iii)の規定に基づく締約国の義務を免れさせるものと解してはならない。両締約国は、この(iii)の規定に関し、司法手続に代えて行政上の措置による実施を定めることができる。

(b) 各締約国は、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、サービスの表示を使用することに関し、利害関係を有する者がこれを防止するための法的手段を確保する。

(c) 各締約国は、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、商品又はサービスについて、自国若しくは他方の締約国の国名又はスイスの州名を使用することに関し、利害関係を有する者がこれを防止するための法的手段を確保する。

(d) 各締約国は、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示、サービスの表示、自国若しくは他方の締約国の国名若しくはスイスの州名が翻訳された上で使用される場合若しくはこれらが「種類」、「型」、「様式」、「方法」、「模造品」、「手法」その他類似の表現を伴う場合においても、そのような使用が(a)から(c)までのいずれかの規定に該当するときは、利害関係を有する者がそのような使用を防止するための法的手段を確保する。この(d)の規定については、締約国の地理的場所を示す図形の記号が、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で、商品又はサービスについて使用される場合についても、適用する。

(e)(i) 各締約国は、職権により（当該締約国の法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、地理的表示を含むか、又は地理的表示から構成される商標の登録であって、当該地理的表示により表示されている領域を原産地としない商品についてのものを拒絶し、又は無効とすることを確保する。ただし、当該締約国において当該商品に係る商標中に当該地理的表示を使用することが、(a)(i)若しくは(iii)に規定する状況又は(d)に規定する状況（(a)(i)又は(iii)の規定に該当する場合に限る。）に該当する場合に限る。

(ii) 各締約国は、職権により（当該締約国の法令により認められる場合に限る。）又は利害関係を有する者の申立てにより、サービスの表示、自国若しくは他方の締約国の国名若しくはスイスの州名を含み、又はこれらから構成される商標であって、その使用が(b)及び(c)に規定する状況並びに(d)に規定する状況（(b)又は(c)の規定に該当する場合に限る。）に該当するものの登録を拒絶し、又は無効とすることを確保する。ただし、当該商標が、自国の関係法令に規定する態様で公衆を誤認させる場合に限る。

(f) この条の規定により与えられる保護は、締約国を原産地とする商品が輸出されようとしている場合についても、適用する。

(g)(i) 各締約国は、パリ条約第六条の三の規定に基づく義務に従って、他方の締約国の国の紋章、旗章その他の国の記章が商標又は商標の構成部分として使用又は登録されないことを確保する。

(ii) 各締約国は、戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第五十三条2の規定に基づく義務であって、商標若しくは商業上の標章としてであると又はその一部としてであるとを問わず、商業上の道徳に反する目的で、又はスイス人の国民感情を害するおそれのある状態で、私人、団体又は商社がスイスの紋章又はそれを模倣した記章を使用することを常に禁止しているものを再確認する。

(iii) 各締約国は、他方の締約国の国の紋章及び旗章並びに国又は地域の記章については、公衆を誤認させるような方法（その態様については、自国の関係法令に規定するものとする。）で使用してはならないことを確保する。

4 各締約国の関係当局による手続（行政手続か司法手続かを問わない。）において、この条に規定する保護に関し、一方の締約国により附属書十に掲げられている表示は、他方の締約国の関係当局による行為又は手続に影響を及ぼすことなく、これらの表示が当該一方の締約国によりこの条に規定する地理的表示として保護されていることの情報源となる。

5(a) 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、合同委員会において、当該一方の締約

国又は他方の締約国の国内において保護を受けるに至った地理的表示を含めることにより附属書十の表を更新するため、附属書十についての見直しを行う。

(b) (a)の規定に従って提案される修正は、第百五十二条2の規定に従ってこの協定に組み込まれる。

6 両締約国が締結している国際協定に定める権利及び義務に影響を及ぼすことなく、貿易関連知的所有権協定第二十四条3から9までの規定は、地理的表示に関連してこの条の規定について適用し、また、関連する表示に関連してこの条の規定について準用する。

第百二十条　不正競争

1 各締約国は、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

2 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不正競争行為は、禁止される。

(a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為

(b) 競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような虚偽の主張

(c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせるような取引上の表示及び主張

(d) 次のことにより他の者の商品又は営業と混同を生じさせる行為

(i) 商品等表示であって、消費者その他の購買者の間で当該他の者の商品等表示であることが広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用すること。

(ii) そのような同一又は類似の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供すること。

(e) 自己の商品等表示として、他の者の著名な商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又は当該同一若しくは類似の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

(f) 他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為（当該形態が商品の機能を確保するために不可欠なものである場合を除く。）

(g) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

(h) 商標権者の代理人又は代表者が、正当な理由なく、かつ、当該商標権者の承諾を得ることなく行う次の行為

(i) 当該商標権者の商標と同一又は類似の商標を当該商標権者の権利に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスに使用する行為

(ii) 当該商標権者の権利に係る商品と同一又は類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供するに当たり、当該同一又は類似の商標を使用する行為

(iii) 当該商標権者の権利に係るサービスと同一又は類似のサービスを提供するに当たり、当該同一又は類似の商標を使用する行為

3 この条の規定の適用上、「商品等表示」とは、ある者の業務に関して使用される氏名若しくは名称、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装又はある者の商品若しくは営業についての他の表示をいう。

4 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を十分かつ効果的に保護することを確保する。

第百二十一条　販売承認手続における試験データの取扱い

1 各締約国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品の販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された試験データその他のデータについて、当該最初の申請者による申請が承認された日から起算する一定の期間においては、利用又は参照することを防止する。当該期間は、この協定の効力発生の日において、各締約国の関係法令により六年以上と定められる。

2 各締約国は、新規性のある化学物質を利用する農業用の化学品の販売承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、自国の関係法令に従って、次のことのいずれかを確保する。

(a) 販売承認の申請者が、最初の申請者により自国の権限のある当局に提出された当該データを、当該最初の申請者による申請が承認された日から起算して少なくとも十年間は、利用又は参照することを防止

すること。

(b)　販売承認の申請者が、同じ製品に関して先行する申請があった場合においても、当該先行する申請が承認された日から起算して少なくとも十年間は、原則として試験データの一式すべてを提出することを要求すること。

第百二十二条　権利行使に関する一般規定

各締約国は、次のことを行うよう努める。

(a)　不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること。

(b)　利用可能な資源の範囲内で、知的財産権の行使に関する自国の政府当局間の内部調整を促進し、及び共同行動を円滑にすること。

第百二十三条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入され、自国の関税地域から輸出され、又は自国の関税地域を通過しようとしている物品であって、少なくとも特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権並びに著作権及び関連する権利を侵害するものの解放を職権により国境で停止することに関する手続を定める。

2　この条の規定の適用上、

(a)　「輸出」には、再輸出を含む。

(b)　「通過」とは、税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約に定義する積替え及び保税運送をいう。

3　各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入され、自国の関税地域から輸出され、又は自国の法令に規定する場合には自国の関税地域を通過しようとしている物品であって、少なくとも1に規定する権利を侵害するものの解放を権利者の申立てに基づき国境で停止することに関する手続を定める。

4　1及び3の規定に基づく自国の関税地域への輸入、自国の関税地域からの輸出及び自国の法令に規定する場合には自国の関税地域における通過に関する停止については、物品の解放の停止を行う締約国の権限のある当局は、当該物品の荷送人又は荷受人及び輸入者又は輸出者の氏名又は名称及び住所を場合に応じて権利者に通知する。当該権限のある当局は、当該物品の製造者の氏名又は名称及び住所についての情報が通関手続の過程で明らかになっていると認める場合には、当該氏名又は名称及び住所を権利者に通知する。

5　各締約国は、1及び3の規定に基づき解放を停止された物品であって権限のある当局により侵害物品であると認定されたものが権利者の同意なく自由な流通に解放されないこと及び当該物品が自国の法令に従って廃棄されることを確保する。

6　各締約国は、権利者が、1及び3の規定に基づき解放を停止された物品であって侵害物品であると認定されたものの保管及び廃棄の手数料及び費用を不合理に負担する必要がないことを確保する。

7　各締約国の権限のある当局は、権利者が、適当な場合であって自国の法令が許容する限度において、3の規定に基づき解放を停止された物品の見本を当該権利者の費用負担によって分析することができるようにする。

8　各締約国は、異議がない場合において自国の法令に定める条件に従って用いられる簡易な手続であって、権限のある当局が解放を停止された物品を押収又は廃棄するためのものを制定する。

第百二十四条　民事上の救済に係る権利行使

1　各締約国は、権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。

2　この条の規定の適用上、「権利者」には、不正競争行為を防止する各締約国の法令により保護される利益を有する者を含める。

3　故意又は過失による権利者の知的財産権の侵害に起因する損害の賠償を当該権利者が侵害者に対し請求する場合には、適用可能な場合には、実際の損害を計算することができるか否かを問わず、例えば次の要素を考慮に入れて計算した金額が、当該侵害に起因する損害の額であると推定することができる。

(a)　実際に第三者に譲渡された物品であって、権利者の知的財産権を侵害するものの数量及び侵害行為がなければ権利者により販売することができたであろう物品の単位数量当たりの利益の額

(b)　侵害行為により侵害者が獲得した利益の額

(c)　権利者の知的財産権の行使により当該権利者が受け取る権利を有したであろう額

4　各締約国は、関連する事実の性質上、知的財産権の権利者が実際に被った経済的損害を立証することが極めて困難な場合には、自国の法令に従って可能な限り、自国の司法当局が当該司法当局に提出された証拠を全体として根拠とすることにより損害賠償額を認定する権限を有することを確保する。

第百二十五条　刑事上の制裁に係る権利行使

1　各締約国は、少なくとも故意により商業的規模で行われる次の行為に関し、当該行為について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。

(a)　特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権、著作権若しくは関連する権利又は植物の新品種に関する権利の侵害

(b)　集積回路の回路配置に関する権利の侵害

(c)　第百二十条4に規定する開示されていない情報の開示（自国の法令に規定する範囲に限る。）

(d)(i)　第百二十条2(c)から(f)までに規定する不正競争行為

(ii)　第百十九条3(a)(i)及び(ii)並びに同条3(b)から(d)までに規定する地理的表示及び関連する表示の使用（ただし、同条3(d)に規定する使用については、同条3(a)(iii)の規定が適用されない場合に限る。）

(iii)　第百十九条2(g)(i)及び(iii)に規定する地理的表示及び関連する表示の使用（自国の法令に規定する範囲に限る。）

2　物品を輸入し、輸出し、又は通過させる行為であって、1(a)又は(d)に規定する行為を構成するものは、1に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象とする。第百二十三条2の規定は、この2の規定について適用する。

3　各締約国は、自国の法令が許容する場合には、1(a)、(b)及び(d)に掲げる犯罪であって、企業の活動に関連して又は商業的規模で行われるものに対する一層厳重な又は別個の刑罰を定める。

4　各締約国は、特許権、実用新案権（自国の法令に規定する場合に限る。）、意匠権、商標権若しくは植物の新品種に関する権利に対し、故意により商業的規模で行われる侵害の場合又は故意により商業的規模で行われる第百二十条2(c)から(f)までに規定する不正競争行為（自国の法令に規定する範囲に限る。）の場合については、自国の権限のある当局が、権利を侵害された権利者による告訴を必要とすることなく、職権により訴追を行うことができることを確保する。

5　各締約国は、次の行為が組織的な犯罪集団により行われる場合には、自国の司法当局が犯罪収益及び当該犯罪収益から生ずる財産を自国の法令に従って没収する権限を有することを確保する。

(a)　特許権、商標権又は著作権若しくは関連する権利の侵害

(b)　知的財産権の侵害に関連する関税法上の違反

6　各締約国は、特定の商品について自国で登録されている商標と同一の商標又はその基本的側面において当該登録されている商標と類似の若しくは識別できない商標を付されるラベルが、当該登録されている商標の指定商品又は当該指定商品と類似の商品に使用されることが意図されている場合には、当該ラベルの故意による商業的規模での輸入について適用される刑罰を定める。

第百二十六条　インターネット・サービス・プロバイダ

1　各締約国は、知的財産権を侵害するコンテンツから権利者の権利を保護するに当たりインターネット・サービス・プロバイダが権利者と協力することを奨励するため、インターネット・サービス・プロバイダが情報送信者との契約により自己のインターネット・ウェブサイトに掲載したコンテンツにより、権利者の知的財産権が侵害されるとの主張を当該権利者が当該インターネット・サービス・プロバイダに対して行う場合には、当該インターネット・サービス・プロバイダにより関係当事者が従うべき手続が遵守されていることを条件として、当該インターネット・サービス・プロバイダが当該コンテンツの削除について不当な責任を負うことを防止するための措置を定める。

2　各締約国は、権利者が自己の知的財産権を侵害するものと正当な理由をもって主張するコンテンツについてインターネット・サービス・プロバイダに対し有効な通知をした場合には、当該権利者が情報送信者の身元関係事項に関する情報を当該インターネット・サービス・プロバイダから迅速に入手することができるようにする。

第百二十七条　協力

1　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。そのような協力に当たっては、知的財産に関する事項についての両締約国と第三国との関係に関する情報の交換を含めるものとする。

2　両締約国は、知的財産権に関する調和、管理及び行使に関する将来の国際条約に関連する活動並びに世界貿易機関及びＷＩＰＯを含む国際機関における活動についての協力に努める。

3　第十四章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第百二十八条　知的財産に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに知的財産に関する小委員会（以下この条に

おいて「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

2　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

3(a)　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者（民間部門からの代表者を含む。）であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第百二十九条　安全保障のための例外

この章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十二章　政府調達

第百三十条　現行の権利及び義務

1　政府調達に関する両締約国の権利及び義務については、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（以下「政府調達協定」という。）によって規律する。

2　この章の規定の適用上、政府調達協定が改正され、又は他の協定によって代替される場合には、「政府調達協定」とは、改正された政府調達協定又は当該他の協定が両締約国について効力を生ずる日から、当該改正された政府調達協定又は当該他の協定をいうものとする。

3　第十四章の規定は、この条の規定については、適用しない。

第百三十一条　照会所

各締約国は、政府調達に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、次の政府当局を照会所として指定する。

(a)　日本国については、外務省

(b)　スイスについては、連邦経済省経済事務局

第百三十二条　追加的な交渉

1　両締約国は、各締約国の政府調達の制度に関する相互の理解を高め、当該制度を効果的に実施し、並びに一方の締約国の政府調達市場への他方の締約国の供給者によるアクセスを更に増進し、及び拡大させるため、合同委員会において協議する。

2　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後、政府調達協定に従って他方の締約国に与える利益に追加して政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合において、当該他方の締約国の要請があるときは、当該利益を相互主義に基づき当該他方の締約国にも与えることを目的として交渉を開始する。

第十三章　経済関係の緊密化

第百三十三条　基本原則

1　両締約国は、経済関係を緊密化する意思を有することを確認して、両締約国の産業界による貿易及び投資活動の促進に関する問題に取り組むため、必要に応じて協議する。

2　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国の産業界の利益とする目的で、両締約国間の経済関係を緊密化するために協力し、及び適切な措置をとる。

第百三十四条　経済関係の緊密化に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに経済関係の緊密化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　両締約国間の経済関係を緊密化するための方法及び手段について討議すること。

(b)　両締約国間の貿易及び投資に対する障害を一層除去し、並びに両締約国における事業活動を円滑化する可能性について討議すること。

(c)　二国間の貿易及び投資を促進する活動の分野において、政府間及び産業界の間の協力の可能性について討議すること。

(d)　経済関係の緊密化に関連するその他の問題について討議すること。

(e)　合同委員会に対し、小委員会の所見を報告し、及び両締約国がとるべき適切な措置についての勧告を必要に応じて行うこと。

(f)　適当な場合には、(e)に規定する勧告の実施の状況について見直しを行うこと。

(g)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3 (a)　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

(b)　小委員会のすべての行動については、両締約国間の合意に基づくものとする。

(c)　小委員会は、両締約国の合意に基づき、両締約国の産業界その他の産業に関連する団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(d)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

5　小委員会は、関連する他の小委員会の作業との不必要な重複を避けるため、当該他の小委員会と協力する。このため、合同委員会は、必要に応じて指示を与える。

第百三十五条　連絡部局

第百四十九条の規定に基づいて指定される連絡部局は、この章の規定の実施に関し、実施取極第四章で定める任務を遂行する。

第百三十六条　次章の規定の不適用

次章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第十四章　紛争解決

第百三十七条　一般規定

両締約国は、この協定の解釈及び適用に関するいかなる問題についても、協力、専門家の間の協議その他この協定に規定する手段を通じて相互に満足すべき解決を得るために常に努力を払う。

第百三十八条　適用範囲

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決について適用する。

2　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

3　2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、申立てを行った締約国がこの章の規定に従って仲裁裁判所の設置を要請し、又は世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第六条の規定に従って小委員会の設置を要請した場合には、当該特定の紛争に関し、選択された当該仲裁裁判所又は当該小委員会の手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。

第百三十九条　協議

1　一方の締約国は、他方の締約国がとった措置がこの協定に反し、又はこの協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が当該措置によって侵害され、若しくは無効にされていると認める場合には、当該他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。協議を要請する締約国は、要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を示すものとする。

2　一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速かつ満足すべき解決のため、その要請に迅速に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する問題の場合には、当該他方の締約国は、当該要請が受領された日の後十五日以内に協議を開始する。

第百四十条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国が合意する場合にはいつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

3　あっせん、調停又は仲介に係る手続及びこれらの手続において両締約国がとる立場は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。

第百四十一条　仲裁裁判所の設置

1　第百三十九条の規定に基づいて協議を要請した締約国であって申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、申立てを受けた締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(a)　同条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後三十日以内に、又は腐敗しやすい物品に関する問題の場合には十五日以内に、当該申立てを受けた締約国が当該協議を開始しない場合

(b)　同条の規定に基づく協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が当該協議により問題を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。仲裁裁判所に対しては、裁定の実施方法についての提案を裁定に添付するよう要請することができる。

(a)　問題となっている特定の措置

(b)　申立ての法的根拠（適当な場合には、違反があったとされるこの協定の規定その他関連するこの協定の規定を含む。）

3　仲裁裁判所は、適切な技術的又は法的知見を有する三人の仲裁人により構成する。

4　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三人まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

5　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、4の規定に従って提案された候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

6　いずれかの締約国が4の規定により一人の仲裁人を任命しなかった場合又は両締約国が5の規定により第三の仲裁人を任命することができない場合には、必要な任命については、いずれかの締約国の要請により常設仲裁裁判所の事務総長が当該要請の後三十日以内に行うものによらなければならない。

7　仲裁裁判所の設置の日は、仲裁裁判所の裁判長が任命された日とする。

第百四十二条　仲裁裁判所の任務

1　前条の規定により設置される仲裁裁判所は、

(a)　同条2の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討する。

(b)　この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。

(c)　裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。

(d)　同条2の規定により申立てを行った締約国が要請する場合には、両締約国が第百四十五条との関連において考慮する裁定の実施方法についての提案を裁定に添付する。

(e)　両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるために、必要に応じて両締約国と協議すべきである。

2　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百四十三条　仲裁裁判手続

1　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所は、仲裁裁判手続を日本国又はスイスのいずれにおいて行うかを決定するものとし、また、申立てを行った締約国は、事務局の役務を提供する。仲裁裁判手続、仲裁裁判所に提出される文書及び仲裁裁判所が作成する文書（裁定を含む。）における言語は、英語とする。

2　仲裁裁判は、非公開とする。いずれかの締約国が異議を申し立てない限り、口頭陳述は、公開とする。

3　仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び8に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。

4　3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。

5　各締約国は、仲裁裁判所における口頭陳述を少なくとも一度行う権利を有し、並びに最初の及び反論のための意見書を提出する機会を有する。仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。両締約国は、仲裁裁判所による当該関係情報の要請に迅速かつ十分に応ずるものとする。

6　仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の一定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。

7　両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書（裁定案の説明部分に関する意見及び仲裁裁判所の質問に対する回答を含む。）については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。

8　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）を検討する

ことができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

9　仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

10　仲裁裁判所は、裁定その他の決定をコンセンサス方式によって行うよう努めるが、過半数による議決でこれを行うこともできる。

11　仲裁裁判所の裁定は、公表する。

第百四十四条　仲裁裁判手続の停止又は終了

1　両締約国は、裁定が下される前であればいつでも、仲裁裁判所の検討を停止することに合意することができる。ただし、その停止の期間はその合意の日の後十二箇月を超えないものとする。仲裁裁判所の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、紛争について検討する根拠を失う。

2　両締約国は、両締約国に対し裁定が下される前であればいつでも、裁判長に対し共同で通報することにより、仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百四十五条　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百四十三条の規定による仲裁裁判所の裁定を迅速に実施する。

2　申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、裁定にその実施方法についての提案が添付される場合には当該提案を考慮に入れて、当該裁定を実施するための方法及び期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された方法又は期間が受け入れられないと認める場合には、その問題についての相互に満足すべき解決を得るため、当該申立てを受けた締約国に対し協議を要請することができる。そのような要請が受領された日から二十日以内に相互に満足すべき解決について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができるものとし、仲裁裁判所は、当該裁定を実施するための合理的な方法又は期間について決定する。仲裁裁判所の決定は、その問題が仲裁裁判所に付託された日の後十五日以内に示されるものとする。

3　申立てを受けた締約国は、裁定を実施できないと認める場合には、裁定が下された日の後二十日以内に申立てを行った締約国に通報した上で、相互に満足すべき代償について合意するため、協議を開始する。その通報の日の後二十日以内に相互に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4　申立てを受けた締約国が2の規定に従って裁定を実施するための方法及び期間を通報しない場合又は申立てを受けた締約国が2の規定に従って特定された期間内に裁定を実施していないと申立てを行った締約国が認める場合には、当該申立てを行った締約国は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

5　3又は4に規定する通報は、この協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止が開始される時及びこの協定に基づくいかなる譲許その他の義務の適用が停止されるかを示すものとする。当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。

(a)　当該通報の日の後三十日が経過した後に行うこと。

(b)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(c)　裁定が実施されない程度に相当する利益に限定されること。

(d)　この協定の規定の違反又はこの協定に基づく利益の無効化若しくは侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

6　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について5に規定する条件が満たされていないと認める場合には、3又は4の規定による通報が受領された日の後十日以内に、当該申立てを行った締約国に対し協議を要請することができる。当該申立てを行った締約国は、そのような要請が受領された日の後十日以内に協議を開始する。この6の規定による協議の要請が受領された日の後三十日以内に両締約国が問題を解決することができない場合には、当該申立てを受けた締約国は、当該問題を仲裁裁判所に付託することができる。仲裁裁判所は、当該問題が付託された日の後十五日以内に判断を下す。この協定に基づく譲許その他の義務の適用については、仲裁裁判所が当該判断を下すまでは、停止してはならない。

7　3又は4の規定による通報の後に行われるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止については、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたときに解除されなければならない。

8　締約国は、仲裁裁判所に対し、この協定に基づく譲許その他の義務の停止の後にとられた措置であって、裁定を実施するためのものが当該裁定に従っているかについて、及びその判断に照らして当該譲許その他の義務の停止が終了され、又は修正されるべきかについて、判断を下すよう要請することができる。仲裁裁判所は、その要請があった日の後十五日以内に判断を下す。

9　この条の規定による仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。当該仲裁人のいずれかがこの条の規定による仲裁裁判所の仲裁人となることができない場合には、当該仲裁人は、第百四十一条4から6までの規定に従って任命される仲裁人と交代する。

第百四十六条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第百四十七条　その他の規定

この章に規定するいかなる期間も、両締約国の合意により変更することができる。

第十五章　協定の運営

第百四十八条　合同委員会

1　両締約国は、ここに両締約国の上級職員を共同議長とする合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会及び特別作業部会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　この協定の解釈又は適用に関する問題に係る両締約国間の紛争を解決するよう努めること。

(e)　第二十四条及び附属書二の第二十八条にそれぞれ規定する物品の貿易のための運用上の手続規則及び原産地規則のための運用上の手続規則を採択すること。

(f)　必要に応じて、(e)に規定する運用上の手続規則の見直し及び改正を行うこと。

(g)　この協定の運用に必要な決定を採択すること。

(h)　両締約国が合意するその他の任務及びこの協定に規定するその他の任務を遂行すること。

3　合同委員会は、小委員会又は特別作業部会を設置し、自己の任務の遂行を補助させることができる。小委員会又は特別作業部会の権限は、この協定に特段の規定がある場合を除くほか、合同委員会が定める。

4　合同委員会は、その手続規則を定める。

5　合同委員会は、両締約国が合意する場所において、原則として二年ごとに会合する。一方の締約国は、緊急の場合には、合同委員会の特別会合の開催を他方の締約国に対し書面により要請することができる。そのような要請があった場合には、両締約国は、三十日以内に当該特別会合を開催するようすべての努力を払う。1の規定にかかわらず、合同委員会の特別会合は、適切ないかなる地位の者でも開催することができる。

第百四十九条　両締約国間の連絡

1　各締約国は、この協定に関連するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、この協定の効力発生の日に、連絡部局を指定する。

2　1に規定する連絡については、英語で行う。

第十六章　最終規定

第百五十条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百五十一条　附属書及び注釈

この協定の附属書及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百五十二条　改正

1　この協定は、両締約国の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

2　国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続を害することなく、次に掲げる分野についての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。

(a) 附属書一（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、附属書一の規定に従って他方の締約国の原産品に適用される輸入関税の税率の変更を伴わないものに限る。）

(b) 附属書一の付録一の別添一1に規定するナチュラルチーズの表（ただし、同別添一3の規定による協議の結果として行われる改正又は同別添一4の規定に従って行われる改正に限る。）

(c) 附属書二の付録一から付録三まで

(d) 附属書三の付録二

(e) 附属書十

第百五十三条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百五十四条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
中曽根弘文

スイス連邦のために
ドリス・ロイタード

附属書一（第二章関係）　第十五条に関する表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第十五条に関する日本国及びスイスの表である。

付録一

第一節　日本国の表についての注釈

1　第十五条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表の4欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g)　表の4欄に「B12」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十三回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h)　表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i)　表の4欄に「Pa」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から六・三パーセントとする。

(j)　表の4欄に「Pb」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から八・一パーセントとする。

(k)　表の4欄に「Pc」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から八・五パーセントとする。第二十条2及び9の規定の適用上、輸入締約国は、二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率の水準まで輸入関税を引き上げることができる。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請に基づき、この協定の効力発生の日から二十四箇月以内に、市場アクセスの改善について交渉する。

(l)　表の4欄に「Pd」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から九・六パーセントとする。

(m)　表の4欄に「Pe」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十二・〇パーセントとする。

(n)　表の4欄に「Pf」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十二・六パーセントとする。

(o)　表の4欄に「Pg」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十三・四パーセントとする。

(p)　表の4欄に「Ph」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十七・〇パーセントとする。

(q)　表の4欄に「Pi」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から十九・〇パーセントとする。

(r)　表の4欄に「Pj」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十・〇パーセントとする。

(s)　表の4欄に「Pk」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十三・八パーセントとする。

(t)　表の4欄に「Pl」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から二十七・二パーセントとする。

(u)　表の4欄に「Pm」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から三十二・〇パーセントとする。

(v)　表の4欄に「Pn」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、基準税率から五・〇パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(w)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(x)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　次の(Qa)から(Qf)までの規定に定める条件は、スイスの関税地域から輸入される日本国又はスイスの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

(Qa)　(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa)　一年目については、二・〇メートル・トン

(bb)　二年目については、三・六メートル・トン

(cc)　三年目については、五・二メートル・トン

(dd)　四年目については、六・八メートル・トン

(ee)　五年目については、八・四メートル・トン

(ff) 六年目及びそれ以降の各年については、十・〇メートル・トン

(B) 枠内税率は、一キログラムにつき八十円七十五銭とする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に(Qa)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qb)
(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa) 一年目については、六百メートル・トン

(bb) 二年目については、六百四十メートル・トン

(cc) 三年目については、六百八十メートル・トン

(dd) 四年目については、七百二十メートル・トン

(ee) 五年目については、七百六十メートル・トン

(ff) 六年目については、八百メートル・トン

(gg) 七年目については、八百四十メートル・トン

(hh) 八年目については、八百八十メートル・トン

(ii) 九年目については、九百二十メートル・トン

(jj) 十年目については、九百六十メートル・トン

(kk) 十一年目及びそれ以降の各年については、千メートル・トン

(B) 枠内税率は、二十九・八パーセントから十四・九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に(Qb)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qc)
(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき百メートル・トンとする。

(B) 枠内税率は、二十・〇パーセントとする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に(Qc)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qd)
(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき五メートル・トンとする。

(B) 枠内税率は、無税とする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に(Qd)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qe)
(i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 表の5欄に(Qe)を掲げた品目に分類される原産品の合計割当数量の合計は、各年につき千五百メートル・トンとする。

(B) 枠内税率は、八・〇パーセントとする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の5欄に(Qe)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qf)
(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　合計割当数量は、各年につき二十三メートル・トンとする。

(B)　枠内税率は、二十一・〇パーセントとする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii)　表の5欄に(Qf)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

3　この付録の規定に従って行われる輸入関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この3の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される輸入関税であって、次節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4　次節の日本国の表における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

5　この付録の規定の適用上、「基準税率」とは、次節の日本国の表の3欄に定める税率であって、専ら輸入関税の撤廃及び削減に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

6　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

7　この付録の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二節　日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類	動物（生きているものに限る。）			
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
〇一〇一・一〇	純粋種の繁殖用のもの		X	
	馬		A	
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A	
	その他のもの			
〇一〇一・九〇	ろ馬、ら馬及びヒニー			
	その他のもの			
	馬		A	
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの		A	
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		X	
	その他のもの		A	
〇一〇二・一〇	水牛		A	
	その他のもの		X	
〇一〇三・一〇	牛（生きているものに限る。）		A	
	純粋種の繁殖用のもの		X	
〇一〇三・九〇	その他のもの		A	
〇一・〇二	豚（生きているものに限る。）		A	
〇一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの		X	
〇一〇三・九一	その他のもの		A	
	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの		X	
〇一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの		A	
〇一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）			

○一・○五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）							
○一・○六	その他の動物（生きているものに限る。）						A	A
第二類	肉及び食用のくず肉							
○二・○一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
○二・○二	牛の肉（冷凍したものに限る。）						X	X
○二・○三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							
○二・○三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの							
	枝肉及び半丸枝肉							
	いのししのもの							
	その他のもの							
○二・○三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）							
	いのししのもの							
	その他のもの							
○二・○三・一九	その他のもの							
	いのししのもの							
	その他のもの							
	冷凍したもの							
○二・○三・二二	枝肉及び半丸枝肉						X	A
	いのししのもの							
○二・○三・二三	その他のもの							
	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）						X	A
	いのししのもの							
○二・○三・二九	その他のもの							
	その他のもの						X	A
	いのししのもの							
	その他のもの							
○二・○四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						X	A
○二・○五・○○	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						A	A
○二・○六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						A	A
○二・○六・一○	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						X	A
	牛のもの（冷凍したものに限る。）						X	A
○二・○六・二一	舌						X	A
○二・○六・二二	肝臓						X	A
○二・○六・二九	その他のもの						X	A
○二・○六・三○	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						X	A
	いのししのもの							
	その他のもの							

○二・○六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）							
	肝臓							
	いのししのもの							
	その他のもの							
○二・○六・四九	その他のもの							
	いのししのもの							
	その他のもの							
○二・○六・八○	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						A	A
○二・○六・九○	その他のもの（冷凍したものに限る。）						A	A
○二・○七	肉及び食用のくず肉で、第○二・○一・○五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						X	A
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの							
○二・○七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						X	A
○二・○七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）						X	A
○二・○七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						X	A
○二・○七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）						X	A
	肝臓							
	その他のもの							
	七面鳥のもの							
○二・○七・二四	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						A	X

○二・○七・二五	分割してないもの（冷凍したものに限る。）						A	A
○二・○七・二六	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						A	A
○二・○七・二七	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）						A	A
○二・○七・三一	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの							
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
	あひるのもの							
	その他のもの							
○二・○七・三二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）						A	A
○二・○七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						A	A
○二・○七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）						A	A
	あひるのもの							
	その他のもの							
○二・○七・三六	その他のもの（冷凍したものに限る。）						A	A
○二・○八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）						A	A
○二・○九・○○	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）						A	A
							九・六%	B 10
○二・一○	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール						A	A
	豚の肉						九・六%	B 10

○二一〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）	X					
○二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの	X					
○二一〇・一九	その他のもの	X					
○二一〇・二〇	牛の肉	X	(kg)				
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）	Q					
○二一〇・九一	霊長類のもの	A					
○二一〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの						
○二一〇・九三	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの	B 10	四・二%	X	A		
○二一〇・九九	その他のもの						
第二類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物						
○三・〇一	魚（生きているものに限る。）						
○三〇一・一〇	観賞用の魚						
	こい及び金魚						
	その他のもの						
○三〇一・九一	その他の魚（生きているものに限る。）	B 10	二・五%	A			
	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）						
	養魚用の稚魚	A					
	その他のもの	B 10	二・五%	A			
○三〇・九二	うなぎ（アングイルラ属のもの）						
	養魚用の稚魚	A					
	その他のもの	A		X			
○三〇一・九三	こい						
	養魚用の稚魚	A		X			
	その他のもの	B 10	二・五%	A			
○三〇一・九四	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）						
	養魚用の稚魚	A		X			
	その他のもの	A		X			
○三〇一・九五	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）						
	養魚用の稚魚	A		X			
	その他のもの	A		X			
○三〇・九九	その他のもの						
	養魚用の稚魚	A		X			
	その他のもの	X					
○三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）						
	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）						
○三〇一・一一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）						
○三〇一・一二	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）						
○三〇一・一九	その他のもの						
	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）					X	X
○三〇一・二一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）						
○三〇一・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテッサ）						
○三〇一・二三	ソール（ソレア属のもの）						
○三〇一・二九	その他のもの						
	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）						
○三〇一・三一	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）						
○三〇一・三二	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）						
○三〇一・三三	かつお						
○三〇一・三四	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）						
○三〇一・三五	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）						
○三〇一・三六	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）						
○三〇一・三九	その他のもの						
○三〇一・四〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）						
○三〇一・五〇	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）						
○三〇一・六一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）						
	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）						
○三〇一・六二	サルディノプス属のもの						
○三〇一・六三	その他のもの						
○三〇一・六四	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）						
○三〇一・六五	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）						
○三〇一・六六	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）						
○三〇一・六七	さめ						
	うなぎ（アングイルラ属のもの）						
	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）						

		X					
		X					
		X					

○三〇二・六八	めろ（ディソステイクス属のもの）							
○三〇二・六九	その他のもの							
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）							
	その他のもの							
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい							
	その他のもの							
○三〇二・七〇	ふぐ							
	その他のもの							
	肝臓、卵及びしらこ							
	にしん（クルペア属のもの）の卵							
	その他のもの							
○三・〇三	魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）							
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）							
		X	一・％ B 10					
			二・五％ B 10	X				
			五・六％ B 10		X			
○三〇二・一一	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）	X						
○三〇二・一九	その他のもの							
	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）	X						
○三〇二・二一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）							
○三〇二・二九	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	X						
	その他のもの	X						
○三〇三・一一	ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）							
○三〇三・一二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	X						
○三〇三・三二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	X						
○三〇三・三三	ソール（ソレア属のもの）	X						
○三〇三・三九	その他のもの	X						
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（肝臓、卵及びしらこを除く。）							
○三〇三・四一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	X						
○三〇三・四二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	X						
○三〇三・四三	かつお	X						
○三〇三・四四	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	X						
○三〇三・四五	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）	X						
○三〇三・四六	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	X						
○三〇三・四九	その他のもの							
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）及びコッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	X						
○三〇三・五一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	X						
○三〇三・五二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	X						
	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）及びめろ（ディソステイクス属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）							
○三〇三・六一	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	X						
○三〇三・六二	めろ（ディソステイクス属のもの）	X						
○三〇三・七一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）							
	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）							
○三〇三・七二	サルディノプス属のもの							
○三〇三・七三	その他のもの							
	ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス）		三・五％ B 10					
	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）		三・五％ B 10	X				
			三・五％ B 10		X	X	X	X
○三〇三・七四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）							
○三〇三・七五	さめ							
○三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）		二・五％ B 10	X				
○三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）		三・五％ B 10					
○三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）							
	メルルシウス属のもの							
	ウロフュキス属のもの		三・五％ B 10	X				
○三〇三・七九	その他のもの							
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）							
	その他のもの							
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい		二％ B 10	X				
	ししゃも		二・八％ B 10					
	その他のもの							
	ふぐ及びぎんだら		三・五％ B 10					

	その他のもの								
○三〇二・八〇	肝臓、卵及びしらこ								
	にしん（クルペア属のもの）の卵								
	その他のもの								
○三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）								
	生鮮のもの及び冷蔵したもの								
○三〇四・一一	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	X	X						
○三〇四・一二	めろ（ディソステイクス属のもの）	X	X						
○三〇四・一九	その他のもの								
	フィレ								
	その他のもの								
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X	X						
	その他のもの								
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	X	X	四%	二%				
	さめ								
	その他のもの								
○三〇四・二一	冷凍したフィレ								
○三〇四・二二	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	X	X						
○三〇四・二九	めろ（ディソステイクス属のもの）	X	X						
	その他のもの								
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X	X	四%	二%				
	その他のもの								
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	X	X	四%	二%				
○三〇四・三一	さめ								
○三〇四・三九	その他のもの	X	X	四%	二%				
○三〇四・九一	めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	X	X	三・五%	一・五%				
○三〇四・九二	めろ（ディソステイクス属のもの）	X	X	三・五%	一・五%				
○三〇四・九九	その他のもの								
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X	X	四%	二%				
	その他のもの								
	バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい	X	X	四%	二%				
○三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	X	X	八・四%	二・五%				
○三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）								
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	X	X	八・四%	二・五%				
	さけ科のものの卵及びたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	X	X	八・四%	二・五%				
○三〇五・三一	こんぶかずのこ								
○三〇五・三九	その他のもの	X	X	一〇・五%	二・八%				
○三〇五・四一	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）								
	さけ科のもの								
	その他のもの								
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	X	X	一〇・五%	二・八%				
	その他のもの								
	くん製した魚（フィレを含む。）								
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	X	X	一〇%	一〇%				
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）								
	その他のもの								
	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）								

| | | |

その他のもの						
あさり及びしじみ						
その他のもの						
軟体動物						
その他のもの						
○三・○七・九九	その他のもの	七％	B 10	X	X	X
	冷凍したもの					
	うに、くらげ及びなまこ					
	うに					
	その他のもの	七％	B 10	X	X	X
	その他のもの					
	その他のもの					
	うに、くらげ及びなまこ					
	うに					
	その他のもの	七％	B 10	X	X	X
	その他のもの					
第四類						
○四・○一	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品					
	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）					X
○四・○二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）					X
○四・○三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）					X
○四・○四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）					X
○四・○五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド					X
○四・○六	チーズ及びカード					X
○四○六・一○	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード					X
○四○六・二○	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）					X
○四○六・三○	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）					X
○四○六・四○	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルテイにより得られる模様を含むチーズ					X
○四○六・九○	その他のチーズ					X
	別添二のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズ					Q
	注　関税上の特恵待遇を受けるために必要な申告を付さなければならない。当該申告のために必要な手続については、別添二で定める。					(Q6)

その他のもの						
○四○七・○○	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）					X
	ふ化用のもの					
	その他のもの					
○四・○八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	一八・八％	B 15	X	A	X
	卵黄					
○四○八・一一	乾燥したもの	二○％（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 15			
○四○八・一九	その他のもの					
	その他のもの					
○四○八・九一	乾燥したもの	二一・三％	B 15			
○四○八・九九	その他のもの					
○四○九・○○	天然はちみつ	（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）		A	X	
○四一○・○○	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）					
第五類						
○五○一・○○	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）					
	人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず					
○五・○二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず			A	A	
○五○四・○○	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）			A		
○五・○五	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず			A		

○五・〇六	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず			A
○五・〇七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず			A
○五〇八・〇〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず			A
○五一〇・〇〇	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）			A
○五・一一	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの			A
○五一一・一〇	牛の精液			A
	その他のもの			
○五一一・九一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの			A
	魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵			X
	その他のもの			A
○五一一・九九	その他のもの			A
	第六類			
	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉			A
	第七類			
○七・〇一	食用の野菜、根及び塊茎			
○七〇二・〇〇	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五％の従価税率より高いときは、当該従価税率）	三％	A B 10
○七・〇二	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
○七〇三・一〇	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			A B 15
	たまねぎ及びシャロット			
	たまねぎ			
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの			
○七〇三・九〇	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの			A
	シャロット			A
	にんにく			
	リーキその他のねぎ属のもの			
	ねぎ（アリウム・フィスツローサム）			
	その他のもの			A
○七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			A
○七〇四・一〇	カリフラワー			A
○七〇四・二〇	芽キャベツ			
○七〇四・九〇	その他のもの			
	ブロッコリー			
	その他のもの			
○七・〇五	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			A
	レタス			
○七〇五・一一	結球レタス			
○七〇五・一九	その他のもの			
	チコリー			
○七〇五・二二	ウイットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）			A
○七〇五・二九	その他のもの			A
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			A
○七〇六・一〇	にんじん及びかぶ			A
○七〇六・九〇	その他のもの			
	ごぼう			
	その他のもの			
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			A
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）			A
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			A
○七〇九・二〇	アスパラガス			A
○七〇九・三〇	なす			A
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）			A
	きのこ及びトリフ			
○七〇九・五一	きのこ（はらたけ属のもの）			A
○七〇九・五九	その他のもの			X
	しいたけ			A
	その他のもの			
○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実			A

○七○九・七○	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	三％	B10
○七○九・九○	その他のもの		
	スイートコーン	六％	B10
	その他のもの		A
○七・一○	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）		
○七一○・一○	ばれいしょ	八・五％	B7
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）		
○七一○・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）	八・五％	B10
○七一○・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	八・五％	B10
○七一○・二九	その他のもの		
	えだ豆	六％	B10
	その他のもの	八・五％	B10
○七一○・三○	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	六％	B10
○七一○・四○	スイートコーン	一○・六％	B7
○七一○・八○	その他の野菜		
	ごぼう	一二％	B10
	その他のもの	六％	B10
○七一○・九○	野菜を混合したもの		
	スイートコーンを主成分とするもの	一○・六％	B7
	その他のもの	六％	B5
○七・一一	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
○七一一・二○	オリーブ	九％	B10
○七一一・四○	きゅうり及びガーキン	九％	B10
	きのこ及びトリフ		
○七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）	九％	B10
○七一一・五九	その他のもの		A
○七一一・九○	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	なす（一個の重量が二○グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび		
	なす	六％	B15
	らっきょう及びわらび	六％	B10
	その他のもの		
	ごぼう	一二％	B10
	その他のもの		
	なす	九％	B15
	その他のもの	九％	B10
○七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）		
○七一二・二○	たまねぎ	九％	B15
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ		
○七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）	九％	B10
○七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）		A
○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）		A
○七一二・三九	その他のもの		
	しいたけ		X
	その他のもの		A
○七一二・九○	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	スイートコーン		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	その他のもの	一キログラムにつき九円	B5
	その他のもの		
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）	一二・八％	B10
	その他のもの		
	たけのこ	九％	B7
	その他のもの	九％	B7
	ぜんまい及びかんぴょう	九％	B7
	その他のもの	九％	B5
○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）		
○七一三・一○	えんどう（ピスム・サティヴム）		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	その他のもの		
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A
	その他のもの		X
○七一三・二○	ひよこ豆		A
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
○七一三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）		A
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）		X
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A
	その他のもの		
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところ		

	により証明されたもの			
	その他のもの			
○七一三・二九	その他のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
○七一三・四〇	ひら豆			
○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
○七一三・九〇	その他のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの			
	その他のもの			
	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの			
	その他のもの			
○七一四・一〇	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄			
	カッサバ芋			
	冷凍したもの			
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
	その他のもの			
	粉又はミールのペレット			
	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
	その他のもの			

	飼料用のもの			
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの			
○七一四・二〇	かんしょ			
	冷凍したもの			
	その他のもの			
○七一四・九〇	その他のもの			
	冷凍したもの			
	さといも			
	その他のもの			
	その他のもの			
	第八類			
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
	アーモンド			
○八〇二・一一	殻付きのもの			
○八〇二・一二	殻を除いたもの			

○八〇二・一二	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）			
	殻付きのもの			
	殻を除いたもの			
	くるみ			
○八〇二・二一	殻付きのもの			
○八〇二・二二	殻を除いたもの			
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）			
○八〇二・五〇	ピスタチオナット			
○八〇二・六〇	マカダミアナット			
○八〇二・九〇	その他のもの			
	びんろう子及びペカン			
	その他のもの			
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
	生鮮のもの			
	乾燥したもの			
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
○八〇四・一〇	なつめやしの実			
○八〇四・二〇	いちじく			
○八〇四・三〇	パイナップル			

| | | |

	ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種			
	その他のもの			
○八・一三	乾燥果実（第○八・○一項から第○八・○六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
○八一三・一○	あんず	九%	B 7	X
○八一三・二○	プルーン	九%	A B 7	X
○八一三・三○	りんご	九%	B 7	X
○八一三・四○	その他の果実			
	ベリー、パパイヤ、ボポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ及びサントル	九%	A B 7	X
	干しがき	九%	B 5	X
	その他のもの			
○八一三・五○	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
	ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五○%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第○八○二・九○号のナット（ぴんろう子を除く。）又は第○八一三・一○号から第○八一三・四○号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	一二%	B 10	X
	その他のもの	一二%	B 10	A X
○八一四・○○	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）			A
	第九類			
○九・○一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料			
	コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）			
○九○一・一	コーヒー（いったものを除く。）			
	カフェインを除いてないもの	一二%	B 3	A
○九○一・二一	カフェインを除いたもの	一二%	B 3	A
	コーヒー（いったものに限る。）			
○九○一・二二	カフェインを除いてないもの	一二%	B 3	A
○九○一・二三	カフェインを除いたもの	一二%	B 3	A
○九○一・九○	その他のもの			
○九・○二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）			
○九○二・一○	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一七%	B 15	A
	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）			
○九○二・二○	くず（飲用に適するものを除く。）			

○九○二・三○	その他のもの			
	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）			
	紅茶			
	その他のもの	一二%	B 10	A
○九○三・四○	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶	一七%	B 15	A
	くず（飲用に適するものを除く。）			
	その他のもの			
	紅茶			
	その他のもの	一七%	B 15	A
○九○三・○○	マテ	一二%	B 10	A
○九・○四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー			
○九○五・○○	バニラ豆			
○九・○六	けい皮及びシンナモンツリーの花			
○九○七・○○	丁子（果実、花及び花梗に限る。）			
○九・○八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類			
○九・○九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー			
○九・一○	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料			
○九一○・一○	しょうが			
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	九%	B 10	A
	その他のもの			
○九一○・二○	サフラン			
○九一○・三○	うこん			
	その他の香辛料			
○九一○・九一	この類の注1(b)の混合物			
○九一○・九九	その他のもの			
	カレー	七・二%	B 10	A
	その他のもの			
	第一○類			
	穀物			
○○・○一	小麦及びメスリン			
○○一・○○	ライ麦			
○○三・○○	大麦及び裸麦			
○○四・○○	オート			
○○・○五	とうもろこし			
○○五・一○	播種用のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するもの			

	ようにしたもの				
	その他のもの				
一〇〇五・九〇	その他のもの				
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）				
	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
一〇・〇六	米				
一〇〇七・〇〇	グレーンソルガム				
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物				
一〇〇八・一〇	そば				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				
	その他のもの				
一〇〇八・二〇	ミレット				
一〇〇八・三〇	カナリーシード				
一〇〇八・九〇	その他の穀物				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの				

	ようにしたもの				
	その他のもの				
第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン				
一一・〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉				
一一・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）				
一一〇二・一〇	ライ麦粉				
一一〇二・二〇	とうもろこし粉				
一一〇二・九〇	その他のもの				
	大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉				
	その他のもの				
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット				
	ひき割り穀物及び穀物のミール				
一一〇三・一一	小麦のもの				
一一〇三・一三	とうもろこしのもの				
一一〇三・一九	その他の穀物のもの				
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの				
	オートのもの				

	その他のもの				
	ペレット				
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの				
	オートのもの				
	とうもろこしのもの				
	その他のもの				
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）				
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物				
	オートのもの				
一一〇四・一二	その他の穀物のもの				
一一〇四・一九	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの				
	とうもろこしのもの				
	その他のもの				
一一・〇四・二二	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）				
一一・〇四・二三	オートのもの				
	とうもろこしのもの				
	コーンフレークの製造に使用するもの				

	その他のもの				
一一〇四・二九	その他の穀物のもの				
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの				
	その他のもの				
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）				
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット				
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一二項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール				
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの				
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの				
	カッサバ芋のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				
一一〇六・三〇	その他のもの				
	第八類の物品のもの				
	バナナのもの				
	飼料用のもの				
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				

					一五%	
一一・〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）	X	X	X	B 10	
一一・〇八	でん粉及びイヌリン	X	X	X	B 10	
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	X	X	X	B 10	
第一二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物					
一二〇一・〇〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	
一二・〇二	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	
一二〇二・一〇	殻付きのもの					
	採油用のもの	A	A	A	B 10	
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの	A	A	A	B 10	
一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	
	採油用のもの	A	A	A	B 10	
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの	A	A	A	B 10	
一二〇三・〇〇	コプラ	A	A	A	B 10	
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A	A	A	B 10	
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子	A	A	A	B 10	
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	A	A	A	B 10	
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	A	A	A	B 10	
一二・一三・一〇	海草その他の藻類					
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）	X	X	X	B 10	
	その他のもの					
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	A	A	A	B 10	三・五%
	ふのり属のもの	A	A	A	B 10	三・五%
	その他のもの	A	A	A	B 10	三・五%
	その他のもの					
一二一二・九一	てん菜	A	A	A	B 10	三・五%
一二一二・九九	その他のもの					
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	三・五%
	その他のもの	A	A	A	B 10	三・五%
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）	A	A	A	B 10	三・五%
一二一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	三・五%
第一三類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス					
一三・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）	A	A	A	B 10	三・五%
一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	A	A	A	B 10	三・五%
一三〇二・一一	植物性の液汁及びエキス					
一三〇二・一二	生あへん	A	A	A	B 7	一〇%
一三〇二・一三	甘草のもの	A	A	A	B 15	一六・五%
一三〇二・一九	ホップのもの	A	A	A	B 7	一〇%
	その他のもの					
	飲料のもと					
	植物性の一種類の原料から得たもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	除虫菊エキス	A	A	A	B 7	六%
	その他のもの					
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩					
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）					
一三〇二・三一	寒天	A	A	A	B 7	六%
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	X	X	X	B 10	
	その他のもの					
一三〇二・三九	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	A	A	A	B 10	三・五%
第一四類	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで漂白し又は染色					
一四・〇一						

一四〇一・一〇	竹			A	A
一四〇一・二〇	とう				
一四〇一・九〇	その他のもの			A	A
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトウス）				
	その他のもの				
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	八・五%	B 10	A	A
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう				
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）				
	豚脂				
	酸価が一・三を超えるもの				
	その他のもの			X	A
	その他のもの	六・四%	B 10	A	A
一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）				
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）			A	A
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	三・五%	B 10	B	B
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 10	B	B
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物				
	鯨油	三・五%	B 10	A	A
	その他のもの				
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）				
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	六・四%	B 10	A	A
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			X	X
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			X	X
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			X	A
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			X	A
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			A	A
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			X	X
一五一二・一一	粗油				
一五一二・一九	その他のもの				
一五一二・二一	綿実油及びその分別物				
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）				
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの				
	その他のもの				
一五一二・二九	その他のもの				
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの				
一五・一三	その他のもの				
一五・一四	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			X	A
	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			X	A
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			X	A
一五一五・一一	亜麻仁油及びその分別物				
一五一五・一九	粗油				
	その他のもの				
一五一五・二一	とうもろこし油及びその分別物				
一五一五・二九	粗油			X	A
一五一五・三〇	その他のもの			X	A
一五一五・五〇	ひまし油及びその分別物			X	A
一五一五・九〇	ごま油及びその分別物			X	A
	その他のもの			X	A
	オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物			X	A
	その他のもの			X	A
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）			X	A

一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）							
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）							
一五一七・九〇	その他のもの							
	動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）							
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの							
	その他のもの							
	植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）							
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの							
	その他のもの							
	離型油							
	その他のもの							
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）							
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液							
一五二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）							
一五二一・一〇	植物性ろう							
一五二一・九〇	その他のもの							
	みつろう							
	その他のもの							
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物							
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品							
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品							
一六〇二・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血							
一六〇二・一〇	均質調製品							

一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの							
一六〇二・三一	第〇一・〇五項の家きんのもの							
	七面鳥のもの							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの							
	その他のもの							
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
一六〇二・三九	その他のもの							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの							
	その他のもの							
一六〇二・四一	豚のもの							
	もも肉及びこれを分割したもの							
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの							
	その他のもの（混合物を含む。）							
一六〇二・四九	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
一六〇二・五〇	牛のもの							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）							
一六〇二・九〇	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
一六〇二・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース							
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物							
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）							
一六〇五・一〇	かに							
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン							
	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの							
	単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し若しくは冷凍したもの							
	その他のもの							
	その他のもの							
	米を含むもの							

一六〇五・二〇	ロブスター					
一六〇五・四〇	その他の甲殻類					
	えび					
	その他のもの					
一六〇五・九〇	その他のもの					
	くん製したもの					
	その他のもの					
	いか及びくらげ					
	いか					
	くらげ					
	その他のもの					
第一七類	糖類及び砂糖菓子					
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）					
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル					
	乳糖及び乳糖水					
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの					
	その他のもの					
一七〇二・一九	その他のもの					
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水					
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）					
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）					
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）					
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）					
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）					
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル					
	ハイ・テスト・モラセス					
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）					
一七〇三・一〇	甘しゃ糖みつ					
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの					
	その他のもの					
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
一七〇三・九〇	その他のもの					
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの					
	その他のもの					
	飼料用のもの					
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）					
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）					
一七〇四・九〇	その他のもの					
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）					
	その他のもの					
	キャンディー類及びキャラメル					
	その他のもの					
第一八類	ココア及びその調製品					
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）					
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず					
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）					
一八〇三・一〇	脱脂してないもの					
一八〇三・二〇	完全に又は部分的に脱脂したもの					
一八〇四・〇〇	カカオ脂					
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）					
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品					
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）					
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）					

	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品		
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）		
一八〇六・三一	詰物をしたもの		
一八〇六・三二	詰物をしてないもの		
	チョコレート菓子		
	その他のもの		
一八〇六・九〇	その他のもの		
	チョコレート菓子		
	その他のもの		

	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）		
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	砂糖を加えたもの		
	その他のもの		

第一九類			
一九・〇一	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
一九・〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたもの		

	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	九%	B 10	X	
	その他のもの				
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品				
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分				
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン				
	砂糖を加えたもの	一五%	B 10		
	その他のもの				
二〇〇一・九〇	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	一〇・五%	B 10	A	
	スイートコーン	一六・八%	B 15		
	ヤングコーンコブ	一五%	B 10		
	その他のもの				
	その他のもの	一二%	B 10		
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	九%	B 15		
二〇〇二・九〇	その他のもの				
	砂糖を加えたもの	一三・四%	B 15		
	その他のもの				
	トマトピューレー及びトマトペースト	九%	B 10	X	
	その他のもの				
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）	一二%	B 10	X	
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）	七・五%	B 10	A	
	ヤングコーンコブ	一五%	B 10		
	その他のもの				
	しょうが				
	その他のもの	一二%	B 10	X	
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）				
二〇〇四・一〇	ばれいしょ				
	単に加熱による調理をしたもの	一〇・五%	B 10	A	
	その他のもの				
	マッシュポテト	一三・六%	B 10		
	その他のもの	九%	B 15		
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの				
	砂糖を加えたもの	一三・六%	B 10	A	
	スイートコーン				
	その他のもの				
	その他のもの	八・五%	B 15		
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）				
二〇〇五・一〇	フレンチマッシュルーム				
	その他のもの				
	その他のもの				
	トリフ				
	その他のもの	一〇・五%	B 10	A	
二〇〇五・二〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）				
二〇〇五・九〇	均質調製野菜				
	砂糖を加えたもの	一六・八%	B 15	A	
	その他のもの				
	ばれいしょ	一二%	B 10	A	
	マッシュポテト及びポテトフレーク				
	その他のもの				
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一三・六%	B 10	A	
二〇〇六・一〇	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）				
	フレンチマッシュルーム				
	その他のもの				
	その他のもの				
	トリフ				
	その他のもの	一七%	B 15	X	
二〇〇六・二〇	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）				
二〇〇六・九〇	その他のもの				
	その他のもの				
	アスパラガス及び豆				
	アスパラガス				
	豆	一三・六%	B 10	X	
	たけのこ	七・五%	B 10		
	スイートコーン	一五%	B 10		
	ヤングコーンコブ				
	その他のもの	九%	B 10	X	
二〇〇七・一〇	均質調製野菜				
	砂糖を加えたもの	一六・八%	B 15	X	
	その他のもの				
	ばれいしょ	一二%	B 10	X	
	マッシュポテト及びポテトフレーク				
	その他のもの				
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一三・六%	B 10	X	

	その他のもの					九%	B 7
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム）						
	砂糖を加えたもの						X
	その他のもの						
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）					一二%	B 10
	さや付きのもの					一五%	B 10
	その他のもの						
	その他のもの					九%	B 10
	さや付きのもの					一三・六%	B 10
	その他のもの						
二〇〇五・五一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆						
	さやを除いた豆						
	砂糖を加えたもの					一四%	B 10
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）						X
	その他のもの						X
	その他のもの						X
二〇〇五・五九	砂糖を加えたもの						
	その他のもの					一二%	B 10
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）					九%	B 10
	その他のもの					一六%	B 15
二〇〇五・六〇	アスパラガス					一二%	B 10
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）					九%	B 10
	その他のもの						
二〇〇五・七〇	オリーブ						
二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）						
	砂糖を加えたもの					一四・九%	B 10
	その他のもの					一〇%	B 10
	その他の野菜及び野菜を混合したもの						
二〇〇五・九一	たけのこ						
	砂糖を加えたもの						X
	その他のもの					一三・六%	B 10
	その他のもの						
二〇〇五・九九	砂糖を加えたもの						
	豆（さや付きのものを除く。）						
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）						
	その他のもの						
	その他のもの						
	その他のもの						
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）						
	マロングラッセ						
	その他のもの						
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）						
	均質調製果実						
二〇〇七・一〇	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	かんきつ類の果実						
二〇〇七・九一	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	フルーツピューレー及びフルーツペースト						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
二〇〇七・九九	その他のもの						
	ジャム及びフルーツゼリー						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	フルーツピューレー及びフルーツペースト						

	肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）					一四%	B 10
	その他のもの						X
	その他のもの						X
	その他のもの					一五%	B 10
	ヤングコーンコブ						
	豆（さや付きのものを除く。）						
	サワークラウト						
	その他のもの					一二%	B 10
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）						X
	にんにくの粉					九・六%	B 15
	その他のもの					一二%	B 10
	その他のもの						
	にんにくの粉					一〇・五%	B 15
	その他のもの					九%	B 10
	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）						
	マロングラッセ						
	その他のもの						
	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）					一二・六%	B 15
	均質調製果実					一八%	B 10
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	フルーツピューレー及びフルーツペースト						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	ジャム及びフルーツゼリー						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	フルーツピューレー及びフルーツペースト						

						三四%	B 15
						二一・三%	B 15

その他のもの						
その他のもの						
フルーツピューレー及びフルーツペースト						
その他のもの						
二〇・〇八	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）					
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）					
二〇〇八・一一	落花生					
	砂糖を加えたもの					
	ピーナツバター					
	その他のもの					
	その他のもの					
	ピーナツバター					
	その他のもの（混合したものを含む。）					
二〇〇八・一九	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	パルプ状のもの					
	その他のもの					
	カシューナット及びその他のいったナット					
	その他のもの					
	くり（気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限るものとし、いったものを除く。）					
	その他のもの					
	その他のもの					
	パルプ状のもの					
	その他のもの					
	アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）、カシューナット、ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット					
	ぎんなん					
	その他のもの					
	いったもの					
	その他のもの					
二〇〇八・二〇	パイナップル					
二〇〇八・三〇	かんきつ類の果実					
二〇〇八・四〇	なし					
	砂糖を加えたもの					
	パルプ状のもの					
	気密容器入りのもの					

その他のもの						
その他のもの						
気密容器入りのもの						
その他のもの						
その他のもの						
パルプ状のもの						
気密容器入りのもの						
その他のもの						
二〇〇八・五〇	あんず					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
二〇〇八・六〇	さくらんぼ					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
二〇〇八・七〇	桃（ネクタリンを含む。）					
	砂糖を加えたもの					
	パルプ状のもの					
	気密容器入りのもの					
	その他のもの					
	気密容器入りのもの					
	その他のもの					
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	パルプ状のもの					
	気密容器入りのもの					
	その他のもの					
	気密容器入りのもの					
	その他のもの					
二〇〇八・八〇	ストロベリー					
	砂糖を加えたもの					
	パルプ状のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	パルプ状のもの					

その他のもの		二二%	B 10
その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）			
パームハート	二〇〇八・九一	一五%	B 10
混合したもの	二〇〇八・九二		
ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル			
砂糖を加えたもの		六%	B 5
その他のもの			A
その他のもの			
砂糖を加えたもの		二九・八%	B 15
パルプ状のもの		二三・八%	B 10
その他のもの			
その他のもの			
パルプ状のもの		二一・三%	B 15
その他のもの		一七%	B 10
その他のもの	二〇〇八・九九		
梅			
その他のもの			
砂糖を加えたもの		一二%	B 10
パルプ状のもの			
バナナ及びアボカドー		二二%	B 10
その他のもの		二九・八%	B 15
その他のもの			
ベリー及びプルーン			
バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			
気密容器入りのもの		一一%	B 7
その他のもの			
その他のもの		一一%	B 10
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし			
その他のもの		一四%	B 10
その他のもの			
パルプ状のもの		一六・八%	B 15
バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			
カムカム		一五%	B 10
その他のもの			A
その他のもの		二一・三%	B 15
プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン			A
さといも（冷凍したものに限る。）			
その他のもの			
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧のドで加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム		一〇%	B 7
かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）			A
その他のもの		一二%	B 15
果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	二〇〇九・一一		A
オレンジジュース			
冷凍したもの			
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの		二五・五%	B 15
その他のもの		二九・八%	B 15
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの		二一・三%	B 15
その他のもの		二五・五%	B 15
冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）	二〇〇九・一二		
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの		二五・五%	B 15
その他のもの		二九・八%	B 15
その他のもの			
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの		二一・三%	B 15
その他のもの		二五・五%	B 15
その他のもの			
その他のもの	二〇〇九・一九		
砂糖を加えたもの			
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの			

	の	
	その他のもの	
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	
	その他のもの	
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース	
	ブリックス値が二〇以下のもの	
	砂糖を加えたもの	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	
	の	
	その他のもの	
二〇〇九・二一		
		二五・五％ B15
		二九・八％ B15
		（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
		二一・三％ B15
		二五・五％ B15
		二三％ B15
		二九・八％ B15
		（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

	その他のもの	
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	
	その他のもの	
	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	
	ブリックス値が二〇以下のもの	
	砂糖を加えたもの	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	
	その他のもの	
二〇〇九・二一		
		一九・一％ B15
		二五・五％ B15
		二三％ B15
		二九・八％ B15
		（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
		六％ B5
		一二％ B10

	その他のもの	
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	
	レモンジュース	
	ライムジュース	
	その他のもの	
	その他のもの	
二〇〇九・二九		
		一九・一％ B15
		二五・五％ B15
		二三％ B15
		二九・八％ B15
		（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
		六％ B5
		一二％ B10
		一九・一％ B15
		二五・五％ B15

	その他のもの	
	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	
	その他のもの	
	その他のもの	
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	
	レモンジュース	
	ライムジュース	
	その他のもの	
二〇〇九・二九		
		一九・一％ B15
		二五・五％ B15
		二三％ B15
		二九・八％ B15
		（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
		六％ B5
		一二％ B10
		一九・一％ B15
		二五・五％ B15

二〇〇九・四一	パイナップルジュース			
	ブリックス値が二〇以下のもの	X	X	
二〇〇九・四九	その他のもの	X	X	
二〇〇九・五〇	トマトジュース	X		
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）			
二〇〇九・六一	ブリックス値が二〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	B15	
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
二〇〇九・六九	その他のもの			
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	一九・一％	B15	

二〇〇九・七一	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの	二三％	B15	
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B15	
	その他のもの	二五・五％	B15	
	りんごジュース			
	ブリックス値が二〇以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三四％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの			

二〇〇九・七九	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの			
	その他のもの	一九・一％	B15	
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	三四％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B15	
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
二〇〇九・八〇	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）			
	果汁			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二二％	B15	
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一四・四％	B10	
	プルーンジュース			
	その他のもの	一九・一％	B15	
	その他のもの	二五・五％	B15	

	野菜ジュース			八・一％	B7	
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
	気密容器入りのもの			九％	B7	
	その他のもの			七・二％	B7	
二〇〇九・九〇	混合ジュース					
	混合果汁					
	砂糖を加えたもの					
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの			一三％	B15	
	その他のもの			二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15	
	その他のもの					
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの			一九・一％	B15	
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの					
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
二一〇一・二〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品					
	インスタントティー					
	その他のもの					
	茶又はマテをもととした調製品					
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの					
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
二一〇一・三〇	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物					
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー					
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）					
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）					
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー					
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード					
二一〇三・一〇	醤油					
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース					
二一〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード					
	小売用の容器入りにしたもの					
	その他のもの					
二一・〇三・九〇	その他のもの					
	ソース					
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング					
	その他のもの					
	その他のもの					
	インスタントカレーその他のカレー調製品					
	その他のもの					
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの					
	第二一類					
二一・〇一	各種の調製食料品					
	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物					
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品					
二一〇一・一一	エキス、エッセンス及び濃縮物					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
二一〇一・一二	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品					
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品					
	砂糖を加えたもの					
	その他のもの					
	コーヒーをもととした調製品					
	その他のもの			二五・五％	B15	
	混合野菜ジュース					
	砂糖を加えたもの			八・一％	B5	
	その他のもの			五・四％	B5	

第二二類				
二二・〇一	飲料、アルコール及び食酢			
	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪			A
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）			
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			
	砂糖を加えたもの			X
二二〇二・九〇	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	九・六%	B10	
	その他のもの	一三・四%	B10	
二二〇三・〇〇	ビール	九・六%	B5	A
二二〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）			
二二〇四・一〇	スパークリングワイン	一リットルにつき一八二円	B12	
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの			
二二〇四・二一	二リットル以下の容器入りにしたもの			
	シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒			
	その他のもの	一リットルにつき一二円	B10	
	一五%（その率が一リットルにつき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき六七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）		B9	
二二〇四・二九	その他のもの			
	一五〇リットル以下の容器入りにしたもの			
	一五%（その率が一リットルにつき一二五円の従量税率より高いとき又は一リットルにつき七円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）		B12	
	その他のもの			
	その他のぶどう搾汁			
	アルコール分が一%未満のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
二二〇四・三〇	その他のもの			
	その他のもの	二九・八%	B15	A
	二三%	（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、）	B15	
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの			
	その他のもの			
二二〇五・一〇	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）			
	二リットル以下の容器入りにしたもの			
二二〇五・九〇	その他のもの			
	アルコール分が一%未満のもの			
	その他のもの			
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			
	アルコール分が一%未満のもの	一九・一%	B15	A
	一九・一%	一リットルにつき六九円三〇銭	B10	
	二五・五%		B15	
	一九・一%		B15	
	二九・八%	（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、）	B15	

						従量税率より低いときは、当該従量税率）	
					その他のもの		
					清酒及び濁酒		
					その他のもの		
					発酵酒（清酒を除く。）と第二二・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物		
					その他のもの		
					麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		
					その他のもの		
二二・〇七					エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X	
二二〇七・一〇					エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）		
					アルコール分が九〇％以上のもの		
					工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの	X	A
					その他のもの		
					アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	X	A
					その他のもの		
					その他のもの		
					アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	X	A
					その他のもの		
					その他のもの		
二二〇七・二〇					変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X	X
二二〇八					エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	X	A
二二〇八・二〇					ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	A	A
二二〇八・三〇					ウイスキー	A	A
二二〇八・四〇					ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	A	A
二二〇八・五〇					ジン及びジュネヴァ	A	A
二二〇八・六〇					ウオッカ	A	A
二二〇八・七〇					リキュール及びコーディアル	A	A
二二〇八・九〇					その他のもの		
					エチルアルコール及び蒸留酒		
					フルーツブランデー		
					その他のもの		
					エチルアルコール		
					アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		
					その他のもの		
					その他のもの		
					アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		
					その他のもの		
					その他のもの		
					合成清酒及び白酒		
					果汁をもととした飲料（アルコール分が一一％未満のものに限る。）	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B15
二二〇九・〇〇					食酢及び酢酸から得た食酢代用物	七・五％	B10
					その他のもの		
第二三類							
二三・〇一					食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料		
					肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす	X	B10
二三・〇二					ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）		
二三・〇三					でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	A	A
二三〇四・〇〇					大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A	A
二三〇五・〇〇					落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	A	A
二三・〇六					その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	A	A
二三〇七・〇〇					ぶどう酒かす及びアーゴル	A	A
二三〇八・〇〇					飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）	A	A
二三・〇九					飼料用に供する種類の調製品		
二三〇九・一〇					犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）		
					乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	一キログラムにつき、五九	B10

					その他のもの	
					気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
					その他のもの	
					課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	
					その他のもの	
					粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	
					その他のもの	
					気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	
					その他のもの	
					課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）	
					その他のもの	
					粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	
					犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの	
					その他のもの	
					その他のもの	
					第二四類	
					二四・〇一	
					たばこ及び製造たばこ代用品	
					たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ	
					葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	
					二四〇二・一〇	
					葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）	
					二四〇二・二〇	
					紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）	
					二四〇二・九〇	
					その他のもの	
					二四・〇三	
					その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	
					二四〇三・一〇	
					喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	
					その他のもの	
					二四〇三・九一	
					シートたばこ	
					二四〇三・九九	
					その他のもの	
					たばこのエキス及びエッセンス	
					その他のもの	
					第二五類	
					二五〇一・〇〇	
					塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	
					塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のもの	
					塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	
					二五〇一・〇〇	
					塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	
					塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のもの	
					その他のもの	
					第二二・一四項又は第二三・〇二項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル	
					その他のもの	
					二二〇九・九〇	
					その他のもの	
					飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）	
					その他のもの	
					乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの	
					ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの	
					その他のもの	
					その他のもの	

					円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに六円を加えた額	
					一キログラムにつき三六円	B 10
					一キログラムにつき、五二円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇％を超える一％ごとに五円三〇銭を加えた額	A B 10
						A
						A
						A

		に限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）					
二五・〇一・〇〇		その他のもの					
二五・〇二・〇〇		硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）					
二五・〇三・〇〇		硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）					
二五・〇四		天然黒鉛					
二五・〇五		天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）					
二五・〇六		石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			A		
二五・〇七・〇〇		カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）					
二五・〇八		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース			A	A	A
二五・〇九・〇〇		白亜					
二五・一〇		天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜			A	A	A
二五・一一		天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）			A	A	X
二五・一二・〇〇		けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）					
二五・一三		コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー			A	A	A
二五一四・〇〇		スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）					
二五・一五		大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			A	A	A
二五・一六		花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）			A		
二五・一七		小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）					
二五・一八		ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス			A		A
二五・一九		天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）			A	A	A
二五・二〇		天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）			A	A	A
二五二一・〇〇		石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）					
二五・二二		生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）			A	A	A
二五・二三		ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）			A	A	A
二五・二四		石綿					
二五・二五		雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず					
二五・二六		ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク			A	A	A
二五・二八		天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの			A	A	A
二五・二九		長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石			A	A	A
二五・三〇		鉱物（他の項に該当するものを除く。）			A	A	A
第二六類		鉱石、スラグ及び灰					
第二七類		鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			A	A	A
二七・〇一		石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの			A	A	A
二七・〇二		亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）			A	A	A
二七〇三・〇〇		泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）			A	A	A
二七〇四・〇〇		コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン			A	A	A
二七〇五・〇〇		石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）			A	A	A
二七〇六・〇〇		石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）			A	A	A

二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの	A	
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	A	
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	A	
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	A	
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
二七一〇・一一	軽質油及びその調製品		
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）		
	揮発油		
	低重合度の混合アルキレン	A	
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）	A	
	その他のもの		
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	一キロリットルにつき一、一一七円
	その他のもの		B5
二七一〇・一九	その他のもの		
	灯油		
	低重合度の混合アルキレン	A	
	その他のもの		
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	A	一キロリットルにつき四三四円
	その他のもの		B5
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	一キロリットルにつき九五六円
	その他のもの		B5
	軽油		
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	
	その他のもの		
	その他のもの	A	
	その他のもの		

	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）		
	灯油		
	低重合度の混合アルキレン	A	
	その他のもの		
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）	A	一キロリットルにつき四三四円
	その他のもの		B5
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	一キロリットルにつき九五六円
	その他のもの		B5
	軽油		
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	
	その他のもの		
	重油及び粗油		
	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）	A	一キロリットルにつき一、三二五円
	その他のもの		B5
	温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	A	一キロリットルにつき一、六一四円
	製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）		B5
	その他のもの		
	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	A	一キロリットルにつき一、一一二円
	原料とする製油により得た製品を含む。）		B5
	その他のもの		
	温度一三〇度以下で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの		
	硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		
	その他のもの		

	その他のもの			
二七一〇・九一	潤滑油（流動パラフィンを含む。）			
	その他のもの			
	その他のもの			
二七一〇・九九	廃油			
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの			
	その他のもの			
二七一一・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素			
二七一一・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）			
二七一三・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物			
二七一四・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック			
二七一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	一キログリットルにつき一、四四七円	Ｂ５	Ａ

第二九類	有機化学品			
二九・〇一	非環式炭化水素			Ａ
二九・〇二	環式炭化水素			Ａ
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体			Ａ
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）			Ａ
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			Ａ
	飽和一価アルコール			
二九〇五・一一	メタノール（メチルアルコール）			Ａ
二九〇五・一二	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）			Ａ
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）			Ａ
二九〇五・一四	その他のブタノール			Ａ
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体			Ａ
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）			Ａ
二九〇五・一九	その他のもの			Ａ
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール			Ａ
二九〇五・二九	非環式テルペンアルコール			Ａ
	その他のもの			
	二価アルコール			
二九〇五・三一	エチレングリコール（エタンジオール）			Ａ
二九〇五・三二	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）			Ａ
二九〇五・三九	その他のもの			Ａ
	その他の多価アルコール			
二九〇五・四一	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）			Ａ
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール			Ａ
二九〇五・四三	マンニトール			Ａ
二九〇五・四四	Ｄ―グルシトール（ソルビトール）			Ａ
二九〇五・四五	グリセリン			Ａ
二九〇五・四九	その他のもの			Ａ
二九〇五・五一	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			Ｘ
二九〇五・五九	エトクロルビノール（ＩＮＮ）			Ｘ
	その他のもの			Ａ
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			Ａ
二九〇六・一一	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体			Ａ
二九〇六・一二	メントール			Ａ
二九〇六・一三	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール			Ａ
二九〇六・一九	ステロール及びイノシトール			Ａ
	その他のもの			
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体			Ａ
二九〇六・二九	ベンジルアルコール			Ａ
	その他のもの			
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール			Ａ
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			Ａ
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	五・五％	Ｂ10	Ａ
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化			Ａ

第二八類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物			Ａ

二九一一・〇〇	誘導体		
	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド		A
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九一八・一一	乳酸並びにその塩及びエステル		A
二九一八・一二	酒石酸		A
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル		A
二九一八・一四	くえん酸		X
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル		A
	くえん酸カルシウム		A
	その他のもの		A
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル		A
二九一八・一八	クロロベンジレート（ＩＳＯ）		A
二九一八・一九	その他のもの		A
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		A
二九一八・二一	サリチル酸並びにその塩及びエステル		A
二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル		A
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩		A
二九一八・二九	その他のもの		A
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		A
二九一八・九一	その他のもの		A
	二・四・五―Ｔ（ＩＳＯ）（二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル		A
二九一八・九九	その他のもの		A
二九一九・一九	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九一九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九一九・二二	アミン官能化合物		A
二九一九・二三	酸素官能のアミノ化合物		A
二九二一・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		A
二九二一・一二	モノエタノールアミン及びその塩		A
二九二一・一三	ジエタノールアミン及びその塩		A
二九二一・一四	トリエタノールアミン及びその塩		A
二九二一・一九	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩		A
	その他のもの		A
	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		A
二九二一・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩		A
二九二一・二九	その他のもの		A
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩		A
二九二一・三一	アンフェブラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩		A
二九二一・三九	その他のもの		A
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩		A
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩		A
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩		A
	グルタミン酸ソーダ		A
二九二二・四三	その他のもの		A
	アントラニル酸及びその塩		A
二九二二・四四	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩		A
二九二二・四九	その他のもの		A
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物		A
二九・一三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノ	六・五％	B 10

二九・二四	リピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）	A								
二九・二五	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A								
二九・二六	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A								
二九・二九	ニトリル官能化合物	A								
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A								
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A								
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物	A								
二九・三〇	有機硫黄化合物	A								
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	A								
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A								
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A								
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A								
二九三五・〇〇	スルホンアミド	A								
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A								
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A								
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A								
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A								
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	A								
二九・四一	抗生物質	X								
二九四二・〇〇	その他の有機化合物	A								
第三〇類	医療用品	A								
第三一類	肥料	A								
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	A								
第三三類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類									
三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション	A								
三三〇一・一二	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）	A								
三三〇一・一三	オレンジのもの	A								
三三〇一・一九	レモンのもの	A								
三三〇一・二四	その他のもの	A								
三三〇一・二五	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）	A								
三三〇一・二九	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	A								
三三〇一・三〇	その他のミントのもの	A								
三三〇一・九〇	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスのものに限る。）	A								
三三〇二・一九	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるもの	A								
三三〇二・二〇	その他のもの	A								
三三〇二・九〇	その他のもの	A								
三三一・〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	A								
三三二・〇三	香水類及びオーデコロン類	A								
三三二・〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	A								
三三二・〇五	頭髪用の調製品	A								
三三二・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A								
三三二・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	A								
第三四類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	A								
第三五類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	A								

三五・〇一	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー			A
三五・〇二	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体			A
三五〇二・〇〇	ゼラチン（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）			A
	ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラスその他のもの			X
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）			A
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤			X
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）			A
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素			A
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料			A
第三七類	写真用又は映画用の材料			A
第三八類	各種の化学工業生産品			
三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）			A
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）			A
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）			A
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）			A
三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファーテルピネオールを主成分とするものに限る。）			A
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム			A
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの			A
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）			A
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの			X
	その他のもの			
三八〇九・九一	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの			A
三八〇九・九二	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの			A
三八〇九・九三	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの			A
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品			A
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）			A
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤			A
三八・一三・〇〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾			A
三八・一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤			A
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）			A
三八・一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）			A
三八・一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）			A
三八・一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの			A
三八・一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）			A
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液			A
三八二一・〇〇	微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）			A
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質			A
三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール			A
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生			A

二八二四・一〇	産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）				
二八二四・三〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤				
	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）				
三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤				
二八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート				
三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）				
	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物				
二八二四・七一	クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）			X	
三八二四・七二	ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモテトラフルオロエタンを含有するもの				
三八二四・七三	ハイドロブロモフルオロカーボン（ＨＢＦＣ）を含有するもの			A	
三八二四・七四	ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するかしないかを問わない。）			A	
三八二四・七五	四塩化炭素を含有するもの			A	
三八二四・七六	一・一・一―トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの			A	
三八二四・七七	ブロモメタン（メチルブロマイド）又はブロモクロロメタンを含有するもの			A	
三八二四・七八	ペルフルオロカーボン（ＰＦＣ）又はハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）又はハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）を含有しないものに限る。）			A	
三八二四・七九	その他のもの				
	オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）、ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化デルフェニル（ＰＣＴ）又はトリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェートを含有する混合物及び調製品			A	
三八二四・八一	オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの			A	
二八二四・八二	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化デルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含有するもの			A	
三八二四・八三	トリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの			A	
二八二四・九〇	その他のもの			A	
三八・二五	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注６のその他の廃棄物			A	
第三九類	プラスチック及びその製品				
三九・〇一	エチレンの重合体（一次製品に限る。）				
三九〇一・一〇	比重が〇・九四未満のポリエチレン				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
	その他のもの				
三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
	その他のもの				
三九〇一・九〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				
	その他のもの				
三九・〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）				
三九〇二・一〇	ポリプロピレン				
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの				

六・五％（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10		
六・五％（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A		
六・五％（その率が一キログラムにつき二二円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10		
二一・八％	A	B 10	A
二一・八％	A	B 10	A
六・五％（その率が一キログラムにつき二五円六〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10		

三九〇二・二〇	ポリイソブチレン						
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの						
	その他のもの						
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体						
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの						
	その他のもの						
三九〇二・九〇	その他のもの						
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの						
	その他のもの						
三九・〇二	スチレンの重合体（一次製品に限る。）						
三九〇三・一一	ポリスチレン						
	多泡性のもの						
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの						
	その他のもの						
三九〇三・一九	その他のもの						
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの						
	その他のもの						
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体						
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの						
	その他のもの						
三九〇三・三〇	アクリロニトリル・ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体						
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの						
	その他のもの						
三九〇三・九〇	その他のもの						
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの						
	その他のもの						
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）						
三九・〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）						
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）						
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）						
三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）						
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）						
三九・一〇	シリコーン（一次製品に限る。）						
三九・一一	石油樹脂、クマロン―インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注３のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）						
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）						
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）						
三九・一四	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）						
三九・一五	プラスチックのくず						
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）						
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）						
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注９のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材						
三九・一九	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）						
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）						
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ						
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品						
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品						
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品						
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）						
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品						
第四〇類							
	ゴム及びその製品						

第四類						
四・〇一	原皮（毛皮を除く。）及び革					
	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）					
四一〇二・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）					
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの					
	その他のもの					
四一〇二・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）					
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの					
	その他のもの					
四一〇三・九〇	その他のもの（バット、ペンズ及びベリーを含む。）					
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの					
	その他のもの					
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）					
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）					
四一〇三・二〇	爬虫類のもの					
	なめし過程にないもの					
	その他のもの					
四一〇三・九〇	その他のもの					
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）					
四一〇四・一一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの					
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット					
	クロムなめしのもの					
	その他のもの					
四一〇四・一九	その他のもの					

	染着色したもの	八％	B 10
	その他のもの	六％	B 10
四一〇六・四〇	爬虫類のもの		A
	植物性前なめしをしたもの		
	その他のもの		
	染着色したもの	一〇％	B 7
	わに又はとかげのもの	六％	B 7
	その他のもの		A
	その他のもの		
四一〇八・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの		A
四一〇八・九二	乾燥状態（クラスト）のもの		
	染着色したもの	六％	B 10
	その他のもの		A
四一・〇七	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		
四一〇七・一一	全形の革		
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）		
	パーチメント仕上げをしたもの	六％	B 10
	その他のもの	一二・五％	Pn
	染着色し又は模様付けしたもの	一六％	Pn
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一二％	Pn
四一〇七・一二	その他のもの	一二・五％	B 10
	染着色し又は模様付けしたもの	一六％	B 10
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一二％	Pn
	その他のもの	六％	B 10
	グレーンスプリット		
	パーチメント仕上げをしたもの	六％	B 10
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	六％	B 10
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）	一二・五％	Pn
四一〇七・一九	その他のもの	一二・五％	B 10
	その他のもの	六％	B 10
	パーチメント仕上げをしたもの	六％	B 10
	その他のもの	一二％	Pn
	染着色し又は模様付けしたもの	一六％	B 10
	その他のもの（サイドを含む。）	一二％	Pn

四一〇七・九一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）		
	パーチメント仕上げをしたもの		
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一二・五％	Pn
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一六％	B 10
	その他のもの	一二％	Pn
	わに又はとかげのもの	六％	B 10
四一〇七・九二	グレーンスプリット		
	パーチメント仕上げをしたもの	六％	B 10
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一二・五％	Pn
	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	一六％	B 10
四一〇七・九九	その他のもの	一二％	Pn
	パーチメント仕上げをしたもの	六％	B 10
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一六％	B 10
	その他のもの	一二・五％	Pn
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）		
	パーチメント仕上げをしたもの	六％	B 10
四一一三・一〇	やぎのもの		
	パーチメント仕上げをしたもの	六％	B 10
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	一六％	B 10
	その他のもの		A
四一一三・二〇	豚のもの		
	パーチメント仕上げをしたもの	六％	B 10
	その他のもの		
	染着色し又は模様付けしたもの	八％	B 10
	その他のもの	六％	B 10
四一一三・三〇	爬虫類のもの		

パーチメント仕上げをしたもの			六％
その他のもの			B7
染着色し又は模様付けしたもの			一〇％
わに革及びとかげ革			B7
その他のもの			六％
その他のもの			B7
四一・一三・九〇			六％
その他のもの			B7
パーチメント仕上げをしたもの			A
その他のもの			B7
染着色し又は模様付けしたもの			六％
その他のもの			B7
四一・一四	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		A
四一・一五	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉		X
四二・一五・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）		六％
四二・一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉		B7
			三％
			B10

第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品		
四二・〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）		五・三％
			B10
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器		
	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器		
四二〇二・一一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）		一六％
			B10

四二〇二・一二	その他のもの		一〇％
	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの		B10
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）		一六％
	その他のもの		B10
	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		八％
	その他のもの		B10
四二〇二・一九	その他のもの		四・六％
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかないかを問わない。）		B10
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		四・一％
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの		B10
	革製又はパテントレザー製のもの		一四％
	その他のもの		B10
	革製又はコンポジションレザー製のもの		一六％
	その他のもの		B10
四二〇二・二一	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		八％
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの		B10
	その他のもの		一〇％
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品		B10
四二〇二・二九	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		一六％
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）		B10
	その他のもの		八％
	その他のもの		B10
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		一六％
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）		B10
	その他のもの		一〇％
	その他のもの		B10
四二〇二・三九	その他のもの		八％
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		B10
四二〇二・九一			四・一％
			B10

四二〇一・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの					
四二〇二・九九	その他のもの					
	木製のもの					
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの					
	その他のもの					
四二〇三・一〇	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）					
	衣類					
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの					
	その他のもの					
	手袋、ミトン及びミット					
四二〇三・二一	特に運動用に製造したもの					
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの					
	その他のもの					
四二〇三・二九	その他のもの					
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの					
	革製のもの					
	コンポジションレザー製のもの					
	その他のもの					
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革					
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの					
	その他のもの					
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品					
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの					
	その他のもの					
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品					
	機械用その他の技術的用途に供する種類のもの					
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー					
	その他のもの					
	その他のもの					
四二〇六・〇〇	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱の製品					
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品					
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）					

四二〇一・九二	八%	B 10				
四二〇二・九九	一二・七%	B 10				
四二〇三・一〇	三・四%	B 10				
	四・六%	B 10				
四二〇三・一一	一六%	B 10				
	一〇%	B 10				
四二〇三・一九	一六%	B 10				
	一六%	Pn	X			
	一四%	B 10	X			
	一六%	B 10	X			
四二〇三・二〇						
	一六%	B 10				
四二〇三・四〇						
	一〇%	B 10				
四二〇五・〇〇						
	一八%	B 10				
	二・二%	B 10				
	一〇%	B 10				
	三・二%	B 10				
四二〇六・〇〇						
第四三類						
四三・〇一						A

四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）					
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品					
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品					
	第四四類					
四四・〇一	木材及びその製品並びに木炭					
	のこぐず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材					
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）					
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）					
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの					
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉					
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木					
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）					
四四〇七・一〇	針葉樹のもの					
	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びバシフイックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）					
四四〇七・一一	その他のもの					
	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの					
四四〇七・一二	マホガニー（スウィエテニア属のもの）					
四四〇七・一三	バイロラ、インブイア及びバルサ					
四四〇七・一五	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ					
四四〇七・一六	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアランン					
四四〇七・一七	サペリ					
四四〇七・一八	イロコ					
四四〇七・一九	その他のもの					
	その他のもの					
四四〇七・九一	オーク（コナラ属のもの）のもの					
四四〇七・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの					
四四〇七・九三	かえで（カエデ属のもの）のもの					

四三・〇二						
四三・〇三						
四三〇四・〇〇						
四四・〇一						
四四・〇二						
四四・〇三						
四四・〇四						
四四〇五・〇〇						
四四・〇六						
四四・〇七						A A A A A X X
四四〇七・一〇						
四四〇七・一一						
四四〇七・一二						
四四〇七・一五						
四四〇七・一六						
四四〇七・一七						
四四〇七・一八						
四四〇七・一九						A A A A A A X
四四〇七・九一						
四四〇七・九二						
四四〇七・九三						

四四〇七・九四	桜（サクラ属のもの）のもの							
四四〇七・九五	とねりこ（トネリコ属のもの）のもの							
四四〇七・九九	その他のもの							
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A	A	A	七・五%	六%	X	
四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A			三・六%	B15		
四四〇九・一〇	針葉樹のもの							
四四〇九・二一	針葉樹以外のもの							
	竹製のもの							
	引抜材							
	玉縁及び繰形							
四四〇九・二九	その他のもの	A	A	A	六%	B5		
四四・一〇	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）				五%	B5		
	木材のもの							
四四一〇・一一	パーティクルボード							
	板状のもの							
	その他のもの							
四四一〇・一二	オリエンテッドストランドボード（ＯＳＢ）							
	板状のもの							
	その他のもの							
四四一〇・一九	その他のもの							
	板状のもの							
	その他のもの							
四四一〇・九〇	その他のもの							
	板状のもの							
四四・一一	その他のもの				七・九%	B5		
四四・一二	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）				六・六%	B5		
四四・一九	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材				二・六%	B5		
四四一一・一〇	竹製のもの							
	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）							
	その他のもの							
	その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）							
四四一二・一一	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの							
四四一二・一二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）							
四四一二・一九	その他のもの							
	ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボード							
四四一二・九四	その他のもの							
四四一二・九九	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）							
四四一四・〇〇	木製の額縁、縄枠その他これらに類する縁							
四四一五・〇〇	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠							
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）							
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型							
四四一八・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）	A	A	A	六%	B5		
四四一八・一〇	窓及びフランス窓並びにこれらの枠							
四四一八・二〇	戸及びその枠並びに敷居	A						
四四一八・四〇	コンクリート型枠							
四四一八・五〇	こけら板							
四四一八・六〇	くい及びはり	A	A	A				
	組み合わせた床用パネル							
四四一八・七一	モザイク状の床用のもの	A	A	A				
四四一八・七二	その他のもの（多層のものに限る。）							
四四一八・七九	その他のもの	A	A	A				
四四一八・八〇	その他のもの							
	セルラーウッドパネル	A						
	その他のもの							
	木製の建具及び床柱	A						
	その他のもの							
	欄間並びにその他の床用パネル及び組み合わせた床用以外のパネル	A						
	その他のもの							
	構造用集成材	X	A	A				
	その他のもの							
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品							
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	A						

四四・一二	その他の木製品				A
四四二一・一〇	衣類用ハンガー				A
四四二一・九〇	その他のもの				A
	竹製のくし				A
	その他のもの			一〇%	A B 15
	第四五類				
	コルク及びその製品				A
	第四六類				
四六・〇一	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織ったものであってシート状のもの（最終製品（敷物・壁掛等）であるかないかを問わない。）				
四六〇一・一一	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）				
四六〇一・一一・一	竹製のもの				
四六〇一・一一・二	とう製のもの				
四六〇一・一九	その他のもの				
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの			六%	A B 10
	その他のもの				A A
四六〇一・九九	その他のもの				
四六〇二・九二	竹製のもの				
四六〇二・九三	とう製のもの				
四六〇二・九四	その他の植物性材料製のもの				
	むしろ、こも、アンペラ及びさなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）				A
	その他のもの				
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの			六%	A B 10
	その他のもの				A A
四六〇一・一九	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品				A A
四六〇二・一	植物性材料製のもの				
四六〇二・一・一	竹製のもの				
四六〇二・一・二	とう製のもの				
四六〇二・一・九	その他のもの				
	瓶用のわらづと				A
	その他のもの				A
	畳床				A
	その他のもの				
	畳（厚さが八ミリメートル以上、面積が一平方メートル未満のもので、かつ、いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製の畳表を有するものに限る。）				A
四六〇二・九〇	その他のもの				
	その他のもの			七・九%	A A B 10
	第四七類				
	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙				A
	第四八類				
	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品				A
	第四九類				
	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案				A
	第五〇類				
五〇〇一・〇〇	絹及び絹織物				
五〇〇二・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）				X
	生糸（よってないものに限る。）				A
	野蚕のもの				X
	その他のもの				A
五〇〇三・〇〇	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）				A
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）				
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）				
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす				
五〇・〇七	絹織物				
	第五一類				
	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物				A
	第五二類				
	綿及び綿織物				A
	第五三類				
	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物				A
	第五四類				
	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品				A
	第五五類				
	人造繊維の短繊維及びその織物				A
	第五六類				
	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品				A
	第五七類				
	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物				A

第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布									A	A
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品									A	A
第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物									A	A
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）									A	A
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）									A	A
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ									A	A
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分										
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）										
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）										
	スキー靴									X	X
	その他のもの										
六四〇二・九一	その他の履物										
	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）										
	スキー靴	X	六・七%	B10	六・七%	B10	六・七%	B10	六・七%	Pn	
	その他のもの										
六四〇二・九九	その他のもの										
	ひざを覆うもの		六・七%	B10	六・七%	B10	六・七%	B10	六・七%		
	その他のもの		八%	B10	八%	B10	八%	B10	八%		
六四〇三・一二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）										
六四〇三・一三	スポーツ用の履物										
	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	X	八%	B10	六・七%	B10	六・七%	B10	六・七%		
	スキー靴										
	スノーボードブーツ										
六四〇二・九	その他のもの		八%	B10	六・七%	B10	六・七%	B10	六・七%		
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）										
六四〇三・九一	その他の履物										
	くるぶしを覆うもの										
	保護用の金属製トーキャップを有するもの		六・七%	B10	六・七%	B10	六・七%	B10	六・七%		
	その他のもの		八%	B10	八%	B10	八%	B10	八%		
六四〇三・九九	その他のもの										

	短靴										
	保護用の金属製トーキャップを有するもの										
	その他のもの										
六四・〇三	その他のもの	X	八%	B10	六・七%	B10	六・七%	B10	六・七%		
六四〇三・一二	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）										
六四〇三・一九	スポーツ用の履物										
六四〇三・二〇	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ	X	二一・六%	B10	二一・六%	B10	二四%	B10	二四%		
	その他のもの										
	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）										
六四〇三・五一	室内用履物										
	その他のもの										
六四〇二・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）										
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの										
	その他のもの										
	その他の履物（本底が革製のものに限る。）										
	くるぶしを覆うもの										
	室内用履物										
	その他のもの		二一・六%	B10	二一・六%	B10	二四%	B10	二四%	Pn	

	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物										
	その他のもの										
六四〇二・五九	その他のもの										
	スリッパその他の室内用履物										
	スリッパ	X	二一・六%	B10	二一・六%	B10	二四%	B10	二一・六%	X	
	その他のもの										
	その他のもの										
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X	二一・六%	B10	二一・六%	B10	二四%	B10	二一・六%	X	
	その他のもの										
	中底が一九センチメートルを超えるもの										
	その他のもの										
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）										
	その他のもの										
六四〇三・九一	その他の履物										
	くるぶしを覆うもの										
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）										
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	X	二一・六%	B10	二一・六%	B10	二一・六%	B10	二一・六%	X	
	その他のもの										
	その他のもの										

	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物										
六四〇三・九九	その他のもの										
	その他のもの										
	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）										
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物										
	その他のもの										
	中底が一九センチメートルを超えるもの										
	その他のもの										
	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）										
	その他のもの										
	その他のもの										
	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物										
六四・〇四	その他のもの										
	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）										
六四〇四・一一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）										
	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物										

第六五類	帽子及びその部分品			A
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品			A
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品			A
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品			A
第六九類	陶磁製品			A
第七〇類	ガラス及びその製品			
七〇・〇一	ガラスのくず及び塊			A
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）			A
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			A
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			A
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			A
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）			A
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）			A
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス			A
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）			A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品			A
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）			A
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）			A
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）			A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント			A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス			A
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）			A
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）			A
七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	八%	B 7	A
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）			A
七〇一八・九〇	その他のもの	六・六%	B 10	A
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの			A
	その他のもの			A
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）			A
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品			A
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）			A
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）			A
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉			A
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A
七一〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）			A
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）			A

七一・〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）						
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）				A	A	A
七一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）						
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）				A		
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）						
	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）						
七一一二・一一	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）						
七一二二・一九	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）						
	白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	五・二%	B 5				
	その他のもの						
	時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺装飾用の鎖	五・四%	B 10				
	その他のもの	五・四%	B 5				
七一三・二〇	貴金属を張った卑金属製のもの	五・四%	B 10				
七一・一三	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）						
七一・一四	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）						
七一・一五	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品						
七一・一六	身辺用模造細貨類						
七一・一七	貨幣						
七一・一八							
第七二類	鉄鋼						
第七三類	鉄鋼製品						
第七四類	銅及びその製品						
第七五類	ニッケル及びその製品						
第七六類	アルミニウム及びその製品						
第七八類	鉛及びその製品						
第七九類	亜鉛及びその製品						
第八〇類	すず及びその製品						
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品						
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品						
第八三類	各種の卑金属製品						
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品						
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品						
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）						
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品						
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品						
第八九類	船舶及び浮き構造物						
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品						
第九一類	時計及びその部分品						
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウオッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）						
九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウオッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）						
九一・〇三	時計（ウオッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）						
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）						
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）						
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）						
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）						
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）						
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）						
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの						

九一・一一	並びに時計用ラフムーブメント						
九一・一二	携帯用時計のケース及びその部分品						
	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品				A	A	A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品						
九一・一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの				A	A	
九一・一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）				A	A	
九一・一三・九〇	その他のもの						
	革製又はコンポジションレザー製のもの						
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％	B7				
	その他のもの	一〇％	B7				
	その他のもの						
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの	一〇％	B7		A	A	
	その他のもの						
九一・一四	その他の時計の部分品				A	A	A
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品						
九二・〇一	楽器				A		
九二・〇二	楽器の部分品及び附属品				A		
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品						
九三・〇一	武器（散弾銃を除く。）				A		
九三・〇二	散弾銃				A		
九三・〇三	武器の部分品及び附属品				A		
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物						
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品						
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け				A		
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け				A		
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）				A		
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）				A		
九四〇一・五一	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け				A		
九四〇一・五九	竹製又はとう製のもの				A		
	その他のもの						
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）				A		
	アップホルスターのもの						
九四〇一・六九	その他のもの						
	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）						

九四〇一・七一	アップホルスターのもの						
九四〇一・七九	その他のもの						
九四〇一・八〇	その他の腰掛け				A	A	A
九四〇一・九〇	部分品						
	革製のもの						
	その他のもの						
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品				A	A	
九四・〇三	その他の家具及びその部分品						
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート				A		
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）						
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物				A	A	
第九五類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品						
第九六類	雑品						
九六・〇一	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）						
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品				A		
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）				A		
九六〇四・〇〇	手ふるい						
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）				A	A	
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	六・六％	B7				

九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品								
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）								
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク								
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）								
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印刷又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット								
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）								
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）								
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品								
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品								
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド								
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）								
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの								
第九七類	美術品、収集品及びこっとう								
		A	A	A	A	A	A	A	A

別添一　ナチュラルチーズの表

1　ナチュラルチーズ

品目番号	ナチュラルチーズの品名
Qb―一	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、原産地統制名称（Appellation d'origine Contrôlée。以下「AOC」という。）として登録されているエメンタール＊
Qb―二	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているグリュイエール＊（「ダルパージュ」として特定されているか否かを問わない。）
Qb―三	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているスプリンツ＊
Qb―四	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているヴァシュラン・フリブルジョワ＊
Qb―五	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているベルナー・アルプケーゼ＊又はベルナー・ホーベルケーゼ＊
Qb―六	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているフォルマッジオ・ダルプ・ティチネーゼ＊
Qb―七	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているレティヴァ＊（「アレビベ」として特定されているか否かを問わない。）
Qb―八	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているラクレット・デュ・ヴァレ＊又はウォリザー・ラクレット＊
Qb―九	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているヴァシュラン・モンドール＊
Qb―十	二〇〇八年一二月三一日において効力を有しているスイスの法令に従い、AOCとして登録されているテット・ドゥ・モワン＊又はテット・ドゥ・モワン・フロマージュ・ドゥ・

	ベルレ＊
Qb－十一	次のすべての要件を満たす半硬質チーズ (i) 生乳から生産されたもの (ii) 三箇月以上熟成させたもの (iii) 生産された時において円柱形の塊である場合には、高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が三〇センチメートル以上三三センチメートル以下であって、一個の重量が六・四キログラム以上七・四キログラム以下のもの (iv) 脂肪分が全乾燥重量の一八％以上であって、水分が全重量の四〇％以上四九％以下のもの (v) アッペンツェル・インナーローデン準州、アッペンツェル・アウサーローデン準州、ザンクト・ガレン州又はトゥールガウ州で生産されたもの
Qb－十二	次のすべての要件を満たすチーズ (i) 低温殺菌したミルクから生産されたもの (ii) 高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が六センチメートル以上八センチメートル以下であって、一個の重量が八八グラム以上一〇三グラム以下の円すい台形のもの (iii) 脂肪分が全乾燥重量の一・一％以上一・五％以下であって、水分が脂肪分を除く全重量の四〇％以上五〇％以下のもの (iv) グラールス州で生産されたもの
Qb－十三	次のすべての要件を満たす半硬質チーズ (i) 生乳、低温殺菌したミルク又はクリームとミルクの混合物（脂肪分が全乾燥重量の五五％以上のものに限る。）から生産されたもの（アルプス山脈で採取された香料植物又は白ワインによって調製してあるかないかを問わない。） (ii) 一八〇日を超えない範囲で熟成させたもの (iii) 生産された時において円柱形の塊である場合には、高さが七センチメートル以上九センチメートル以下で、直径が二五センチメートル以上三〇センチメートル以下であって、一個の重量が四キログラム以上四・五キログラム以下のもの (iv) 脂肪分が全乾燥重量の四五％以上であって、水分が脂肪分を除く全重量の四〇％以上四二％以下のもの (v) トゥールガウ州、ザンクト・ガレン州又はチューリヒ州で生産されたもの

注釈1　チーズの名称に「＊」を付している場合には、当該名称に「スイス産の」を付すことができることを示す。

注釈2　これらのナチュラルチーズの品名については、日本国がこの協定に従って関税上の特恵待遇を与えるためにのみ適用するものとし、スイスの法令の下でのチーズの定義に影響を及ぼすものではない。

注釈3　この表（Qb－十一からQb－十三までの三種類のチーズの品名を含む。）については、第二十五条の規定に従って行う一般的な見直しの対象となるものとする。

2　1のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズに関するスイスの法令が改正される場合には、スイスは、その改正の効力発生の前に、日本国に対し書面により通報する。

3　スイスが2の規定に従って通報を行う場合には、両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、1のナチュラルチーズの表に掲げる品名の改正について、その通報された改正を考慮しつつ協議する。当該表に掲げる品名の改正については、第百五十二条2の規定に従って行うものとする。

4　二千八年十二月三十一日においてＡＯＣのための登録の過程にあるナチュラルチーズがスイスの法令に従ってＡＯＣとして登録された場合には、スイスは、日本国に対し、その登録を通報する。両締約国は、その通報の後、当該ナチュラルチーズを1のナチュラルチーズの表に追加するため、第百五十二条2の規定に従って、表を改正する。

別添二　日本国の表の５欄に(Qb)又は(Qf)を掲げた品目に分類される産品の関税上の特恵待遇のために必要な申告

1　この別添の規定は、日本国の表の５欄に(Qb)又は(Qf)を掲げた品目に分類される産品に関し、表の２欄の注に規定する関税上の特恵待遇を受けるために必要な申告（以下この別添において「産品に関する申告」という。）に関する事項についてのみ適用する。

2　産品に関する申告の申告文については、場合に応じて、(a)又は(b)に定めるとおりとする。

(a)　「下名は、上述の産品が（注釈１(i)又は(ii)に規定する事項）に分類されることを申告する。」

(b)　「輸出者は、また、当該産品が（注釈１(i)又は(ii)に規定する事項）に分類されることを申告する。」

注釈１(i)　表の５欄に(Qb)を掲げた品目に分類される産品については、括弧内に、別添一１のナチュラルチーズの表の品目番号欄に掲げる品目番号を記入する。

(ii)　表の５欄に(Qf)を掲げた品目に分類される産品については、括弧内に、「Qf」を記入する。

注釈２　この(a)に定める申告文を用いる産品に関する申告については、当該産品の輸出者又は権限を与えられたその代理が、附属書二の第十六条の規定に従って発給される原産地証明書の８欄の品名の下に作成するものとする。輸出者は、権限を与えられたその代理による作成について責任を負うものとする。

注釈３　この(b)に定める申告文を用いる産品に関する申告については、附属書二の第十九条の規定に従って当該産品の原産地申告を作成する輸出者が作成するものとする。そのような産品に関する申告については、原産地申告が作成されている商業上の文書におけるタイプ印書、押印又は印刷により、当該輸出者が作成するものとする。この(b)に定める申告文を用いる産品に関する申告については、原産地申告の申告文に続けて作成するものとする。

3　この別添の規定の適用上、産品に関する申告については、附属書二の第十五条に規定する原産地証明の一部を成すものとみなす。附属書二の関連規定については、１の規定と適合する限り、かつ、産品に関する申告が付された産品に関税上の特恵待遇を与える過程において必要な範囲内でのみ、適用する。

（スイスの表に関する付録二は省略）

附属書二（第二章関係）　原産地規則

目次

第一節　総則
第一条　定義
第二節　「原産品」の概念
第二条　原産品
第三条　完全に得られる産品
第四条　十分に作業又は加工される産品
第五条　原産地の累積
第六条　許容限度
第七条　原産品としての資格を与えることとならない工程

第八条　原産品としての資格の単位
第九条　組み立ててないか又は分解してある産品
第十条　附属品、予備部品及び工具
第十一条　中立的な要素
第十二条　会計の分離
第三節　属地的な要件
第十三条　属地性の原則
第十四条　積送基準
第四節　原産地の証明
第十五条　原産地証明
第十六条　原産地証明書
第十七条　遡及して発給される原産地証明書
第十八条　原産地証明書の再発給
第十九条　原産地申告
第二十条　原産地証明の有効性
第二十一条　関税上の特恵待遇の要求
第二十二条　補助的な文書
第二十三条　文書及び記録の保管
第五節　運用上の協力のための措置
第二十四条　通報
第二十五条　原産地証明の確認
第二十六条　秘密性
第二十七条　不正行為に対する罰則及び措置
第二十八条　運用上の手続規則
第二十九条　雑則
第六節　最終規定
第三十条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会
第三十一条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定
付録一　品目別規則
付録二　原産地証明書の様式
付録三　原産地申告の申告文

第一節　総則

第一条　定義

この附属書の規定の適用上、

(a) 統一システムの「類」、「項」及び「号」とは、それぞれ統一システムの類（関税分類番号の最初の二桁の番号）、項（関税分類番号の最初の四桁の番号）及び号（関税分類番号の六桁の番号）をいう。

(b) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について、この附属書の第十九条に規定する認定輸出者の認定について、及びこの附属書の第二十五条に規定する原産地証明の確認について、責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省とし、スイスについては連邦関税管理局とする。

(c) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、当該締約国又は当該第三国の関税に関する法令の運用及び執行について、責任を負う当局をいう。日本国については財務省とし、スイスについては連邦関税管理局とする。

(d) 「輸出者」とは、輸出締約国の関税地域に所在する者であって、当該関税地域から産品を輸出するも

のをいう。

(e)　「工場渡し価額」とは、工場渡しの産品について、締約国の関税地域に所在する生産者であって、最後の作業又は加工を行ったものへの支払に係る価額をいう。この場合において、当該価額には、使用されたすべての材料の価額、賃金その他の費用及び利益（ただし、利益については、得られる産品が輸出される際に還付され、又は払い戻された内国税を減じた額とする。）を含む。

(f)　「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i)　当該締約国の関税地域において登録されていること。

(ii)　当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii)　両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国の関税地域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv)　船長及び上級乗組員のすべてが両締約国の国民であること。

(v)　乗組員の七十五パーセント以上が両締約国の国民であること。

(g)　「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国の関税地域において特定の時に、一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(h)　「輸入者」とは、輸入締約国の関税地域に産品を輸入する者をいう。

(i)　「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(j)　「非原産材料」とは、この附属書に従って原産品とされない材料をいう。

(k)　「関税上の特恵待遇」とは、第十五条1の規定に従って締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(l)　「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二節　「原産品」の概念

第二条　原産品

この協定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a)　当該締約国の関税地域において完全に得られる産品であって、次条に定めるもの

(b)　当該締約国の関税地域において非原産材料を使用して得られる産品。ただし、当該非原産材料について、当該関税地域において、この附属書の第四条に規定する十分な作業又は加工が行われている場合に限る。

(c)　この附属書の規定に従って当該締約国の原産品となる材料のみから、当該締約国の関税地域において得られる産品

第三条　完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の関税地域において完全に得られる産品とする。

(a)　生きている動物であって、当該締約国の関税地域において生まれ、かつ、成育されるもの

(b)　当該締約国の関税地域において、狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c)　当該締約国の関税地域において生きている動物から得られる産品

(d)　当該締約国の関税地域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e)　当該締約国の関税地域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f)　当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g)　両締約国の領海外において、当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品

(h)　当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i)　当該締約国の関税地域において収集される産品であって、当該関税地域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j)　当該締約国の関税地域における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k)　本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の関税地域において回収される部品又は原材料

(l)　当該締約国の関税地域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られる産品

第四条　十分に作業又は加工される産品

1　この附属書の第二条(b)の規定の適用上、非原産材料を使用して得られる産品であって、次のいずれかのものは、締約国の原産品とする。

(a)　当該産品の生産に使用された非原産材料の価額が当該産品の工場渡し価額の六十パーセントを超えない産品

(b)　当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国の関税地域において、統一システムの関税分類の変更であって、四桁（けた）番号の水準におけるものが行われた産品

2　1の規定にかかわらず、この附属書の付録一に掲げる統一システムの関税分類番号の産品については、同付録一に定める品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。

3　1及び2の規定の適用上、この附属書の第七条に定める工程は、十分な作業又は加工としてはならない。

4　1及び2の規定の適用上、締約国の関税地域における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する当該関税地域の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料及び適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの

(b)　当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該関税地域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該関税地域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該関税地域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5　4(a)の規定の適用において非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、非原産材料の関税地域内での取得（関税地域内での商取引の場合を含める。）について準用する。

6　産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため当該産品の生産に使用される非原産材料の価額を算定するに当たり、当該非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される材料であって当該締約国の原産品であるものの生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

7　1及び2の規定の適用上、締約国の関税地域内で一又は二以上の生産者によって行われる異なる段階における生産を考慮することができる。

8　この条の規定の適用上、「統一システム」とは、この附属書の付録一に定める品目別規則において用いられているものをいう。

第五条　原産地の累積

1　この附属書の第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の原産品であって、他方の締約国の関税地域において産品を生産するための材料として使用されるものについては、当該他方の締約国の原産品とみなすことができる。

2　一方の締約国の関税地域から他方の締約国の関税地域に輸出されるいずれかの締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものについては、原産品としての資格を維持するものとする。

(a)　当該原産品が輸出締約国の関税地域に輸入された時の状態と同一の状態で輸出されること。

(b)　当該原産品について、輸出締約国の関税地域においてこの附属書の第七条に規定する工程以上の作業又は加工が行われていないこと。

第六条　許容限度

1　この附属書の付録一に別段の定めがある場合を除くほか、必要な関税分類の変更が行われていない非原産材料を使用して得られる産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるための要件であって、この附属書（次条を含む。）に定める他のすべての関連するものを満たしている場合に限る。

(a)　統一システムの第一類から第二四類までの各類に分類される産品については、その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が産品の工場渡し価額の七パーセント以下の場合

(b)　統一システムの第二五類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が産品の工場渡し価額の十パーセント以下の場合

(c)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、その生産に使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の七パーセント以下の場合

2　もっとも、産品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たっては、1に規定する非原産材料の価額を考慮する。

第七条　原産品としての資格を与えることとならない工程

1　次の工程については、この附属書の第四条1又は2に規定する要件を満たしているか否かを問わず、産品が締約国の原産品とされるための十分な作業又は加工とはみなさない。

(a)　輸送又は保管の間に当該産品を良好な状態に保管することを確保する保存工程（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する工程

(b)　改装及び仕分

(c)　洗浄、浄化及び粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去

(d)　塗装及び研磨のための単純な工程

(e)　研ぐこと、単純な破砕又は単純な切断

(f)　ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）

(g)　瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の単純な包装工程

(h)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(i)　産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(j)　産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるか否かを問わない。）

(k)　完成品とするための部品の単純な組立て又は産品の部品への分解

(l)　繊維のアイロンがけ又はプレス

(m)　穀物及び米について、殻を除き、一部又は全部を漂白し、研磨し、及びつや出しする工程

(n)　砂糖を着色し、又は角砂糖とするための工程

(o)　果実、ナット及び野菜の皮、核及び種を除く工程

(p)　動物のとさつ

(q)　(a)から(p)までに規定する工程の二以上の工程の組合せ

2　1の規定の適用上、産品について締約国の関税地域において行われる工程については、そのすべてを全体として考慮する。

3　この条の規定の適用上、

(a)　「単純な」又は「単純に」として規定される工程とは、専門的な技能又は当該工程を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合の工程をいう。

(b)　「単純な混合」とは、混合する工程であって、専門的な技能又は当該工程を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としないものをいう。ただし、「単純な混合」は、化学反応を含まない。「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる過程（生化学的なものを含む。）をいう。

(c)　「単純な組立て」とは、物品の部品を組み立てる工程であって、専門的な技能又は当該工程を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を使用しないものをいう。当該工程は、試験又は検査を含まない。

第八条　原産品としての資格の単位

1　この附属書の規定の適用上、原産品としての資格の単位については、統一システムに基づく分類を決定する場合の基本的な単位とされる特定の産品とする。したがって、当該単位は、次のとおりとなる。

(a)　物品の集合又は組立てから成る産品が一の関税品目に分類される場合には、当該産品の全体が、当該単位となる。

(b)　貨物が同一の複数の産品から成る場合において、当該複数の産品が一の関税品目に分類されるときは、締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、その産品ごとに個別に考慮する。

2　産品の小売のために使用される包装材料及び包装容器については、次のとおりとする。

(a)　当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について関連する関税分類の変更又はこの附属書の付録一に定める特定の製造若しくは加工工程が行われたか否かを決定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器であって、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類されるものについては、考慮しない。

(b)　当該産品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たり、小売用の包装材料及び包装容器については、当該産品の材料とみなす。

3　船積み用のこん包材料及びこん包容器であって、輸送中に産品を保護するために使用されるものについては、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第九条　組み立ててないか又は分解してある産品

1　この附属書の第二条から前条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国の関税地域に他方の締約国の関税地域から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

2　締約国の関税地域において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であって、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定により完成品として分類される産品として当該締約国の関税地域に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の材料のうち非原産材料のそれぞれが組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国の関税地域に輸入されていたとしても、当該産品がこの附属書の第二条から前条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第十条　附属品、予備部品及び工具

1　産品の生産に使用されたすべての非原産材料について関連する関税分類の変更又はこの附属書の付録一に定める特定の製造若しくは加工工程が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具については、当該産品の材料とみなす。

第十一条　中立的な要素

産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、その生産に使用される次の要素の原産地については、決定する必要はないものとする。

(a)　燃料及びエネルギー

(b)　装置及び設備

(c)　機械、工具、ダイス及び鋳型

(d)　当該産品の最終的な組成に物理的に組み込まれないか、又は当該組成に入ることが意図されていないその他の材料

第十二条　会計の分離

1　同一の又は交換可能な原産品及び非原産品が他の産品を生産するための材料として使用される場合には、その原産品及び非原産品については、保管の期間において、物理的に分離しなければならない。

2　この条の規定の適用上、「同一の又は交換可能な原産品及び非原産品」とは、同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、種類及び商業上の品質が同一の材料として使用されるいずれかの締約国の原産品及び非原産品であって、他の産品に組み込まれた後はいかなる表示その他の方法に基づいても、原産品であるか否かを決定する上でそれぞれを区別することができないものをいう。

3　産品の生産に使用される同一の又は交換可能な原産品及び非原産品の在庫を分離して維持することについて、相当の費用上の又は技術的な困難がある場合には、生産者は、在庫管理のためにいわゆる「会計の分離」の方法を用いることができる。

4　「会計の分離」の方法については、産品が生産される締約国の関税地域において適用される一般的に認められている会計原則に従って記録され、適用され、かつ、維持されるものとする。選択される方法については、次の条件を満たすものとする。

(a)　取得され、又は在庫として維持される原産品と非原産品との間に明確な区別を設けるものであるこ

と。

(b)　同一の又は交換可能な原産品及び非原産品が産品を生産するための材料として使用される場合には、当該原産品と当該非原産品との間を物理的に分離していたならば当該産品が締約国の原産品となっていたであろう数量を超えて、当該産品が当該締約国の原産品とされないことを保証すること。

5　締約国は、この条に規定する在庫管理の方法の適用につき事前の許可の取得を義務付けることができる。

第三節　属地的な要件

第十三条　属地性の原則

1　この附属書の第五条1に規定する場合を除くほか、締約国の原産品となるための前節に定める要件は、当該締約国の関税地域において中断することなく満たされなければならない。

2　いずれかの締約国の関税地域から第三国に輸出された締約国の原産品が当該関税地域に返送される場合には、当該原産品については、非原産品とみなす。ただし、当該締約国の権限のある政府当局に対して十分な立証が行われ、及び当該締約国の権限のある政府当局が次の条件が満たされていると認める場合は、この限りでない。

(a)　その返送される産品が輸出された産品と同一であること。

(b)　当該返送される産品について、当該締約国の関税地域外にある間に、貨物の分割及び産品を良好な状態に保存することを目的とした積卸しその他の工程以外の工程が行われなかったこと。

第十四条　積送基準

1　締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

(a)　輸出締約国の関税地域から直接輸送されること。

(b)　積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合にあっては、貨物の分割及び産品を良好な状態に保存することを目的とした積卸しその他の工程以外の工程が行われていないこと。

2　この附属書の第二条の規定にかかわらず、締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該締約国の原産品とはみなさない。

第四節　原産地の証明

第十五条　原産地証明

この附属書の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

(a)　次条に規定する原産地証明書

(b)　この附属書の第十九条に規定する原産地申告

第十六条　原産地証明書

1　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸出者又は権限を与えられたその代理によって行われる書面による申請に基づき、原産地証明書を発給する。輸出者は、権限を与えられたその代理による申請について責任を負うものとする。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の実施のために、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書を発給する他の団体（以下「指定団体」という。）を指定することができる。

3　各締約国は、この附属書の付録二に定める様式に適合する原産地証明書の書式を定める。原産地証明書については、輸出締約国の法令に従って、輸出者又は権限を与えられたその代理人が英語で記入する。

4　輸出締約国は、産品について原産地証明書の発給を申請する輸出者が、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体の要請があった場合にはいつでも、当該産品がいずれかの締約国の原産品であることを証明するすべての適切な文書を提出できるようにしておくことを確保する。

5　産品の輸出者が輸出締約国の関税地域に所在する当該産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該輸出締約国の法令に従って、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。

(a)　当該輸出者が当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が提供する情報に基づくもの

(b)　当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に直接かつ任意に提出する申告書

(c)　当該輸出締約国の関係法令に規定するところにより、他の者が当該輸出者に行う宣誓

6　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、産品がいずれかの締約国の原産品であると認めることができる場合には、原産地証明書を発給する。

7　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、産品がいずれかの締約国の原産品であることを確認するために必要な措置をとる。当該権限のある政府当局又はその指定団体は、また、3に規定する書式が正しく記入されることを確保する。特に、当該権限のある政府当局又はその指定団体は、当該産品の品名のための欄について、不正な追加の可能性を完全に排除するような方法で記入されているか否かについて確認する。

8　輸出締約国は、産品について原産地証明書の発給を受けた輸出者又は5(b)に規定する生産者が、当該産品が当該原産地証明書に示された締約国の原産品でないことを知った場合には、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通知することを確保する。

9　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、8の規定に従って通知を受領した場合又は原産地証明書の発給の後に産品が当該原産地証明書に示された締約国の原産品でないことを知った場合には、当該原産地証明書が使用されることなく当該権限のある政府当局又はその指定団体に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書を取り消し、並びに当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。

第十七条　遡及して発給される原産地証明書

1　原産地証明書は、2に規定する場合を除き、船積みの時までに発給する。

2　原産地証明書が船積みの時までに発給されなかった例外的な場合において、輸出者の要請があったときは、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、前条6の規定に基づき原産地証明書を遡及して発給する。当該原産地証明書については、その第七欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」との文言を記載するものとする。

第十八条　原産地証明書の再発給

輸出者は、発給された原産地証明書がその有効期間の満了前に盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し、当該権限のある政府当局又はその指定団体が保有する書類に基づいて当該原産地証明書の再発給として新たな原産地証明書を発給することを要請することができる。このような方法によって発給される原産地証明書については、その第七欄に「DUPLICATE」の語を記載することができる。当初の原産地証明書の発給日については、新たな原産地証明書に記載するものとする。当該新たな原産地証明書については、当該当初の原産地証明書が有効でなくなる時までに限り有効なものとする。

第十九条　原産地申告

1　この附属書の第十五条(b)に規定する原産地申告については、2に規定する認定輸出者のみがこの条の規定に従って作成することができるものとする。

2　いずれの締約国の権限のある政府当局も、当該締約国の関税地域に所在する輸出者に対し、認定輸出者として原産地申告を作成することを認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a)　当該輸出者がいずれかの締約国の原産品の船積みを頻繁に行っていること。

(b)　当該輸出者が輸出締約国の法令に定める条件を満たすこと。

(c)　当該輸出者が、輸出締約国の権限のある政府当局に対して、手書きで署名したとしたならば負うこととになったであろうすべての責任であって、当該輸出者を特定する原産地申告についてのものを負うことを書面により約束すること。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者に対し、原産地申告に記載する認定番号を与える。原産地申告については、認定輸出者による署名を必要としない。

4　原産地申告については、関係する産品がいずれかの締約国の原産品であると認めることができる場合にのみ作成することができる。

5　認定輸出者が、輸出締約国の関税地域に所在する産品の生産者でない場合には、当該認定輸出者は、当該輸出締約国の法令に従って、次のいずれかのものに基づいて当該産品の原産地申告を作成することができる。

(a)　当該産品の生産者が当該認定輸出者に提供する情報

(b)　当該産品がいずれかの締約国の原産品である旨の宣誓であって、当該産品の生産者が当該認定輸出者に行うもの

(c)　当該輸出締約国の関係法令に規定するところにより、他の者が当該認定輸出者に行う宣誓

6　認定輸出者は、輸出締約国の権限のある政府当局の要請があった場合にはいつでも、原産地申告を作成した産品が当該原産地申告に示された締約国の原産品であることを証明するすべての適切な文書を提出できるようにしておかなければならない。

7　原産地申告の申告文については、この附属書の付録三に定める。認定輸出者は、輸出締約国の法令に

従って、関係する産品について特定できるように十分に詳細に記述する仕入書、納品書その他の商業上の文書におけるタイプ印書、押印又は印刷により原産地申告を作成するものとする。原産地申告については、そのような商業上の文書が発行された日に作成されたとみなす。

8　認定輸出者は、産品の輸出の際又はその後に、当該産品の原産地申告を作成することができる。

9　輸出締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定の下で適正な運用が行われているか否かについて確認することができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者としての認定をいつでも取り消すことができる。当該権限のある政府当局は、認定輸出者が2に規定する条件を満たさない場合又はその他当該認定の下で不適切な運用を行う場合には、当該輸出締約国の法令に従って、当該認定を取り消さなければならない。

10　各締約国は、自国の権限のある政府当局が認定した認定輸出者であって、産品について原産地申告を作成したものが、当該産品が当該原産地申告に示された締約国の原産品でないことを知った場合には、当該権限のある政府当局に対し書面により遅滞なく通知することを確保する。

11　輸出締約国の権限のある政府当局は、10の規定に従って通知を受領した場合には、輸入締約国の税関当局に対し速やかにその事実を通報する。

第二十条　原産地証明の有効性

1　原産地証明は、発給され、又は作成される日の後十二箇月間有効なものとし、かつ、その期間内に、輸入締約国の税関当局に対し、一回限りの輸入のために提出するものとする。

2　輸入締約国の税関当局は、原産地証明が1に規定する提出のための最終期日の後に提出される場合において、提出のための期限を遵守することが不可抗力その他輸出者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明を受理することができる。

第二十一条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸出締約国又は輸入締約国の原産品であって、当該輸出締約国の関税地域から輸入されるものについて関税上の特恵待遇を要求する輸入者が当該輸入締約国の関税地域において適用される手続に従って原産地証明を提出する場合には、当該輸入締約国は、この協定に従って当該関税上の特恵待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国は、自国の法令に基づき原産地証明に関する義務を免除することができる。

3　いずれかの締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において貨物の分割及び産品を良好な状態に保存することを目的とした積卸しその他の工程以外の工程が当該原産品について行われていないことを証明するもの

4　輸入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸入締約国若しくは輸出締約国の原産品とはみなされないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を満たさないときは、当該輸入締約国の税関当局は、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。

第二十二条　補助的な文書

1　この附属書の第十六条4及び第十九条6に規定する文書であって、原産地証明の対象となる産品がいずれかの締約国の原産品であることを証明する目的のために使用されるものについては、特に次のものを含めることができる。

(a)　輸出者又は生産者が関係する産品を得るために行った加工についての直接的な証拠（例えば、当該輸出者又は生産者の取引に関する文書）

(b)　当該産品の生産に使用された材料がいずれかの締約国の原産品であることを証明する文書であって、当該文書が使用されるいずれかの締約国の関税地域において国内法令に定めるところより発給され、又は作成されるもの

(c)　いずれかの締約国の関税地域における材料についての作業又は加工を証明する文書であって、当該文書が使用されるいずれかの締約国の関税地域において国内法令に定めるところにより発給され、又は作成されるもの

(d)　当該産品の生産に使用された材料がいずれかの締約国の原産品であることを証明する原産地証明であって、いずれかの締約国の関税地域において発給され、又は作成されるもの

第二十三条　文書及び記録の保管

1　原産地証明書の発給を受けた輸出者は、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも三年間、この附属

書の第十六条4に規定する文書を保管しなければならない。

2　原産地申告を作成した認定輸出者は、当該原産地申告の作成の日の後少なくとも三年間、当該原産地申告を含む商業上の文書の写し及びこの附属書の第十九条6に規定する文書を保管しなければならない。

3　この附属書の第十六条5(b)に規定する産品の生産者及び同条5(c)に規定する他の者は、輸出締約国の法令に規定するところにより、原産地証明書の発給又は当該他の者が輸出者に行った同条5(c)に規定する宣誓の日の後少なくとも三年間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。

4　この附属書の第十九条5(b)に規定する産品の生産者及び同条5(c)に規定する他の者は、輸出締約国の法令に規定するところにより、同条5(b)若しくは(c)に規定する宣誓が当該生産者若しくは当該他の者によって認定輸出者に行われた日の後少なくとも三年間又は当該輸出締約国の法令がそれよりも長い期間を定める場合には当該期間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。

5　原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、当該原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも三年間保管する。

第五節　運用上の協力のための措置

第二十四条　通報

1　各締約国は、次のものを他方の締約国に提供する。

(a)　原産地証明書の書式

(b)　権限のある政府当局又はその指定団体が原産地証明書の発給のために使用する印章の図案の特徴

(c)　(b)に規定する印章の例

2　輸出締約国の権限のある政府当局が指定団体を指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面によりその指定団体を通報する。

3　一方の締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者の認定番号の構成を定めた場合には、他方の締約国に対し当該構成に関する情報を提供する。

第二十五条　原産地証明の確認

1　両締約国は、この附属書の規定の適正な適用を確保するため、この協定及び各締約国の国内法令に従い、原産地証明についての確認及び原産地証明に記載した情報が正確であることについての確認を行うために相互に支援する。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局の要請があった場合には、1に規定する確認を行う。

3　輸入締約国の税関当局は、場合に応じ確認の要請を行う理由を付して、原産地証明又はその写しを輸出締約国の権限のある政府当局による確認のために返却する。原産地証明に記載された情報が不正確であることを示唆する文書又は情報が得られた場合には、当該文書又は情報を当該要請の裏付けとして当該輸出締約国の権限のある政府当局に送付するものとする。

4　輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明の確認の目的で、証拠の要求のために必要な措置並びに輸出者又はこの附属書の第十六条及び第十九条に規定する生産者若しくは他の者の文書又は施設の検査その他の適当と認められる検査の実施のために必要な措置をとる。

5　輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまで、関係する原産地証明の対象となる産品について関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適切な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、自国の国内法令に基づき、当該確認の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。

6　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局に対し、確認の結果をできる限り速やかに通報する。当該結果には、原産地証明が真正であるか否か及び関係する産品が原産地証明に示された締約国の原産品であるか否かを明示するものとする。

7　確認の要請の日から十箇月以内若しくは両締約国が合意するその他の期間内に輸出締約国の権限のある政府当局からの回答がない場合には、又は関係する原産地証明が真正であり、若しくは産品が原産地証明に示された締約国の原産品であると決定するために十分な情報を当該回答が含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えることを拒否することができる。

8　輸入締約国の税関職員は、輸入締約国の書面による要請があり、かつ、輸出締約国の権限のある政府当局が定める条件に従う場合には、当該輸出締約国の権限のある政府当局が確認を行う間、オブザーバーとして立ち会うことができる。輸入締約国は、輸出締約国が税関職員のそのような立ち会いを拒否する場合には、原産地証明の対象となる産品を非原産品とみなすことができる。

第二十六条　秘密性

1　各締約国は、この附属書の規定に従って自国に秘密のものとして提供される情報の秘密性を自国の法令

に従って保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。

2　輸入締約国の税関当局がこの附属書の規定に従って入手する情報については、

(a)　この附属書の規定の実施のために、当該税関当局のみが利用することができるものとする。

(b)　外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って定められたその他の経路を通じてその提供を輸入締約国が要請し、かつ、当該情報が当該輸入締約国に提供される場合を除くほか、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。

第二十七条　不正行為に対する罰則及び措置

各締約国は、自国の輸出者並びにこの附属書の第十六条及び第十九条に規定する生産者又は他の者が原産地証明に関連して不正行為を行った場合には、自国の法令に従って、適切な罰則、制裁その他の措置を定め、又は維持する。

第二十八条　運用上の手続規則

合同委員会は、この協定の効力発生の時に、運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、権限のある政府当局その他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この附属書の規定に基づく任務を遂行する。

第二十九条　雑則

1　輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語で行う。

2　この附属書の第二節に従って原産品であるか否かを決定するに当たり、輸出締約国の関税地域において一般的に認められている会計原則を適用する。

第六節　最終規定

第三十条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

1　第三章及びこの附属書の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　次の事項に関し、見直し及び監視を行い、並びに必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i)　第三章及びこの附属書の規定の実施及び運用

(ii)　この附属書の付録一から付録三までの規定の改正

(iii)　この附属書の第二十八条に規定する運用上の手続規則

(b)　第三章又はこの附属書の規定に関連するあらゆる問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

4　小委員会は、両締約国の代表者から成る。

第三十一条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

この協定は、この附属書の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸出締約国の関税地域から輸入締約国の関税地域に輸送中であり、又は税関の管理下で保税倉庫に一時蔵置されているものについて適用することができる。ただし、遡及して発給された原産地証明書又は原産地申告及び当該産品の輸入に関連するその他の文書（この附属書の第二十一条の規定に従って必要な場合に限る。）が、この協定の効力発生の日から四箇月以内に、輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

付録一　品目別規則

注釈

1　この付録に定める品目別規則の適用上、

(a)　(i)　「ＶＮＭ」とは、産品の生産に使用された非原産材料の最大の価額を示す。当該最大の価額については、当該非原産材料の価額を当該産品の工場渡し価額により除した割合により、百分率で表されるＶＮＭの直後の数字により示す。例えば、「ＶＮＭ四十パーセント」とは、ＶＮＭが産品の工場渡し価額の四十パーセントを超えないことを示す。

(ii)　「ＣＣ」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(iii)　「ＣＴＨ」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(iv)　「ＣＴＳＨ」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(v)　「ＷＯ」とは、この附属書の第三条の規定に従い、産品が締約国の関税地域において完全に得られることをいう。

(b)　第六一類から第六三類までの各類に分類される産品の原産地を決定するに当たり、産品の生産に使用された材料であって第五十類から第六三類までの各類に分類されないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

2　この付録における記載は、二千七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

統一システムの類	関税分類番号	品目別規則（注釈(3)欄又は(4)欄に規定する関連する規則を満たす産品は、締約国の原産品とする。）		
		(1)	(2)	(3)又は(4)
第一類	動物（生きているものに限る。）	〇一		ＣＣ
第二類	肉及び食用のくず肉	〇二		ＣＣ（第一類からの変更を除く。）
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	〇三		ＣＣ
第四類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	〇四		ＣＣ
第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	〇五		ＣＣ
第六類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	〇六・〇一	〇六（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ ＣＣ及びＶＮＭ五十パーセント
第七類	食用の野菜、根及び塊茎	〇七		ＣＣ
第八類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	〇八		ＣＣ
第九類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	〇九	〇九（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ
		〇九〇一・一〇―〇九〇一・九〇		ＣＴＳＨ
第一〇類	穀物	一〇		ＣＣ
第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グ	一一	（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ（第一〇類からの変更を除く。）

ルテン		
一一・〇五	CC（第七類からの変更を除く。）	
一一・〇六	CC（第〇七・〇八項、第〇七・一〇項、第〇七・一三項、第〇七・一四項又は第八類からの変更を除く。）	
一一・〇八・一三―一一・〇八・一四	CC（第七類からの変更を除く。）	
一一・〇八・一九―一一・〇八・二〇	CC（第七類又は第一〇類からの変更を除く。）	
第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		
一二	CC・	
第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス		
一三	CC	
第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
一四	CC	
第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
一五・〇一―一五・〇二	CC	
一五・〇三	CTH	
一五・〇四―一五・〇六	CC	
一五・〇七―一五・〇八	CC（第一二類からの変更を除く。）	
一五・〇九―一五・一〇	CC（第七類からの変更を除く。）	
一五一・〇―一五一・五・一九	CC（第一二類からの変更を除く。）	
一五一五・二一―一五一五・二九	CC（第一〇類からの変更を除く。）	
一五一五・三〇―一五一五・九〇	CC（第一二類からの変更を除く。）	
一五一六・一〇	CC（第二類又は第五類からの変更を除く。）	
一五一六・二〇	CC（第七類、第八類又は第一二類からの変更を除く。）	
一五一七・一〇	CC（第二類、第四類、第五類又は第一二類からの変更を除く。）	
一五一七・九〇―一五二〇・〇〇	CC（第二類、第四類、第五類、第七類、第八類又は第一二類からの変更を除く。）	
第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		
一六・〇一―一六・〇二	CC（第一類、第二類又は第五類からの変更を除く。）	
一六・〇三	CC（第二類、第三類又は第五類からの変更を除く。）	
一六〇四・一一―一六〇四・二〇	CC（第三類からの変更を除く。）	
一六〇四・三〇	CC及びVNM五十バーセ	

	一六・〇五	ントCC（第三類からの変更を除く。）
第一七類　糖類及び砂糖菓子		
	一七・〇一	CC（第二類からの変更を除く。）
	一七〇二・一一―一七〇二・一九	CC（第四類からの変更を除く。）
	一七〇二・二〇	CC
	一七〇二・三〇―一七〇二・九〇	CC（第二一類又は第二二類からの変更を除く。）
	一七・〇三	CC（第二二類からの変更を除く。）
	一七〇四・一〇	CTH及び第二七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が産品の工場渡し価額の二十パーセントを超えないこと。
第一八類　ココア及びその調製品		
	一八（ただし、次のものを除く。）	CTH
	一八・〇一	CC
	一八・〇六	CTH並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が当該産品の工場渡し価額の四十五パーセントを超えないこと。
	一七〇四・九〇	CTH並びに第四類及び第一七類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が産品の工場渡し価額の二十パーセントを超えないこと。

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品		
	一九・〇一	CC（第一〇類又は第一一類からの変更を除く。）
	一九・〇二	CC（第一〇類（デュラム小麦を除く。）又は第一一類（デュラム小麦から生産される産品を除く。）からの変更を除く。）
	一九・〇三	CC（第一〇類（第一〇・〇一項を除く。）又は第一一類（第一一・〇一項を除く。）からの変更を除く。）
	一九〇四・一〇―一九〇五・四〇	CTH及びVNM四十パーセント
	一九〇五・九〇	CC（第一一・〇五項からの変更を除く。）
第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品		
	二〇（ただし、次のものを除く。）	CC及びVNM六十パーセント
	二〇〇一・一〇	CC（第七類からの変更を除く。）
	二〇〇四・一〇	CC（第七類からの変更を除く。）
	二〇〇八・一一	CC（第一二類からの変更を除く。）
	二〇〇八・一〇―二〇〇八・九二	CC（第八類からの変更を除く。）
	二〇〇九・一一―二〇〇九・一二	CC（第八類からの変更を除く。）

二〇〇九・五〇	ＣＣ（第七類からの変更を除く。）	
二〇〇九・七・一―二〇〇九・七九	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）	
第二十一類　各種の調製食料品		
二一・一一（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ	
二一・〇三―二一〇	ＣＣ（第七類又は第二〇類からの変更を除く。）	
二一・〇五	ＣＣ（第四類又は第一九類からの変更を除く。）	
二一・〇六	ＣＣ及びＶＮＭ四十五パーセント	
第二十二類　飲料、アルコール及び食酢		
二二・〇一	ＣＣ	
二二・〇二	ＣＴＨ及びＶＮＭ五十五パーセント	
二二・〇三	ＣＴＨ	
二二・〇四―二二・〇六	ＣＣ（第八類又は第二〇類からの変更を除く。）	
二二・〇七	ＣＣ	
二二〇八・二〇―二二〇八・三〇	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント
二二〇八・四〇―二二〇八・六〇	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）	
二二〇八・七〇	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント
二二〇八・九〇		

合成清酒又は料理用酒（みりん）	ＣＴＨ及びＶＮＭ六十パーセント	
飲料（果実及び果汁をもととしたものであって、アルコール分が一％未満のものに限る。）	ＣＴＨ（第八類又は第二〇類からの変更を除く。）	
その他のもの	ＣＴＨ（第二二・〇七項からの変更を除く。）	
二二・〇九	ＣＴＨ	
第二十三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料		
二三（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	
二三〇一・一〇	ＣＴＨ（第二類又は第五類からの変更を除く。）	
二三〇一・二〇	ＣＴＨ（第二類からの変更を除く。）	
二三・〇九	ＣＴＨ及びＶＮＭ六十パーセント	
第二十四類　たばこ及び製造たばこ代用品		
二四（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	
二四〇一・一〇―二四〇一・一〇	ＣＣ	
二四〇一・二〇	ＣＴＳＨ	
第二十五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント		
二五・〇一	ＣＣ	
第二十八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		
二八〇四・六一―二八〇四・六九	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント
二八四四・一〇	ＣＣ	
二八四四・二〇―二八四四・五〇	ＣＴＳＨ	
第二十九類　有機化学品		
二九（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント

	二九〇五・四四	CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）		パテその他のマスチック並びにインキ
	二九〇六・二一	CC（第三三類からの変更を除く。）		
	二九一八・一四―二九一八・一五	CC（第一七類又は第三三類からの変更を除く。）		
第三〇類　医療用品	二九・四〇	CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）		
第三一類　肥料	三〇〇六・九二	WO		
第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、	三二・〇四	CTH 注釈　この規則を適用するに当たり、第三二・〇四項に分類される非原産材料であって生産に使用されたものについては、当該非原産材料の総額が産品の工場渡し価額の二十パーセントを超えない場合には、統一システムの関税分類の変更であって四桁（けた）番号の水準におけるものを必要としない。	VNM六十パーセント	
第三三類　精油及びレジノイド、調製香料及び化粧品類	三三			
第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	三四・〇二	CTH 注釈　この規則を適用するに当たり、第三四・〇二項に分類される非原産材料であって生産に使用されたものについては、当該非原産材料の総額が産品の工場渡し価額の二十パーセントを超えない場合には、統一システムの関税分類の変更であって四桁（けた）番号の水準におけるものを必要としない。	VNM六十パーセント	
第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉（ふん）、膠着（こう）剤及び酵素	三五・〇一	CC	VNM六十パーセント	
	三五〇二・一一―三五〇二・一九	CC（第四類からの変更を除く。）		
	三五〇二・二〇―三五・〇四	CTH		
	三五・〇五	CC（第一一類からの変更を除く。）		
第三八類　各種の化学工業生産品	三八・〇一	CTSH	VNM六十パーセント	
第三九類　プラスチック及びその製品	三九・〇一―三九・一三	CTSH	VNM六十パーセント	
第四〇類　ゴム及びその製品	四〇・一二	CTSH	VNM六十パーセント	
第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革	四一	CC		
第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッ	四二	CC		
	三八〇五・九〇	CTSH	VNM六十パーセント	
	三八・〇六	CTSH	VNM六十パーセント	
	三八〇九・一〇	CTH（第一一類又は第五類からの変更を除く。）		
	三八・二四・六〇	CTH（第一七・〇二項からの変更を除く。）		

グその他これらに類する容器並びに腸の製品		
第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	四三	ＣＣ
第四四類　木材及びその製品並びに木炭	四四・一二	ＣＴＨ（第四四・〇七項又は第四四・〇八項からの変更を除く。）
第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	四六（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ
	四六〇一・二九	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
	四六〇一・九四	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
	四六〇二・一九	ＣＣ（第一四類からの変更を除く。）
第五〇類　絹及び絹織物	五〇（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ
	五〇・〇五	ＣＴＨ（第五〇・〇六項からの変更を除く。）
	五〇・〇六	ＣＴＨ（第五〇・〇五項からの変更を除く。）
第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	五一（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ
	五一・〇四	ＣＣ
	五一・〇六―五一・一〇	ＣＴＨ（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項からの変更を除く。）
	五一・一一―五一・一二	ＣＴＨ（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項からの変更を除く。）
第五一類　綿及び綿織物	五一（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ
	五二・〇四―五二・〇七	ＣＴＨ（第五一・〇四項から第五二・〇七項までの各項からの変更を除く。）
	五二・〇八―五二・一二	ＣＴＨ（第五一・〇八項から第五二・一二項までの各項からの変更を除く。）
第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	五三（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ
	五三・〇三	ＣＣ
	五三・〇五	ＣＣ
	五三・〇六―五三・〇八	ＣＴＨ（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項からの変更を除く。）
	五三・〇九―五三・一一	ＣＴＨ（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項からの変更を除く。）
第五四類　人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	五四（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ
	五四・〇七―五四・〇八	ＣＴＨ（第五四・〇七項又は第五四・〇八項からの変更を除く。）
第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物	五五（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ
	五五・〇八―五五・一一	ＣＴＨ（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項からの変更を除く。）
	五五・一二―五五・一六	ＣＴＨ（第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）

第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	五六	ＣＣ
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	五七	ＣＣ
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布	五八	ＣＣ
第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	五九（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ
		五九・〇一	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一二項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）
		五九・〇二―五九・〇九	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）
		五九・一一	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）
		六〇	ＣＣ（第六〇類からの変更を除く。）。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ、又は組み立てられることを条件とする。
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	六一	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一二項までの各項、第五二・〇九項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	六二	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項からの変更を除く。）。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、かつ、縫い合わされ、かつ、組み立てられることを条件とする。
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、	六三（ただし、次のものを除く。）	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項、第五八・〇二項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項からの変更を除く。）。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、かつ、縫い合わされ、かつ、組み立てられることを条件とする。

紡織用繊維の中古の物品及びぼろ			
第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	六四	六三・〇九―六三・一〇	三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類からの変更を除く。）。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ、又は組み立てられることを条件とする。	WO
				CC
第六五類　帽子及びその部分品	六五（ただし、次のものを除く。）	六五・〇一―六五・〇三		CC
		七〇・一八・九〇		CC
第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	七一・〇六		第七一・〇六項又は第七一・一〇項からの変更を除く。）又は、第七一・〇六項、第七一・〇八項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が生産に使用され、かつ、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。 (1)　電解分離、熱分離又は化学分離 (2)　当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合	CTH（第七一・〇六項又は第七一・一〇項からの変更を除く。）又は、第七一・〇六項、第七一・〇八項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が生産に使用され、かつ、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。 (1)　電解分離、熱分離又は化学分離 (2)　当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合
				VNM六十パーセント
		七一・一〇		CTH（第七一・〇六項又は第七一・〇八項からの変更を除く。）又は、第七一・〇六項、第七一・〇八項若しくは第七一・一〇項に分類される非原産材料が生産に使用され、かつ、当該非原産材料のそれぞれが次のいずれか一方若しくは双方の工程を経ること。 (1)　電解分離、熱分離又は化学分離 (2)　当該非原産材料の相互の間の又は卑金属との合金化又は融合
		七一・一三		VNM六十パーセント CTH（第七一・一四項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）

七一・一四	ＣＴＨ（第七一・一三項又は第七一・一五項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント	
七一・一五	ＣＴＨ（第七一・一三項、第七一・一四項又は第七一・一六項から第七一・一八項までの各項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント	
七一・一六	ＣＴＨ（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント	

第七二類　鉄鋼			
七二・一〇・七〇	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント	
七二・一九・三一―七二・九・九〇	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント	
七二・二五・五〇―七二・三五・九九	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント	
七二・三六・九一―七三・二六・九九	ＣＴＳＨ	ＶＮＭ六十パーセント	
第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			
八五・一三・五一―八五・一三・五九	ＣＴＨ（第八五・四二項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント	
八五四一・一〇―八五四一・六〇	ＣＴＨ又は拡散工程 注釈　第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号又は第八五四二・三一号から第八五四二・三九号までの各号に分類される産品のための規則の適用	ＶＮＭ六十パーセント	

上、「拡散工程」とは、適切な不純物を選択的に注入することにより半導体が基板上に形成される工程をいう。			
八五四二・三一―八五四二・三九	ＣＴＨ又は拡散工程	ＶＮＭ六十パーセント	
八五四二・七〇―八五四三・九〇	ＣＴＨ（第八五・四二項からの変更を除く。）	ＶＮＭ六十パーセント	
第九一類　時計及びその部分品			
九一（ただし、次のものを除く。）	ＣＴＨ	ＶＮＭ四十パーセント	
九一・一三・九〇	ＣＣ ＣＣ		
第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
九四〇・九〇	ＣＣ（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）		
九四〇四・二〇―九四〇四・二九	ＣＴＨ		
九四〇四・九〇	ＣＣ ＣＣ		
第九六類　雑品			
九六・〇一	ＣＣ ＣＣ		
九六・〇五	その他のもの		

付録二　原産地証明書の様式

1　輸出者（氏名又は名称、正式な住所、国名）	番号
	2 ……と との間の特恵的な貿易に使用される証明書 （適当な国、国の集団又は領域の名称を記入する。）
3　荷受人（氏名又は名称、正式な住所、国名）（任意）	4　産品の原産地である国 / 5　仕向国
6　輸送手段の詳細（任意）	7　備考
8　品目番号、記号及び番号、包装の個数及び種類（注釈１）並びに品名	9　総重量（kg）その他の計量値（l、m³等） / 10　仕入書（任意）
11　裏書 証明された申告 輸出書類（注釈２） 書式……番号……　印 発行者…… 事務所…… 発給国…… 日　付…… ……（署名）	12　輸出者による申告 下名は、上記の産品がこの証明書の発給に必要な条件を満たすことを申告する。 場所及び日付…… ……（署名）

（注釈１）産品が包装されていない場合には、物品の数を又は適当な場合には「ばら積み」と記入する。
（注釈２）輸出締約国の規則によって要求される場合のみ記入する。

付録三　原産地申告の申告文

「この文書の対象となる産品の輸出者（認定番号（注釈１））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地（国名（注釈２））が特恵に係る原産地であることを申告する。」

注釈１　括弧内に、認定輸出者の認定番号を記入する。

注釈２　括弧内に、当該産品の原産地を記入する。

附属書三（第六章関係）　留保に係る表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第五十七条に規定する日本国及びスイスの留保に係る表である。

付録一　日本国の留保に係る表

第一節　現行の措置

1　この表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第五十七条の規定に従って記載するものである。

(a)　第四十五条
(b)　第四十六条
(c)　第四十七条

2　この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第六章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他のすべての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a)　日本国は、附属書六の第六条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくスイスの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第四十四条(t)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第四十三条2の規定により第六章の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6　第四十六条に基づく義務に影響を及ぼすスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7　この付録の規定の適用上、「JSIC」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一

分野	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の十六の項で規定されているものを除く。）
小分野	
産業分類	JSIC　〇一　農業 JSIC　〇二　林業 JSIC　〇三　漁業（水産養殖業を除く。） JSIC　〇四　水産養殖業 JSIC　六三ノ五　農業協同組合 JSIC　六三ノ四　漁業協同組合、水産加工業協同組合 JSIC　八七一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国の区域内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の十六の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

二

分野	自動車整備業
小分野	自動車分解整備業
産業分類	JSIC　八九　自動車整備業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章
概要	自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。

三

分野	事業サービス
小分野	
産業分類	JSIC　九一一一　職業紹介業 JSIC　九一二一　労働者派遣業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章及び第三章の二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章

	概要
	日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、及び、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a)　民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。） (b)　労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。） 職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。

四	
分野	回収代行のサービス
小分野	
産業分類	・ＪＳＩＣ　六六一九　その他の補助的金融業・金融附帯業 ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三条及び第四条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条
概要	法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。 いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。

五	
分野	建設業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業 ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。） ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章
概要	1　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

六	
分野	流通サービス
小分野	アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス

	産業分類	ＪＳＩＣ　五二二一　酒類卸売業 ＪＳＩＣ　五八五一　酒小売業
	留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	政府の段階	中央政府
	措置	酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで
	概要	この小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。

七	
分野	流通サービス
小分野	公共卸売市場において提供される卸売サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　五二一一　農畜産物・水産物卸売業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十五条、第十七条及び第三十三条
概要	公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。

八	
分野	教育、学習支援業
小分野	高等教育サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八一六　高等教育機関
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府

	措置	教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
	概要	日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であって、営利目的でないものをいう。

九	
分野	金融サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　六二二一　銀行（中央銀行を除く） ＪＳＩＣ　六三一一　中小企業等金融業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
概要	預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。

十	
分野	金融サービス

小分野	保険及び保険関連のサービス
産業分類	ＪＳＩＣ　六七一　損害保険業
	ＪＳＩＣ　六七四・一　損害保険代理業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条、第百八十六条、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第二百八十六条及び第二百八十七条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十九条及び第三十九条の二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第百十六条及び第二百十二条の六
概要	次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。 (a)　日本国内で運送される貨物 (b)　国際海上運送に使用されない日本国籍の船舶

十一

分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一・一　熱供給業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
概要	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十二

分野	情報通信業
小分野	電気通信業
産業分類	ＪＳＩＣ　二七〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　三七・一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七三・一　電気通信に附帯するサービス業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要	1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接に又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

十三

分野	情報通信業
小分野	電気通信業及びインターネット附随サービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　二七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七一二　長距離電気通信業 ＪＳＩＣ　三七一九　その他の固定電気通信業 ＪＳＩＣ　三七二一　移動電気通信業 ＪＳＩＣ　四〇一　インターネット附随サービス業 注　ＪＳＩＣ三七・一、三七一一、三七・九、三七一一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
概要	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット附随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十四

分野	製造業
小分野	船舶製造・修理業、舶用機関製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　三一三一　船舶製造・修理業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二条から第三条の二まで
概要	一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。

十五

分野	製造業
小分野	医薬品製造業に付随するサービス
産業分類	ＪＳＩＣ　一六五三　生物学的製剤製造業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

十六

分野　製造業
小分野　製造業に付随するサービス（報酬を受け、又は契約に基づいて行う皮革製品製造業及び皮革製品製造業に関連する製造サービス）
産業分類　ＪＳＩＣ　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
ＪＳＩＣ　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業
ＪＳＩＣ　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業
ＪＳＩＣ　二〇二二　工業用革製品製造業（手袋を除く。）
ＪＳＩＣ　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業
ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業
ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業
ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業
ＪＳＩＣ　二〇七　袋物製造業
ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業
ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業
ＪＳＩＣ　三二五三　運動用具製造業
注1　ＪＳＩＣ一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。
注2　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
留保の種類　内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
概要　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、報酬を受け、又は契約に基づいて行う皮革製造業及び皮革製品製造業に関連する製造サービスであって、日本国内におけるものへの投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十七

分野　船舶の国籍に関する事項
小分野
産業分類
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
内国民待遇（第四十七条）
政府の段階　中央政府
措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要　日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物運送サービスを含む。）を提供する場合については、国籍要件を適用する。
「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。

十八

分野　計量サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業
ＪＳＩＣ　七四五　計量証明業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章
計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）
指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
概要　1　特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。
2　特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
3　計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
4　計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。
5　特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
6　計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

十九

分野　医療及び福祉
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八五九九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
留保の種類　市場アクセス（第四十六条）
政府の段階　中央政府
措置　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）
概要　日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

二十

分野　鉱業
小分野　鉱業に付随するサービス

産業分類	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
概要	日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立される法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉱業に付随するサービスへの投資を行おうとする外国投資家について適用する。

二十一	
分野	石油業
小分野	石油及び石油製品に関連する倉庫サービス
	石油及び石油製品に関連する流通サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
	ＪＳＩＣ　四七二二　冷蔵倉庫業
	ＪＳＩＣ　五三三一　石油卸売業
	ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド
	ＪＳＩＣ　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
	ＪＳＩＣ　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業
	注１　ＪＳＩＣ四七一一、四七二二又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。
	注２　ＪＳＩＣ九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。

二十二	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章
概要	法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
	法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。

二十三	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二一一　法律事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章及び第四章
概要	外国法事務弁護士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
	日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。

二十四	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二一二　特許事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章
概要	弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。
	弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。

二十五	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二一一　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章
概要	日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。
	公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。

二十六	
分野	自由職業サービス
小分野	

産業分類	ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章
概要	司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。

二十七	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二四一　公認会計士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三章、第五章の二及び第七章
概要	公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。 公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。

二十八	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二四二　税理士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	税理士法（昭和二十六年法律第二百二十七号）第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで
概要	税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号） 税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。

二十九	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所
	ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業
	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
	ＪＳＩＣ　七四二一　建築設計業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府

措置	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章
概要	日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。

二十	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二五一　社会保険労務士事務所
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二及び第四章の二から第五章まで
概要	社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。

二十一	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所

留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章
概要	行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。

二十二	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条
概要	海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならない。

二十三	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二二二　土地家屋調査士事務所

留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章
概要	土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。

三十四	
分野	不動産業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　六八一一　建物売買業 ＪＳＩＣ　六八一二　土地売買業 ＪＳＩＣ　六八二一　不動産代理業・仲介業 ＪＳＩＣ　六九四一　不動産管理業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三章
概要	１　宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 ２　不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 ３　マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。

三十五	
分野	不動産鑑定業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章
概要	不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。

三十六	
分野	船員
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇二二　海面漁業 ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業

留保の種類	ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業 市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	内国民待遇（第四十七条） 中央政府
措置	船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 第九次雇用対策基本計画（平成十一年八月十三日閣議決定） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号）
概要	日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。

三十七	
分野	職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　七四四一　商品検査業 ＪＳＩＣ　七四五二　環境計量証明業 ＪＳＩＣ　八二二二　職業訓練施設
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章 登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和四十七年労働省令第四十四号） 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
概要	作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。

三十八	
分野	測量業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七四二二　測量業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章
概要	測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。

三十九	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等

	ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
	2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
	(a)　日本国の国籍を有しない自然人
	(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
	(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
	(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
	航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
	3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

四十	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
産業分類	市場アクセス（第四十六条）
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要	1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
	(a)　日本国の国籍を有しない自然人
	(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
	(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
	(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
	2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
四十一	
分野	運輸業
小分野	通関業
産業分類	ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
概要	通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

四十二	
分野	運輸業
小分野	鉄道業
産業分類	ＪＳＩＣ　四二一一　鉄道業
	ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。

四十三	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業
	ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条）
	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。
	(a)　日本国の国籍を有しない自然人
	(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
	(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
	(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
	2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。

四十四	
分野	運輸業
小分野	道路旅客運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。

四十五	
分野	運輸業
小分野	道路運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四三一二　一般乗用旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四三一三　一般貸切旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四三九一　特定旅客自動車運送業 ＪＳＩＣ　四四一　一般貨物自動車運送業 ＪＳＩＣ　四四二　特定貨物自動車運送業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第一章 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章
概要	1　道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 2　一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。 「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めるときに指定される。 3　一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣が「緊急調整地域」として指定した指定地域を含む地域においては、国土交通大臣は、当該事業を営もうとする者に許可を与えないことができ、また、当該事業を営んでいる者は、当該事業の事業計画の変更をすることができない。「緊急調整地域」は、国土交通大臣が、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が既存の事業の実施が困難となる程度までに輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に指定される。

四十六	
分野	運輸業
小分野	運輸に附帯するサービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　四八五二　道路運送固定施設業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四章
概要	自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要を考慮しなければならない。

四十七	
分野	運輸業
小分野	運輸に附帯するサービス業
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章から第四章まで
概要	日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。

四十八	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五一一　外航海運業
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条） 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
概要	スイスにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、スイスの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。

四十九	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五二一　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五二二　内陸水運業 ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）

政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

五十

分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条）
	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

五十一

分野	技能検定
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章
概要	労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする企業は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。

五十二

分野	上水道業
小分野	
産業分類	JSIC　三六一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

五十三

分野	卸売業及び小売業

小分野	家畜
産業分類	JSIC　五一一九　その他の農畜産物・水産物卸売業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
概要	家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。

五十四

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	都道府県以外の地方政府
措置	
概要	日本国は、サービス貿易一般協定に基づく日本国の特定の約束に反しない限りにおいて、都道府県以外の地方政府が維持し、継続し、又はいつでも更新する現行の措置を留保する。 日本国は、この協定の効力発生時に、都道府県以外の地方政府による現行の措置に関する法的拘束力を有しない表をスイスに提供する。
	日本国は、そのような地方政府の現行の措置の適合性を増加させるために利用可能な合理的な措置をとる。

第二節　将来の措置

1　この表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第五十七条の規定に従って記載するものである。

(a)　第四十五条

(b)　第四十六条

(c)　第四十七条

2　この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」がその他のすべての事項に優先する。

4 金融サービスについては、

(a) 日本国は、附属書六の第六条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくスイスの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第四十四条(t)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5 航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第四十三条2の規定により第六章の規定の適用範囲から除外されるので、この留保表には含まれない。

6 第四十六条に基づく義務に影響を及ぼすスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7 この付録の規定の適用上、

(a) 「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b) 「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

一

分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	すべての分野 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の権利を留保する。 (a) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限する権利 (b) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限する権利 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利
現行の措置	すべての分野

二

分野 小分野	すべての分野（新たなサービス）
留保の種類 概要	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 日本国は、指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 指定された企業等にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供並びに貨幣の販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第十条

産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条）
	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この協定の効力発生時にＪＳＩＣ又はＣＰＣにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。 日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保は、附属書六の第二条については、適用しない。
現行の措置	

四

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、日本国政府又は日本国の公的機関が直接又は間接に研究及び開発に提供する財政上その他の方法による拠出金を含む研究及び開発に係る補助金に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

五

現行の措置	
分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業に関連する機械の修理
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、サービス貿易一般協定に基づく約束に反しない限りにおいて、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野	航空宇宙産業
小分野	衛星及びロケットに関連する機械の修理
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七

分野	武器・火薬産業
小分野	武器・火薬産業に関連する機械の修理
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

八

分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業

九

留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三章、第三章の三及び第三章の四 電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二章

分野	教育、学習支援業
小分野	初等及び中等教育サービス
産業分類	ＪＳＩＣ　八一一　幼稚園 ＪＳＩＣ　八一二　小学校 ＪＳＩＣ　八一三　中学校 ＪＳＩＣ　八一四　高等学校、中等教育学校 ＪＳＩＣ　八一五　特別支援学校
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
	内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、初等及び中等教育サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

	現行の措置　教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条
十	分野　エネルギー産業 小分野　原子力に関連する機械の修理 産業分類　ＪＳＩＣ　九〇一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） 注　ＪＳＩＣ九〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。 留保の種類　市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 概要　日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
十一	分野　エネルギー産業 小分野　エネルギー流通に付随するサービス（報酬を受け、又は契約に基づいて行う電気の託送サービス） 産業分類　ＪＳＩＣ　三三〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三三一　電気業
	留保の種類　市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 概要　日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
十二	分野　エネルギー産業 小分野　特定放射性廃棄物の最終処分サービス 産業分類　ＪＳＩＣ　八八九九　他に分類されない廃棄物処理業 留保の種類　市場アクセス（第四十六条） 概要　日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章
十三	分野　エネルギー産業 小分野　報酬を受け、又は契約に基づいて行う天然ガスの輸送サービス 産業分類　ＪＳＩＣ　三四〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場
	ＪＳＩＣ　三四一二　ガス供給所 留保の種類　最恵国待遇（第四十五条） 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 概要　日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 現行の措置　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
十四	分野　金融サービス 小分野　銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。） 産業分類 留保の種類　市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 概要　日本国は、次の事項を除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第四十四条(t)(i)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　日本国内の金融機関その他の団体であって日本国の関係法令に定めるものを相手方とする証券関連の取引 (b)　投資信託の受益証券及び投資証券の日本国内の証券会社を通じた販売 現行の措置
十五	分野　金融サービス 小分野　保険及び保険関連のサービス 産業分類 留保の種類　市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条） 概要　日本国は、スイス内において設立されたスイスの金融サービス提供者が提供する次のサービス（本人として、仲介により又は仲介者として提供するかどうかを問わない。）を除き、保険及び保険関連のサービスに関して第四十四条(t)(i)及び(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　次の事項に関連する危険に対する保険 (i)　海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険 注　勧誘は、日本国内の証券会社によって行われなければならない。 (c)　附属書六の第一条2(a)(i)(0)に規定する金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理並びに同条2(a)(i)(P)に規定する銀行サービスその他の金融サービスについての助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。） 日本国は、同条2(a)(i)(E)から(P)までに規定するサービスを除き、銀行サービスその他の金融サービスに関して第四十四条(t)(ii)に定義するサービスの貿易に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

	は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする。 (ii)　国際間の運送中の貨物
現行の措置	(b)　再保険、再々保険及び附属書六の第一条2(a)(i)(D)に規定する保険の補助的なサービス 注　保険仲介サービスは、日本国内において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。

十六	
分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条） 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条から第十二条まで及び第十四条

十七	
分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	政令により日本国におけるスイスの国民又は法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、スイスにおいて、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十八	
分野	製造業
小分野	航空機産業、火薬産業、武器産業及び航空宇宙産業に付随するサービス
産業分類	
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、この小分野に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

十九	
分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	最恵国待遇（第四十五条） 市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保険又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

二十	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三　警備業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条） 内国民待遇（第四十七条）
概要	日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

（スイスの留保に係る表に関する付録二は省略）

附属書四（第六章関係）　サービスの国内規制に関する規律

第一条　適用範囲

この附属書の規定は、免許要件、免許の手続、資格要件、資格の審査に係る手続及び技術上の基準に関連する締約国の措置について適用し、及び第四十八条の補足規定を定める。

第二条　総則

1　各締約国は、免許要件、免許の手続、資格要件、資格の審査に係る手続及び技術上の基準に関連する措置が客観的なかつ透明性のある基準に基づいてあらかじめ定められていることを確保し、また、当該措置をサービスの提供に適用する場合には、当該措置が当該サービスの提供に関連するものであることを確保する。

2　各締約国は、免許の手続及び資格の審査に係る手続が簡易で、合理的かつ明瞭（りょう）なものであることを確保する。

第三条　国際規格

両締約国は、必要な場合には、合同委員会又は第百四十八条の規定に従って設置される関連する小委員会若しくは作業部会において、国際的規模で行われるサービスの規格に関連する作業について意見を交換する。関連する国際規格が存在する規格に関連する措置を締約国が立案し、制定し、又は適用する場合には、当該締約国は、当該国際規格又はその関連する部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の、地理的な、技術上の、又は社会的生産基盤上の基本的な要因等の理由により、当該国際規格が正当な政策目的を達成する方法として効果的でなく、又は適当でない場合には、この限りでない。

注釈　「関連する国際規格」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関において採択される規格をいう。

第四条　強制規格の同等性

一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供に関し、当該他方の締約国は、当該一方の締約国が制定し、又は維持するサービスに関する強制規格を自国のものと同等なものとして取り扱うよう努める。ただし、当該強制規格により当該他方の締約国の正当な政策目的が十分に達成されると当該他方の締約国が認める場合に限る。

第五条　適合性評価手続の受入れ

一方の締約国は、他方の締約国の区域内において行われる適合性評価手続であって、第六章の規定の対象となるサービスに関するものの結果を受け入れることの妥当性、有益性及び条件を検討するよう努める。ただし、当該一方の締約国の区域内において制定され、又は維持されるサービスの規格と当該サービスが適合していることについて、当該適合性評価手続が保証を与えるものであると当該一方の締約国が認める場合に限る。

第六条　会計分野の国内規制に関する規律

両締約国は、千九百九十八年十二月十四日に世界貿易機関が採択した会計分野の国内規制に関する規律を実施するよう努める。この規律は、必要な変更を加えた上でこの附属書に組み入れられ、かつ、この附属書の一部を成す。

附属書五（第六章関係）　サービス提供者の資格の承認

第一条　適用範囲

この附属書の規定は、一方の締約国による措置であって、いずれかの締約国の自然人により他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認することに関連するものについて適用する。

第二条　承認の手続

一方の締約国がサービス提供者に対する許可又は資格証明を与えるための要件を課する場合には、当該一方の締約国は、次の条件を満たす手続を採用し、又は維持する。

(a)　他方の締約国において得られた教育若しくは経験又は満たされた要件を承認するよう求めるいずれかの締約国のサービス提供者の要請に対し、当該一方の締約国が妥当な考慮を払うこと。

(b)　当該一方の締約国が申請に不備があると判断する場合には、承認を要請したサービス提供者に対し、当該一方の締約国がその不備を通知すること。なお、当該一方の締約国により申請が不適格であると判断されたサービス提供者に対し、当該サービス提供者が承認を得るための方法を少なくとも一つ提供するよう、当該一方の締約国は努める。

注釈　承認を得るための方法には、当該一方の締約国において資格若しくは免許を有する自由職業家の監督の下で追加的な経験を得ること、特定の分野において追加的な学術上の研修若しくは試験を受けること又は語学試験を受けることが含まれるが、これらに限らない。

第三条　情報の提供

1　一方の締約国は、次の事項に関する情報（関係する法的根拠への言及を含む。）を他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて提供する照会所を指定する。

(a)　少なくとも規制されたサービスに関して、免許の取得、更新若しくは保持のための要件及び手続又は資格要件

(b)　前条の規定に従って承認を要請するための手続であって、サービス提供者が利用可能なもの

2　一方の締約国は、そのような照会所の連絡先の詳細を他方の締約国に提供する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、前条に規定する自国の手続に関する協議を行い、及び承認に関する情報を提供する。

第四条　資格の承認

一方の締約国は、特に自由職業サービスの分野において、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、自国の領域内の権限のある当局及び専門機関に対し、特に同等性に基づいて他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認するよう奨励する。

附属書六（第六章関係）　金融サービス

第一条　適用範囲及び定義

1　この附属書の規定は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

注釈　「金融サービスの貿易」は、第四十四条(t)の定義に従うものと了解する。

2(a)　この附属書の規定の適用上、

(i)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

(A)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa)　生命保険

(bb)　生命保険以外の保険

(B)　再保険及び再々保険

(C)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(D)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(E)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(F)　すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(G)　ファイナンス・リース

(H)　すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(I)　保証

(J)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(aa)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(bb)　外国為替

(cc)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(dd)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(ee)　譲渡可能な有価証券

(ff)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(K)　すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(L)　資金媒介業

(M)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(N)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(O)　他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(P)　(E)から(O)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(ii)　「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(iii)　「公的機関」とは、次のものをいう。

(A)　締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）

(B)　中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。

(b)　第四十四条(n)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(i)　中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii)　社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii)　公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(c)　締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第四十四条(n)に定める「サービス」には、当該活動を含める。

(d)　第四十四条(q)の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

3　「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービ

ス及び商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国の区域内においては提供されていないが他方の締約国の区域内又はその他の世界貿易機関の加盟国においては提供されているものをいう。

第二条　市場アクセス

1　一方の締約国は、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の区域内において新たな金融サービスを提供することを許可する。

2　一方の締約国は、第四十三条3の規定にかかわらず、自国の公的機関が自国の区域内において金融サービスを購入し、又は取得するに当たり、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対して最恵国待遇及び内国民待遇を与えることを確保する。

第三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び精算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この1の規定は、当該一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

2　一方の締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、次のいずれかに該当する場合には、(a)に規定する自主規制団体、有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体が自国の区域内に居住している他方の締約国の金融サービス提供者に対して内国民待遇を与えることを確保する。

(a)　当該一方の締約国が、当該他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するための条件として、自主規制団体、有価証券若しくは先物の取引所若しくは市場、清算機関その他の組織若しくは団体の構成員となり、これらに参加し、又はこれらを利用することを要求している場合

(b)　当該一方の締約国が、金融サービスの提供に当たり、(a)に規定する自主規制団体、有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体に対して直接又は間接に特権又は利益を与えている場合

第四条　透明性

1　各締約国は、金融サービスに対する規制の透明性を促進する。したがって、両締約国は、適当な場合には、客観的なかつ透明性のある規制に関する手続を各締約国において実施するために協議することを約束する。この場合において、両締約国は、次の事項を考慮する。

(a)　両締約国が、サービス貿易一般協定の下で、及び金融サービスの貿易に関連するその他の場において行う作業

(b)　規制の透明性、識別可能な政策目的及び通知され、又は他の方法により公に利用可能なものとされる明確な、かつ、一貫して適用される規制に関する手続の重要性

2　各締約国の権限のある当局は、要請があった場合には、実施可能な範囲内で、金融サービスの提供に関連する申請を完了させるための要件及び手続を関係者に利用可能なものとする。

3　金融サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、そのような免許を得るための要件及び手続を公に利用可能なものとする。当該締約国の免許に係る国内法令に基づいて要件を満たしていると認める申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間については、次のいずれかでなければならない。

(a)　申請者の要請に応じて利用可能であること。

(b)　公に利用可能であること。

(c)　(a)及び(b)に規定する方法の組合せにより利用可能であること。

第五条　迅速な申請手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者が提出する金融サービスの提供に関連する申請を不当に遅滞することなく審査する。

2　締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、申請を審査するために満たすべき要件を当該申請者に通知する。

3　締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、当該申請者の申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

4　各締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後直ちに申請者に通知する。申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、拒否の理由を申請者に通知する。

5　金融サービスの提供に免許が必要とされる場合において、免許を与えるに当たって適用される要件が満

たされているときは、締約国の権限のある当局は、申請の提出が当該締約国の国内法令に基づいて要件を満たしていると認めた後、原則として六箇月以内に免許を与える。

第六条　国内規制

1　第六章（附属書三から附属書七までを含む。）の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられない。当該措置には、次のものを含む。

(a)　投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置

(b)　当該締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置

当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。両締約国は、経済協力開発機構の下で、経常的貿易外取引の自由化に関する規約を実施することが必要であることを確認する。

2　各締約国は、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」、保険監督者国際機構の基準及び原則並びに証券監督者国際機構の「証券規制の目的と原則」が自国の区域内において実施され、かつ、適用されることを確保するために最善の努力を払う。

3　第六章（附属書三から附属書七までを含む。）のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第七条　信用秩序の維持のための措置の承認

一方の締約国が、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、協定又は取決めにより、第三国又は国際規制機関の信用秩序の維持のための措置を承認する場合には、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第八条　情報の移転及び処理

いずれの締約国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が他方の締約国の金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、自国の区域内又は区域外への当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この条の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第六章の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

第九条　金融サービスに関する小委員会

1　金融サービスに関する第六章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　金融サービスに関する同章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　両締約国間の貿易関係を強化し、及び両締約国の金融システムの効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、信用秩序の維持のための政策及び金融機関の監督を含む金融サービスに関連するあらゆる問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

2　小委員会は、両締約国間で別段の合意をする場合を除くほか、合同委員会の会合の際に会合する。

3(a)　小委員会は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の代表者から成る。

(b)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

4　小委員会の活動は、両締約国の監督当局の間の現在又は将来の関係であって、当該監督当局の権限の範囲内におけるものに影響を及ぼすものではない。

附属書七（第六章関係）　電気通信サービス

第一条　適用範囲及び定義

1　この附属書の規定は、電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用し、及び自国の国内法令に規定する放送サービスに影響を及ぼす締約国の措置については、適用しない。

注釈1　「電気通信サービスの貿易」は、第四十四条(t)の定義に従うものと了解する。

注釈2　この附属書の第二条から第八条までの規定は、基本電気通信サービスについてのみ適用する。

注釈3　日本国については、「放送サービス」には、サービス貿易一般協定のサービス分野分類表（MTN・GNS－W－一二〇）に基づく「ラジオ及びテレビのサービス」及び「ラジオ及びテレビの放送サービス」を含む。

2　この附属書の規定の適用上、

(a)　「不可欠な設備」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスに係る設備をいう。

(i)　単一又は限られた数のサービス提供者によって専ら又は主として提供されていること。

(ii)　サービスの提供において代替されることが経済的又は技術的に実行可能でないこと。

(b)　「主要なサービス提供者」とは、次のいずれかの結果として、基本電気通信サービスの関連する市場において、価格及び供給に関し、参加の条件に著しく影響を及ぼす能力を有するサービス提供者をいう。

(i)　不可欠な設備の管理

(ii)　当該市場における自己の地位の利用

(c)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間での電気通信を可能とする公衆電気通信の基盤をいう。

(d)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、締約国が公衆一般に提供されることを明示的に又は事実上要求している電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、顧客が提供する情報を二以上の地点の間で、当該情報の形態又は内容の終端における変更を伴わずに、実時間で伝送することを典型的に行う電信、電話、テレックス及びデータ伝送を含む。

(e)　「規制当局」とは、この附属書に規定する事項に関連する規制に係る任務を委託されている機関をいう。

(f)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

第二条　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、単独又は共同で主要なサービス提供者であるサービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

2　1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含む。

(a)　反競争的な内部相互補助を行うこと又は不当な競争を生ぜしめるような態様でサービスの価格を決定すること。

(b)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第三条　相互接続

1　この条の規定は、サービス貿易一般協定に基づく各締約国の特定の約束に係る表において特定の約束を行った範囲において、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスを提供するサービス提供者との接続であって、一のサービス提供者の利用者が他のサービス提供者の利用者と通信し、又は他のサービス提供者によって提供されるサービスへアクセスすることを可能にするものについて適用する。

2　各締約国は、主要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保する。主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。

(a)　差別的でない条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していないサービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不利でない品質によって提供されること。

(b)　サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者が支払をする必要がないように十分に細分化された、透明性のある、かつ、経済的実行

可能性に照らして合理的な条件（技術上の基準及び仕様を含む。）及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づいて適時に提供されること。

(c)　要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の多数に提供されている伝送網の終端地点以外の接続点においても提供されること。

注釈　日本国については、この2、3及び6の規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

3　主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合において、物理的に可能なときは、各締約国は、主要なサービス提供者が自己と相互接続する他のサービス提供者に対して次のいずれかのことを認めることを確保する。

(a)　主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に必要な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

(b)　主要なサービス提供者の建物内、とう道又は管路に、相互接続に必要な回線設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置すること。

4　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。

5　各締約国は、主要なサービス提供者が相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。

6　各締約国は、5に規定する接続約款が、前条の原則に合致すること並びに主要なサービス提供者が他のサービス提供者と相互接続する際の料金及び条件に関する記述を含むことを確保する。

7　各締約国は、主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者が、相互接続の適当と認められる条件及び料金があらかじめ設定されていない場合にこれらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期に、独立した国内機関（この附属書の第六条に規定する規制当局を含む。）に申し立てることができることを確保する。

(a)　随時

(b)　公に周知された合理的な期間の経過後

第四条　ユニバーサル・サービス

1　各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。

2　ユニバーサル・サービスを規律する締約国の措置は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され、かつ、当該締約国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件とする。

第五条　免許の手続

1　電気通信サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、次の事項を公に利用可能なものとする。

(a)　すべての免許基準及び免許申請に係る決定を行うために通常必要とされる期間

(b)　個別の免許の条件

2　締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後不当に遅滞することなく申請者に通知する。免許の申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、当該締約国の権限のある当局は、拒否の理由を申請者に通知する。

第六条　規制当局

1　各締約国の電気通信サービスの規制当局は、いかなる基本電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる基本電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わない。

2　各締約国は、自国の規制当局が行う決定及び当該規制当局が用いる手続が市場のすべての参加者について公平であることを確保する。

3　一方の締約国は、当該一方の締約国の規制当局の決定によって影響を受ける他方の締約国のサービス提供者が当該一方の締約国の法令に従って裁判所に対して異議を申し立てることができることを確保する。

第七条　希少な資源

各締約国は、希少な資源（周波数、番号及び線路敷設権を含む。）の分配及び利用に係る手続が、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施されることを確保する。各締約国は、分配された周波数帯の現状を公に利用可能なものとする。ただし、政府の特定の利用のために分配された周波数の詳細を公に利用可能なものとすることは、要求されない。

第八条　番号ポータビリティ

各締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、自国が指定するサービスに番号ポータビリティを提供することを確保する。

第九条　消費者及びデータの保護

1　各締約国は、電気通信サービスの利用に対して信頼を持つことができる環境を創出する必要性を認識して、自国の法令に従って次のことを行う。

(a)　自国の区域内における電気通信サービスの提供者が、個人の記録及び勘定を含む個人データを保護するための適切な措置をとることを確保すること。

(b)　宣伝を目的として、多数の受信者に対してその同意なしに送信される電子メッセージ（電子メールを含む。）を防止するために適切かつ必要な措置をとること。

2　両締約国は、電気通信サービスの利用に対する信頼を改善する発意を促進するため、二国間及び多国間の場において協力することができる。

第十条　情報の交換

両締約国は、電気通信サービスに関連する情報（立法手続、近年の進展、規制の枠組み及び国際的な場における両締約国のそれぞれの活動に関する情報を含む。）を交換することができる。

附属書八（第七章関係）　自然人の移動に関する特定の約束

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第六十五条に規定する日本国及びスイスの特定の約束である。

付録一　日本国の特定の約束

日本国は、この付録の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるスイスの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するスイスの自然人については、九十日間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　企業内転勤者

1　次の(a)から(c)までの要件を満たすスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国の区域内においてサービスを提供し、又は日本国の区域内において投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b)　当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。

(c)　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する者であること。

(i)　長として支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役として公私の機関を管理する活動

(iii)　公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格において認められるもの

(v)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈　この付録の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)又は(v)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節　投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の区域内における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　日本国の者以外の者であって日本国の区域内における事業に投資しているものに代わってその事業の経営を行う活動

(c)　日本国の区域内における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節　自由職業サービスに従事するスイスの自然人

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するスイスの自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b)　サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c)　日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d)　日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e)　日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f)　日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事するスイスの自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの事業活動であってサービスの提供に係るものに従事するスイスの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、日本国の出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

注釈　この(a)及び(b)に規定する活動には、次のサービスの提供に係る活動を含む。

－会計検査サービス
－建築サービス、関連する科学及び技術に関する相談サービス並びに技術試験及び分析サービス
－監査サービス
－事業体の税務計画及び相談サービス
－事業税の申告書類等の作成及び検査サービス
－機械及び工業設備のエンジニアリング・サービス（設置及び保守に関連するエンジニアリング・サービスを含む。）
－航空機に関連するエンジニアリング・サービス（航空機の保守及び修理サービスに関連するエンジニアリング・サービスを含む。）
－金融に関する助言サービス
－経営相談サービス
－研究及び開発のサービス
－ソフトウェアに関する相談サービス

2　1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

付録二　スイスの特定の約束

第一条　適用範囲

この付録には、自然人の移動に関するスイスの約束を定める。この付録の規定は、日本国の者について適用する。

第一節　サービス分野

第二条　自然人の分類に係る定義

1　2及び3に定義する自然人の分類は、この付録の第三条の規定の適用について関連を有する。

2　特定の事業体又は会社内の転勤としてスイスに転任する重要な職責を有する者（企業内転勤者）

スイス外にある日本国の特定の事業体又は会社（以下この付録において「企業」という。）が、スイスに設立した支店、子会社又は提携する会社を通じてスイスにおいてサービスを提供する場合において、その企業の被用者である次の(a)及び(b)に定義される者が、当該企業内の転勤としてスイスに転任するときは、当該者。ただし、当該者については、重要な職責を有する者に限るものとし、かつ、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である者に限る。

(a)　役員及び上級管理職

当該企業又はその一部門を主として指示する自然人であって、当該企業の上級役員、役員会又は株主から一般的な監督又は指示のみを受けるもの（当該企業のサービスの実際の提供に関連する業務を直接行う自然人を除く。）

(b)　専門家

高度の資格を有する自然人であって、当該企業のサービス、研究設備、技術又は経営の分野における高度の水準の専門知識を有することにより、特定のサービスを提供するために当該企業内において重要な職責を有するもの

3　スイスに移動する他の重要な職責を有する者

(a)　短期の商用訪問者及びサービスの販売契約の締結に従事する者

(i)　業務上の拠点の設立に責任を負う短期の商用訪問者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であってスイス外にあるものの被用者である自然人が、スイ

スへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合において、当該自然人が2(a)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、スイスに当該企業の業務上の拠点を設立する目的でスイスに入国しようとしている場合に限る。短期の商用訪問者が業務上の拠点の設立に責任を負う者である場合には、当該者については、一般公衆に対してサービスを直接販売し、又は自らサービスを提供してはならない。

(ii)　サービスの販売契約の締結に従事する者

企業によって雇用され、又は委任を受けている自然人が、当該自然人を雇用し、又は委任を与えている当該企業に代わってサービスの販売契約を締結するためにスイスに一時的に滞在する場合には、当該自然人。サービスの販売契約の締結に従事する者については、一般公衆に対してサービスを直接販売し、又は自らサービスを提供してはならない。

(b)　契約に基づくサービス提供者

(i)　企業の被用者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であってスイス外にあるもの（中央生産物分類（以下この付録において「ＣＰＣ」という。）八七二に定義するサービスを提供する企業を除くものとし、かつ、スイスにおいて実質的な事業活動に従事する別の企業とサービス契約を締結している企業に限る。）の被用者である自然人が、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合において、当該自然人が2(b)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、当該企業に代わって、(b)に掲げるサービス分野の自由職業家としてスイスにおいてサービスを提供する者に限るものとし、更に三年間の関連する経験を有することを要件とする。限られた数のサービス提供者に許可される入国及び一時的な滞在については、サービス契約毎にその滞在期間を三箇月間とし、かつ、許可されるサービス提供者の数については、当該サービス契約に基づいて遂行される業務の範囲に応ずるものとする。当該企業によって雇用されていない個人のサービス提供者については、スイスの雇用市場への進出を求める自然人とみなされる。

(ii)　次のサービス分野については、(i)の規定の対象となる。

(AA)　コンピュータ・ハードウェアの設置に関連する相談サービス（ＣＰＣ八四一）

(BB)　ソフトウェアの実行等に関するサービス（ＣＰＣ八四二）

(CC)　研究及び開発のサービス（ＣＰＣ八五一－八五三）

(DD)　法的な助言サービス（ＣＰＣ八六一の一部）。ただし、ティッチーノ州においては、スイス財政法に関する法的な助言サービスについては、「受託顧問会計士」による提供に限る。

(EE)　銀行の監査を除く監査サービス（ＣＰＣ八六二一の一部）。ただし、「合資会社」又は「無限責任社員による株式会社」の監査役の少なくとも一については、スイスに本拠地、主要な事務所又は登録された支店を有しなければならない。

(FF)　会計検査サービス（ＣＰＣ八六二一二）

(GG)　事業体の税務計画及び相談サービス（ＣＰＣ八六三〇一）

(HH)　事業税の申告書類等の作成及び検査サービス（ＣＰＣ八六三〇二）

(II)　経営相談サービス（ＣＰＣ八六五）

(JJ)　建築サービス（ＣＰＣ八六七一）

(KK)　エンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七二）。ただし、地籍活動及び関連する活動については、資格を有する測量技師が試験に合格することによりスイスの免許を付与された場合にのみ行うことができる。

(LL)　総合エンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七三）

(MM)　都市計画サービス（ＣＰＣ八六七四一）

(NN)　関連する科学及び技術に関する相談サービス（ＣＰＣ八六七五）

(OO)　技術試験及び分析サービス（ＣＰＣ八六七六）

(PP)　航空機の保守及び修理（ＣＰＣ八八六八の一部）

(c)　設置及び保守のサービス提供者

機械又は工業設備の設置又は保守のサービスを提供する資格を有する専門家。当該サービスの提供については、ＣＰＣ八七二に定義するサービスを提供する企業と関連して行われるサービスの提供は除き、報酬又は契約に基づいて行なわれ、及び機械又は工業設備の製造者である企業と当該機械又は工業設備の所有者である企業との間で締結される設置又は保守に係る契約に従うものとする。

第三条　入国及び一時的な滞在に関する一般規定、条件及び制限

1　第七章の規定にかかわらず、前条2及び3に定義する分類に該当する自然人の入国及び一時的な滞在に

関する約束については、第六章の規定（定義に係る規定を含む。）に従うものとする。特に、附属書三の付録二に規定するいかなる制限及び条件も適用する。この節の約束については、スイスがサービス貿易一般協定に基づいて特定の約束を行ったサービス分野についてのみ適用する。

2　スイスは、前条2及び3に定義する分類に該当する自然人に関する措置を除くほか、商用目的の自然人の入国及び一時的な滞在に関連する措置を維持し、修正し、又は採用する権利を留保する。当該自然人については、次の(a)から(f)までに規定する条件及び制限並びに外国のサービス提供者によるスイスへの入国及びスイスにおける滞在には許可（在留許可及び就労許可）が必要であるとの条件に従わなければならない。

(a)　支店及び活動場所における一般的な労働条件であって、法律又は労働協約が規定するもの（特に、報酬及び労働時間に関するもの）

(b)　スイスにおける職業の変更及び地理的移動を制限する措置（例えば、居住地を変更するための許可要件）

(c)　社会保障及び公的年金計画に係る法律上の制度に関連する規制（特に、資格期間及び居住要件に関するもの）

(d)　当該自然人に関する措置の執行に責任を負う当局の要請があった場合には、当該自然人を雇用する企業が当該当局と協力するとの要件

(e)　補助金、税制上の優遇措置及び税額控除の受給者となる資格については、スイスの特定の地理的地域に居住する自然人に限ることができるという制限

(f)　出入国管理、入国、滞在及び就労に関連する法令のすべての規定であって、(a)から(e)までに規定していないもの

3　前条2に定義する重要な職責を有する者の滞在期間については、三年間（この期間は、五年間までを限度として更新することができる。）に限る。同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在期間については、一年につき九十日間に限る。当該同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在許可が翌年について更新される場合には、更新を申請する当該自然人は、更新前と更新後のスイスにおける二回の滞在期間の間に、少なくとも二箇月間スイス外に滞在しなければならない。

4　スイスにおける雇用期間に制限のない雇用契約に基づく無期限の又は更新可能な在留許可によってスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人については、スイスにおける一時的な滞在又は一時的な雇用を目的としてスイスへ入国し、又はスイスに滞在する者とはみなさない。

第四条　最恵国待遇の制限

第四十五条の規定は、すべての分類の自然人（サービス提供者に限る。）の移動について規定する二国間協定であって、リヒテンシュタイン公国又は欧州共同体若しくはその加盟国とスイスとの間で締結されるものに基づく措置については、適用しない。

第二節　非サービス分野

第五条　自然人の分類に係る定義

1　2及び3に定義する自然人の分類は、この付録の第六条の規定の適用について関連を有する。

2　特定の企業内の転勤としてスイスに転任する重要な職責を有する者（企業内転勤者）

スイス外にある日本国の特定の企業が、スイスに設立した支店、子会社又は提携する会社を通じてスイスにおいて非サービス分野で事業活動を行う場合において、その企業の被用者である次の(a)及び(b)に定義される者が、当該企業内の転勤としてスイスに転任するときは、当該者。ただし、当該者については、重要な職責を有する者に限るものとし、かつ、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である者に限る。

(a)　役員及び上級管理職

当該企業又はその一部門を主として指示する自然人であって、当該企業の上級役員、役員会又は株主から一般的な監督又は指示のみを受けるもの（当該企業の実際の製造工程に関連する業務を直接行う自然人を除く。）

(b)　専門家

高度の資格を有する自然人であって、当該企業の製造、研究設備、技術又は経営の分野における高度の水準の専門知識を有することにより、製造工程について当該企業内において重要な職責を有するもの

3　スイスに移動する他の重要な職責を有する者

(a)　業務上の拠点の設立に責任を負う短期の商用訪問者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であってスイス外にあるものの被用者である自然人が、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合におい

て、当該自然人が2(a)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、スイスに当該企業の業務上の拠点を設立する目的でスイスに入国しようとしている場合に限る。

(b)　物品の販売契約の締結に従事する者

企業によって雇用され、又は委任を受けている自然人が、当該自然人を雇用し、又は委任を与えている当該企業に代わって物品の販売契約を締結するためにスイスに一時的に滞在する場合には、当該自然人。当該販売契約の締結に従事する者については、一般公衆に対して物品を直接販売してはならない。

第六条　入国及び一時的な滞在に関する一般規定、条件及び制限

1　第七章の規定にかかわらず、前条2及び3に定義する者の入国及び一時的な滞在に関する約束については、スイスの関係法令（特に、外国人に関する連邦法（ＬＥｔｒ、ＲＳ　一四二・二〇））及びその下位法令に従うものとする。

2　前条2に定義する重要な職責を有する者の滞在期間については、三年間（この期間は、五年間までを限度として更新することができる。）に限る。同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在期間については、一年につき九十日間に限る。当該同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在許可が翌年について更新される場合には、更新を申請する当該自然人は、更新前と更新後のスイスにおける二回の滞在期間の間に、少なくとも二箇月間スイス外に滞在しなければならない。

3　入国及び一時的な滞在が許可される自然人の数の上限についてのスイス法の規定は、前条2及び3に定義する分類に該当する日本国の自然人については、適用しない。

4　この節の規定の適用上、第五十三条、第五十八条及び第六十条の規定を準用する。

5　スイスにおける雇用期間に制限のない雇用契約に基づく無期限の又は更新可能な在留許可によってスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人については、スイスにおける一時的な滞在又は一時的な雇用を目的としてスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人とはみなさない。

第七条　定義

第六十四条の規定にかかわらず、この節の規定の適用上、第四十四条(b)、(f)、(g)、(h)、(k)及び(l)に規定する定義を準用する。

附属書九（第九章関係）　留保に係る表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第九十条に規定する日本国及びスイスの留保に係る表である。

付録一　日本国の留保に係る表

第一節　第九十条1(a)に規定する留保に係る表

1　この留保に係る表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第九十条1(a)の規定に従って記載するものである。

(a)　第八十七条

(b)　第八十八条

(c)　第九十六条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第九章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他のすべての事項に優先する。

4　この節の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	
分野	金融業
小分野	銀行業
産業分類	ＪＳＩＣ　六二二　銀行（中央銀行を除く。）
留保の種類	ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業
政府の段階	内国民待遇（第八十七条）
措置	中央政府
概要	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。
二	
分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
概要	
三	
分野	情報通信業
小分野	電気通信業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等
四	
分野	情報通信業
小分野	電気通信業及びインターネット附随サービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七一二　長距離電気通信業 ＪＳＩＣ　三七一九　その他の固定電気通信業 ＪＳＩＣ　三七二一　移動電気通信業
留保の種類	ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要	1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接に又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
五	
分野	製造業
小分野	医薬品製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　一六五三　生物学的製剤製造業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、ＪＳＩＣ　四〇一一　インターネット附随サービス業 注　ＪＳＩＣ三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
概要	内国民待遇（第八十七条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット附随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

六

分野　製造業
小分野　皮革製造業及び皮革製品製造業
産業分類　ＪＳＩＣ　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
ＪＳＩＣ　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業
ＪＳＩＣ　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業
ＪＳＩＣ　二〇二二　工業用革製品製造業（手袋を除く。）
ＪＳＩＣ　二〇二三　革製履物用材料・同附属品製造業
ＪＳＩＣ　二〇二四　革製履物製造業
ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業
ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業
ＪＳＩＣ　二〇七　袋物製造業
ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業
ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業
ＪＳＩＣ　三二五三　運動用具製造業
注１　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。
注２　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。

留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

七

分野　船舶の国籍に関する事項
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
政府の段階　中央政府
措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要　日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

八

分野　鉱業

小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
政府の段階　中央政府
措置　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要　日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

九

分野　石油業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業
ＪＳＩＣ　一七一一　石油精製業
ＪＳＩＣ　一七二一　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
ＪＳＩＣ　一七四一　舗装材料製造業
ＪＳＩＣ　一七九九　その他の石油製品・石炭製品製造業
ＪＳＩＣ　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
ＪＳＩＣ　四七二一　冷蔵倉庫業
ＪＳＩＣ　五三二一　石油卸売業
ＪＳＩＣ　六〇五一　ガソリンスタンド
ＪＳＩＣ　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
ＪＳＩＣ　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業
注１　ＪＳＩＣ一七四一、一七九九、四七一一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。
注２　ＪＳＩＣ九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。

留保の種類　内国民待遇（第八十七条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。

十

分野　農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の七の項で規定されているものを除く。）
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　〇一　農業
ＪＳＩＣ　〇二　林業
ＪＳＩＣ　〇三　漁業（水産養殖業を除く。）
ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業
ＪＳＩＣ　六三二四　農業協同組合

	ＪＳＩＣ　六三二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合
	ＪＳＩＣ　八七一一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国の区域内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十一	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九二三一　警備業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十二	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　四六一一　航空運送業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	最恵国待遇（第八十八条）
	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 3　航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　日本国の航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に規定する自然人又は団体に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十二	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十四	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）

産業分類	内国民待遇（第八十七条）
留保の種類	中央政府
政府の段階	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
措置	1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。
概要	

十五

分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	最恵国待遇（第八十八条）
	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで
概要	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

十六

分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで

十七

分野	運輸業
小分野	鉄道業
産業分類	ＪＳＩＣ　四二一一　鉄道業 ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
概要	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

十八

分野	運輸業
小分野	道路旅客運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。

十九

分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五二一　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五三一　内陸水運業

留保の種類	ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 特定措置の履行要求の禁止（第九十六条）
政府の段階	都道府県以外の地方政府
措置	
概要	日本国は、都道府県以外の地方政府が維持し、継続し、又はいつでも更新する現行の措置であって、これらの規定に適合しないものを留保する。日本国は、そのような地方政府による第九章の関連規定と適合しない現行の措置の適合性を増加させるために利用可能な合理的な措置をとる。

第二節　第九十条1(c)に規定する留保に係る表

1　この留保に係る表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第九十条1(c)の規定に従って記載するものである。

(a)　第八十七条
(b)　第八十八条
(c)　第九十六条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」がその他のすべての事項に優先する。

4　この節の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	

留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
概要	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の権利を留保する。 (a) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限する権利 (b) スイスの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限する権利 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利
現行の措置	

二

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
概要	指定された企業若しくは政府機関にのみ認められている日本国内における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

三

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）
概要	研究及び開発に係る補助金については、スイスの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置	

四

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
概要	日本国は、投資に関係する物品及びサービスが、航空機産業及び宇宙開発産業に通常関連するものである限り、当該投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

五

分野	武器・火薬産業
小分野	武器産業 火薬類製造業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
概要	日本国は、投資に関係する物品及びサービスが、武器産業及び火薬類製造業に通常関連するものである限り、当該投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第八十七条）
概要	日本国は、投資に関係する物品及びサービスが、電気業、ガス業及び原子力産業に通常関連するものである限り、当該投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七

分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	JSIC　〇三一　海面漁業 JSIC　〇三二　内水面漁業 JSIC　〇四一　海面養殖業 JSIC　〇四二　内水面養殖業 JSIC　八〇九三　遊漁船業
留保の種類	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条）
概要	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
八 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	情報通信業 放送業 ＪＳＩＣ　三八〇　管理、補助的経済活動を行う事業所 ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業 内国民待遇（第八十七条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八、第五十二条の十三、第五十二条の三十及び第五十二条の三十二
九 分野	土地取引に関する事項

小分野 産業分類 留保の種類 概要	内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
現行の措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条
十 分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第八十七条） 最恵国待遇（第八十八条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

（スイスの留保に係る表に関する付録二は省略）

附属書十（第十一章関係）　地理的表示

第一節　日本国で保護される表示

(a)　蒸留酒

(i)　壱岐

(ii)　球磨

(iii)　琉球

(iv)　薩摩

(b)　酒

白山

第二節　スイスで保護される表示

(a)　チーズ

(i)　アッペンツェラー

(ii) ベルナー・アルプケーゼ又はベルナー・ホーベルケーゼ
(iii) エメンタール
(iv) フォルマッジオ・ダルプ・ティチネーゼ
(v) グラルナー・シャプツィガー
(vi) グリュイエール
(vii) レティヴァ
(viii) ラクレット・デュ・ヴァレ
(ix) スプリンツ
(x) シュヴァイツァー・ティルジッター
(xi) テット・ドゥ・モワン又はテット・ドゥ・モワン・フロマージュ・ドゥ・ベルレ
(xii) ヴァシュラン・フリブルジョワ
(xiii) ヴァシュラン・モンドール

(b) 肉加工品
(i) ビュントナーフライシュ
(ii) ヴィアンド・セシェ・デュ・ヴァレ

(c) パン、菓子パン、ケーキ、菓子、ビスケットその他パン製造者の製品
(i) バーズラー・レッカリー
(ii) ムラング・ドゥ・グリュイエール
(iii) パン・ドゥ・セーグル・ヴァレザン
(iv) スイス・チョコレート又はシュヴァイツァー・ショコラーデ
(v) スイス・クロイターボンボン

(d) 蒸留酒
(i) アプリコティーヌ又はオー・ドゥ・ヴィ・ダブリコ・デュ・ヴァレ
(ii) アッペンツェラー・アルペンビッター
(iii) オー・ドゥ・ヴィ・ドゥ・ボワール・デュ・ヴァレ
(iv) シュヴァイツァー・キルシュ
(v) ツーガー・キルシュ

(e) ぶどう酒
(i) ドール
(ii) ファンダン
(iii) ジュネーブ
(iv) ラ・コート
(v) ラヴォー
(vi) ヌシャテル
(vii) ティチーノ
(viii) ヴァレ
(ix) ヴォー

(f) 時計及び精密機械装置
(i) ジュネーブ
(ii) ノイエンブルク又はヌシャテル
(iii) シャフハウゼン
(iv) スイス

(g) 繊維製品
(i) ランゲンタール
(ii) ザンクト・ガレン・エンブロイダリー、ザンクト・ガラー・シュティッカライ又はザンクト・ガラー・シュピッツェン
(iii) スイス

(h) 機械、金属加工業及び技術業
スイス

(i) 化学品・医薬品
(i) バーゼル
(ii) スイス

審査報告書

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十三日

外交防衛委員長　榛葉賀津也

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とサウジアラビア王国との間の定期航空路を開設し、定期航空業務を運営する権利を相互に許与し、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めるものである。この協定の締結により、我が国とサウジアラビア王国との間の人的交流及び経済的交流が増進され、両国間の友好関係の一層の強化に資することが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（第百七十回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承認することを議決した。

よってこれを送付する。

平成二十一年五月二十八日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定

日本国政府及びサウジアラビア王国政府は、

両国の領域の間の及び両国の領域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約（同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行われる同条約又はその附属書の改正を含む。）をいう。

(b)　「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、サウジアラビア王国にあっては民間航空機構及び同機構が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c)　「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d)　「領域」とは、条約第二条に定義する領域をいう。

(e)　「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機により行う定期航空業務をいう。

(f)　「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたって行う航空業務をいう。

(g)　「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(h)　「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸する

ことをいう。

(i)　「附属書」とは、この協定の附属書又は第十九条の規定による改正後の附属書をいう。

(j)　「特定路線」とは、附属書に定める路線をいう。

(k)　「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

2　附属書は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含むものとする。

第二条

一方の締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設し、かつ、運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

第三条

1　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十二条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約国が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約国が自国の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約国は、2及び第七条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

2　一方の締約国が指定する各航空企業は、他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を、当該他方の締約国の航空当局が要求するときは、立証するものとする。

第四条

1　一方の締約国の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

2　一方の締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込むため、附属書に定める当該特定路線上の他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第五条

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する自国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

4　一方の締約国の領域を直接通過中であり、かつ、直接通過のための空港内の区域から離れない旅客、手荷物及び貨物は、当該一方の締約国の関係法令に基づき、簡易な税関及び出入国の手続のみを受けるものとする。直接通過中の手荷物及び貨物は、関税及び租税を免除される。

5　一方の締約国の領域に輸入される印刷物であって、他方の締約国の指定航空企業による使用のみを目的

とするものは、当該一方の締約国の関係法令に基づき、関税を課されない。

第七条

1　一方の締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国の国民に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条1及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2　一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1の特権を許与する当該一方の締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該航空企業によるこれらの特権の行使を停止し、又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し、又は直ちにその行使につき条件を付することが、当該法令に重ねて違反することを防止するために必要であり、又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条

1　一方の締約国の法令であって、国際航空に従事する航空機の当該一方の締約国の領域への入国若しくは当該領域からの出国又は当該領域内にある間の運航及び航行に関するものは、当該一方の締約国の領域への入国若しくは当該領域からの出国に当たり、又は当該領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機について適用する。

2　一方の締約国の法令であって、旅客、乗組員、貨物又は郵便物の当該一方の締約国の領域への入国、当該領域内における滞在及び当該領域からの出国に関するもの、例えば、入国、出国、出入国管理、税関、通貨、衛生及び検疫に関する規制は、当該一方の締約国の領域への入国若しくは当該領域からの出国に当たり、又は当該領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機によって運送される旅客、乗組員、貨物及び郵便物について適用する。

3　一方の締約国は、要請があったときは、この条に規定する関係法令の写しを他方の締約国に提供する。

4　いずれの一方の締約国も、この条に規定する法令の適用に当たり、自国の航空企業に対し、他方の締約国の指定航空企業に与える待遇よりも有利な待遇を与えることができない。

第九条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第十条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十一条

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国の領域から発し、又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十二条

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）、当該特定路線のいずれかの区間について適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2　1の運賃は、次の規定に従って決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a)　運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が運賃調整に関する適当な国際的な仕組みを

通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間について適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従って提出される。

(b)　関係指定航空企業が運賃に関して(a)の合意をすることができなかった場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(a)の認可をしなかった場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意するよう努める。

(c)　航空当局の間で(b)の合意をすることができなかった場合には、紛争は、第十八条の規定に従って解決する。

(d)　新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、第十八条3の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十三条

1　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、当該他方の締約国の領域内において、支店を設置し、及び維持し、並びに協定業務の運営に必要な活動に従事することを許される。

2　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、当該他方の締約国の領域内にある支店に管理職員、技術職員、運航職員その他航空業務の提供に必要な専門職員を派遣し、及び置くことができる。

3　一方の締約国の指定航空企業は、他方の締約国の関係法令に従い、協定業務の運営に関連して当該他方の締約国の領域内において得た収入のうち支出を超える部分を、交換可能な通貨で送金の時の公の市場における為替換算率により自由に送金し、並びに協定業務の運営のため外国通貨建ての預金勘定及び交換可能な内国通貨建ての預金勘定を開設し、及び維持することを許される。

4　一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業が、権限のある当局の付することのある合理的な制限に従うことを条件として、当該一方の締約国の関係法令に従い、自ら地上取扱業務を提供すること、その業務の全部若しくは一部を他の航空企業、他の航空企業の支配下にある機関若しくは代理業者であって当該権限のある当局の認可を受けたものに委託すること又はその業務を当該権限のある当局に委託することのいずれかを選択することができるよう最善の努力を払うことを合意する。

第十四条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国の領域へ、及び当該他方の締約国の領域から運送する貨客に関する情報及び統計（指定航空企業が通常公表のため作成して自国の航空当局に提出するもの）を提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に対して要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により、両締約国の航空当局の間で討議する。

第十五条

1　両締約国は、国際法に基づく権利及び義務に従い、不法な妨害行為から民間航空の安全を保護する相互の義務がこの協定の不可分の一部を成すことを再確認する。両締約国は、国際法に基づく権利及び義務を害することなく、特に、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約、航空機の不法な奪取の防止に関する条約、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約、千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書及び可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約に従って行動する。

2　両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、民間航空機、その旅客及び乗組員、空港並びに航空保安施設の安全に対するその他の不法な行為並びに民間航空の安全に対する他の脅迫行為を防止するため、要請があったときは、それぞれ自国の法令に従い相互にすべての必要な援助を提供する。

3　両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成され、かつ、条約の附属書とされる航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従って行動すべきであり、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が当該航空保安規定に従って行動することを要求すべきである。

4　一方の締約国は、他方の締約国の領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域内における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護し、並びに旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機貯蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の領域内において適当な措置を講ずるべきである。一方の締約国は、また、特定の脅迫行為に対処するための合理的かつ特別の保安措置を求める他方の締約国からのいずれの要請に対しても好意的な考慮を払う。

5　民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、その旅客若しくは乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安全に終結させるため、連絡を円滑にすることその他の適当な措置により、相互に援助する。

第十六条

1　一方の締約国は、航空施設、乗組員、航空機及び航空機の運航に関する分野において他方の締約国が維持する航空の安全に係る規制又は方式が条約の附属書とされる国際標準（以下「国際標準」という。）に適合していないおそれがあると認める場合には、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から三十日の期間内に開始する。当該他方の締約国は、この協議の結果、自国の航空の安全に係る規制又は方式が国際標準に適合していないことを確認した場合には、当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置をとらなければならない。当該一方の締約国は、当該他方の締約国が当該規制又は方式を国際標準に適合させるために必要と認められる措置を合理的な期間内にとらなかったと認める場合には、国際民間航空機関事務局長に対してその旨を通報することができる。

2　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機について、自国の領域内（飛行中である場合を除く。）において、かつ、当該航空機の運航を不当に遅延させることなく、当該航空機の関連書類が有効であること、当該航空機の乗組員に免許が与えられていること並びに当該航空機の装備品及び状態が国際標準に適合していることを確認するために、検査することができる。

第十七条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十八条

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2の規定に基づいて行われた決定に従うことを約束する。

第十九条

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（附属書を除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3　改正が附属書についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附属書について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第二十条

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第二十一条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみ

なす。

第二十二条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十三条

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年八月十八日にジッダで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

中村滋

サウジアラビア王国政府のために

アブドッラー・ビン・ムハンマド・ヌール・ラヒミ

附属書

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点－中間地点－ジッダ、リヤド及び（又は）ダンマン

2　サウジアラビア王国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

サウジアラビア王国内の地点－中間地点－大阪及び（又は）名古屋

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

4　いずれの一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業も、他方の締約国内の地点と中間地点との間においては、自己が運送する途中降機の旅客を除くほか、第五の自由の運輸権を行使することができない。

審査報告書

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

右は賛成少数により承諾を与えるべきものでないと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十二日

決算委員長　家西　悟

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

㈠　平成十九年度一般会計予備費の予算額は、二千五百億円であって、このうち、平成十九年四月十三日から平成二十年一月十七日までの間に使用した金額は五百九十七億五千二百万円である。

㈡　平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定により、平成十九年六月二十九日から平成二十年一月二十九日までの間に経費の増額をした金額は六百十六億六千七百八十万四千円余である。

以上二件について審査した結果、適当な支出であると認められない。

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承諾することを議決した。

よってこれを送付する。

平成二十一年四月十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承諾することを議決した。

よってこれを送付する。

平成二十一年四月十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

各省各庁所管使用調書（その1）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十二日

決算委員長　家西　悟

参議院議長　江田　五月殿

審査報告書

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

各省各庁所管使用調書（その2）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

右は本院継続審査）

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承諾することを議決した。

よってこれを送付する。

平成二十一年四月十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

㈠　平成十九年度各特別会計予備費の予算総額は、一兆三千二百十億二百万円であって、このうち、平成十九年十一月六日に使用した金額は五百四十九億九千九百九十九万八千円余である。

㈡　平成十九年度各特別会計予備費の予算総額は、一兆三千二百十億二百万円であって、このうち、平成二十年二月二十二日に使用した金額は十四億九千九百四十九万八千円余である。

㈢　平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定により、平成二十年三月二十八日に経費の増額をした金額は五十五億八千四百五十四万千円余である。

以上三件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承諾することを議決した。

よってこれを送付する。

平成二十一年四月十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十三日

厚生労働委員長　辻　泰弘

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うための環境を整備し、その雇用の継続を図ることが一層重要となっていることにかんがみ、育児休業に関する制度及び子の看護休暇に関する制度の見直し等を行うとともに、介護休暇に関する制度及び所定外労働の制限に関する制度を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年六月十六日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

（小字及び――は衆議院修正）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第一条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成○年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　雑則（第五十二条―第六十七条）」を「第九章　紛争の解決（第五十二条の二―第五十二条の四）　第十章　雑則（第五十三条―第六十一条）　第十一章　罰則（第六十二条―第六十八条）」に改める。

第二条第一号中「及び第二十九条」を「、第二十九条及び第八章」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（公表）

第五十六条の二　厚生労働大臣は、第六条第一項（第十二条第二項及び第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第十条（第十六条及び第十六条の四において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条、第二十六条又は第五十二条の四第二項の規定に違反している事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第六十条第一項中「第三十六条から第五十四条まで」を「第七章第二節、第五十三条、第五十四条」に改め、同条第二項中「国土交通大臣」との下に「、第五十二条の二中「第二章から第五章まで」とあるのは「第二章から第三章の二まで、第五章」と、第五十二条の四第一項及び第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第五十六条の二中「第十六条の三第一項、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十六条の三第一項」と」を加え、「、第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と」を削る。

第六十一条第一項中「第三十条」の下に「、前章」を、「第五十六条」の下に「、第五十六条の二」を加え、「及び第六十五条」を「、第六十五条及び第六十八条」に改める。

第六十二条の前の見出しを削る。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章　紛争の解決

（苦情の自主的解決）

第五十二条の二　事業主は、第二章から第五章まで、第二十三条及び第二十六条に定める事項に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第五十二条の三　前条の事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条の規定は適用せず、次条に定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第五十二条の四　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2　事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六十一条の次に次の章名を付する。

第十章　罰則

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十八条　第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第二条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　子の看護休暇（第十六条の二―第十六条の四）」を「第四章　子の看護休暇（第十六条の二―第十六条の四）　第五章　介護休暇（第十六条の五―第十六条の七）　第六章　所定外労働の制限（第十六条の八・第十六条の九）」に、「第四章」を「第七章」に、「・第十八条」を「―第十八条の二」に、「第五章」を「第八章」に、「・第二十条」を「―第二十条の二」に、「第六章」を「第九章」に、「第七章」を「第十章」に、「第八章　紛争の解決（第五十二条の二―第五十二条の四）　雑則（第五十三条―第六十七条）」を「第十一章　紛争の解決（第五十二条の二―第五十二条の四）　第一節　雑則（第五十三条―第六十七条）　第二節　罰則（第六十八条―第六十八条の四）」に、「第十三章」を「第十二章」に改める。

第一条中「子の看護休暇」の下に「及び介護休暇」を加え、「勤務時間等」を「所定労働時間等」に改める。

第二条中「この法律」の下に「（第一号に掲げる用語にあっては、第九条の三を除く。）」を加え、同条第一号中「第五章」を「第八章」に、「及び第二十九条」を「、第二十九条及び第十一章」に改め、同条第四号中「この号及び第六十一条第三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）において」を削る。

第五条第一項第二号中「この条において」を削り、同条第二項中「、育児休業」の下に「（当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、労働者（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により休業した者を除く。）が当該子を養育するためにした前項の規定による最初の申出によりする育児休業を除く。）」を加え、「、前項」を「、同項」に改める。

第六条第一項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第七条第一項中「同条第三項」を「前条第三項」に改める。

第八条第一項中「第三項及び次条第一項において」を「以下」に改める。

第九条第二項第三号中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例）

第九条の二　労働者の養育する子について、当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における第二章から第五章まで、第二十四条第一項及び第十二章の規定の適用については、第五条第一項中「一歳に満たない子」とあるのは「一歳に満たない子（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用するこの項の規定により育児休業をする場合にあっては、一歳二か月に満たない子）」と、同条第三項各号列記以外の部分中「一歳到達日」とあるのは「一歳到達日（当該配偶者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日）」と、同項第一号中「又はその配偶者が、当該子の一歳到達日」とあるのは「が当該子の一歳到達日（当該労働者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた

日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日」と、同条第四項中「一歳到達日」とあるのは「一歳到達日（当該子を養育する労働者又はその配偶者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日（当該労働者に係る育児休業終了予定日とされた日と当該配偶者に係る育児休業終了予定日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）」と、前条第一項中「変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項」とあるのは「変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において同じ。）（当該育児休業終了予定日とされた日が当該育児休業開始予定日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該育児休業に係る子の出生した日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生した日以後当該労働者が労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。次項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二項第二号中「第五条第三項」とあるのは「次条第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳二か月、同条第三項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「一歳六か月」とあるのは「一歳六か月」と、第二十四条第一項第一号中「一歳（」とあるのは「一歳（当該労働者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定による申出をすることができる場合にあっては一歳二か月、」と、「一歳六か月」とあるのは「一歳六か月」とするほか、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

2　前項の規定は、同項の規定を適用した場合の第五条第一項の規定による申出に係る育児休業開始予定日とされた日が、当該育児休業に係る子の一歳到達日の翌日後である場合又は前項の場合における当該労働者の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日前である場合には、これを適用しない。

（公務員である配偶者がする育児休業に関する規定の適用）

第九条の三　第五条第三項及び前条の規定の適用については、労働者の配偶者が国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第二項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第二項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第二項又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第二項の規定によりする請求及び当該請求に係る育児休業は、それぞれ第五条第一項の規定によりする申出及び当該申出によりする育児休業とみなす。

第十一条第二項中「、前項」を「、同項」に改め、同項第二号中「第二十三条第二項において」を「第二十三条第三項において」に改め、同号ロ中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に、「勤務時間」を「所定労働時間」に改める。

第十二条第二項中「（第二号を除く。）」を削り、「同条第二項」を「同項」に、「準用する第六条第一項ただし書」を「準用する前項ただし書」に改める。

第十四条第一項中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改める。

第十章を第十三章とする。

第五十六条の二中「及び第十六条の三第二項」を「、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項」に、「及び第十六条の四」を「、第十六条の四及び第十六条の七」に改め、「第十六条の三第一項」の下に「、第十六条の六第二項、第十六条の八第一項、第十六条の九」を加え、「第十九条第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条」を「第十八条の二、第十九条第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十三条、第二十三条の二」に改め、「第五十二条の四第二項」の下に「（第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（公表）

第五十六条の二　厚生労働大臣は、第六条第一項（第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十条（第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十六条の八第一項、第十六条の九、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第十九条第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条、第二十三条の二、第二十六条又は第五十二条の四第二項（第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反している事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第五十七条中「第六条第一項第二号及び第三号」を「第六条第一項第二号」に、「及び第十六条の三第二項」を「、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項」に、「並びに第三項」を「及び第三項」に改め、「第十五条第三項第一号」の下

に「、第十六条の二第一項、第十六条の五第一項、第十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号」を加え、「並びに同項第三号並びに同条第三項」を「、第三項」に改める。

第六十条第一項中「第四章、第七章第二節第三十六条」を「第六章、第七章、第十章第二節、第五十二条の六」に○改め、同条第二項中「第六条第一項第二号」に、「及び第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項」に、「並びに第三項、第七条」を「及び第三項、第七条」に改め、「第九条第二項第一号及び第三項」の下に「、第九条の二第一項」を加え、「第十六条の二第二項」を「第十六条の二第一項及び第二項、第十六条の五第一項及び第二項」に、「第九条第二項第三号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により休業した」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第二項の規定により作業に従事しなかった」と、第九条第二項第三号」に、「第二十八条」を「第九条の二第一項中「労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定により作業に従事しなかった」と、第二十三条第二項中「労働基準法第三十二条の三の規定により労働させること」とあるのは「短期間の航海を行う船舶に乗り組ませること」と、同項及び第二十四条第一項中「始業時刻変更等の措置」とあるのは「短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置」と、同項第三号中「制度、第六章の規定による所定外労働の制限に関する制度」とあるのは「制度」と、第二十八条」に、○「第五十七条中「第三項第一号、第十条」を「第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十二条の六まで」とあるのは「第五十二条の五及び第六十条第三項」と、第五十二条の四第一項、第五十二条の五第一項及び第八条第一項において準用する場合を含む。）」と、同項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」に、「第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」を「第五十二条の二中「第二章から第八章まで」とあるのは「第二章から第五章まで、第八章」に、「第五十二条の四第一項、第五十二条の五第一項及び第八条第一項において準用する場合を含む。）」と、同項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」に、「第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」を「第五十二条の二中「第二章から第五章まで」とあるのは「第二章から第八章まで」に、「第五十二条の四第一項、第五十二条の五第一項及び第八条第一項において準用する場合を含む。）」と、同項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」に、「第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」を「第五十二条の二中「第二章から第八章まで」とあるのは「第二章から第五章まで、第八章」に、「第五十二条の四第一項、第五十二条の五第一項及び第八条第一項において準用する場合を含む。）」と、同項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」に、「第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」に改め、同条に次の一項を加える。

3　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十条第一項、第二十一条から第二十六条まで並びに第三十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えられた第五十二条の五第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十条第一項、第二十一条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、同項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と、同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と読み替えるものとする。

第六十一条第一項中「第六章」を「第九章」に改め、「第三十条」の下に「、前章」を、「第五十六条」の下に「、第五十六条の二」を加え、「及び第六十五条」を「、第六十五条及び第六十八条」に改め、同条第三項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第六項中「、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人」の下に「（以下この条において「特定独立行政法人」という。）」を加え、「。以下この条において「特定独立行政法人職員」という」を削り、「「職員」と」の下に「、「公務」とあるのは「業務」と」を加え、同条第七項中「除く。以下この条において同じ。）がその要介護家族の介護をするための休業」を「除く。）」に改め、同条第八項中「国家公務員」の下に「（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあっては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第

一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「その子の世話」を「当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話」に改め、同条第九項中「五日」の下に「（同項に規定する国家公務員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日）」を加え、同条第十一項中「、特定独立行政法人職員」を「、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務するとしたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）」を、「受ける国家公務員」の下に「（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員」を、「「地方公務員法第四条第一項に規定する職員」の下に「（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」を加え、同条第二十四項を同条第三十二項とし、同条第二十三項中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）」を削り、「養育する地方公務員法」を「養育する同法」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人の職員」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項中「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する」を削り、「特定独立行政法人の職員」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十項を同条第二十八項とし、同条第十九項を同条第二十七項とし、同条第十八項中「第十七条第一項第一号又は第三号」を「第十七条第一項各号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十七項中「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、地方公務員法」を「は、同法」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十六項中「特定独立行政法人職員」を「特定独立行政法人の職員」に、「第十七条第一項第一号又は第三号」を「第十七条第一項各号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十五項中「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する」を削り、「特定独立行政法人職員」を「、当該特定独立行政法人の職員」に、「当該職員」を「当該特定独立行政法人の職員」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十四項中「第十七条第一項第一号又は第三号」を「第十七条第一項各号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十三項を同条第二十一項とし、同条第十二項の次に次の八項を加える。

13　給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあっては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）は、農林水産大臣等の承認を受けて、当該国家公務員の要介護家族の介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話を行うため、休暇を取得することができる。

14　前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（要介護家族が二人以上の場合にあっては、十日）とする。

15　農林水産大臣等は、第十三項の規定による休暇の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があったときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

16　前三項の規定は、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあっては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

17　第十三項から第十五項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあっては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいず

れにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十五項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

18　農林水産大臣等は、三歳に満たない子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあっては、第十六条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

19　特定独立行政法人の長は、三歳に満たない子を養育する当該特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあっては、第十六条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

20　地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下この条において同じ。）は、三歳に満たない子を養育する地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあっては、第十六条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

第六十二条の前の見出しを削る。

第八章を第十二章とする。

第五十二条の二中「第五章」を「第八章」に改め、「第二十三条」の下に「、第二十三条の二」を加え、第八章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　紛争の解決の援助

第五十二条の三中「第四条」の下に「、第五条及び第十二条から第十九条まで」を、「次条」の下に「から第五十二条の六まで」を加える。

第八章中第五十二条の四の次に次の一節を加える。

第二節　調停

（調停の委任）

第五十二条の五　都道府県労働局長は、第五十二条の三に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2　前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第五十二条の六　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と読み替えるものとする。

第八章を第十一章とする。

第三十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十九条第一項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第七章を第十章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十一章　紛争の解決

第一節　紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第五十二条の二　事業主は、第二章から第八章まで、第二十三条、第二十三条の二及び第二十六条に定める事項に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第五十二条の三　前条の事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第五十二条の六までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第五十二条の四　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必

要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2　事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節　調停

（調停の委任）

第五十二条の五　都道府県労働局長は、第五十二条の三に規定する紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2　前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第五十二条の六　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の五第一項」と読み替えるものとする。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（所定労働時間の短縮措置等）」を付し、同条第一項を次のように改める。

事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないもの（一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものを除く。）に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（以下「所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち所定労働時間の短縮措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

一　当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二　前号に掲げるもののほか、所定労働時間の短縮措置を講じないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

三　前二号に掲げるもののほか、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者

第二十三条第二項中「勤務時間」を「所定労働時間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　事業主は、その雇用する労働者のうち、前項ただし書の規定により同項第三号に掲げる労働者であってその三歳に満たない子を養育するものについて所定労働時間の短縮措置を講じないこととするときは、当該労働者に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく育児休業に関する制度に準ずる措置又は労働基準法第三十二条の三の規定により労働させることその他の当該労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置（第二十四条第一項において「始業時刻変更等の措置」という。）を講じなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二　事業主は、労働者が前条の規定による申出をし、又は同条の規定により当該労働者に措置が講じられたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二十四条の見出し中「三歳から」を削り、同条第一項を次のように改める。

事業主は、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、次の各号に掲げる当該労働者の区分に応じ当該各号に定める制度又は措置に準じて、それぞれ必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一　その一歳（当該労働者が第五条第三項の規定による申出をすることができる場合にあっては、一歳六か月。次号において同じ。）に満たない子を養育する労働者（第二十三条第二項に規定する労働者を除く。同号において同じ。）で育児休業をしていないもの　始業時刻変更等の措置

二　その一歳から三歳に達するまでの子を養育する労働者　育児休業に関する制度又は始業時刻変更等の措置

三　その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者　育児休業に関する制度、第六章の規定による所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置

第二十四条第二項中「の制度又は前条第二項」を「若しくは介護休暇に関する制度又は第二十三条第三項」に改める。

第二十九条中「（第三十九条第一項第五号において「職業家庭両立推進者」という。）」を削る。

第六章を第九章とする。

第十九条第一項中「この条」の下に「及び第二十条の二」を加える。

第五章中第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　事業主は、労働者が第十九条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による

請求をし、又は第十九条第一項の規定により当該事業主が当該請求をした労働者について深夜において労働させてはならない場合に当該労働者が深夜において労働しなかったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第五章を第八章とする。

第十七条第一項中「次項」の下に「及び第十八条の二」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項中「同項」を「第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、この項前段に規定する制限期間については、第十六条の八第二項前段に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

第十八条第一項中「前条第一項（第二号を除く。）」を「前条第一項」に改め、第四章中同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二　事業主は、労働者が第十七条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による請求をし、又は第十七条第一項の規定により当該事業主が当該請求をした労働者について制限時間を超えて労働時間を延長してはならない場合に当該労働者が制限時間を超えて労働しなかったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第四章を第七章とする。

第十六条の二第一項中「五労働日」の下に「（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十労働日）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「その子の世話」を「当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして厚生労働省令で定める当該子の世話」に改める。

第十六条の三第二項中「（第二号を除く。）」を削り、「準用する第六条第一項ただし書」を「準用する前項ただし書」に改める。

第三章の二を第四章とし、同章の次に次の二章を加える。

第五章　介護休暇

（介護休暇の申出）

第十六条の五　要介護状態にある対象家族の介護その他の厚生労働省令で定める世話を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において五労働日（要介護状態にある対象家族が二人以上の場合にあっては、十労働日）を限度として、当該世話を行うための休暇（以下「介護休暇」という。）を取得することができる。

2　前項の規定による申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る対象家族が要介護状態にあること及び介護休暇を取得する日を明らかにして、しなければならない。

3　第一項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（介護休暇の申出があった場合における事業主の義務等）

第十六条の六　事業主は、労働者からの前条第一項の規定による申出があったときは、当該申出を拒むことができない。

2　第六条第一項ただし書及び第二項の規定は、労働者からの前条第一項の規定による申出があった場合について準用する。この場合において、第六条第一項第一号中「一年」とあるのは「六月」と、同条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十六条の六第二項において準用する前項ただし書」と、「前条第一項及び第三項」とあるのは「第十六条の五第一項」と読み替えるものとする。

（準用）

第十六条の七　第十条の規定は、第十六条の五第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

第六章　所定外労働の制限

第十六条の八　事業主は、三歳に満たない子を養育する労働者であって、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうちこの項本文の規定による請求をできないものとして定められた労働者に該当しない労働者が当該子を養育するために請求した場合においては、所定労働時間を超えて労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

一　当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二　前号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

2　前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は所定労働時間を超えて労働させてはならないこととなる一の期間（一月以上一年以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（第四項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならない。この場合において、この項前段に規定する制限期間については、第十七条第二項前段に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

3　第一項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

4　次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

一　制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二　制限終了予定日とされた日の前日までに、第一項の規定による請求に係る子が三歳に達したこと。

三　制限終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

5　第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十六条の九　事業主は、労働者が前条第一項の規定による請求をし、又は同項の規定により当該事業主が当該請求をした労働者について所定労働時間を超えて労働させてはならない場合に当該労働者が所定労働時間を超えて労働しなかったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六十一条の次に次の章名を付する。

第十三章　罰則

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十八条　第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（雇用保険法の一部改正）

第二条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の四第二項中「同項」の下に「（第六項において読み替えて適用する場合を含む。次項、第五項及び次条第二項において同じ。）」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第六十一条の六第一項において同じ。）が当該子の一歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合における第一項の規定の適用については、同項中「その一歳」とあるのは、「その一歳二か月」とする。

第六十一条の六第一項中「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条及び第六条の規定　公布の日

二　第一条及び附則第五条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第一条のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律目次の改正規定（第八章　紛争の解決（第五十二条の二―第五十二条の四）を「第十一章　紛争の解決　第一節　紛争の解決の援助（第五十二条の二―第五十二条の五）　第二節　調停（第五十二条の六・第五十二条の七）」に改める部分に限る。）、第五十二条の四（第一項に係る部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第五十二条の四第一項及び第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」を「第五十二条の三中「から第五十二条の六まで」とあるのは「、第五十二条の五及び第六十条第三項」と、第五十二条の四第一項、第五十二条の五第一項及び第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、第五十二条の二の前に節名を付する改正規定、第五十二条の三の改正規定、第八章中第五十二条の四の次に一節を加える改正規定、第三十八条の改正規定（常時百人以下の労働者を雇用する事業主等に関する暫定措置）

第二条　この法律の施行の際常時百人以下の労働者を雇用する事業主及び当該事業主に雇用される労働者については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第一条のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「新法」という。）第五章、第六章及び第二十三条から第二十四条までの規定は、適用しない。この場合において、第一条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。

（育児休業の申出に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後において新法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する新法第五条第一項又は第三項の規定による育児休業をするため、これらの規定による申出をしようとする労働者は、施行日前においても、これらの規定及び新法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する新法第五条第四項の規定の例により、当該申出をすることができる。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第四条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあっせん員に係属している同項（同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあっせんに係る紛争については、新法第五十二条の三（新法第六十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（健康保険法等の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の二第一項

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十九条第一項

三　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十二条第十項

四　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十三条の二第一項

五　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第一項

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の二第十項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

第六十八条の二第一項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により」に、「前項の規定の」を「第一項の規定の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業を含む。）をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間（当該期間において当該育児休業等をした期間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇（出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。）の期間その他これに準ずる休業であつて政令で定めるものをした期間を含む。）が一年（当該財務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。）を超えるときは、一年）」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第十項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

第七十条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により」に、「前項の規定の」を「第一項の規定の」に、「次項」を「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業（国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業を含む。）をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間（当該期間において当該育児休業をした期間（その子の出生した日以後労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間を含む。）が一年（当該総務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。）を超えるときは、一年）」とする。

第百十四条の二中「及び同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。

第百四十二条第二項の表第七十条の二第一項の項の次に次のように加える。

第七十条の二第二項	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項	国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業、裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項
	その子の出生した日以後労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇（出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。）の期間

第百四十二条第二項の表第七十条の三第一項の項中「（平成六年法律第三十三号）」を削る。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十一条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「第十八条第一項」の下に「、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条の五第一項」を加える。

別表第一第二十号の十七中「（平成三年法律第七十六号）」を削る。

（調整規定）

第十二条　施行日が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　号）の施行の日前である場合には、附則第八条第三号中「第二十二条第十項」とあるのは「第二十二条第九項」とし、附則第九条のうち国家公務員共済組合法第五十二条の二第十項の改正規定中「第五十二条の二第十項」とあるのは「第四十二条第九項」とし、附則第十条のうち次の表の上欄に掲げる地方公務員等共済組合法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十四条第十項及び第七十条の二の改正規定	第四十四条第十項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。 第七十条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により」に、「前項の規定の」を「第一項の規定の」に、「次項」を「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 2　組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業（国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業に準ずる休業をした期間	第四十四条第十項中「第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる」を「第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる」に改める。 第七十条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により」を「第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により」に、「前項の規定の」を「第一項の規定の」に、「次項」を「第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2　組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれかの日において前項に規定する育児休業（国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業に準ずる休業をした期間

条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第一項の規定による育児休業を含む。）をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間（当該期間において当該育児休業をした期間（その子の出生した日以後労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間を含む。）が一年（当該総務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。）を超えるときは、一年）」とする。	第百十四条の二の改正規定
第百十四条の二　る育児休業を含む。）をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間（当該期間において当該育児休業をした期間（その子の出生した日以後労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間を含む。）が一年（当該総務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。）を超えるときは、一年）」とする。	第百十四条の二第一項

審査報告書

公文書等の管理に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月二十三日

内閣委員長　愛知　治郎

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、公文書等が、国民共有の知的資源であり、その適切な管理、体系的な保存及び利用制度の整備が、国の基本的な責務・機能であるとともに、将来の発展への基盤であることを深く認識して、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、公文書管理の改革は究極の行政改革であるとの認識のもと、公文書管理の適正な運用を着実に実施していくこと。

二、国民に対する説明責任を果たすため、行政の文書主義の徹底を図るという本法の趣旨にかんがみ、外交・安全保障分野も含む各般の政策形成過程の各段階における意思決定に関わる記録を作成し、その透明化を図ること。また、軽微性を理由とした文書の不作成が恣意的に行われないようにするとともに、文書の組織共用性の解釈を柔軟なものとし、作成後、時間を経過した文書が不必要に廃棄されないようにすること。

三、行政機関の政策決定並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにするため、行政機関による委託事業に係る元データが確実に取得される仕組みを検討すること。

四、行政文書の管理が適正に行われることを確保するため、作成から一定期間が経過した行政文書をその保存期間満了前に一括して保管等の管理を行う制度（いわゆる中間書庫の制度）の各行政機関への導入について検討を行うこと。

五、保存期間の満了により廃棄される行政文書の量が膨大なものであることを踏まえ、廃棄に係る行政文書の内容の審査等に要する内閣総理大臣の補佐体制を強化すること。

六、公文書の管理・利活用に関する情報を十分に公開し、その在り方について多角的な専門的知

見及び幅広い国民の意見が取り入れられる機会を設けること。

七、特定歴史公文書等の適切なデジタルアーカイブ化を推進し、一般の利用を促進すること。

八、公文書の電子化の在り方を含め、セキュリティーのガイドラインの策定、フォーマットの標準化及び原本性確保等の技術的研究を推進し、電子公文書の長期保存のための十分な検討を行うこと。

九、国立公文書館等へ移管された特定歴史公文書等に対する利用制限については、利用制限は原則として三十年を超えないものとすべきとする「三十年原則」等の国際的動向・慣行を踏まえ、必要最小限のものとすること。

十、特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱いにおける除外規定である本法第十六条に規定する「行政機関の長が認めることにつき相当の理由」の有無の判断に関しては、恣意性を排し、客観性と透明性を担保する方策を検討すること。

十一、宮内庁書陵部及び外務省外交史料館においても、公文書等について国立公文書館と共通のルールで適切な保存、利活用が行われるよう本法の趣旨を徹底すること。

十二、本法に基づく政令等の制定・改廃に際しては、十分に情報を公開し、多角的な専門的知見及び幅広い国民の意見が取り入れられる機会を設けること。

十三、公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、職員の公文書管理に関する意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施するとともに、専門職員の資格制度の確立について検討を行うこと。また、諸外国における公文書管理体制の在り方を踏まえ、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること。

十四、既に民営化された行政機関や独立行政法人等が保有する歴史資料として重要な文書について、適切に国立公文書館等に移管されるよう積極的に対応すること。また、国民共有の知的資源を永く後世に伝えるため、特定歴史公文書等の保存・修復に万全を期することができる体制を整備すること。

十五、本法の趣旨を踏まえて地方公共団体における公文書管理の在り方の見直しを支援し、また、国立公文書館と地方公文書館との連携強化を図ること。

十六、一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを考慮しつつ、より多くの公文書館が設置されることを可能とする環境の整備について検討すること。

十七、刑事訴訟に関する書類については、本法の規定の適用の在り方を引き続き検討すること。

十八、附則第十三条第一項に基づく検討については、行政文書の範囲をより広げる方向で行うとともに、各行政機関における公文書管理の状況を踏まえ、統一的な公文書管理がなされるよう、公文書管理法制における内閣総理大臣の権限及び公文書管理委員会の在り方についても十分検討すること。

十九、公文書等の管理に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための司令塔として公文書管理に係る政策の企画・立案及び実施を担当する部局及び機構の在り方について検討を行うこと。

二十、行政機関のみならず三権の歴史公文書等の総合的かつ一体的な管理を推進するため、国立公文書館の組織の在り方について、独立行政法人組織であることの適否を含めて、検討を行うこと。

二十一、公文書管理と情報公開が車の両輪関係にあるものであることを踏まえ、両者が適正かつ円滑に実施されるよう万全を期すること。

右決議する。

公文書等の管理に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年六月十一日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

（小字及び┃┃は衆議院修正）

公文書等の管理に関する法律案

公文書等の管理に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　行政文書の管理（第四条―第十条）
第一節　文書の作成（第四条）
第二節　行政文書の整理等（第五条―第十条）
第三章　法人文書の管理（第十一条―第十三条）
第四章　歴史公文書等の保存、利用等（第十四条―第二十七条）
第五章　公文書管理委員会（第二十八条―第三十条）
第六章　雑則（第三十一条・第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、○国及び独立行政法人等の諸活動や○国民主権の理念にのっとり、歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

3　この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

一　独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館

二　行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4　この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二　特定歴史公文書等

三　政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5　この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二　特定歴史公文書等

三　政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

四　別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であって、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

6　この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7　この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一　第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

二　第十一条第三項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

三　第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四　法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8　この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一　行政文書

二　法人文書

三　特定歴史公文書等

（他の法令との関係）

第三条　公文書等の管理については、他の法律又はこれに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章　行政文書の管理

第一節　文書の作成

（作成）

第四条　行政機関の職員は、○当該行政機関の意思決定○並びに当該行政機関の事務及び事業の実績について、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、政令で定めるところにより、次に掲げる事項その他の事項について文書を作成しなければならない。

一　法令の制定又は改廃及びその経緯

二　前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯

三　複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯

四　個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

五　職員の人事に関する事項

（整理）

第五条　行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2　行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3　前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4　行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

5　行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前にあらかじめ、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第六条　行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2　前項の場合において、行政機関の長は、当該行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

（行政文書ファイル管理簿）

第七条　行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2　行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

（移管又は廃棄）

第八条　行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2　行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3　行政機関の長は、第一項前項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4　内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

（管理状況の報告等）

第九条　行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関（会計検査院を除く。次条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4　内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

（行政文書管理規則）

第十条　行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2　行政文書管理規則には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　作成に関する事項

二　整理に関する事項

三　保存に関する事項

四　行政文書ファイル管理簿に関する事項

五　移管又は廃棄に関する事項

六　管理状況の報告に関する事項

七　その他政令で定める事項

3　行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　行政機関の長は、行政文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三章　法人文書の管理

（法人文書の管理に関する原則）

第十一条　独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2　独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3　独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

4　独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。

5　独立行政法人等は、前項の規定により国立公文書館等に移管する法人文書ファイル等について、第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第十二条　独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（法人文書管理規則）

第十三条　独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2　独立行政法人等は、法人文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章　歴史公文書等の保存、利用等

（行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管）

第十四条　国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3　前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

4　内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

（特定歴史公文書等の保存等）

第十五条　国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4　国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条　国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一　当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ　行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ　行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二　当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ　独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ　独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号イからハまで若しくはトに掲げる情報

三　当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであって、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四　当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたもの

であって、当該期間が経過していない場合

五　当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合

2　国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第二項又は第十一条第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3　国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イから二まで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第十七条　国立公文書館等の長は、前条第一項第一号イ及び第二号イの規定にかかわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、政令で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十八条　利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、国立公文書館等の長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　国立公文書館等の長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であって第十六条第一項第一号ハ又はニに該当するものとして第八条第二項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4　国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書（第二十一条第二項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第十九条　国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（手数料）

第二十条　写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、できる限り利用しやすい額とするよう配慮して、国立公文書館等の長が定めるものとする。

（異議申立て及び公文書管理委員会への諮問）

第二十一条　利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

2　前項の異議申立てがあったときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一　異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二　決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立

てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用）

第二十二条　独立行政法人等情報公開法第十九条及び第二十条並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条から第十六条までの規定は、前条の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九条中「前条第二項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同条第二号中「開示請求者（開示請求者が」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が」と、同条第三号中「開示決定等について反対意見書」とあるのは「利用請求に対する処分について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下この号において同じ。）を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条から第十六条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第九条第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項の規定により諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同条第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同条第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「、不服申立人」とあるのは「、異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条から第十三条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条第二項及び第十六条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第十二条中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

（利用の促進）

第二十三条　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第十六条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元行政機関等による利用の特例）

第二十四条　特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等が国立公文書館等の長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十六条第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第二十五条　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の報告等）

第二十六条　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（利用等規則）

第二十七条　国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第十五条から第二十条まで及び第二十三条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならない。

2　利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　保存に関する事項

二　第二十条に規定する手数料その他一般の利用に関する事項

三　特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項

四　廃棄に関する事項

五　保存及び利用の状況の報告に関する事項

3　国立公文書館等の長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　国立公文書館等の長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第五章　公文書管理委員会

（委員会の設置）

第二十八条　内閣府に、公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3　委員会の委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4　この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（委員会への諮問）

第二十九条　内閣総理大臣は、次に掲げる場合に

は、委員会に諮問しなければならない。

一　第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第四条、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項若しくは第四三項（から）○まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二　○第十条第三項、○又は第二十七条第三項○第二十五条○の規定による同意をしようとするとき。

三　第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

（資料の提出等の求め）

第三十条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六章　雑則

（内閣総理大臣の勧告）

第三十一条　内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

（研修）

第三十二条　行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2　国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

（組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置）

第三十三条　行政機関の長は、当該行政機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

2　独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

（地方公共団体の文書管理）

第三十四条　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五章（第二十九条第二号及び第三号を除く。）の規定、附則第十条中内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定及び附則第十一条第三項の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二　附則第九条の規定　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（特定歴史公文書等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に国立公文書館等が保存する歴史公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。

（行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に次条の規定による改正前の国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十五条第一項の規定に基づく協議による国の機関（行政機関を除く。）と内閣総理大臣との定めは、第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなす。

（国立公文書館法の一部改正）

第四条　国立公文書館法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置（第十五条）」を「第四章　国立公文書館における公文書等の利用（第十六条）」に、「附則」を「附則」に改める。

第一条中「公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）」を「公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）及び公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第　　号）」に、「業務の範囲、国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置等」を「業務の範囲等に関する事項」に、「独立行政法人国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等」を「歴史公文書等」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において「歴史公文書等」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。

2　この法律において「特定歴史公文書等」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第七項に規定する特定歴史公文書等のうち、独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館に移管され、又は寄贈され、若しくは寄託されたものをいう。

第四条中「独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）」を「国立公文書館」に、「第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等」を「特定歴史公文書等」に、「国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等」を「歴史公文書等」に改める。

第七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立公文書館に追加して出資することができる。

第七条に次の二項を加える。

5　政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6　前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条を次のように改める。

（業務の範囲）

第十一条　国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。

二　行政機関（公文書等の管理に関する法律第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）からの委託を受けて、行政文書（同法第五条第五項の規定により移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。）の保存を行うこと。

三　歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四　歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。

五　歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

六　歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。

七　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　国立公文書館は、前項の業務のほか、公文書等の管理に関する法律第九条第四項の規定による報告若しくは資料の徴収又は実地調査を行う。

3　国立公文書館は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一　内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第七条に規定する技術上の指導又は助言を行うこと。

二　行政機関からの委託を受けて、行政文書（公文書等の管理に関する法律第五条第五項の規定により移管又は廃棄の措置をとるべきことが定められているものを除く。）の保存を行うこと。

第三章及び第四章を削る。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第五条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二条第二項第二号中「公文書館」を「研究所」に、「機関」を「施設」に改め、「もの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第　　号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

第二十二条を削る。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「できるよう」の下に「、前項に規定する公文書等の管理に関する法律第七条第二項のものほか」を加え、第四章中同条を第二十二条とし、同項を同条第二項とし、第二十四条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。同条に第一項として次の一項を加える。

行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律第七条に規定する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

第四章中第二十三条を第二十二条とし、第二十四条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第六条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第二条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「公文書館」を「博物館」に改め、「もの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第　　号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

第二十三条を削る。

第二十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「できるよう」の下に「、前項に規定する公文書等の管理に関する法律第十一条第三項のものほか」を加え、第五章中同条を第二十三条とし、同項を同条第二項とし、第二十五条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とする。同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人等は、公文書等の管理に関する法律第十一条第二項に規定する法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

第五章中第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とする。

（刑事訴訟法の一部改正）

第七条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二に次の二項を加える。

訴訟に関する書類については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第　　号）第二章の規定は、適用しない。この場合において、訴訟に関する書類についての同法第四章の規定の適用については、同法第十四条第一項中「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）」とあり、及び同法第十六条第一項第三号中「国の機関（行政機関を除く。）」とあるのは、「国の機関」とする。

押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、適用しない。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第三章第一節に次の一条を加える。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第七条の二　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第四項第二号」に改める。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）

第二十一条　利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。

2　利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十一年法律第　　号）第八条、第十六条、第二十三条、第二章第三節及び第四節並びに第四十九条第二項の規定は、適用しない。

3　利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十条第二項中「第八条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁（第十三条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十二条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十四条第七項中「あったとき、又は審理員から第三十九条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十三条中「行政不服審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第四十九条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

4　利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一　審査請求が不適法であり、却下する場合

二　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十二条　独立行政法人等情報公開法第十九条第二項、第二十条及び第二十条の二第一項から第五項までの規定並びに行政不服審査法第四章第一節第二款の規定は、前条第一項の規定による審査請求について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九条第二項中「前項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第四項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同項第二号中「開示請求者（開示請求者が」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が」と、同項第三号中「法人文書の開示について反対意見書」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「開示請求」とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を利用させること」と、独立行政法人等情報公開法第二十条の二第一項から第五項までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同条第一項及び第三項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第五項中「次項」とあるのは「公文書管理法第二十二条」と、「会長若しくは委員」とあるのは「委員」と、行政不服審査法第六十六条中「審査会は、必要があると認める場合には」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十二条において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十条の二第一項前段及び第三項に定めるもののほか、公文書管理委員会は」と、「第四十二条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁」とあるのは「公文書管理法第二十一条第四項の規定により公文書管理委員会に諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同法第六十七条から第七十一条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第六十九条中「会長又は委員に、第六十六条」とあるのは「委員に、公文書管理法第二十二条において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十条の二第一項前段の規定により提示された公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書

等を閲覧させ、公文書管理法第二十二条において読み替えて準用する第六十六条」と、「第六十七条第一項本文」とあるのは「公文書管理法第二十二条において読み替えて準用する第六十七条第一項本文」と読み替えるものとする。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第百八十条の規定　この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日のいずれか遅い日

二　第七条の二の規定　公文書等の管理に関する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二　公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第　　号）第二条第八項に規定するものをいう。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第四条第三項第四十一号中「前号」を「前二号」に、「歴史資料として重要な公文書その他の記録」を「公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等」に改める。

第三十七条第二項の表中

中央障害者施策推進協議会	障害者基本法

を

公文書管理委員会	公文書等の管理に関する法律
中央障害者施策推進協議会	障害者基本法

に改める。

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十一条　この法律の施行の日が消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第　　号）の施行の日前である場合には、前条のうち、内閣府設置法第四条第三項第三十九号の次に一号を加える改正規定中「第四条第三項第三十九号」とあるのは「第四条第三項第四十一号」と、「三十九の二」とあるのは「四十一の二」と、同項第四十一号の改正規定中「同項第四十号から第四十二号までを二号ずつ繰り上げ」とあるのは、「同項第四十号を同項第三十八号とし、同項第四十一号を同項第三十九号とし、同項第四十二号を同項第四十一号とし」とする。

3　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日前である場合には、前条のうち内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定中「第三十七条第二項」とあるのは、「第三十七条第三項」とする。

（総務省設置法の一部改正）

第十二条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項第一号中「第二十三条第二項」を「第二十二条第三項」に改め、同項第二号中「第二十四条第二項」を「第二十三条第三項」に改める。

（検討）

第十三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　国会及び裁判所の文書の管理の在り方については、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）

放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二条関係）

関西国際空港株式会社	一　関西国際空港及び関西国際空港株式会社法（以下この項において「株式会社法」という。）第六条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務 二　株式会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務 三　前二号に規定する事業に附帯する事業に係る業務 四　前三号に規定する事業に係る株式会社法第六条第一項第六号に掲げる事業に係る業務 五　株式会社法第六条第二項に規定する事業に係る業務
日本私立学校振興・共済事業団	一　日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる業務 二　事業団法第二十三条第二項に規定する業務 三　事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

所発行　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一、四九五円（本体一、四三〇円）